

法 務 総 合 研 究 所

研 究 部 報 告

48

女性と犯罪（動向）

2 0 1 2

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部報告48号は、「女性と犯罪（動向）」と題し、女性による犯罪と女性犯罪者の処遇に関する動向を取りまとめて報告する。

一般に、女性の犯罪は、男性の犯罪と異なる特色を有すると言われているが、その件数が少ないこともあって、各種の犯罪情勢等に関する調査・分析においては男性の犯罪の陰に隠れて光が当てられることが少なかった。そこで、法務総合研究所では、昭和43年に「女子受刑者の実態報告」と題して、女性受刑者の実態調査を、57年から62年まで「女性犯罪の総合的研究」と題して、女性犯罪の動向とその特質の分析、女子受刑者の実態調査等を、それぞれ行い、研究部紀要に発表した。また、平成4年版犯罪白書では、特集として「女子と犯罪」を取り上げ、女子犯罪の動向及び女子犯罪者処遇の実情等を調査した。女性による犯罪と女性犯罪者の処遇に関する統計資料については、これらの調査の中で、昭和55年又は平成3年までのものが収集して取りまとめられた。

その後、約20年が経過した。その間に、女性の社会進出は顕著となり、生活習慣や社会の経済情勢も著しく変化した。また、女性の犯罪情勢については、女性の入所受刑者が平成3年から22年の間に2倍以上に増加し、収容定員を超えた人員が収容される状況にあり、女性による犯罪への対処が重要となっていると言えよう。

これらの各種情勢の変化を踏まえて、女性犯罪者の現状とその特徴的な傾向を明らかにすることは、女性犯罪者の処遇の充実を図る上で必要不可欠である。そこで、本報告書では、女性による犯罪と女性犯罪者の処遇の全体像を概観する目的で、これらに関する昭和55年以降の統計資料を取りまとめることとした。その特徴的な部分について紙面で紹介するほか、収集した統計資料の全体をCD-ROMに収録して、女性犯罪者の処遇の充実を図るための今後の検討の基礎として用いることができるようにしている。

本報告が、今後、我が国の女性犯罪者のより適切な処遇の在り方を検討するための議論に際して、多少なりとも貢献できれば幸いである。

平成24年11月

法務総合研究所長 酒 井 邦 彦

要 旨 紹 介

本報告は、統計的資料に基づいて、女性による犯罪の動向と女性犯罪者の処遇の状況を明らかにすることにより、女性犯罪者に対する処遇を検討するための基礎的資料を提供することを目的としている。女性犯罪者と言っても、その社会的・経済的条件は、時代によっても年齢層によっても異なり得るものであり、したがって、その犯罪の特徴、処遇上の特質も異なり得ると考えられる。このような観点から、女性犯罪者に関する統計的資料を可能な限り収集し、経年比較・年齢層別^(注)比較が可能な形で取りまとめ、刑事司法の各段階での実情を明らかにするとともに、主要な罪名（殺人、強盗、傷害、放火、窃盗、詐欺及び覚せい剤取締法違反）を取り上げ、その特徴を探究することとした。そのほか、女性を受ける統計上の犯罪被害、女性特有の問題である売春に関わる刑事政策上の統計資料についても取り上げた。

1 女性による犯罪の動向（第1章）

（1）一般刑法犯

女性の一般刑法犯の検挙人員は、昭和58年に8万3,000人台、63年に8万2,000人台となった後、平成期に入って一旦は大幅に減少し、平成4年には5万2,000人台となったが、5年から増加に転じ、17年に8万4,175人と戦後最多を記録した。18年から再び減少に転じ、22年は7万人弱であった（一般刑法犯の検挙人員総数及び男性の一般刑法犯の検挙人員においては、昭和55年以降の最多は59年であり、最少は平成4年である。）。一般刑法犯検挙人員における女性比は、6年まではほとんどの年で20%未満であったが、7年以降は毎年20%を超えている。

女性の一般刑法犯検挙人員を年齢層別に見ると、20歳未満の者が最も多かったが、平成16年以降、顕著な減少傾向にある。他方で、65歳以上の高齢者については、増加傾向が著しく、22年は昭和61年の約4.7倍であった。

女性の殺人による検挙人員は、昭和63年以降、おおむね横ばいで推移しており、女性比も約2割で推移している。嬰兒殺（1歳未満の乳児を殺害（未遂を含む。）したものを行う。）は、性質上、女性比が高いが、平成22年の女性の検挙人員は昭和55年に比べ激減しており、10分の1以下である。

女性の強盗による検挙人員は、男性に比べ少なく、昭和55年に100人未満（女性比は3.6%）であったが、平成9年以降増加し、15年には300人を超え、その後、減少したが、19年以降、200人前後（女性比は7%前後）で推移している。年齢層別に見ると、18年以降の女子の少年の検挙人員は大きく減少している。

（注） 年齢層については、原則として、20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代、50～64歳、65歳以上の6つの層に区分した形で取りまとめた。

女性の傷害による検挙人員は、男性に比べ少なく、昭和55年に約1,229人（女性比は3.5%）であり、その後、緩やかな増減を経て、平成22年においては1,724人（女性比は7.8%）となった。

女性の放火による検挙人員は、昭和55年以降、長期的には緩やかな増加傾向にあり、女性比も上昇傾向にあり、平成22年においては24.3%である。

女性の窃盗による検挙人員は、一般刑法犯の大部分を占めており、平成22年においては77.0%である。同年の女性比は、昭和55年からやや上昇し、30.5%であり、一般刑法犯全体と比べ高い。年齢層別に見ると、高齢者の女性の検挙人員の増加が著しく、平成22年は昭和61年の約4.7倍であった。女性の窃盗の検挙人員の中では、非侵入盗によるものが多く、毎年80%以上を占めており、特に高齢者が多い（平成22年に99.0%）。

女性の詐欺による検挙人員は、男性に比べ少なく、昭和55年の女性比は9.1%（検挙人員1,222人）であったが、平成22年においては17.4%（検挙人員1,963人）と上昇した。

（２） 特別法犯

特別法犯（交通関係法令違反を除く。）の女性の送致人員は、昭和55年の2万7,610人から平成22年の1万1,266人に減少し、女性比も17.3%から14.6%に低下した。

女性の覚せい剤取締法違反による送致人員は、平成22年において、交通関係法令違反を除く特別法犯送致人員の中で約4分の1弱を占めている。同人員は、昭和59年の4,274人をピークに減少傾向にあり、平成22年は2,543人であるものの、女性比は昭和55年の15.6%から平成22年の21.4%へ上昇している。年齢層別に見ると、少年比は低下しているものの、平成14年以降、女子の覚せい剤取締法違反による送致人員は男子よりも多く推移している。

２ 女子の非行少年の特徴

（１） 就学・就労状況（第２章）

女子の非行少年の検挙人員の犯行時の就学・就労状況を見ると、殺人、強盗及び放火を除き、毎年、学生の占める比率が最も高く、大多数を占めている。また、女子の学生の中では、傷害及び放火を除き、近年高校生の比率が高い。検挙人員が少なく、傾向が明らかではない殺人、放火を除き、女子の非行少年の検挙人員に占める有職者の比率は男子より低い。

（２） 保護者の状況（第２章）

女子の非行少年の検挙人員の犯行時の保護者状況を見ると、どの罪名でも、両親のいる少年の比率が最も高いものの、殺人及び放火を除き、母親のみの少年の比率が上昇している。

（３） ぐ犯（第４章）

ぐ犯の家庭裁判所終局処理人員は昭和59年から減少し、平成22年は、男女総数で昭和55

年の8分の1程度となっている。

女子のぐ犯を態様別に見ると、昭和55年においては、不純異性交遊、家出が大半を占めていたが、平成22年までに、これらが大きく減少し、「その他」（飲酒、喫煙、浪費、けんか、盛り場はいかい、凶器携帯等をいう。）が増加した。

3 検察庁における処理の動向（第3章）

昭和57年の法務総合研究所研究部紀要に発表された「女性犯罪の総合的研究（第1報告 犯罪統計を中心とした女性犯罪）」において、昭和55年までの時点で、女性の起訴率は男性の起訴率を下回り、起訴猶予率は男性よりはるかに高いことが指摘されていたが、その後においても、女性の起訴率は男性より低く、女性の起訴猶予率は男性より高い特徴が維持されている。しかし、一般刑法犯において、男性では起訴率が低下傾向、起訴猶予率は上昇傾向にあるのに対し、女性では起訴率が上昇し、起訴猶予率は低下しているため、男女差は縮小傾向にある。

罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反において、起訴率、起訴猶予率の男女差が小さく、窃盗において男女差が大きい。

起訴・起訴猶予人員に占める初犯者の比率は、どの罪名においても、女性が男性よりも高い。罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反において、女性の起訴人員又は女性の起訴猶予人員に占める有前科者の比率が高い。

4 女性が被害者となった犯罪の動向（第5章）

一般刑法犯において、人が被害者となった事件のうち女性が被害者であるものの比率（被害女性比）は、昭和60年以降約3分の1で推移しており、平成22年は33.2%であった。

主な罪名（被害者が女性に限られる強姦を除く。）について、平成22年の被害女性比を見ると、強制わいせつ（97.7%）、詐欺（47.9%）、強盗（42.8%）、殺人（38.7%）、窃盗（33.8%）の順に高い。傷害においては、被害女性比が毎年一般刑法犯を下回っている。

5 女性受刑者の動向

（1）入所状況（第6章）

女性の入所受刑者人員は、昭和60年（1,363人）と平成18年（2,333人であり、昭和55年以降で最多）にそれぞれピークを迎えているが、18年は昭和60年の約1.7倍であって、平成19年以降もおおむね横ばいとなっており、以前に比べて高い水準で推移している。また、女性比は、昭和55年以降、ほぼ一貫して上昇傾向にあり、平成22年には昭和55年の約2.7倍（8.1%）にまで上昇している。なお、罪名では、窃盗と覚せい剤取締法違反が全体の約4分の3を占めている。

年齢層別に見ると、昭和59年以降、ほぼ一貫して65歳以上の構成比が上昇している。平

成22年における女性の年齢層別構成比は、高い順に、30歳代（29.5%）、40歳代（23.8%）、50～64歳（20.7%）、20歳代（14.8%）、65歳以上（11.2%）であった。なお、22年において、窃盗では、65歳以上の構成比（22.1%）が高く、高齢化が進んでいる一方、覚せい剤取締法違反では、20歳代から40歳代が約9割を占めている。

女性の初入者の人員は、昭和59年の第1のピーク（811人）、平成3年の底（458人）を経て、18年に第2のピーク（1,619人）となった後、緩やかな減少傾向にある。一方、再入者の人員は、昭和60年代のピーク（500人台）を経て、平成4年から11年まではほぼ横ばい（400人程度）で推移した後、12年からは増加傾向にあり、22年は昭和55年以降で最多となった。女性の再入者率（入所受刑者人員に占める再入者人員の比率）は、平成3年に約5割に達した後、低下傾向となったが、平成17年に上昇に転じ、22年は38.8%であった。なお、覚せい剤取締法違反及び窃盗では、再入者率が特に高く（平成22年でそれぞれ48.5%、43.7%）、両者を合わせて、女性の再入者の約9割を占めている。

女性の入所受刑者の有職者率（入所受刑者中の犯行時における有職者と無職者の合計に対する有職者の比率）は、昭和55年以降、3割前後で推移していたが、次第に低下し、平成22年は18.4%となっている。なお、有職者率は、毎年女性の方が男性に比べて低い状態で推移しているが、その差は縮小している。

女性の懲役刑受刑者の刑期の特徴を見ると、昭和55年においては「1年以下」の刑期の者の構成比が高かったが、その後、低下が著しく、平成22年においては、「1年を超え2年以下」の構成比が42.6%と最も高く、それに「2年を超え3年以下」（25.1%）、「1年以下」（17.4%）が続いた。長期刑（10年を超える刑期（無期を除く。）をいう。）では、女性は、増加傾向にあるものの、9割以上は男性であり、女性比は低い。

（2） 出所状況（第7章）

女性の出所受刑者の人員は、昭和55年（827人）から徐々に増加し、62年（1,329人）を機に減少に転じ、平成6年には918人となった。その後、再び増加傾向となり、18年以降は2,000人以上の高水準を維持している。

仮釈放率は、昭和55年（75.6%）から平成6年（84.7%）にかけて緩やかに上昇し、以後80%前後で推移し、18年以降は低下傾向で、22年は69.1%（昭和55年以降最低）であった。なお、女性の仮釈放率は、毎年男性よりも高い。

女性の出所受刑者の帰住先を構成比で見ると、「父・母」及び「更生保護施設」が主となっている。

各年の女性の出所受刑者において、職業訓練修了者の人員は、昭和55年は130人であったが、63年から平成9年は30人から60人程度と少なく、10年から19年にかけて、100人から140人程度の間で推移していたが、以後大幅に増加し、22年は394人であった。人員の増加に加え、職業訓練の種目も変化しており、近年において矯正施設入所者等に対する就労支援が充実強化され、時代の要請に応じた職業訓練がなされていることがうかがわれる。

6 女子の少年鑑別所被収容者の動向（第8章）

女子の少年鑑別所被収容者は、昭和55年以降で見ると、59年に最多となったが、その後、増減があった後、平成17年から毎年減少しており、22年は昭和59年の約40%となった。

年齢層別に見ると、昭和55年以降、ほとんどの年で、中間少年の比率が最も高く、次に年少少年であり、年長少年が最も少ない。男子と比べ、年少少年の比率が高く、年長少年の比率が低い。

非行名別に見ると、平成22年においては、窃盗、傷害、ぐ犯、覚せい剤取締法違反による者の順に多い。

女子の少年鑑別所被収容者全体に占める窃盗による者の比率は、昭和55年は12.1%であったが、平成22年は29.8%に上昇した。傷害による女子の少年鑑別所被収容者人員は、8年まではほぼ毎年200人未満であったが、9年以降は、毎年200人を超えて推移している。

ぐ犯による女子の少年鑑別所被収容者は、昭和55年以降長期的に減少傾向にあり、同年は1,430人であったが、平成22年は226人である。ぐ犯による少年鑑別所被収容者について、男女別に見ると、昭和55年以降、ほとんどの年において女子の人員が男子よりも多かったが、平成20年以降、男子が多くなっている。

覚せい剤取締法違反による女子の少年鑑別所被収容者は、平成10年以降、おおむね減少傾向にある。年齢層別に見ると、他のほとんどの非行名と異なり、年長少年の比率が高い。覚せい剤取締法違反による少年鑑別所被収容者を男女別に見ると、昭和55年では男子が女子の3倍以上であったが、その後、女子比が徐々に上昇し、平成14年以降、女子が男子を上回っている。

7 女子の少年院入院者の動向（第9章）

女子の少年院入院者は、昭和55年以降で見ると、60年に最多となり、平成18年からほとんどの年で減少し、22年は昭和60年の44.4%であった。

年齢層別に見ると、昭和55年以降ほぼ毎年中間少年の比率が最も高い。同年においては、それに次いで、年少少年、年長少年の順であったが、平成3年以降は、ほとんどの年で、年長少年、年少少年の順となっている。いずれの年においても、女子が男子より、年少少年の比率が高く、年長少年の比率が低い。

女子の少年院入院者を不良集団関係別に見ると、「不良集団関係なし」の構成比が最も高く、平成22年においては約6割であった。「暴力団」「暴走族」との交友のある者の構成比は、昭和55年においては高かったが、その後低下している。非行名別に見ると、平成22年においては、窃盗、覚せい剤取締法違反、傷害、ぐ犯による者の順に多い。

8 女性の保護観察対象者の動向（第10章）

女子の保護観察処分少年の人員は、昭和55年以降緩やかな増減を繰り返し、平成22年は

2,060人であり、昭和55年の約1.2倍である。女子比は、昭和55年には6.6%であったが、平成22年には12.8%となった。女子の保護観察処分少年を非行名別に見ると、平成22年においては、窃盗、傷害が多く、いずれも昭和55年に比べて大きく増加している。

女子の少年院仮退院者の人員は、昭和55年以降、400人前後から700人前後の間で推移し、女子比も9%から13%の間で推移している。女子の少年院仮退院者を非行名別に見ると、平成22年においては、窃盗、覚せい剤取締法違反、ぐ犯、傷害の順に多い。

女性の仮釈放者の人員は、昭和55年以降、増加傾向にあり、平成22年は1,497人と昭和55年の約2.4倍であった。女性比も同年以降、上昇傾向にあり、平成22年は10.3%であり、昭和55年より6.3pt高かった。平成22年の女性の仮釈放者を罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反、窃盗、詐欺、殺人の順に多い。覚せい剤取締法違反と窃盗による女性の仮釈放者は、昭和55年に比べ大きく増加している。

女性の保護観察付執行猶予者の人員は、昭和55年以降、400人台から600人台の間で推移している。男性に比べて、女性の増減は比較的少ない。女性比は、昭和55年以降上昇傾向にあり、平成22年は13.3%であり、昭和55年に比べて6.5pt高い。平成22年の女性の保護観察付執行猶予者を罪名別に見ると、窃盗、覚せい剤取締法違反が多く、この2罪名で全体の7割以上を占めている。

9 婦人補導院等の動向（第11章）

女性の売春防止法違反の送致人員は、昭和55年（1,425人）以降、おおむね減少を続け、平成15年以降おおむね400人前後で推移している。女性の同法違反による起訴率は、平成5年以降、ほとんどの年で60%を下回り、それ以前に比べて低い水準となっている。婦人補導院の新収容人員は平成4年以降0人である年が多い。

凡 例

1 用語の定義

(1) 「女子」・「男子」

第1章及び第2章 20歳未満の女性・男性

第4章及び第8章ないし第11章 少年法の適用を受ける女性・男性

(2) 「女性比」・「女子比」 男女総人員に占める女性又は女子の比率

(3) 「年少少年」 14歳及び15歳の者

(4) 「中間少年」 16歳及び17歳の者

(5) 「年長少年」 18歳及び19歳の者

(6) 「一般刑法犯」 道路上の交通事故に係る業務上過失致死傷、重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除く刑法犯（第2章及び第5章においては、更に道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。）

(7) 「高齢者」 65歳以上の者

(8) 「人口比」 ある一定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員

(9) 「侵入盗」 住宅又は住宅以外の建物に侵入し、金品を窃取するもの

(10) 「乗り物盗」 自動車、オートバイ又は自転車を窃取するもの

(11) 「非侵入盗」 侵入盗及び乗り物盗以外の窃盗

(12) 「交通関係法令」 平成15年までは道路交通法、道路運送車両法、自動車損害賠償保障法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律

平成16年以降は、これらに加えて、道路運送法、道路法、高速自動車国道法、駐車場法、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法、タクシー業務適正化臨時措置法、貨物運送取扱事業法、貨物自動車運送事業法、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

(13) 「検察庁終局処理人員」 起訴人員及び不起訴人員の合計

(14) 「起訴率」 起訴人員及び不起訴人員の合計に占める起訴人員の比率

(15) 「起訴猶予率」 起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率

(16) 「初犯者」 罰金以上の刑に処せられたことがない者

(17) 「有前科者」 罰金以上の刑に処せられたことがある者

(18) 「入所受刑者」 裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。

(19) 「初入者」 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者

(20) 「再入者」 受刑のため刑事施設に入所するのが2度目以上の者

- (21) 「仮釈放率」 満期釈放者及び仮釈放者の合計人員に占める仮釈放者の比率
- (22) 「保護観察率」 執行猶予の言渡しを受けた人員に占める保護観察付執行猶予の言渡しを受けた人員の比率

2 資料

本報告中の数値は、以下の統計による。

- (1) 第1章、第2章及び第5章：○年の犯罪（以下「警察庁の統計」という。警察庁刑事局）
人口資料（総務省統計局）
- (2) 第3章：検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
- (3) 第4章：司法統計年報（最高裁判所事務総局）
- (4) 第6章ないし第9章：矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
- (5) 第10章：保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
- (6) 第11章：警察庁の統計（警察庁刑事局）
検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

3 計数処理方法

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入したため、構成比の和は、100.0にならないことがある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得られた数値を四捨五入する方法によっている。そのため、各数値をそれぞれ四捨五入した上で、これらの和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

4 その他

罪名・用語及び図表の表示方法については、この凡例又は本文中に特に記載のない限り、平成23年版犯罪白書の用例による。

女性と犯罪（動向）

研 究 官	清 水 淑 子
研 究 官	野 下 智 之
研 究 官	櫛 山 昇
研 究 官	塩 島 かおり
研 究 官	瀧 澤 千都子
研 究 官	田 島 秀 紀
研究官補	石 川 ゆかり
研究官補	重 山 智 保
研究官補	藤 原 志 保
千葉保護観察所長（前研究官）	青 木 信 人
新潟保護観察所統括保護観察官（前研究官）	武 田 玄 雄
黒羽刑務所主任矯正処遇官（前研究官補）	中 林 保 雄

目 次

第1章 検挙（送致）人員の動向	1
第1節 本章の内容と用語	1
第2節 一般刑法犯	2
第3節 殺人	6
第4節 強盗	9
第5節 傷害	15
第6節 放火	18
第7節 窃盗	21
第8節 詐欺	32
第9節 特別法犯	38
第10節 覚せい剤取締法違反	41
第2章 少年検挙人員の動向	44
第1節 就学・就労状況別検挙人員	44
第2節 保護者の状況別検挙人員	53
第3章 検察庁終局処理人員の動向	61
第1節 検察庁における処分の概況	61
第2節 前科の有無別起訴・起訴猶予人員	78
第3節 初犯者率	93
第4章 ぐ犯の態様別家庭裁判所終局人員の動向	99
第5章 女性が被害者となった犯罪の動向	101
第1節 一般刑法犯	101
第2節 殺人	102
第3節 強盗	103
第4節 傷害	104
第5節 強姦	105
第6節 強制わいせつ	106
第7節 詐欺	107
第8節 窃盗	108

第6章 入所受刑者の動向	109
第1節 全体的な動向	109
第2節 罪名別による動向	121
第7章 出所受刑者の動向	143
第1節 出所受刑者	143
第2節 出所後の帰住先	147
第3節 職業訓練	149
第4節 出所時の保護状況	150
第8章 少年鑑別所被収容者の動向	151
第1節 入所状況	151
第2節 非行名別の動向	153
第9章 少年院入院者の動向	157
第1節 入院状況	157
第2節 非行名別の動向	159
第10章 保護観察対象者の動向	164
第1節 保護観察処分少年	164
第2節 少年院仮退院者	166
第3節 仮釈放者	168
第4節 保護観察付執行猶予者	171
第11章 婦人補導院等の動向	174

第1章 検挙（送致）人員の動向

第1節 本章の内容と用語

1 本章の内容

本章では、罪名ごとに、まず検挙人員（特別法犯（交通関係法令違反を除く。）については送致人員）の推移を、男女別の総数及び年齢層別に見ることとする。

また、検挙（送致）人員が増加していても、人口の増加率が検挙（送致）人員の増加率を上回っていれば、一概に治安情勢が悪化したとは言えないことから、人口比（本節2項を参照）の推移により、人口の増減に左右されない犯罪動向も男女別・罪名別及び犯行時の年齢層別（特別法犯については成人・少年別）に見る。

さらに、代表的な重大犯罪である殺人と、近年女性犯罪者の増加している強盗及び傷害について、それぞれに含まれるより具体的な罪名又は類型ごと（殺人については、殺人／尊属殺／嬰兒殺／殺人予備／自殺関与、強盗については、強盗・準強盗／強盗殺人／強盗致傷／強盗強姦、傷害については、傷害／傷害致死）の検挙人員の推移を見た上、強盗並びに女性の一般刑法犯中最も多い窃盗及び近年女性犯罪者の増加している詐欺について、態様別（強盗については侵入／非侵入、窃盗については侵入盗／乗り物盗／非侵入盗、詐欺については手口別）の検挙人員に言及する。

2 用語の意味

本章で使用する用語の意味は以下のとおりであるが、覚せい剤取締法違反を含む特別法犯では、以下の「検挙人員」は「送致人員」である。

女性比は、検挙人員に占める女性の比率をいうが、年齢層別の女性比は、当該年齢層の検挙人員に占める女性の比率をいう。

人口比は、刑事有責人口（14歳以上の人口）10万人当たりの検挙人員をいう。罪名別の人口比は刑事有責人口10万人当たりの当該罪名による検挙人員をいう。年齢層別の人口比は、当該年齢層の人口10万人当たりの検挙人員をいう。

少年比は、検挙人員に占める少年の比率をいい、女性の少年比は、女性検挙人員に占める女子少年の比率をいう。

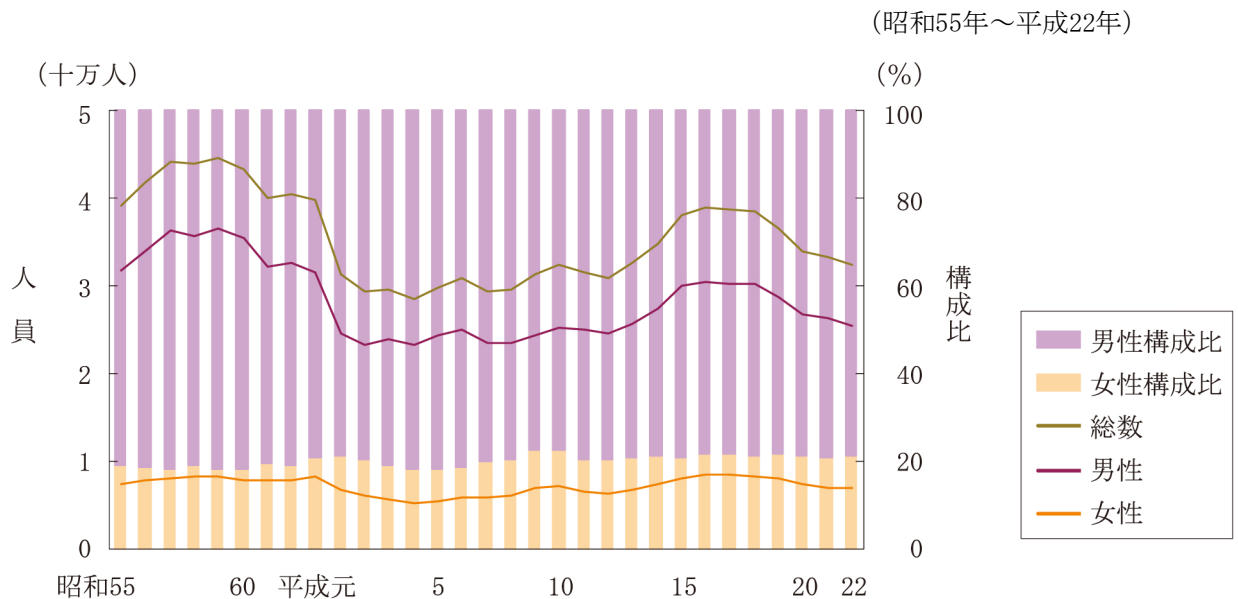
成人比は、検挙人員に占める成人の比率をいう。

第2節 一般刑法犯

1 検挙人員

1-2-1図は、昭和55年以降の一般刑法犯の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-2-1図 一般刑法犯 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、一般刑法犯による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

一般刑法犯による検挙人員は、平成4年を底としてその後増加し、9年以降は30万人台で推移しており、16年には38万9,297人となったが、昭和59年のピーク時における44万6,617人には届かないまま再び減少に転じ、平成22年は32万2,956人であった。

このうち、女性の検挙人員は、昭和56年から63年まで7万人台後半から8万人台前半で推移していたが、その後減少し、平成4年には5万2,030人となった。その後は増加傾向となり、16年には8万人を超えたが、18年から再び減少に転じ、22年は6万9,492人であった。

女性比は昭和63年から平成2年まで20%台で推移したが、同期間を除き6年までは18%台から19%台で推移していた。7年以降は再び20%以上で推移しており、22年は21.5%であった。7年以降、一般刑法犯検挙人員の5人に1人以上が女性となっている（CD-ROM資料1参照）。

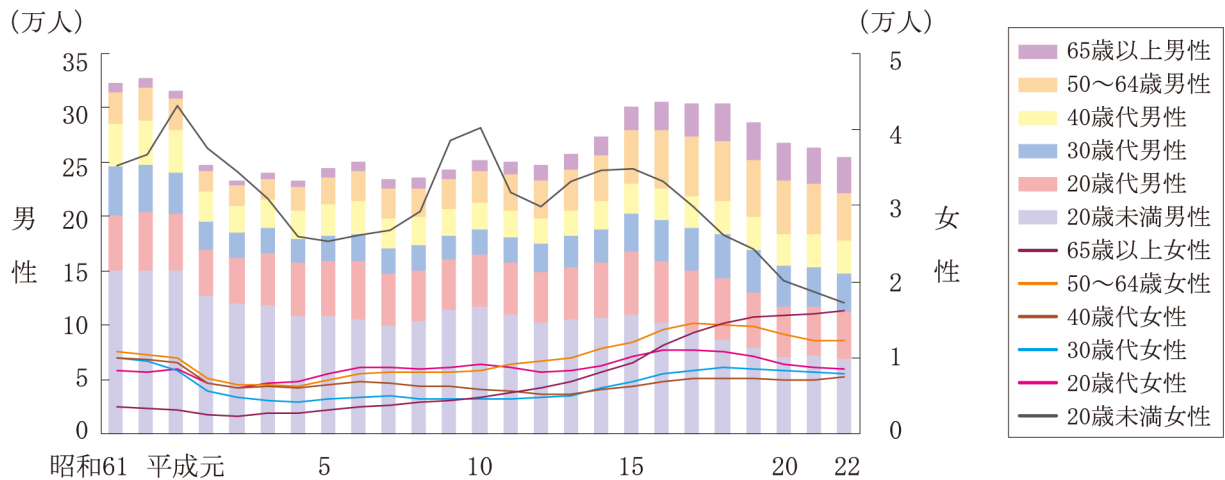
2 年齢層別検挙人員

1-2-2図①は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の一般刑法犯による検挙人員を年齢層別（犯行時の年齢による。）及び男女別に見たもの、同図②は、55年以降の一般刑法犯による70歳以上の年齢層の検挙人員を男女別に見たもの、同図③は、一般刑法犯による検挙人員について年齢層別の女性比を見たものである（CD-ROM資料2参照）。

1-2-2図 一般刑法犯 年齢層別検挙人員（男女別）・女性比の推移

① 全年齢層

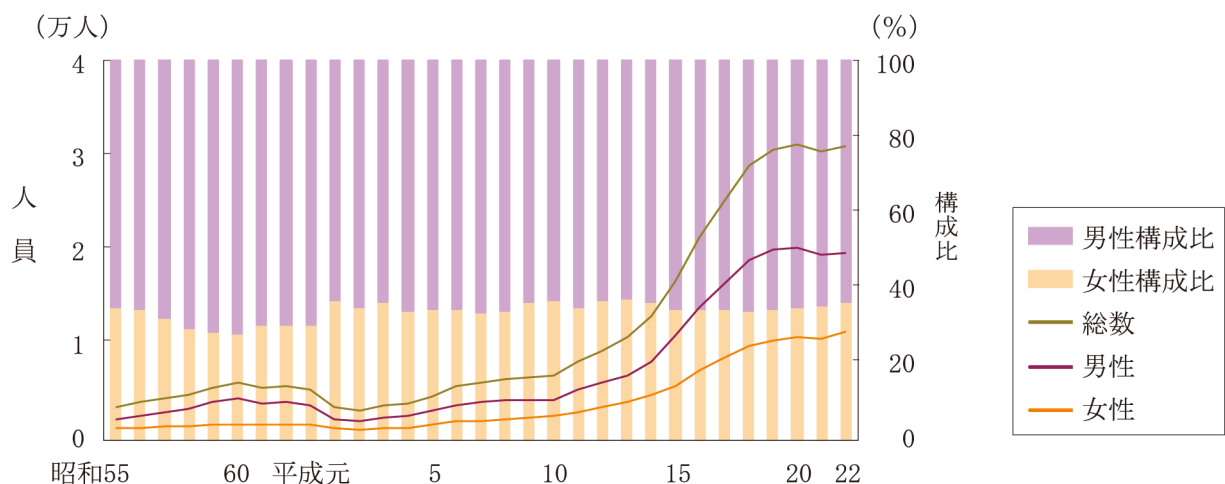
（昭和61年～平成22年）



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

② 70歳以上

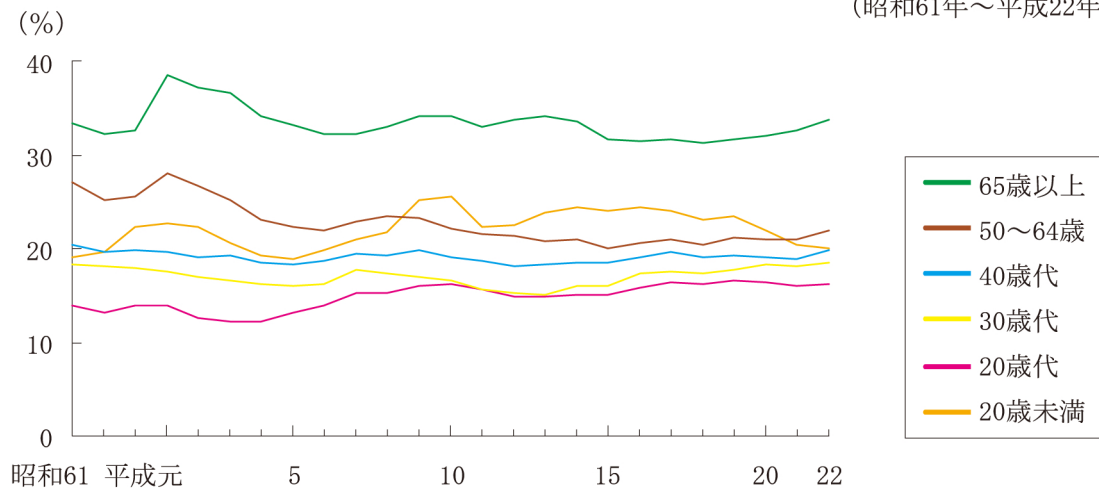
（昭和55年～平成22年）



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「女性構成比」は、一般刑法犯による70歳以上の年齢層の検挙人員に占める女性の比率（女性比）である。

③ 女性比

(昭和61年～平成22年)



注1 警察庁の統計による。

注2 犯行時の年齢による。

注3 「女性比」は、各年齢層の検挙人員に占める女性の比率である。

注4 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

全年齢層中、最も検挙人員が多いのは、男女とも少年であるが、平成16年以降、顕著な減少傾向にある。少年比も顕著な低下傾向にあり、22年は26.8%であった。女性の少年比は、昭和55年以降平成15年まで、40%台から50%台で推移していたが、同年頃から低下し、22年は24.8%であった。

高齢者層の検挙人員は、男女とも顕著に増加しており、平成22年は、男性では昭和61年の約4.6倍（3万1,894人）、女性では約4.7倍（1万6,268人）であった。

高齢者層中、70歳以上の年齢層に絞って検挙人員の推移を見ると、平成22年の同年齢層の検挙人員は、男性では昭和55年の約8.7倍（1万9,648人）、女性では約9.3倍（1万1,343人）であった。女性では、70歳以上の検挙人員が、平成19年以降、少年に次いで多い。

女性比は、昭和61年以降、毎年、高齢者層において他のどの年齢層よりも顕著に高く、平成22年は33.8%であったが、同年齢層では、男性検挙人員も大幅に増加しているため、横ばいで推移している。一般刑法犯による高齢者の検挙人員では3人に1人以上が女性となっている。また、高齢者層中、70歳以上の年齢層に絞って女性比を見ると、元年以降、全年齢層中で最も高く、22年は36.6%であったが、横ばいで推移している（CD-ROM資料2参照）。

3 人口比（総数・年齢層別）

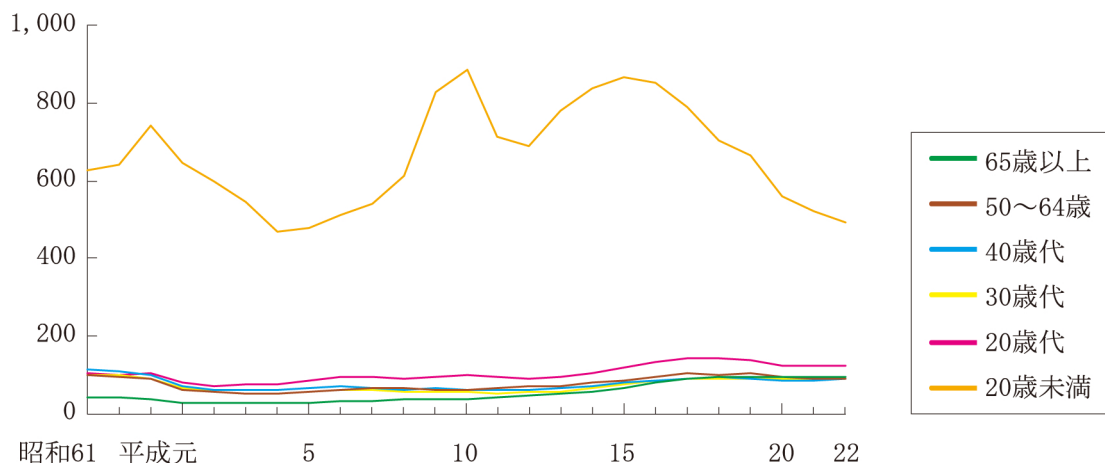
昭和55年以降の一般刑法犯の人口比の推移を見ると、57年の473.8をピークとしてその後低下傾向にあったが、平成8年から上昇傾向となり、16年には350.1の高水準となった。その後は再び低下傾向にあり、22年は290.4であった。

これを男女別に見ると、男女とも人口比は低下傾向にあるが、男性の人口比は女性と比較すると顕著に高い。女性の人口比は、成人でも少年でも（犯行時の年齢による。）、毎年、おおむね男性の4分の1程度の水準にあり、平成22年は女性全体で121.0であった。

成人・少年別に見ると、男性でも女性でも少年の人口比が成人と比較して顕著に高い。成人女性の人口比は、昭和63年から平成15年まで90未満で推移していたが、16年以降95を超えて昭和61年以前と同様の水準まで上昇しており、平成22年も96.9であった。成人男性の人口比は、昭和57年の511.7が最高で、同年以外は59年に507.7であったのを除き、毎年500を下回っているが、平成22年も368.0と、成人女性と比較すると顕著に高い。成人でも少年でも、男性の人口比は女性を大きく上回っているが、女子少年の人口比は、昭和55年以降、一貫して成人男性よりも高く、平成22年も491.5であった（CD-ROM資料2参照）。

1-2-3図は、昭和61年以降の一般刑法犯における女性の人口比を年齢層別に見たものである（CD-ROM資料2参照）。

1-2-3図 一般刑法犯 女性検挙人員の年齢層別人口比の推移



注1 警察庁の統計及び総務省統計局の資料による。

2 「人口比」は、当該年齢層の人口10万人当たりの検挙人員である。

3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

4 人口比の算出に用いた年齢層別検挙人員は、犯行時の年齢による。

5 平成22年の人口比算出に用いた人口は、速報値である。

男性では、年齢層が低いほど人口比が高い傾向にあるが、50歳以上の年齢層における人口比は、平成2年を底として18年まで急上昇した。男性の40歳代までの各年齢層では、人口比は低下している。

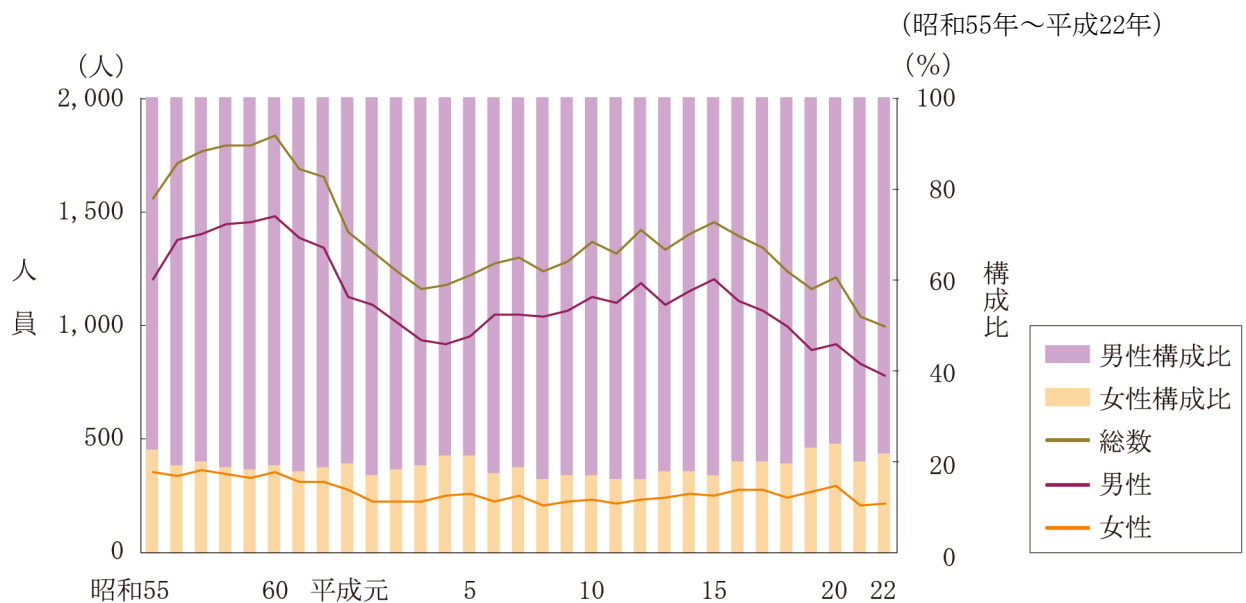
女性では、平成5年から高齢者層で人口比が上昇傾向にあったことから、20年以降は、同年齢層の人口比が少年及び20歳代に次いで高くなり、22年は97.0であった。20歳代でも13年から人口比は上昇傾向となり、22年も123.3と高水準にある（CD-ROM資料2参照）。

第3節 殺人

1 検挙人員

1-3-1図は、昭和55年以降の殺人の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-3-1図 殺人 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、殺人による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

殺人による検挙人員は、昭和60年の1,833人をピークに平成3年まで急激に減少した。その後は15年まで増加傾向にあったが、16年から再び減少傾向となり、22年には999人と、昭和55年以降初めて1,000人を下回った。

このうち、女性の検挙人員は、昭和57年のピーク時には362人であったが、その後減少傾向となり、63年以降は200人台で推移しており、平成22年は220人であった。

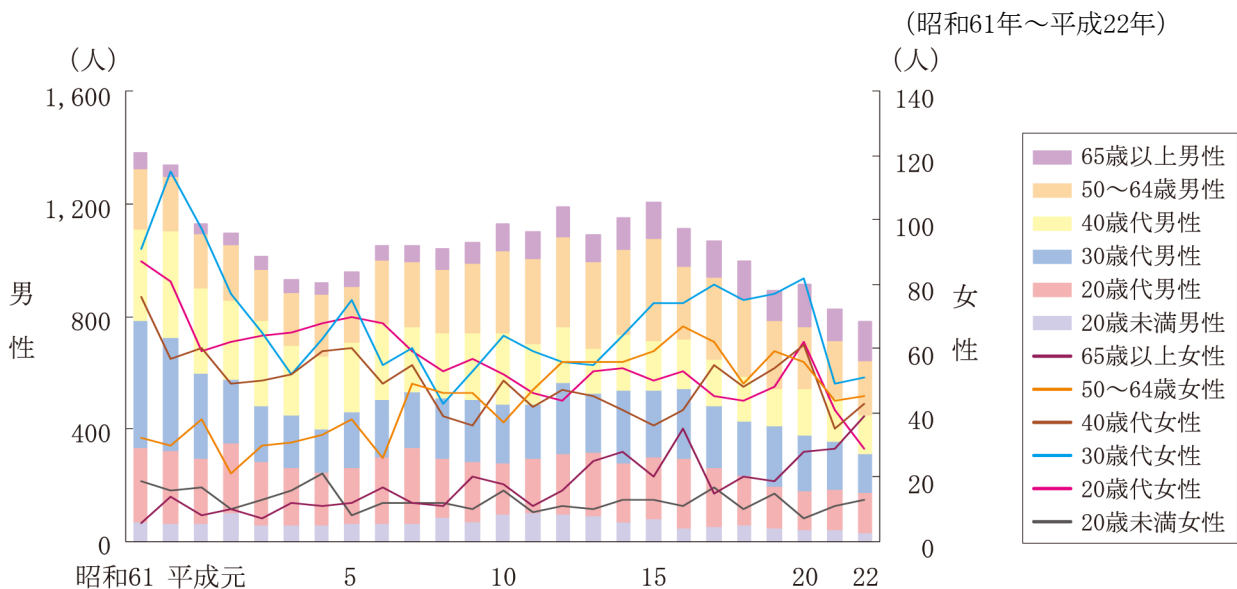
平成22年における殺人による検挙人員の女性比は22.0%であり、昭和55年以降16%台から24%台で推移している。殺人の女性比は一般刑法犯全体と同水準で、殺人でも、近年、検挙人員の5人に1人以上が女性となっている。

女性の一般刑法犯検挙人員総数に占める殺人の比率は0.3%から0.5%で推移しており、平成22年は0.3%であった（CD-ROM資料1参照）。

2 年齢層別検挙人員

1-3-2図は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の殺人による検挙人員を男女別及び年齢層別（犯行時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料2 参照）。

1-3-2図 殺人 年齢層別検挙人員の推移（男女別）



注1 警察庁の統計による。

注2 犯行時の年齢による。

注3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

殺人による検挙人員は、一般刑法犯全体とは異なり、毎年男女とも9割以上が成人である。少年比は3%台から8%台で推移しており、平成22年は4.6%であった。一般刑法犯全体と比較すると顕著に低い。女性の少年比は、年によって変動が大きいですが、やはり一般刑法犯と比べると相当に低く、同年は5.9%であった。

男性検挙人員は20歳から64歳までの各年齢層に分散しているが、女性は、ほぼ毎年30歳代の検挙人員が最も多い。男女とも高齢者層の検挙人員は、長期的には顕著な増加傾向にある。特に女性でこの傾向が強く、高齢者層の平成22年の検挙人員を昭和61年と比較すると、男性では約2.3倍（135人）であるのに対し、女性では約6.5倍（39人）となっている。

女性比を見ると、高齢者層では男性の検挙人員も顕著に増加していることから、横ばいで推移しているが、平成22年は22.4%と全年齢層合計の女性比（22.0%）を超える高さとなった。50歳から64歳の年齢層では緩やかに上昇しており、同年は、19.1%であった。40歳代でも、男性検挙人員が減少する中、女性検挙人員はほぼ横ばいで推移したため、女性比は上昇している。

高齢者層のうち、70歳以上の年齢層に絞って女性比を見ると、平成22年は23.7%と、全

年齢層合計の女性比をも超える高水準であった。ただし、70歳以上の年齢層の女性検挙人員は極めて少ないことから、女性比は年ごとに大きく変動している（CD-ROM資料2参照）。

3 人口比（総数・年齢層別）

昭和55年以降の殺人の人口比を見ると、全般に極めて低く、2.0以下で推移している上、低下傾向にあり、平成22年は男女総数で0.9（男性1.4、女性0.4）であった。一般刑法犯全体と異なり、成人の人口比は少年よりも高いが低下傾向にあり、少年の人口比はほぼ横ばいで推移しており、同年は成人が0.9、少年が0.6であった。女性の人口比は、毎年男性（同年は成人で1.5、少年で0.9）よりも低く、同年は成人、少年とも0.4であった。

殺人の人口比を年齢層別（犯行時の年齢による。）に見ると、男女総数では20歳代（平成22年は1.2）で最も高い。

これをさらに男女別に見ると、男性では少年と65歳以上では横ばい、その他の年齢層では低下している。平成22年において最も人口比が高いのは男性では20歳代で、2.0であった。

女性では、20歳代と30歳代で低下傾向、それ以外の年齢層では横ばいであるが、年齢層による人口比の差は小さく、いずれの年齢層でも、毎年1.5以下で推移している。女性の人口比は、ほぼ毎年30歳代で最も高く、平成22年は0.6であった。また、同年における女性の高齢者層の人口比は0.2であった（CD-ROM資料2参照）。

4 類型別検挙人員

殺人による検挙人員を、殺人総数だけでなく、殺人（尊属殺、嬰兒殺、自殺関与及び殺人予備を除く殺人をいう。）、尊属殺、嬰兒殺等に細分化して、男女別及び成人・少年別（検挙時の年齢による。）に見ると、殺人総数では、成人比が高く、昭和55年以降、毎年90%を超えており、さらに男女別に見ると、毎年、成人男性が男女総数の72%以上を占めている。平成22年の成人比は95.7%であり、殺人総数に占める成人男性の比率は74.9%である。

平成7年まで処罰規定が存在した尊属殺については、昭和58年まで、女子少年の検挙者はいなかったが、59年以降、3人以下と少ないながら検挙される者が現れ、同規定が削除された当時、尊属殺全体及び成人男女で検挙人員は増加傾向にあり、平成7年の検挙人員総数は75人で、その69.3%を成人男性が占めていた。

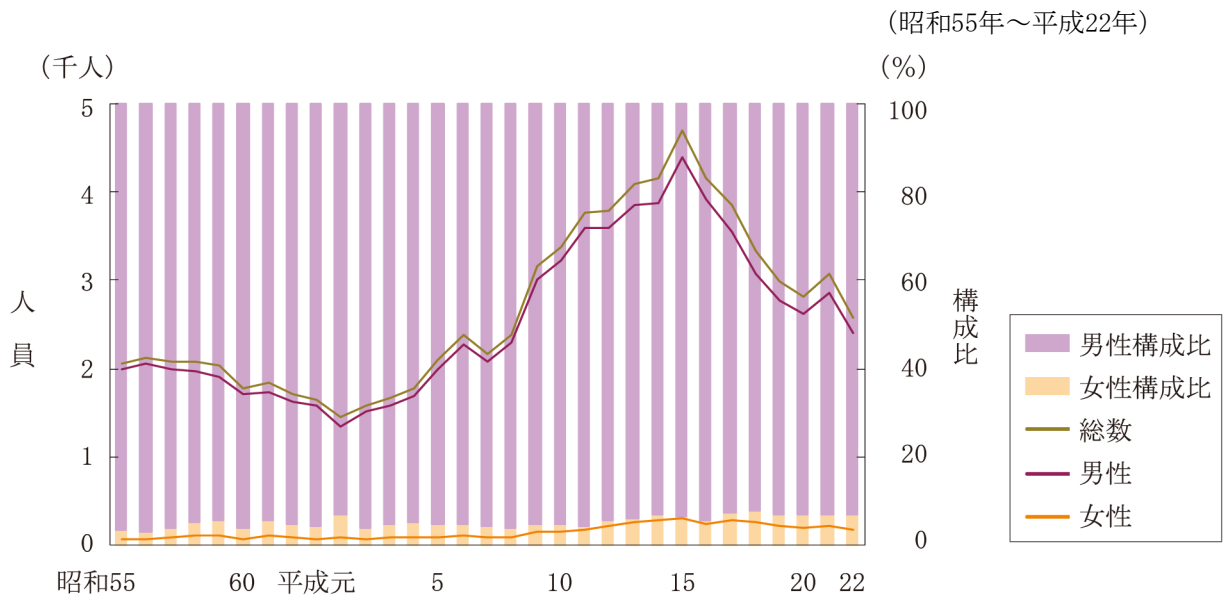
嬰兒殺による検挙人員は、昭和55年（122人）以降激減しており、平成22年には10人となった。女性比は極めて高く、特に少年では、男子の検挙者がいたのは5年間だけである。成人でも、女性比は、15年を除き、80%を超えている（CD-ROM資料4参照）。

第4節 強盗

1 検挙人員

1-4-1図は、昭和55年以降の強盗の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-4-1図 強盗 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、強盗による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

強盗による検挙人員は、昭和56年には2,124人であったが、その後減少傾向となり、平成元年には1,444人となった。その後急激に増加し、15年には4,698人となったが、その後は減少傾向にあり、22年は2,568人であった。

女性の検挙人員は、平成8年まで、毎年120人未満で推移していたが、9年以降増加して15年には304人となった。その後は減少傾向にあるが、22年にも176人と依然高水準にある。

女性比は、平成12年から上昇しており、22年は6.9%と、傷害とほぼ同水準にある。一般刑法犯全体と比較するといまだ相当に低く、女性の検挙人員は強盗検挙人員の10人に1人に満たないが、重大事犯であり、従来女性犯罪者の少なかった強盗で、女性比が上昇していることは、女性犯罪の最近の動向の特徴の一つである。

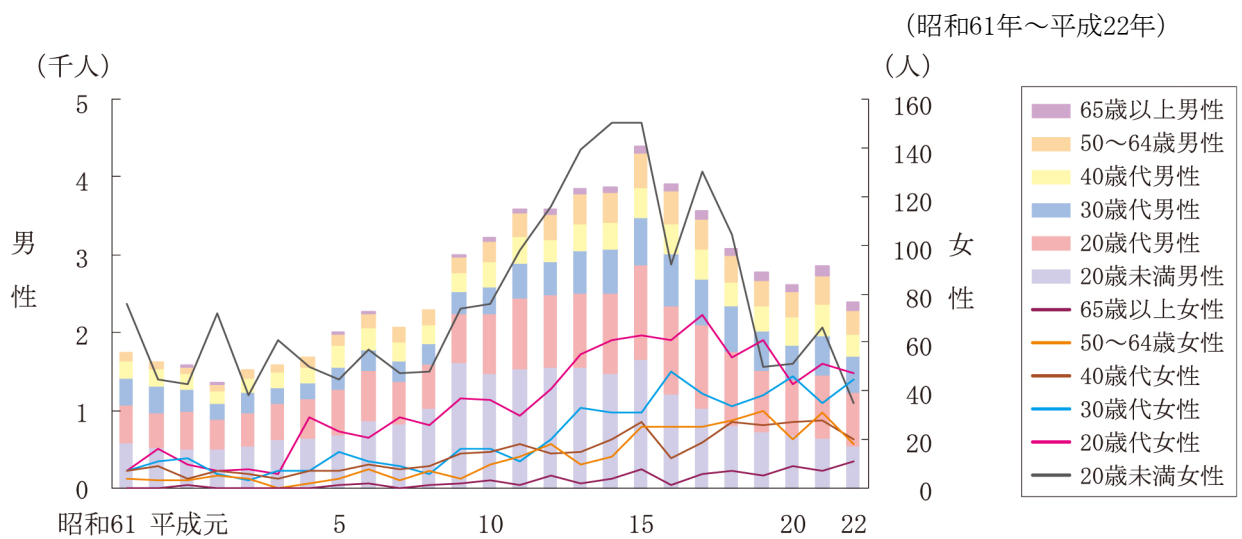
女性の一般刑法犯検挙人員総数に占める強盗の比率は、昭和55年以降、平成3年まで0.1%だったが、その後上昇し、22年は0.3%であった（CD-ROM資料1参照）。

2 年齢層別検挙人員

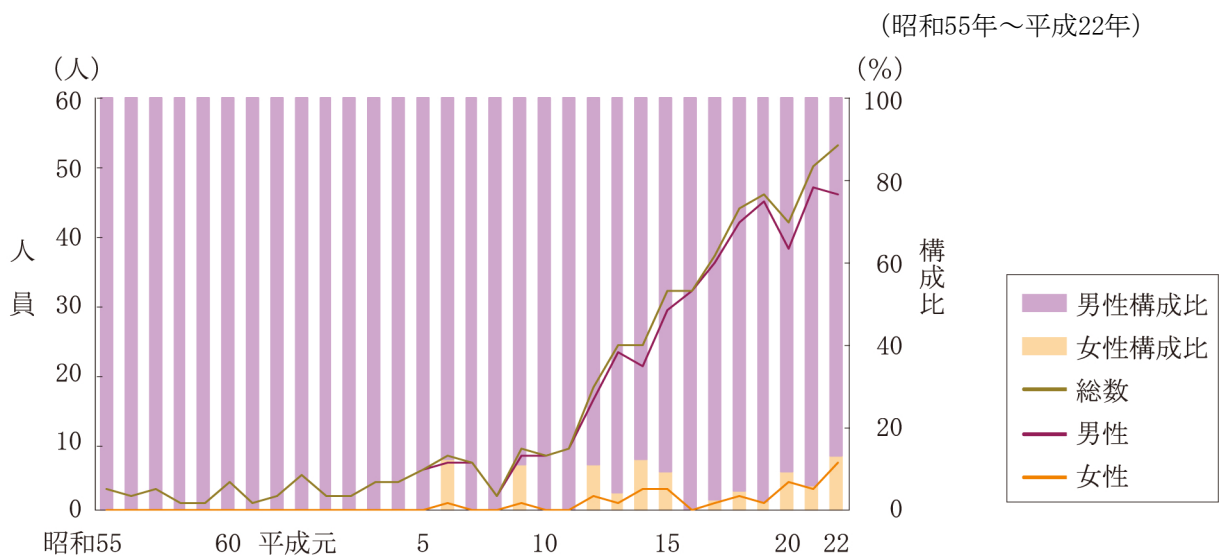
1-4-2図①は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の強盗による検挙人員を男女別及び年齢層別（犯行時の年齢による。）に見たもの、同図②は、55年以降の強盗による70歳以上の年齢層の検挙人員を男女別に見たものである（CD-ROM資料2参照）。

1-4-2図 強盗 年齢層別検挙人員の推移（男女別）

① 全年齢層



② 70歳以上



強盗の女性検挙人員は少年が多く、女性の少年比は毎年50%を超える水準で推移していたが、平成4年から低下傾向となり、22年は一般刑法犯全体（24.8%）と比較しても低い19.9%（同年において男女総数では22.4%）であった。

強盗による検挙人員は、男女とも、20歳以上の全ての年齢層で増加、あるいは増加傾向にある。特に高齢者層での増加は著しく、平成22年における同年齢層の強盗による検挙人員を昭和61年と比較すると、男女総数では21.4倍（107人）、男性では19.2倍（96人）となっている。女性では、同年には高齢者の強盗による検挙者がいなかったが、平成22年には11人となった。

従来、強盗の性質から、60歳以上の女性が強盗で検挙されることはほとんどなく、平成10年まで5人未満であったが、22年には14人となった。70歳以上の年齢層に絞って見ると、5年まで女性検挙人員はいなかったが、6年に初めて1人検挙され、12年からは度々複数人が検挙されるようになっており、22年は7人であった。

このように、高年齢層における検挙人員は増加しているが、検挙人員そのものは、男女とも、毎年おおむね年齢が低いほど多い。

女性比は、20歳代から50歳代の年齢層で上昇しており、平成22年は、高齢者層で全年齢層中最も高い10.3%となった。高齢者層中、70歳以上の年齢層に絞って女性比を見ると、同年は13.2%であった。ただし、同年齢層における女性の検挙人員は、増加したとは言っても一桁にとどまっており、毎年検挙人員のわずかな増減により、女性比は大きく変動している（CD-ROM資料2参照）。

3 人口比（総数・年齢層別）

昭和55年以降の強盗の人口比を見ると、殺人と同様に低い。平成22年は総数で2.3（男性4.5、女性0.3）であった。男女別及び成人・少年別（犯行時の年齢による。）に見ると、成人でも少年でも、男性は女性より人口比が顕著に高い。成人・少年別では、少年の人口比が毎年成人と比較して顕著に高いが、男女とも、16年頃から低下傾向にあるのに対し、成人の人口比は、9年頃から緩やかな上昇傾向にある。22年の強盗の人口比は、成人男性で3.7、成人女性で0.3、男子少年で14.7、女子少年で1.0であった。

男女別及び年齢層別に見ると、男性の全年齢層総数では横ばい、男子少年では、途中増減はあるものの人口比は平成22年において昭和55年当時と同水準である。男性の20歳以上の年齢層では、いずれも上昇傾向にある。

女性では、少年は男子少年同様、途中増減はあるが平成22年において昭和55年当時と同水準である。それ以外の全ての年齢層では上昇傾向にある。ただし、70歳以上の年齢層における人口比は、平成21年まで0.0、22年に0.1とほとんど変化していないが、検挙人員自体は3人から7人に増加している。

各年齢層の人口比を比較すると、男性では、毎年年齢層が低いほど高く、平成22年の男

子少年の人口比は14.7であった。女性でもおおむね同様の傾向で、同年の女子少年の人口比は1.0であったが、少年以外の人口比は、毎年1.0未満で推移していることから、20歳以上の年齢層では人口比の差がほとんどない（CD-ROM資料2参照）。

4 類型別検挙人員

強盗による検挙人員を、強盗総数だけでなく、強盗・準強盗（強盗予備等を含む。）、強盗殺人、強盗致傷及び強盗強姦に細分化して、男女別及び成人・少年別（検挙時の年齢による。）に見ると、強盗殺人以外の全ての類型で少年比が低下して成人比が上昇しており、特に強盗・準強盗では、成人を含めた検挙人員総数が顕著に増加しているのに、少年の検挙人員は減少しているため、少年比が顕著に低下し、平成22年は17.2%であった。

成人では、強盗総数、強盗・準強盗、強盗致傷のいずれでも、女性検挙人員の増加率が男性を上回ったことから女性比が顕著に上昇しており、平成22年における成人の強盗総数における女性比は7.0%、強盗致傷では7.9%であった。

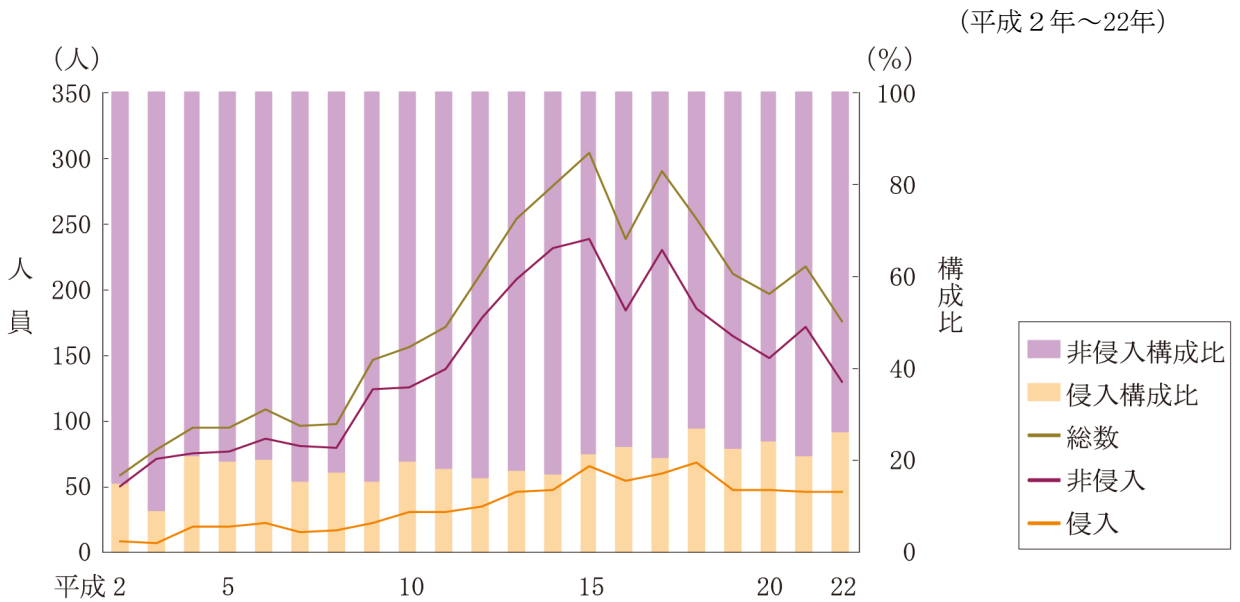
強盗強姦については、平成7年まで、女性の検挙者はいなかったが、8年から女性の少年検挙者が現れ、11年に初めて、女性の成人検挙者が現れた。いずれも5人未満であるが、女性検挙者は増加している（CD-ROM資料4参照）。

5 強盗態様（侵入・非侵入）別検挙人員による比較

1-4-3図は、男女別の統計が入手可能な平成2年以降の強盗の女性の検挙人員を総数及び成人・少年別（検挙時の年齢による。）・態様別（侵入・非侵入）に見たものである（CD-ROM資料5参照）。警察庁の統計における強盗の犯行態様区分は、16年に、特に非侵入の内訳において大幅に変更されたため、詳細な態様別統計は同年の前後で連続性を欠き、経年変化を見ることができない。そこで、できる限り長期にわたる態様別動向を見るため、侵入強盗・非侵入強盗の各態様の総数のみの動向を見ることとした。

1-4-3図 強盗態様別 女性検挙人員の推移

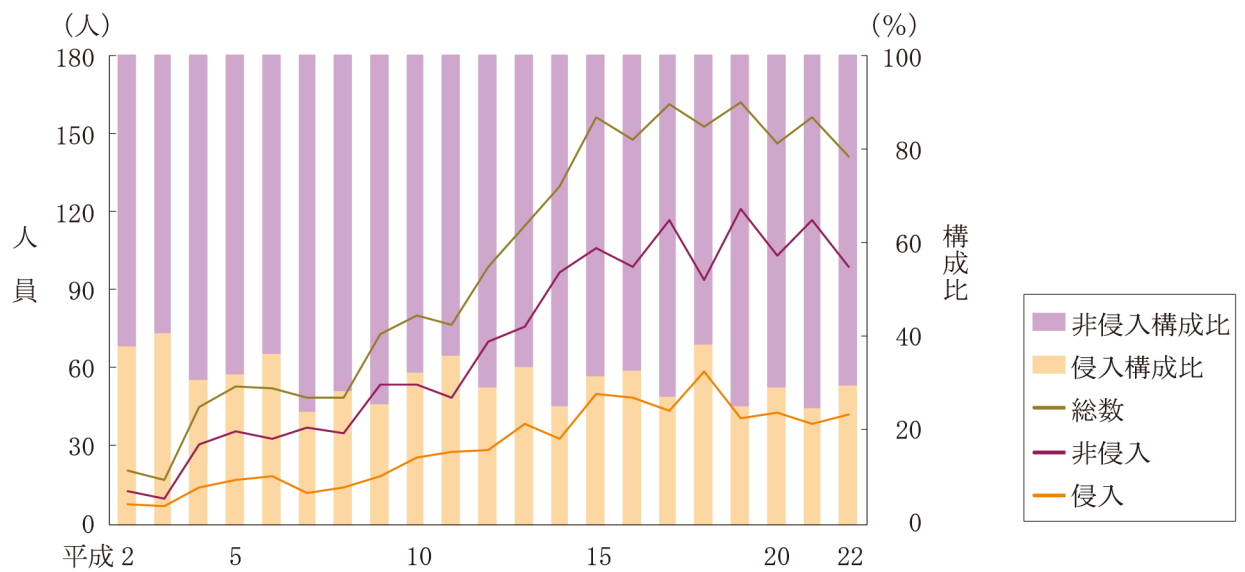
① 総数



注1 警察庁の統計による。

2 「侵入」は侵入強盗, 「非侵入」は非侵入強盗である。

② 成人

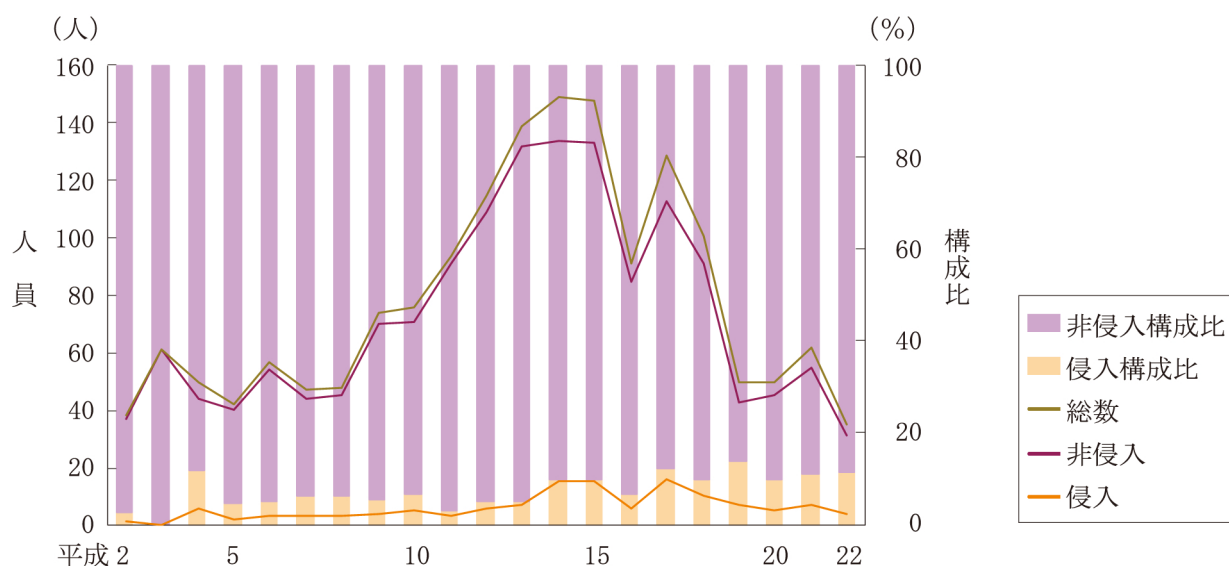


注1 警察庁の統計による。

2 「成人」は, 検挙時に成人であった者をいい, 犯行時に20歳未満であった者を含む。

3 「侵入」は侵入強盗, 「非侵入」は非侵入強盗である。

③ 少年



注1 警察庁の統計による。

2 「少年」は、検挙時に20歳以上であった者を含まない。

3 「侵入」は侵入強盗、「非侵入」は非侵入強盗である。

成人女性の検挙人員は、平成22年は侵入強盗が42人、非侵入強盗が99人であった。女性の強盗による検挙人員総数に占める成人女性の非侵入強盗の比率は上昇し、同年は56.3%（強盗による成人女性の検挙人員総数中の同比率は70.2%）と半数以上を占めている。

女子少年の検挙人員の内訳では、非侵入強盗が毎年85%以上を占めており、平成22年は88.6%であった。しかし、非侵入強盗の女子少年の検挙人員は、14年に134人となったのが最多で、22年は2年以降最も少ない31人であった。女性の強盗による検挙人員総数に占める女子少年の非侵入強盗の比率は、強盗による検挙人員の大部分が成人であることから低く、22年において17.6%にすぎない。女子少年の侵入強盗による検挙人員は、17年に16人となったのが最多で、ほとんどの年で一桁にとどまっており、22年も4人であった。

女性の少年比を見ると、強盗総数では平成15年までは毎年45%以上で推移していたが、その後低下し、22年は19.9%であった。侵入強盗では、従前から少年比が低く、女性の少年比はほぼ毎年、男女総数の少年比よりは高いものの、4年を除き毎年30%以下であったが、女性の侵入強盗による検挙人員総数が毎年70人未満にとどまることから年によって変動が大きく、22年は男女総数の少年比（11.1%）をも下回り、8.7%であった。非侵入強盗では、3年には女性の少年比が85.9%と高かったが、14年から顕著な低下傾向となり、22年は23.8%であった。

男女総数における少年比は、強盗総数でも平成13年から低下し、22年には22.0%となった。非侵入強盗の少年比は、一貫して侵入強盗の少年比より高く、同年にも侵入強盗の11.1%に対し、28.5%であった。

女性比は、侵入強盗でも非侵入強盗でも上昇しているが、非侵入強盗でより上昇が顕著であり、平成22年は侵入強盗の4.8%に対し、非侵入強盗では8.1%であった（CD-ROM資料5参照）。

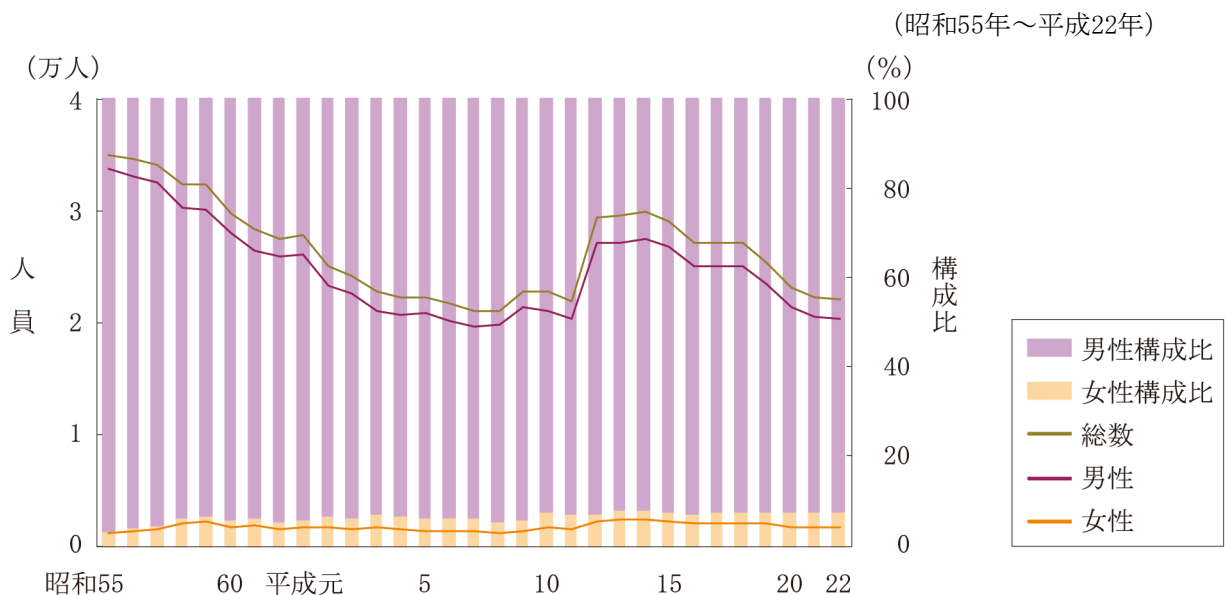
昭和59年の法務総合研究所研究部紀要に発表された「女性犯罪の総合的研究（第3報告 強盗女子受刑者の特質）」でも、女性の強盗事犯の増加傾向と女性比の上昇は指摘されていたが、当時は成人女性の強盗事犯者については特に変動がないと指摘され、女性の強盗事犯者の低年齢化が注目されていた。しかし、55年以降の女性の強盗事犯の動向を見ると、むしろ少年の検挙人員は激減し、高齢者の検挙人員が顕著に増加している。

第5節 傷害

1 検挙人員

1-5-1図は、昭和55年以降の傷害の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-5-1図 傷害 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、傷害による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

傷害による検挙人員は、昭和59年まで3万人台、60年以降は、毎年2万人台で推移している。平成8年から増加傾向となり、12年から激増して14年には2万9,862人に達したが、その後再び減少傾向となり、22年は2万2,030人であった。

女性の検挙人員は、平成11年まではほぼ毎年1,000人台で推移していたが、その後増加

女性比は、侵入強盗でも非侵入強盗でも上昇しているが、非侵入強盗でより上昇が顕著であり、平成22年は侵入強盗の4.8%に対し、非侵入強盗では8.1%であった（CD-ROM資料5参照）。

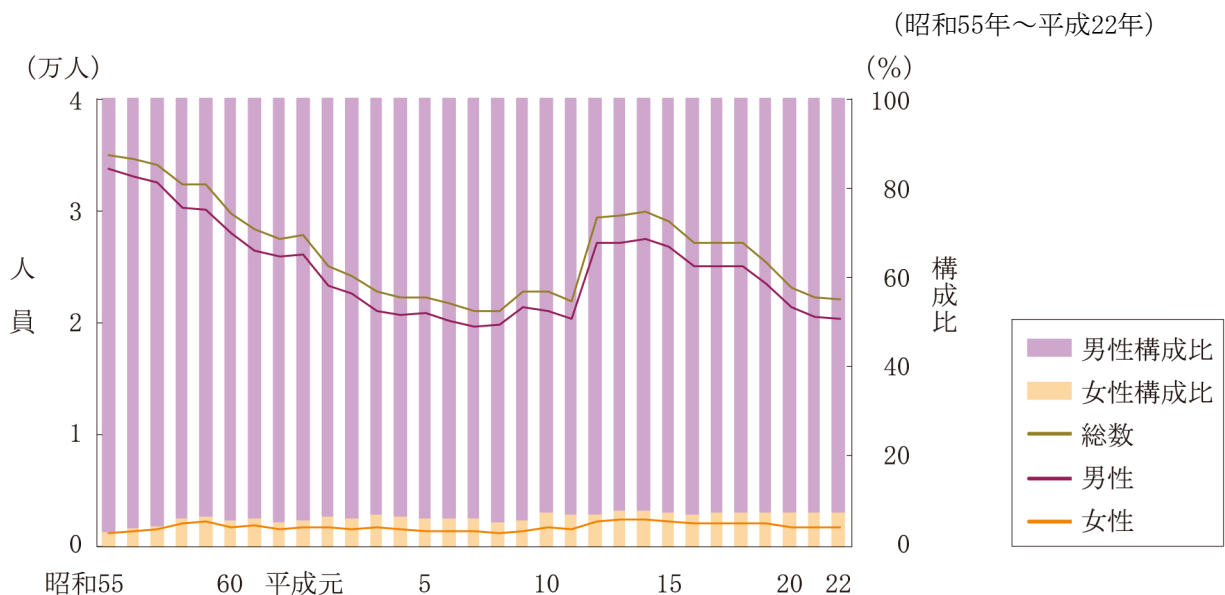
昭和59年の法務総合研究所研究部紀要に発表された「女性犯罪の総合的研究（第3報告 強盗女子受刑者の特質）」でも、女性の強盗事犯の増加傾向と女性比の上昇は指摘されていたが、当時は成人女性の強盗事犯者については特に変動がないと指摘され、女性の強盗事犯者の低年齢化が注目されていた。しかし、55年以降の女性の強盗事犯の動向を見ると、むしろ少年の検挙人員は激減し、高齢者の検挙人員が顕著に増加している。

第5節 傷害

1 検挙人員

1-5-1図は、昭和55年以降の傷害の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-5-1図 傷害 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、傷害による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

傷害による検挙人員は、昭和59年まで3万人台、60年以降は、毎年2万人台で推移している。平成8年から増加傾向となり、12年から激増して14年には2万9,862人に達したが、その後再び減少傾向となり、22年は2万2,030人であった。

女性の検挙人員は、平成11年まではほぼ毎年1,000人台で推移していたが、その後増加

し、14年には2,411人となった。その後は再び減少傾向となり、22年は1,724人であった。

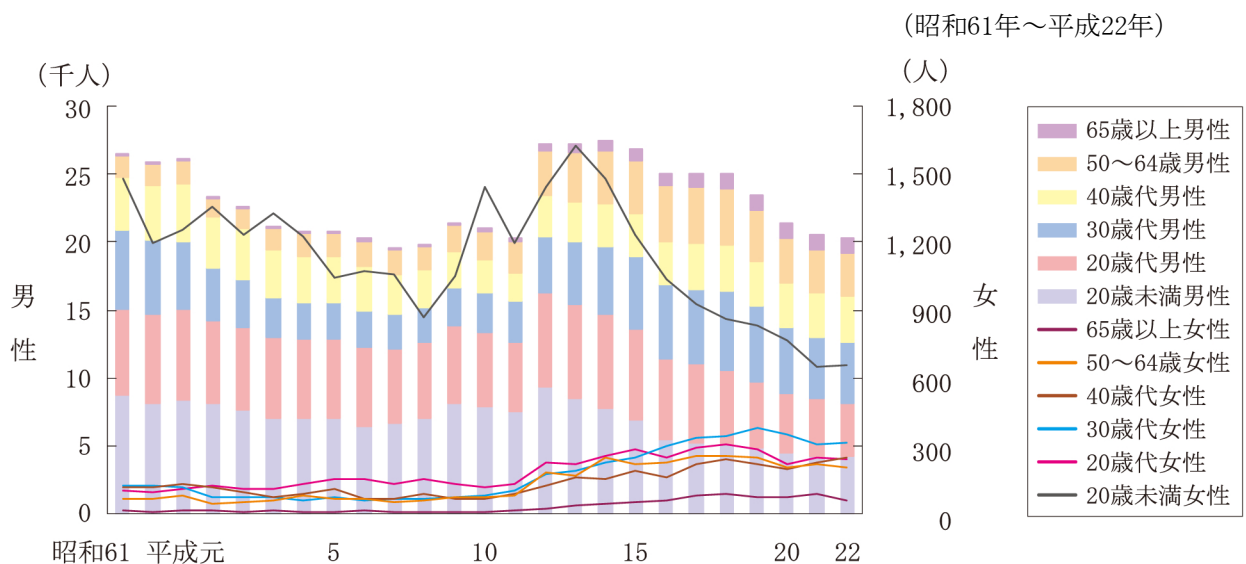
女性比は、昭和55年には3.5%と低かったが、その後上昇し、平成10年以降は毎年7%を超えており、22年は7.8%と、強盗と同水準であった。しかし、一般刑法犯全体の女性比と比較すると、依然相当に低く、傷害罪を犯す女性は男性と比較していまだ少数である。

女性の一般刑法犯検挙人員総数に占める傷害の比率は、昭和57年以降2.0%から3.5%で推移しており、平成22年は2.5%であった（CD-ROM資料1参照）。

2 年齢層別検挙人員

1-5-2図は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の傷害による検挙人員を男女別及び年齢層別（犯行時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料2参照）。

1-5-2図 傷害 年齢層別検挙人員の推移（男女別）



注1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。

3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

傷害による女性の検挙人員においては、元々少年の検挙人員が大多数を占めていたため女性の少年比が顕著に高く、平成16年まで50%を越えていた（10年には80.6%）が、11年から低下傾向にあり、22年は37.9%であった（男女総数では22.4%）。それでも一般刑法犯における女性の少年比と比較すると顕著に高い（傷害における男女総数の少年比は、一般刑法犯における同比率よりも若干低い）。

男性では、少年、20歳代及び30歳代の年齢層の検挙人員がほぼ同水準にあって、最も多い。女性の検挙人員は、20歳以上の全ての年齢層で増加している。高齢者層及び50歳から

64歳の年齢層では、男女とも検挙人員は増加しており、平成22年の検挙人員を昭和61年と比較すると、男性の50歳から64歳では約2.0倍（3,154人）、高齢者層では約8.7倍（1,116人）、女性の50歳から64歳の年齢層では約3.2倍（207人）、高齢者層では約4.1倍（58人）であった。

50歳以上の年齢層では、男女とも、10歳ごとの年齢層区分で見ても増加傾向は顕著であり、平成22年の60歳代の男性の検挙人員は1,611人、70歳代は535人で、それぞれ昭和55年の約5.8倍、約8.4倍であった。平成22年の女性の検挙人員を昭和55年と比較すると、60歳代で7倍（98人）、70歳以上では8.5倍（34人）であった。

ただし、高年齢層における検挙人員の顕著な増加後も、検挙人員そのものは、男女とも、おおむね年齢が低いほど多い。

女性比は、いずれの年齢層区分で見ても、少年で最も高く（平成22年において13.2%）、全年齢層総数の女性比（同7.8%）を大きく上回っているが、ほぼ横ばいで推移している。50歳から64歳の年齢層においては、女性検挙人員の増加率が男性検挙人員の増加率を上回ったことから女性比が上昇しているが、高齢者層では、女性検挙人員の増加率が男性検挙人員の増加率を下回ったことから低下している。総数及び20歳代から40歳代では、女性検挙人員は増加しているのに男性検挙人員は減少していることから、女性比は上昇している（CD-ROM資料2参照）。

3 人口比（総数・年齢層別）

昭和55年以降の傷害の人口比を見ると、殺人よりは相当に高いが、低下傾向にある。平成22年は男女総数で19.8（男性37.8、女性3.0）であった。

成人・少年別（犯行時の年齢による。）で見ると、少年の方が人口比が顕著に高く、ほぼ毎年、成人の3倍から4倍の水準にあり、平成22年は、少年で68.7、成人で16.4であった。

男女別に見ると、成人・少年とも男性の方が顕著に高く、平成22年は、男子少年の116.4、成人男性の32.0に対し、女子少年では18.6、成人女性では2.0であった。しかし、成人・少年とも男性では人口比が顕著に低下しているのに対し、女性では少年ではほぼ横ばい、成人では緩やかな上昇傾向にある。

男女総数及び男性の人口比は、40歳代以下の年齢層では低下傾向、50歳以上の年齢層では上昇傾向にあるが、毎年年齢層が低いほど人口比は高い。

女性では全年齢層の総数及び少年の人口比は昭和55年以降横ばいであるが、20歳以上の各年齢層で人口比が上昇している。人口比の高低は、男性同様おおむね年齢に反比例しているが、20歳代と30歳代の人口比は、近年ほぼ同じで、平成22年はそれぞれ3.5、3.6であった（CD-ROM資料2参照）。

4 類型別検挙人員

傷害による検挙人員を、傷害総数だけでなく、傷害（傷害致死を除く。）と傷害致死とに分けて、男女別及び成人・少年別（検挙時の年齢による。）に見ると、傷害総数では、成人比が高く、昭和55年以降、毎年60%台から70%台で推移しているが、平成11年以降は上昇傾向となり、22年は77.8%であった。男女別では、成人男性の検挙人員が多く、16年以降、傷害による検挙人員総数の70%以上を占めており、22年の同比率は72.9%であった。

傷害致死では成人比が特に高く、しかも平成11年から上昇傾向にあり、16年以降は85%を超えて推移し、22年は85.9%であった。

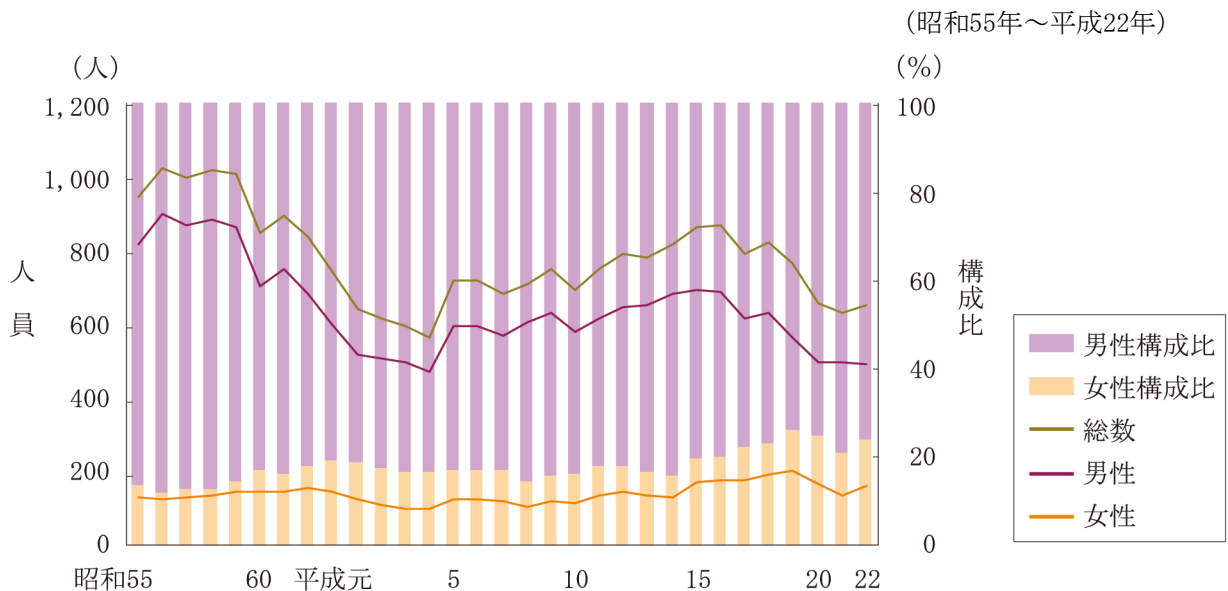
女性比を見ると、傷害（傷害致死を除く。）でも傷害致死でも上昇傾向にあり、平成22年はそれぞれ7.8%、12.6%であった（CD-ROM資料4参照）。

第6節 放火

1 検挙人員

1-6-1図は、昭和55年以降の放火の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-6-1図 放火 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、放火による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

放火による検挙人員は、昭和56年の1,023人をピークに減少し、平成4年には566人となった。その後再び増加し、16年には867人となったが、19年から再び減少傾向に転じ、22年は651人であった。

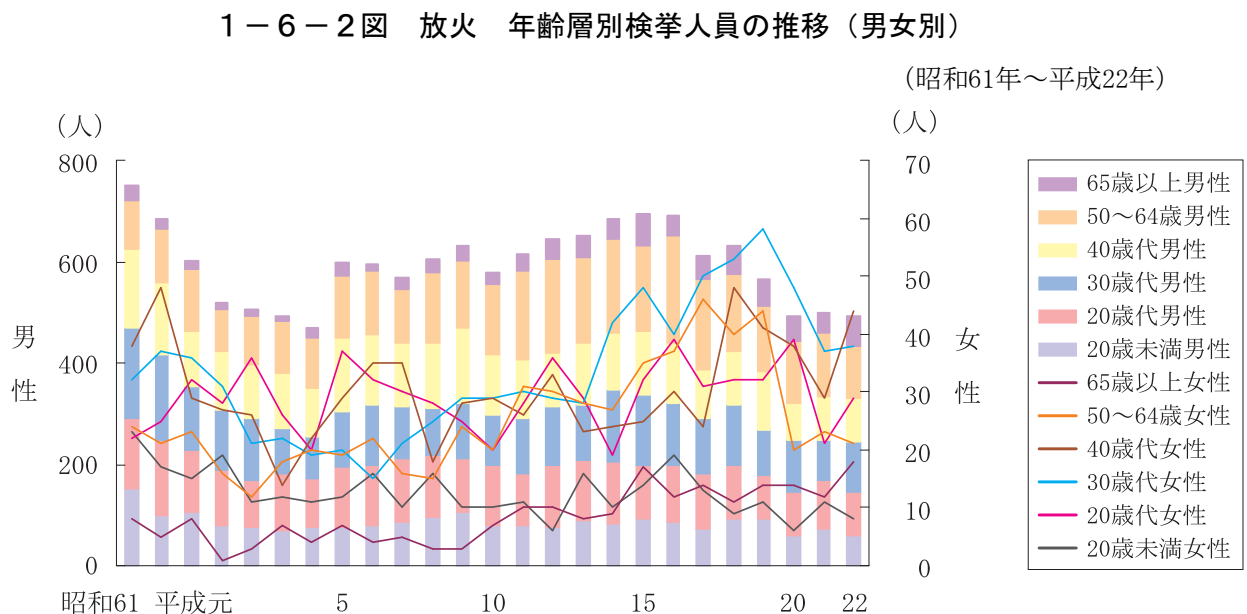
男女別に見ると、平成22年の男性の検挙人員（493人）は、昭和55年と比較すると同年から39.8%の減少となっている。女性では、平成3年と4年に90人台、19年に200人であったのを除いて100人台で推移しているが、長期的には緩やかな増加傾向にあり、22年（158人）は昭和55年との比較で22.5%の増加となっている。

女性比は平成15年まで10%台で推移していたが、16年以降は20%台で推移し、22年は24.3%であった。放火による検挙人員のおおむね4人に1人が女性となっている。

女性の一般刑法犯検挙人員総数に占める放火の比率は、昭和55年以降、ほぼ毎年0.2%である（CD-ROM資料1参照）。

2 年齢層別検挙人員

1-6-2図は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の放火による検挙人員を男女別及び年齢層別（犯行時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料2参照）。



注1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。

3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

放火では、毎年、検挙人員の8割以上が成人である（平成22年における男女総数の少年比は10.3%）。特に女性でこの傾向が強く、平成22年の女性の少年比は5.1%と、一般刑法犯全体と比較しても顕著に低い上に低下傾向にある。

放火による検挙人員は、男女とも、60歳以上の高齢年齢層において顕著に増加している。平成22年の高齢者層の検挙人員を昭和61年と比較すると、男性では約2.1倍（59人）、女性

では約2.3倍（18人）となっている。

50歳以上の年齢層を10歳ごとに区分した上で、平成22年の60歳以上の年齢層における検挙人員を昭和55年と比較すると、男性では60歳代で約2.4倍（51人）、70歳以上の年齢層では3倍（30人）であり、女性では60歳代で2.4倍（12人）、70歳以上の年齢層では11倍（11人）となっている。

このような高年齢層の検挙人員の増加にもかかわらず、男女とも、ほぼ毎年、30歳代及び40歳代の検挙人員が最も多い。

女性比は、50歳から64歳の年齢層ではむしろ低下して、平成22年は17.1%となっており、高齢者層でもほぼ横ばいで、同年は23.4%であった。女性比は、20歳代から40歳代の各年齢層で上昇している。

高齢者層中、70歳以上の年齢層に絞って女性比を見ると、平成21年には、同年齢層の女性比が、全ての年齢層中最も高く、32.0%であったところ、22年は26.8%と前年よりは低下したが、依然として高い水準にある（CD-ROM資料2参照）。

3 人口比（総数・年齢層別）

昭和55年以降の放火の人口比を見ると、殺人以上に低く、しかも低下傾向にある。平成22年は男女総数で0.6、成人・少年別（犯行時の年齢による。）ではそれぞれ0.6、0.9であった。男女別に見ると、毎年男性の人口比は女性と比較して顕著に高いが、男性の人口比が成人でも少年でも低下傾向にあるのに対し、女性ではいずれも横ばいで推移している。男性では少年の人口比が成人と比較して高く、22年は男子少年で1.6、成人男性では0.9であったが、女性では成人の人口比が少年と同程度かこれをわずかに上回っており、同年は成人女性で0.3、女子少年では0.2であった。

放火の人口比を年齢層別に見ると、総数と男性では、40歳代以下の全ての年齢層で低下傾向にあり、50歳以上の年齢層では横ばいである。

女性の人口比は、総数及び20歳代、50歳以上の年齢層では横ばいで推移しているが、30歳代及び40歳代の年齢層で若干の上昇傾向が認められる。

各年齢層間の人口比を比較すると、男性では年齢層が低いほど人口比が高くなる傾向があり、平成22年の人口比は少年で最も高く、1.6であった。

女性では、20歳代から40歳代までの人口比が、その他の年齢層より若干高く、平成22年においては、40歳代で0.5と最も高かった（CD-ROM資料2参照）。

第7節 窃盗

1 検挙人員

1-7-1図は、昭和55年以降の窃盗の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-7-1図 窃盗 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、窃盗による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

窃盗による検挙人員は、昭和59年の29万2,835人をピークに激減し、平成4年には15万3,444人となった。その後増減はあるものの10万人台後半で推移し、22年は17万5,214人であった。

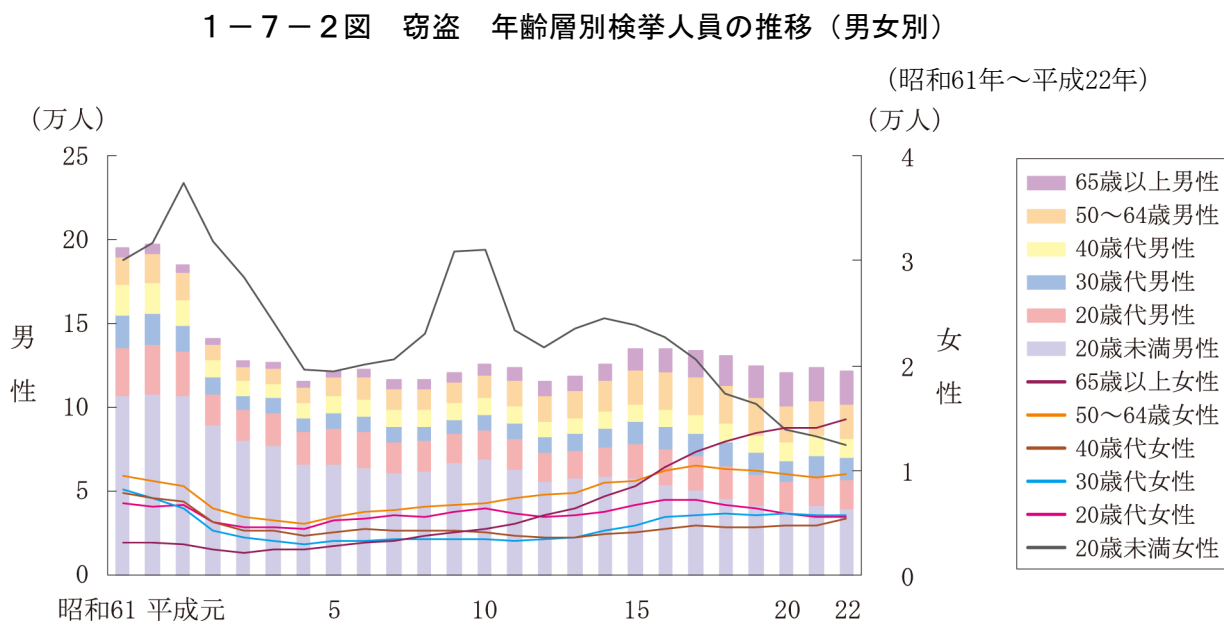
女性の検挙人員は、昭和58年の7万487人をピークに、長期的には緩やかに減少しているが、平成22年も5万3,483人と、依然高水準にある。

女性比は平成8年まで20%台で推移していたが、9年からほぼ毎年30%を上回る水準で推移し、22年は30.5%であった。窃盗の女性比は、一般刑法犯の女性比と比較しても顕著に高く、窃盗では検挙人員のおよそ3人に1人が女性となっている。

女性の一般刑法犯による検挙人員総数に占める窃盗の比率は、平成2年まで80%を超えており、同人員総数の約5分の4を占めていたが、その後同比率は低下し、22年は77.0%となった。しかし、窃盗は、依然として一般刑法犯における女性犯罪の大部分を占めている（CD-ROM資料1参照）。

2 年齢層別検挙人員

1-7-2図は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の窃盗による検挙人員を男女別及び年齢層別（犯行時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料2参照）。



注1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。

3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

窃盗では、男女とも、少年比が高く、男女総数で見ると平成11年まではほぼ毎年50%以上で推移していたが、12年から低下傾向にあり、22年は30.1%であった。それでも一般刑法犯と比較すると高い。女性では、元々男性よりは少年比が低かったが、10年から低下傾向にあり、22年は23.2%と一般刑法犯全体（24.8%）よりも低くなった。

窃盗による検挙人員は、男性では50歳以上の年齢層で顕著に増加している。女性では、50歳から64歳の年齢層ではほぼ横ばいであるが、高齢者層では男性以上に顕著な増加が認められる。平成22年の高齢者層の検挙人員は、男性では昭和61年の約4.0倍（1万9,482人）、女性では約4.7倍（1万4,873人）であった。

高齢者層中、70歳以上の年齢層に絞って検挙人員を見ると、平成22年の同年齢層の検挙人員は、昭和55年との比較で、男性では約7.7倍（1万2,831人）、女性では約9.9倍（1万596人）となっている。高年齢層における検挙人員の増加により、男女とも、平成22年の70歳以上の検挙人員は、少年に次いで多い。

女性比は、50歳から64歳の年齢層では、昭和61年以降、ほぼ毎年30%台で推移しており、平成22年は31.8%であった。高齢者層の女性比は、元年に46.1%となったのが最高値であるが、その後も40%台の高水準で推移しており、22年は43.3%であった。また、高齢者層

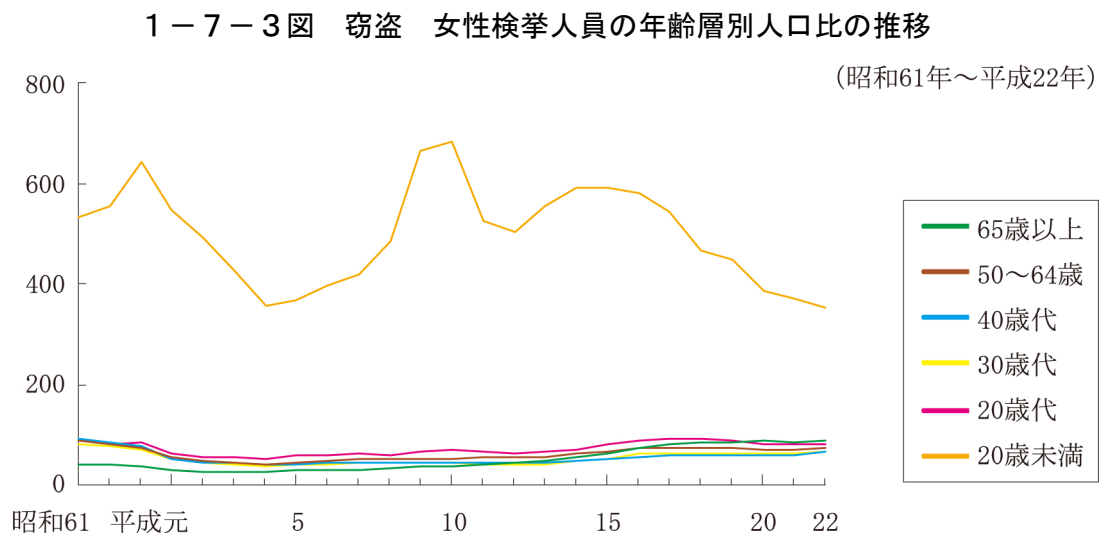
における女性比は、昭和61年以降、毎年全年齢層中最も高く、50歳から64歳の年齢層における女性比が、ほぼ毎年これに次いで高い。総数及び少年、20歳代でも女性比は上昇している。

50歳以上の年齢層を10歳ごとに区分して女性比を見ると、70歳以上の年齢層における女性の検挙人員の増加率が男性を顕著に上回っていることから女性比は顕著に上昇しており、平成元年以降、毎年40%を超えて推移するとともに、他のどの年齢層よりも高くなっており、22年は45.2%と、70歳以上の検挙人員のおよそ2人に1人が女性となっている。60歳代の女性比は、2年（45.5%）までは、毎年、全年齢層中最も高かったが、3年以降は、同年齢層における男性の検挙人員の増加率が女性を上回ったことから、女性比は低下し、22年は36.8%であった（CD-ROM資料2参照）。

3 人口比（総数・年齢層別）

昭和55年以降の窃盗の人口比を見ると、総数、男女別のいずれで見ても低下しているが、殺人や放火と比較すると桁違いに高い。男女別に見ると、男性の人口比は、毎年女性の2倍以上と顕著に高い。成人・少年別（犯行時の年齢による。）に見ると、少年の人口比は、毎年成人と比較して顕著に高く、平成22年は成人117.8、少年732.4（総数では157.6）であった。これを男女別に見ると、同年は成人男性で162.7、成人女性で76.1、男子少年で1,093.4、女子少年で353.6であった（CD-ROM資料2参照）。

1-7-3図は、昭和61年以降の窃盗における女性の人口比を年齢層別に見たものである（CD-ROM資料2参照）。



- 注1 警察庁の統計及び総務省統計局の資料による。
 2 「人口比」は、当該年齢層の人口10万人当たりの検挙人員である。
 3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。
 4 人口比の算出に用いた年齢層別検挙人員は、犯行時の年齢による。
 5 平成22年の人口比算出に用いた人口は、速報値である。

窃盗の人口比を男女別及び年齢層別に見ると、男女とも総数及び40歳代以下の全ての年齢層で低下傾向にあるが、少年で最も高い。女性では平成4年以降、50歳から64歳の年齢層でも高齢者層でも人口比が顕著な上昇傾向にあり、16年以降は毎年、高齢者層の人口比が50歳から64歳までの年齢層の人口比を上回っている。22年の両年齢層における女性の人口比は、高齢者層で88.7、50歳から64歳の年齢層で72.8であり、高齢者層の人口比が、少年に次ぐ高率となった（CD-ROM資料2参照）。

4 態様別検挙人員

警察庁の統計における窃盗の犯行態様区分は、平成16年に、特に非侵入盗の内訳において大幅に変更されたため、詳細な態様別統計は同年の前後で連続性を欠き、経年変化を見ることができない。そこで、できる限り長期にわたる態様別動向を見るため、侵入盗・乗り物盗・非侵入盗の各態様の総数のみの動向を見ることとした。

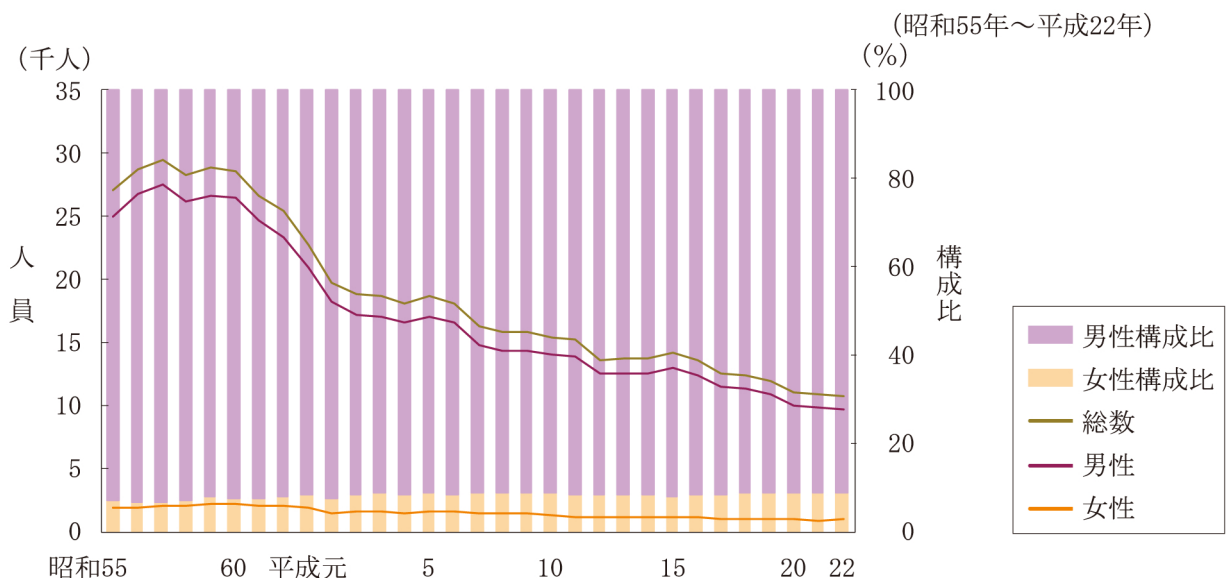
以下、窃盗の態様別に検挙人員及び人口比の推移を見る。

（1） 侵入盗

ア 検挙人員

1-7-4図は、昭和55年以降の侵入盗の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-7-4図 侵入盗 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、侵入盗による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

侵入盗による検挙人員は、昭和57年の2万9,533人をピークに男女とも減少し、平成22年は男女総数で1万766人（男性9,790人、女性976人）であった。

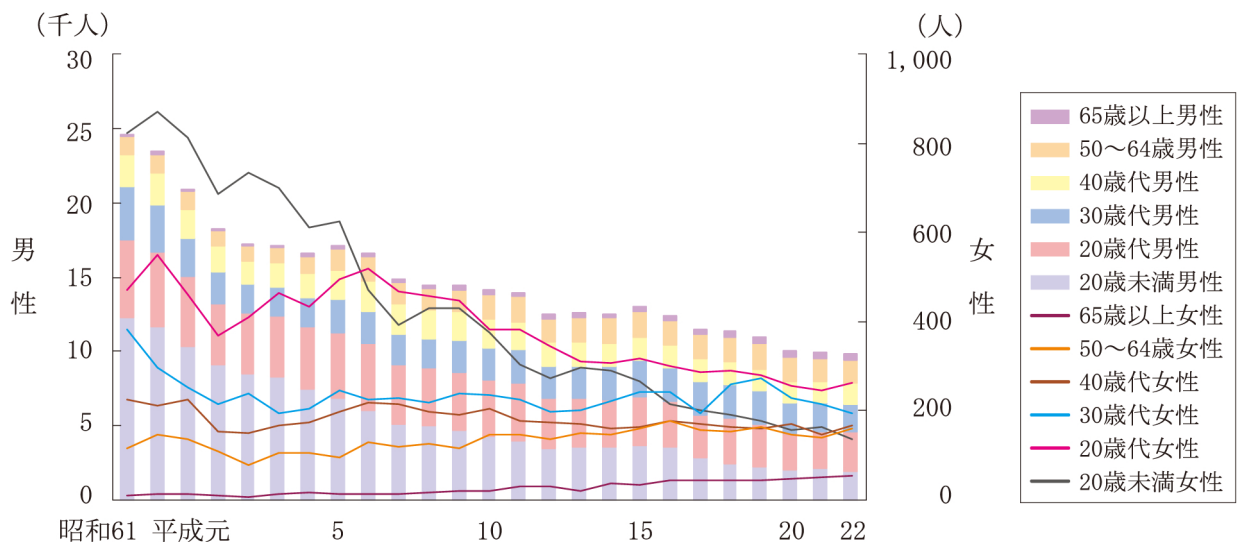
昭和55年との比較で、平成22年の男性検挙人員は60.9%、女性は50.2%まで減少しているが、男性検挙人員の減少がより顕著であったことから、女性比は上昇しており、同年は9.1%であった（CD-ROM資料1参照）。

イ 年齢層別検挙人員

1-7-5図は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の侵入盗による検挙人員を男女別及び年齢層別（犯行時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料3参照）。

1-7-5図 侵入盗 年齢層別検挙人員の推移（男女別）

（昭和61年～平成22年）



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

侵入盗による検挙人員は、以前は男女とも少年の検挙人員が最も多かったが、男性は平成17年から、女性は6年から、20歳代の検挙人員が最も多くなっている。しかし、少年、20歳代のいずれの年齢層でも、男女とも検挙人員は減少傾向にある一方、高齢者層では顕著に増加している。22年の高齢者の検挙人員は、昭和61年と比較して、男性は約3.8倍（420人）、女性は約5.1倍（56人）となった。

50歳以上の年齢層を10歳ずつに区分して見ると、平成22年の70歳以上の検挙人員は、男性が昭和55年の約5.4倍（193人）、女性が約5.3倍（21人）であった。平成22年の60歳代の検挙人員は、昭和55年と比較して、男性では約3.6倍（672人）、女性では約4.4倍（75人）であった。

年齢層別に女性比を見ると、男性検挙人員の減少率が女性を上回ったことから、40歳代では緩やかに上昇し、平成22年は10.8%であった。高齢者層では、女性検挙人員の増加が男性を上回っていることから、女性比は上昇しており、昭和61年の8.9%から平成22年には11.8%となった。その他の年齢層では、女性比はおおむね横ばいで推移している（CD-ROM資料3参照）。

ウ 人口比（総数・年齢層別）

昭和55年以降の侵入盗の人口比を見ると、60年までは30前後で推移していたが、その後低下し、平成22年は9.7であった。

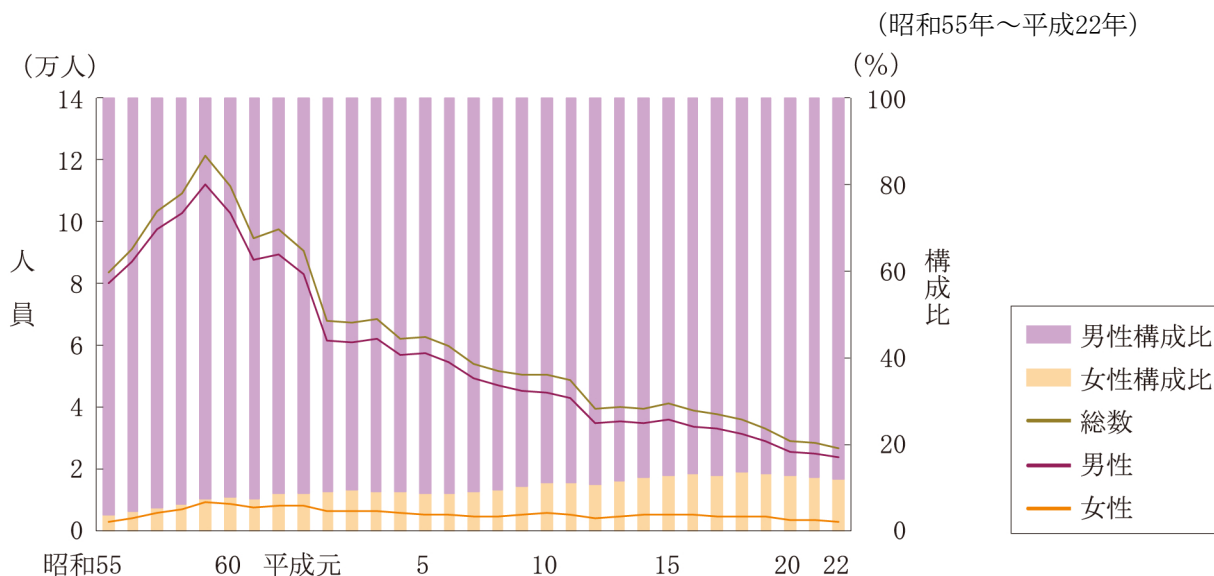
年齢層別（犯行時の年齢による。）及び男女別に人口比を見ると、男女とも、50歳以上の年齢層で緩やかな上昇傾向にあり、少年では急激に低下しているが、依然、年齢が低いほど高い。また、男女別では男性、成人・少年別では少年の方が顕著に高い。平成22年の高齢者の人口比は、男性で3.4、女性で0.3であった（CD-ROM資料3参照）。

（2） 乗り物盗

ア 検挙人員

1-7-6図は、昭和55年以降の乗り物盗の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-7-6図 乗り物盗 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、乗り物盗による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

乗り物盗による検挙人員は、男女総数では昭和59年の12万1,291人をピークに減少して

いるが、女性はほぼ横ばいで推移している。平成22年は男女総数で2万6,842人（男性2万3,663人、女性3,179人）であった。

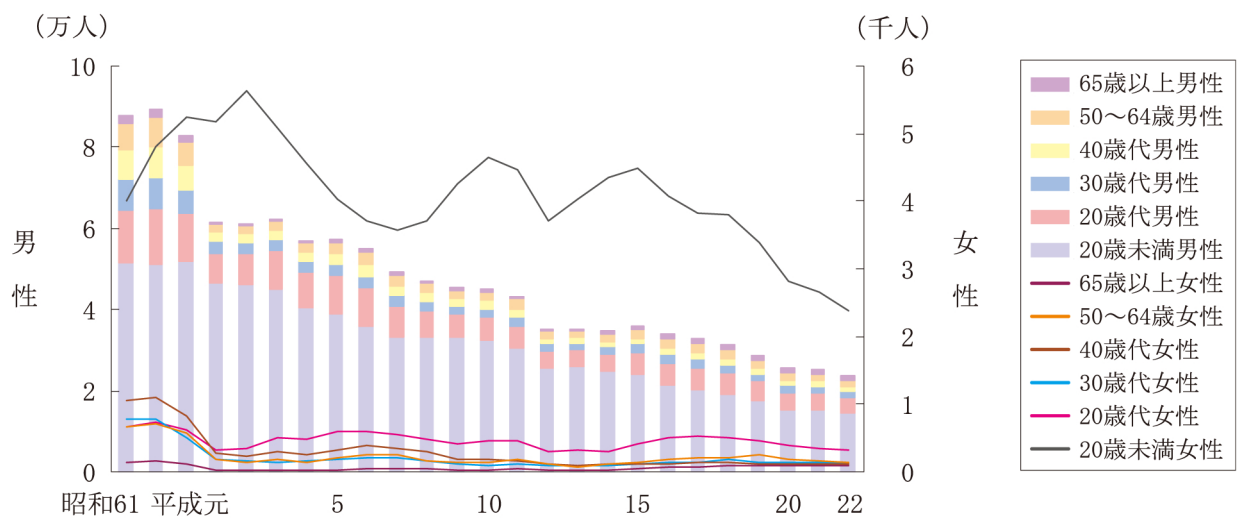
女性比は、平成22年の女性検挙人員が昭和55年と同水準にあるのに対し、男性では同年と比較して3分の1以下まで減少したことから顕著に上昇し、平成22年は11.8%であった（CD-ROM資料1参照）。

イ 年齢層別検挙人員

1-7-7図は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の乗り物盗による検挙人員を男女別及び年齢層別（犯行時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料3参照）。

1-7-7図 乗り物盗 年齢層別検挙人員の推移（男女別）

（昭和61年～平成22年）



注1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。

3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

乗り物盗では、男女とも少年の検挙人員が最も多く、毎年乗り物盗による検挙人員総数の55%以上を少年が占めている。高齢者層の検挙人員は、男女とも平成に入ってから激減したが、男性は平成13年、女性は14年から増加傾向となり、男性では、17年から1,000人を超え、22年は1,007人であった。女性高齢者の検挙人員は、21年まで増加傾向が続き、同年に100人となったが、22年は88人と前年から12%減少した。

年齢層別に女性比を見ると、少年と20歳代、高齢者層で上昇し、平成22年は、それぞれ14.2%、7.7%、8.0%であった。高齢者層における女性比の上昇は、女性検挙人員の増加率が男性検挙人員の増加率を大幅に上回ったことによる（CD-ROM資料3参照）。

ウ 人口比（総数・年齢層別）

乗り物盗の人口比は、検挙人員の減少により低下しており、平成22年は男女総数で24.1であった。

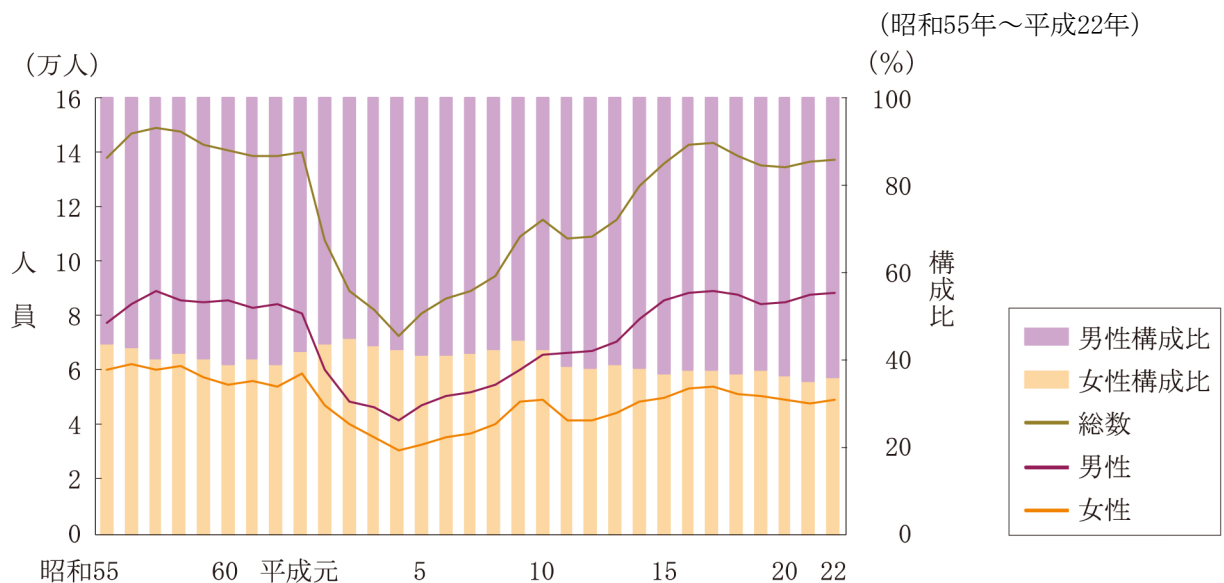
年齢層別（犯行時の年齢による。）に見ると、侵入盗同様、男女とも、毎年少年の人口比が群を抜いて高く、人口比は年齢が低いほど高い。男性では、全ての年齢層で人口比は低下しているが、平成22年も少年では389.2と高い。女性では、30歳代及び40歳代では人口比が顕著に低下しているが、その他の年齢層ではほぼ横ばいで推移しており、同年の少年の人口比は67.7であった（CD-ROM資料3参照）。

（3） 非侵入盗

ア 検挙人員

1-7-8図は、昭和55年以降の非侵入盗の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-7-8図 非侵入盗 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、非侵入盗による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

非侵入盗による検挙人員は、昭和57年に14万9,085人と最多になり、平成元年から減少して4年には7万2,915人と半減した。その後増加傾向となり、17年に14万3,787人となった後は、13万人台で推移し、22年は男女総数で13万7,606人（男性8万8,278人、女性4万9,328人）であった。

非侵入盗の大部分は万引きであり、平成22年において、非侵入盗による検挙人員男女総

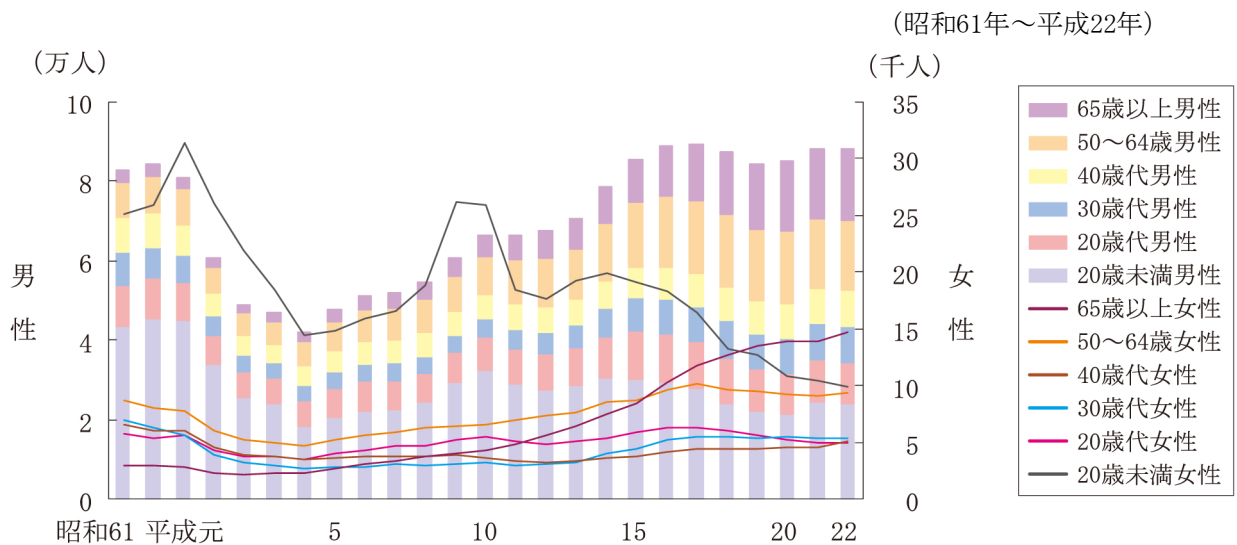
数の76.2%（女性では86.8%）を占めている。

女性比は、平成10年まで、ほぼ毎年40%台で推移していたが、同年から低下傾向にあり、22年は35.8%であった（CD-ROM資料1参照）。

イ 年齢層別検挙人員

1-7-9図は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の非侵入盗による検挙人員を男女別及び年齢層別（犯行時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料3参照）。

1-7-9図 非侵入盗 年齢層別検挙人員の推移（男女別）



注1 警察庁の統計による。

注2 犯行時の年齢による。

注3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

非侵入盗では、男性検挙人員は50歳以上の年齢層で、女性検挙人員は高齢者層で、検挙人員が顕著に増加している。平成22年の男性の50歳から64歳までの年齢層の検挙人員は、昭和61年の約1.9倍の1万7,522人、高齢者層の検挙人員は約6.0倍の1万8,055人であった。女性高齢者層の検挙人員は、平成22年は昭和61年の約4.9倍の1万4,729人であった。しかし、男性の検挙人員は、毎年少年が最も多い。女性でも、平成18年までは少年の検挙人員が最も多かったが、19年以降は高齢者層の検挙人員が少年を上回り、全年齢層中最も多くなっている。高齢者中、70歳以上の検挙人員に絞って検挙人員の推移を見ると、男性でも女性でも顕著に増加しており、22年の検挙人員は、男性では昭和55年の約10.1倍（1万2,034人）、女性では約10.0倍（1万523人）であった。

女性の検挙人員の増加した年齢層では男性の検挙人員も同程度かそれ以上に増加したため、どの年齢層においても女性比の上昇は見られない（CD-ROM資料3参照）。

ウ 人口比（総数・年齢層別）

非侵入盗の人口比は、男性では有責人口の増加率（昭和55年から21.7%増）が検挙人員の増加率（同13.8%増）を上回ったことにより、女性では検挙人員の減少（同18.2%減）により、いずれも低下し、平成22年は、男女総数で123.7（男性164.2，女性85.9）であった。

年齢層別（犯行時の年齢による。）に見ると、男女とも、毎年少年の人口比が顕著に高く、平成22年は男子少年で650.4，女子少年で282.0であった。しかし、男性では50歳以上、女性では60歳以上で人口比が急激に上昇しており、女性の高齢者層の人口比は、同年齢層の女性検挙人員の顕著な増加により顕著に上昇し、同年は87.8であった。女性では、高齢者層中、70歳以上の年齢層に絞って人口比を見ても上昇しており、同年は84.2であった（CD-ROM資料3参照）。

（４） 窃盗の態様間比較

ここまで窃盗を侵入盗・乗り物盗・非侵入盗に分類した上で、それぞれの検挙人員及び人口比（総数・年齢層別）について見たが、以下では、検挙人員の態様間の比較を試みる。

1-7-10図は、昭和55年以降の窃盗の女性検挙人員を態様別に見たものである（CD-ROM資料1及び3参照）。

1-7-10図 窃盗態様別 女性検挙人員の推移



注 警察庁の統計による。

ア 検挙人員

窃盗による検挙人員を態様別に比較すると、ほぼ毎年、非侵入盗が最も多く、窃盗による検挙人員の50%以上を占めているが、同比率は近年さらに上昇して、平成14年からは70%以上となり、22年は78.5%であった。

特に女性ではこの傾向が強く、非侵入盗による検挙人員が、毎年窃盗の女性検挙人員総数の80%以上を占めている。これに対し、男性では、平成6年までは、乗り物盗による検挙人員が最も多く、8年まで、窃盗総数に占める非侵入盗の比率は50%未満であった。

成人・少年別（犯行時の年齢による。）を見ると、成人では、毎年、非侵入盗が最も多く、窃盗総数に占める非侵入盗検挙人員の比率も上昇しており、平成22年は84.7%（10万3,757人）であった。

さらに男女別に見ると、成人女性では、窃盗による検挙人員総数に占める非侵入盗の比率が平成8年から毎年90%以上で推移しており、22年は96.0%であった。成人男性では昭和60年まで、窃盗の態様中乗り物盗の比率が最も高かったが、その後は非侵入盗の比率が最も高くなり、平成22年には79.0%を占めている。

少年では、平成2年から6年までの5年間だけは、窃盗に占める乗り物盗による検挙人員の比率が非侵入盗よりも高かったが、同期間の前後では、毎年窃盗による検挙人員中非侵入盗の占める比率が最も高く、22年は64.3%（3万3,849人）であった。

これをさらに男女別に見ると、男子少年では、平成11年までは窃盗の態様中乗り物盗の比率が最も高かったが、その後は非侵入盗の比率が最も高くなり、22年は男子少年の窃盗総数中、非侵入盗の比率が59.5%を占めている。女子少年ではこの傾向がさらに強く、同比率が、毎年73%を超えている（22年は79.7%）から、2年から6年まで少年全体の乗り物盗の比率を押し上げていたのは男子少年ということになる（CD-ROM資料3参照）。

イ 年齢層別検挙人員

年齢層別（犯行時の年齢による。）を見ると、男女総数では、50歳以上の年齢層において、非侵入盗による検挙人員が顕著に増加している。同年齢層においては、侵入盗による検挙人員も増加しているが、この傾向は女性で特に顕著であり、侵入盗の女性の検挙人員は、平成22年において、50歳から64歳の年齢層では昭和61年の約1.4倍（160人）、高齢者層では約5.1倍（56人）となった。

乗り物盗による検挙人員は、男女とも全年齢層で減少している。

高齢者の非侵入盗検挙人員の窃盗全体に占める比率は顕著に上昇し、平成8年から90%を越えており、22年は95.4%であった。これを男女別に見ると、男性の高齢者では、12年から非侵入盗検挙人員の窃盗全体に占める比率が90%を超え、22年は92.7%であった。女性では、同年の非侵入盗による高齢者の検挙人員は昭和61年の約4.9倍となり、50歳から64歳までの年齢層でも非侵入盗による検挙人員が増加していることから、女性の窃盗全体の検挙人員中、非侵入盗検挙人員が占める比率は、両年齢層において、同年以降、毎年90

%を超えており、平成22年は、50歳から64歳の年齢層で96.8%、高齢者層で99.0%であった。

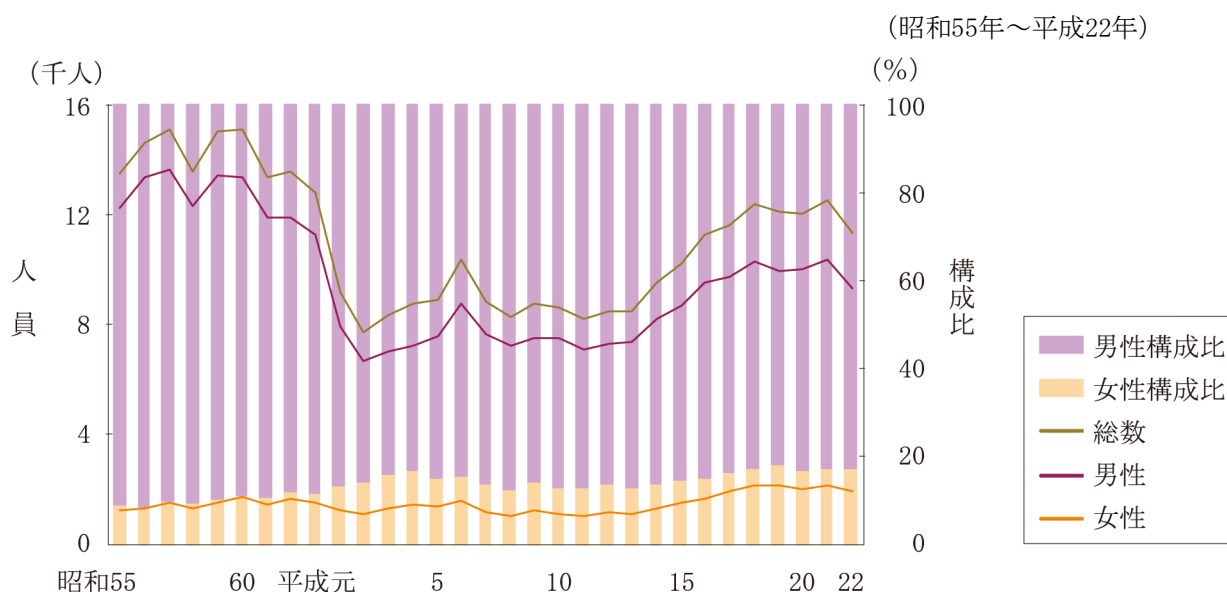
50歳以上の年齢層を10歳ごとの区分で見ると、男性では窃盗検挙人員に占める非侵入盗の比率が全年齢層で上昇しているものの、平成22年において同比率が90%を超えているのは70歳以上の年齢層に限られるのに対し、女性では30歳以上のいずれの年齢層でも同比率が90%を超えている。特に60歳以上の年齢層では、昭和55年以降毎年同比率が90%を超える水準で推移しており、平成22年は、60歳代で98.0%（男性は88.6%）、70歳以上で99.3%（男性は93.8%）であった。また、女性の70歳以上の検挙人員は、侵入盗や乗り物盗でも増加しており、同年は、侵入盗では昭和55年の約5.3倍、乗り物盗では約3.5倍となったが、非侵入盗における顕著な増加（約10.0倍）よりは緩やかであった（CD-ROM資料3参照）。

第8節 詐欺

1 検挙人員

1-8-1図は、昭和55年以降の詐欺の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-8-1図 詐欺 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、詐欺による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

詐欺による検挙人員は、昭和57年の1万5,107人をピークに減少し、平成2年には7,756人とピーク時から半減したが、12年頃から再び増加傾向となり、15年からは毎年1万人を

%を超えており、平成22年は、50歳から64歳の年齢層で96.8%、高齢者層で99.0%であった。

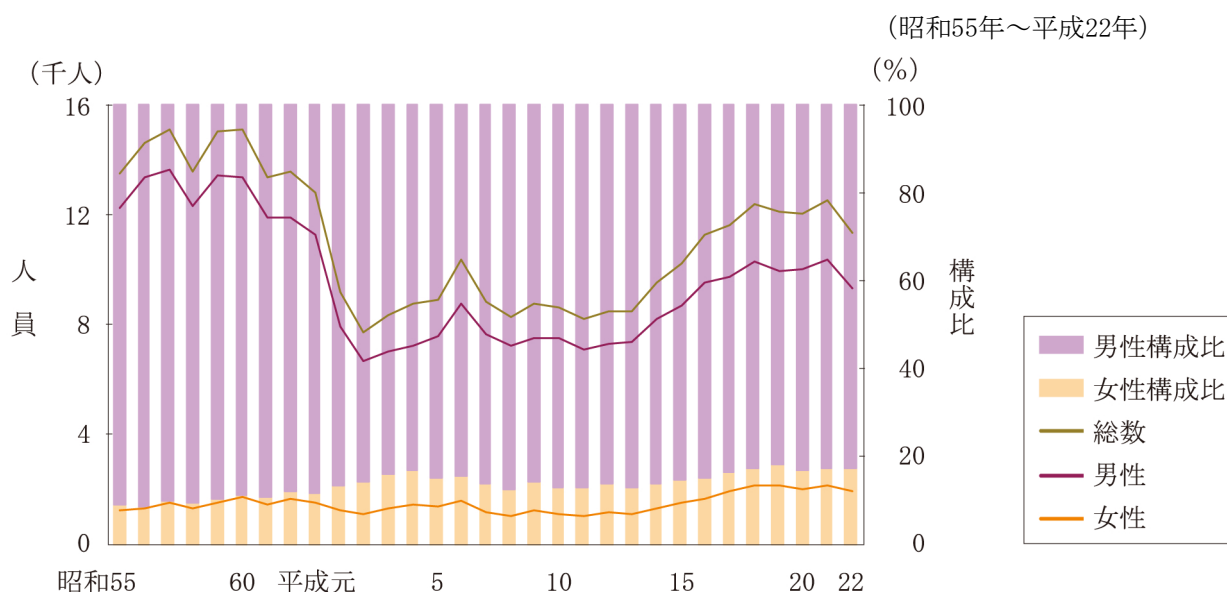
50歳以上の年齢層を10歳ごとの区分で見ると、男性では窃盗検挙人員に占める非侵入盗の比率が全年齢層で上昇しているものの、平成22年において同比率が90%を超えているのは70歳以上の年齢層に限られるのに対し、女性では30歳以上のいずれの年齢層でも同比率が90%を超えている。特に60歳以上の年齢層では、昭和55年以降毎年同比率が90%を超える水準で推移しており、平成22年は、60歳代で98.0%（男性は88.6%）、70歳以上で99.3%（男性は93.8%）であった。また、女性の70歳以上の検挙人員は、侵入盗や乗り物盗でも増加しており、同年は、侵入盗では昭和55年の約5.3倍、乗り物盗では約3.5倍となったが、非侵入盗における顕著な増加（約10.0倍）よりは緩やかであった（CD-ROM資料3参照）。

第8節 詐欺

1 検挙人員

1-8-1図は、昭和55年以降の詐欺の男女別検挙人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-8-1図 詐欺 検挙人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、詐欺による検挙人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

詐欺による検挙人員は、昭和57年の1万5,107人をピークに減少し、平成2年には7,756人とピーク時から半減したが、12年頃から再び増加傾向となり、15年からは毎年1万人を

超える水準で推移し、22年は1万1,306人であった。

女性の検挙人員は、平成17年までは1,000人台で推移していたが、その後増加し、18年から21年までは2,000人台で推移した。22年は前年から8.9%減少し、1,963人であった。

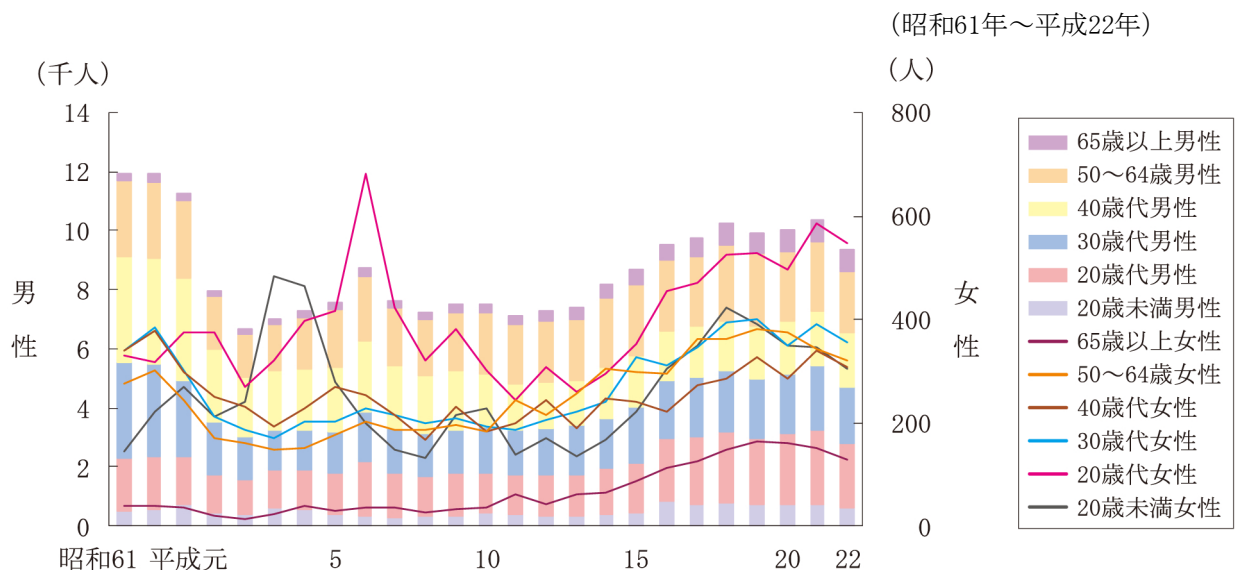
女性比は、昭和58年まで10%未満であったが、その後、女性検挙人員が増加したのに男性検挙人員は減少したことから上昇し、平成16年からは毎年15%を超え、22年は17.4%と一般刑法犯より若干低い水準にある。詐欺でも、検挙人員の6人に1人以上が女性となっている。

女性の一般刑法犯検挙人員総数に占める詐欺の比率は平成14年から上昇傾向にあり、22年は2.8%であった（CD-ROM資料1参照）。

2 年齢層別検挙人員

1-8-2図は、60歳から64歳までと65歳から69歳までの検挙人員の統計が入手可能な昭和61年以降の詐欺による検挙人員を男女別及び年齢層別（犯行時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料2参照）。

1-8-2図 詐欺 年齢層別検挙人員の推移（男女別）



注1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。

3 60～64歳及び65～69歳の年齢層区分の統計が存在する昭和61年以降の数値である。

詐欺では、ほぼ毎年、検挙人員の9割以上が成人である。しかし、少年比は上昇傾向にあり、特に女性でこの傾向が強い。平成22年における少年比は男女総数では8.1%、女性では15.5%であり、いずれも一般刑法犯と比較して顕著に低い。

男性では、少年、20歳代及び高齢者層では検挙人員が顕著に増加しているが、男性の50

歳から64歳の年齢層では横ばいないし減少傾向にある。しかし、60歳以上の年齢層で見ると、男性検挙人員の顕著な増加が見られる。

女性では、30歳代及び40歳代以外の全ての年齢層で検挙人員が増加しており、50歳から64歳の年齢層でも増加しているが、高齢者層においてより増加が顕著である。女性の50歳以上の年齢層を10歳ごとの区分とした上で検挙人員の推移を見ると、60歳代及び70歳以上の年齢層における平成22年の検挙人員は、昭和55年との比較で、それぞれ約3.5倍、約8.3倍となっている。

女性比は、昭和55年以降、毎年少年で最も高く、平成22年も33.1%と他の年齢層の女性比と比較して10pt以上高かった。その他の年齢層でも、女性検挙人員の増加率が男性と比較して高く、あるいは男性検挙人員が減少したことにより、女性比は上昇傾向にあり、特に30歳代及び40歳代で上昇傾向が顕著である。

高齢者層においては、男性の検挙人員の増加も顕著であることから、女性比は緩やかに上昇したにとどまっており、平成22年は15.2%であった。50歳から64歳の年齢層では、男性の検挙人員が減少しているため、女性比は上昇しており、同年は13.5%であった（CD-ROM資料2参照）。

3 人口比（総数・年齢層別）

昭和55年以降の詐欺の人口比を見ると、長期的には緩やかな低下傾向にある。成人・少年別（犯行時の年齢による。）を見ると、同年当時は成人の人口比が少年と比較して顕著に高かったが、その後少年の人口比が顕著に上昇し、平成16年以降は毎年少年の人口比が成人を上回っている。22年の詐欺の人口比は10.2（成人10.0、少年12.8）であった。男女別に人口比を見ると、男性では低下、女性では上昇したことから、人口比の男女差は縮小している。しかし、男女別の人口比をより詳細に見ると、低下しているのは成人男性についてだけで、男子少年では顕著に上昇しており、同年は成人男性で17.4、男子少年で16.7であった。女性は、成人でも少年でも人口比は上昇しており、同年はそれぞれ3.1、8.7であった。

詐欺の人口比を男女別及び年齢層別に見ると、男性では少年、20歳代及び高齢者層では上昇しているが、その他の年齢層では低下傾向にある。平成22年は20歳代で最も高く、30.1であった。

女性では、30歳代、40歳代及び50歳から64歳の年齢層では、途中多少の増減はあるものの長期的には横ばいで推移しており、それ以外の年齢層では上昇傾向にあるが、平成9年頃から年齢が低いほど人口比は高い。22年は、少年で最も高く、8.7であった（CD-ROM資料2参照）。

4 手口別検挙人員

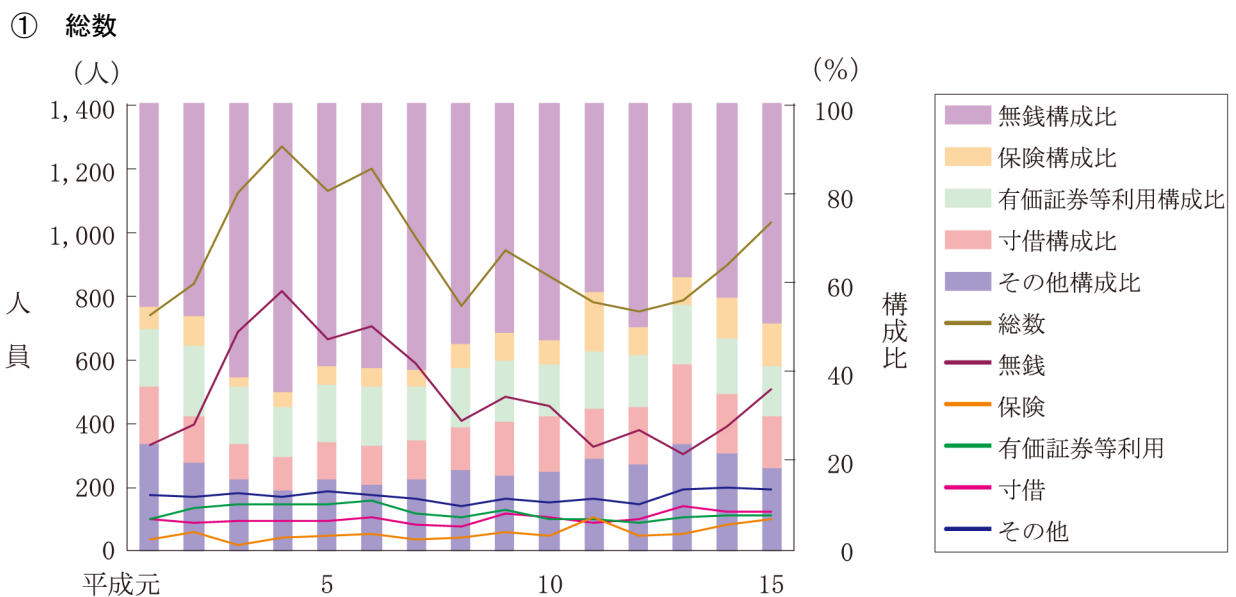
警察庁の統計における詐欺の犯行態様区分は、平成16年に大幅に変更されたため、詳細な態様別統計は同年の前後で連続性を欠き、経年変化を見ることができない。15年までの手口分類（旧分類）に基づく男女別検挙人員（旧分類に基づく手口別検挙人員）は元年から15年まで、16年以降の手口分類（新分類）に基づく検挙人員（新分類に基づく手口別検挙人員）は7年以降のみ統計資料の入手が可能である。そこで、元年から15年までの旧分類に基づく手口別検挙人員と7年以降の新分類に基づく手口別検挙人員とに分けて、詐欺の手口別検挙人員の推移を見る。

（1） 旧分類（平成元年から15年）

1－8－3図①は、平成元年から15年までの詐欺の女性検挙人員を旧分類に基づく手口別に見たもの、同図②及び③は、同人員の無銭詐欺の内訳を成人・少年別（検挙時の年齢による。）に見たものである（CD-ROM資料6参照）。

1－8－3図 詐欺手口別（旧分類） 女性検挙人員の推移

（平成元年～15年）



注1 警察庁の統計による。

2 「無銭」は、無銭飲食、無賃乗車及び無銭宿泊である。

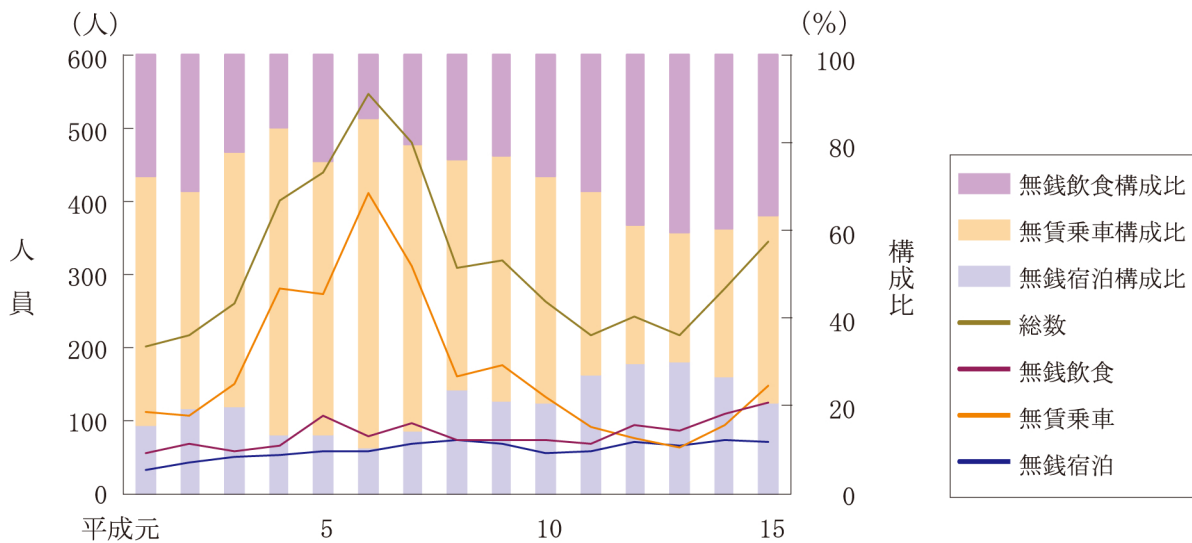
3 「保険」は、保険金受領の資格等を偽り、これをだまし取るものをいう。

4 「有価証券等利用」は、偽造、変造、無効等の手形、小切手、証券、商品券、クレジットカード及び通帳等を利用した詐欺をいう。

5 「その他」は、取込み、釣銭・両替等である。

6 「総数」は、警察庁の統計で主要な詐欺の手口として計上されているものの合計である。

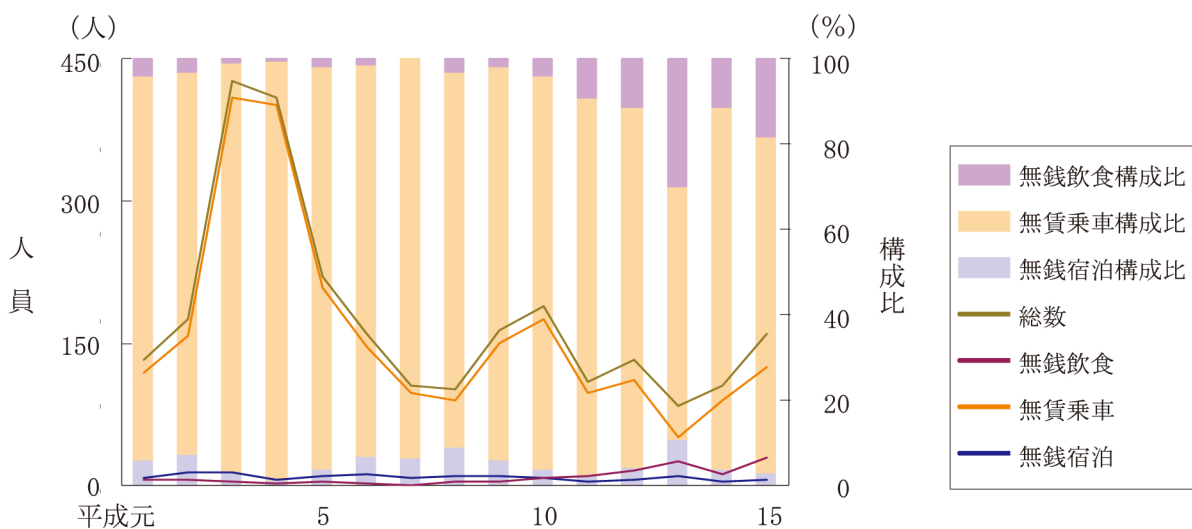
② 無銭詐欺 成人



注1 警察庁の統計による。

2 「成人」は、検挙時に成人であった者をいい、犯行時に20歳未満であった者を含む。

③ 無銭詐欺 少年



注1 警察庁の統計による。

2 「少年」は、検挙時に20歳以上であった者を含まない。

詐欺による検挙人員では、毎年、成人男性の検挙人員が最も多く、75%以上を占めており、次いで成人女性、男子少年、女子少年の順である。

旧分類に従って、詐欺の手口別検挙人員を見ると、毎年、男女別及び成人・少年別のいずれで見ても、無銭詐欺が最も多く、同手口による検挙人員が毎年詐欺による検挙人員総数の50%を超えている。この傾向は、男女別では男性、成人・少年別では少年で顕著であるが、女子少年で最も顕著であり、毎年、詐欺の女子少年検挙人員総数の70%以上が無銭詐欺であり、平成11年に最高値の93.2%となり、15年には82.0%（平成22年は新分類の手

口中78.6%)であった。男子少年の詐欺による検挙人員に占める無銭詐欺の比率は、2年まで50%未満であったが、その後上昇しており、15年は78.1%であった（平成22年は新分類の手口中53.9%）。成人女性でも無銭詐欺の比率が最も高いが、ほぼ毎年半数以下であり、寸借詐欺及び保険詐欺の比率も高い。成人男性の詐欺検挙人員に占める無銭詐欺の比率は、15年までおおむね50%台で推移している。

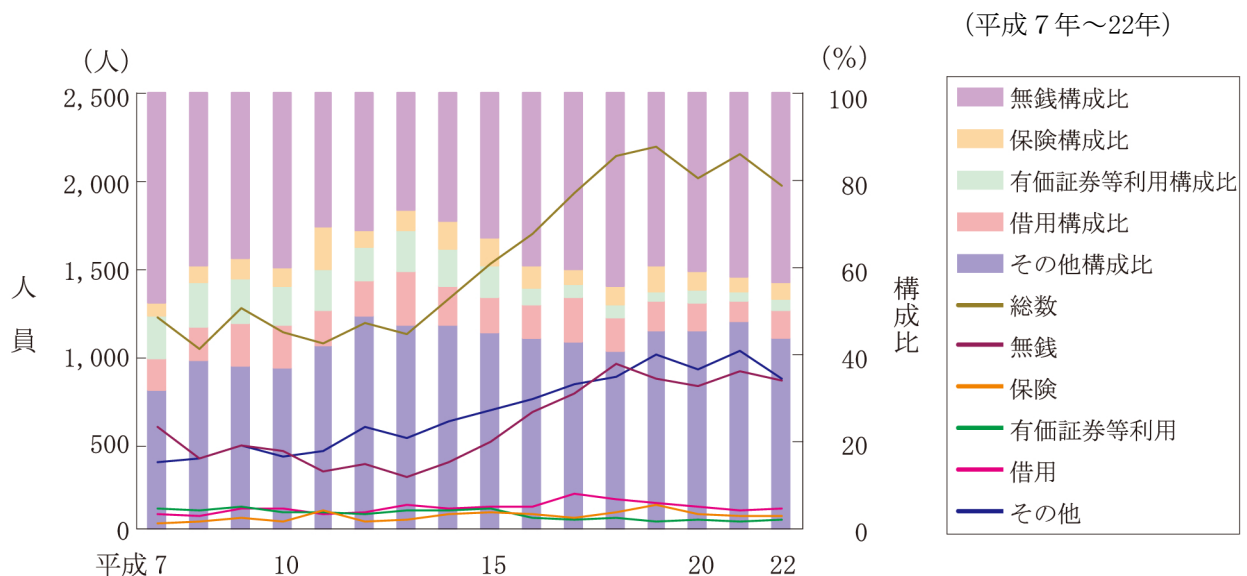
無銭詐欺の内訳を見ると、毎年無銭飲食が40%以上を占め、次いで無賃乗車、無銭宿泊の順であるが、無銭宿泊は、総数及び成人で増加している。平成15年における無銭詐欺による検挙人員は4,464人で、その内訳は、無銭飲食が2,453人、無賃乗車が1,418人、無銭宿泊が593人であった（新分類による平成22年の無銭詐欺は4,878人）。

無銭詐欺の内訳を男女別及び成人・少年別に見ると、成人男性では無銭飲食が6割程度を占めているが、少年と成人女性では無賃乗車の比率が最も高く、特に女子少年では、無銭詐欺に占める無賃乗車の比率が、平成12年まで80%を超えていた。しかし、同比率は、同年頃から低下傾向にあり、15年は78.6%であった。無銭宿泊の比率が最も高いのは成人女性で、8年以降毎年20%を超えており、15年は20.9%であった（CD-ROM資料6参照）。

（2） 新分類（平成7年から22年）

1-8-4図は、平成7年から22年までの詐欺の女性検挙人員を新分類に基づく手口別に見たものである（CD-ROM資料6参照）。

1-8-4図 詐欺手口別（新分類） 女性検挙人員の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「無銭」は、無銭飲食、無賃乗車及び無銭宿泊である。

3 「保険」は、保険金受領の資格等を偽り、これをだまし取るものをいう。

4 「有価証券等利用」は、偽造、変造、無効等の手形、小切手、証券、商品券、クレジットカード及び通帳等を利用した詐欺をいう。

5 「その他」は、釣銭・両替等である。

6 「総数」は、警察庁の統計で主要な詐欺の手口として計上されているものの合計である。

新分類による詐欺の手口分類に基づいて、平成7年以降の詐欺の手口別検挙人員を男女別及び成人・少年別に見ると、旧分類で見た15年までの傾向と同様、詐欺による検挙人員で最も多いのは成人男性で、毎年詐欺による検挙人員の76%以上を占めており、次いで成人女性、男子少年、女子少年の順である。

手口別では無銭詐欺の比率が最も高く、男女総数ではほぼ毎年40%以上である。特に、女子少年でこの傾向が強く、毎年女子少年の詐欺による検挙人員中、60%以上が無銭詐欺であり、平成22年も78.6%を占めている。成人女性の詐欺検挙人員に占める無銭詐欺の比率は、近年おおむね30%台であるが、成人男性では40%台、男子少年では50%台であり、成人女性で最も詐欺の手口が多様化していると考えられる。なお、新分類では、無銭詐欺の内訳（無銭飲食／無賃乗車／無銭宿泊）の数値は入手できない。

有価証券等利用詐欺は、同手口の8割程度を占める成人男性の検挙人員が、平成13年以降急激に減少したことから、同手口による検挙人員総数も、近年著しく減少している（CD-ROM資料6参照）。

第9節 特別法犯

特別法犯（覚せい剤取締法違反を含む。）においては、送致人員総数、成人・少年別（犯行時の年齢による。）の送致人員及び人口比（以下、特別法犯については、人口10万人当たりの送致人員をいう。）の分析を行う。

1 送致人員

1-9-1図は、昭和55年以降の特別法犯の男女別送致人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

新分類による詐欺の手口分類に基づいて、平成7年以降の詐欺の手口別検挙人員を男女別及び成人・少年別に見ると、旧分類で見た15年までの傾向と同様、詐欺による検挙人員で最も多いのは成人男性で、毎年詐欺による検挙人員の76%以上を占めており、次いで成人女性、男子少年、女子少年の順である。

手口別では無銭詐欺の比率が最も高く、男女総数ではほぼ毎年40%以上である。特に、女子少年でこの傾向が強く、毎年女子少年の詐欺による検挙人員中、60%以上が無銭詐欺であり、平成22年も78.6%を占めている。成人女性の詐欺検挙人員に占める無銭詐欺の比率は、近年おおむね30%台であるが、成人男性では40%台、男子少年では50%台であり、成人女性で最も詐欺の手口が多様化していると考えられる。なお、新分類では、無銭詐欺の内訳（無銭飲食／無賃乗車／無銭宿泊）の数値は入手できない。

有価証券等利用詐欺は、同手口の8割程度を占める成人男性の検挙人員が、平成13年以降急激に減少したことから、同手口による検挙人員総数も、近年著しく減少している（CD-ROM資料6参照）。

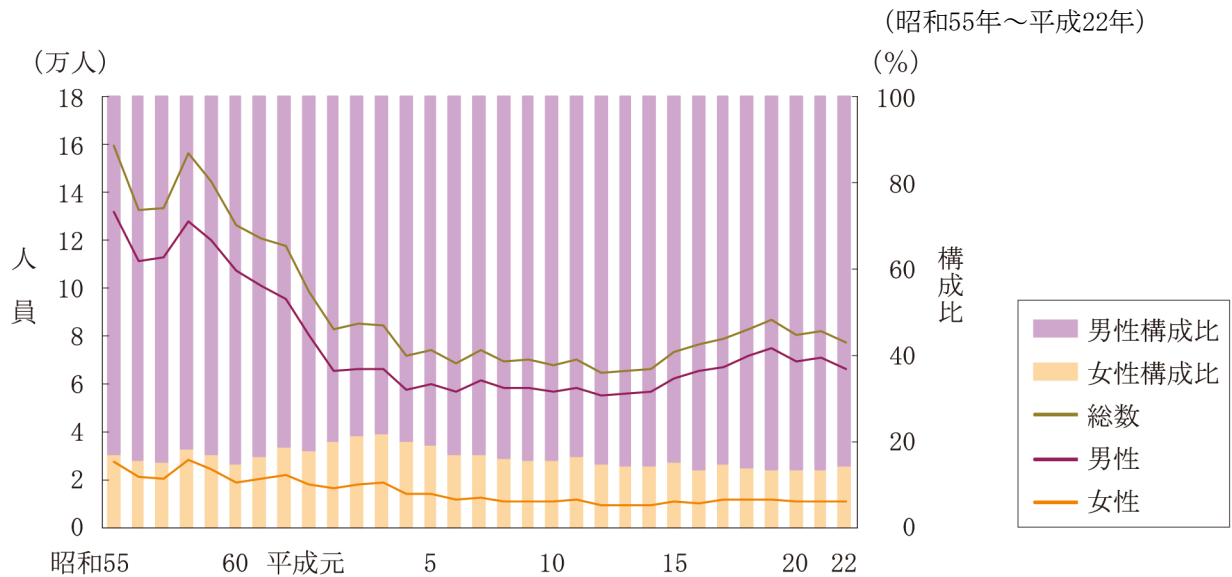
第9節 特別法犯

特別法犯（覚せい剤取締法違反を含む。）においては、送致人員総数、成人・少年別（犯行時の年齢による。）の送致人員及び人口比（以下、特別法犯については、人口10万人当たりの送致人員をいう。）の分析を行う。

1 送致人員

1-9-1図は、昭和55年以降の特別法犯の男女別送致人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-9-1図 特別法犯 送致人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、特別法犯による送致人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

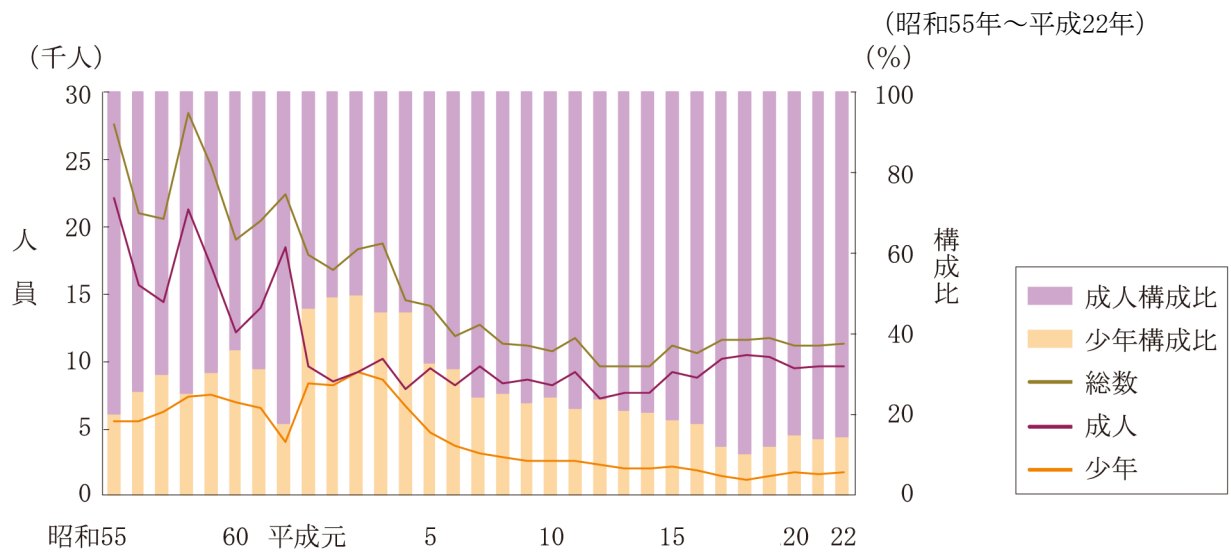
3 「特別法犯」は交通関係法令違反を除く。

特別法犯の送致人員は、昭和62年まで10万人を超えていたが、その後減少し、平成12年には6万4,622人となった。15年以降は7万人台から8万人台で推移しており、22年は7万7,378人であった。男女別及び成人・少年別のいずれで見ても、送致人員は減少傾向にある。特別法犯では、4年まで送致人員の2割以上が少年であったが、少年比は3年から低下し、2年のピーク時（34.0%）と比較すると、22年は3分の1以下の9.7%となった。

女性比は、平成3年の22.0%をピークとして低下傾向にあり、22年は14.6%であった。同比率の低下は、3年以降14年にかけての女性の送致人員が男性以上に減少したことによると考えられる。また、女性比を成人・少年別に見ると、22年は成人で13.8%、少年で21.7%であった（CD-ROM資料1参照）。

1-9-2図は、昭和55年以降の女性の特別法犯による送致人員を成人・少年別に人員と構成比で見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-9-2図 特別法犯 女性送致人員の推移（成人・少年別）



注1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。

女性の送致人員は、昭和62年まで、ほぼ毎年2万人を超えていたが、その後減少して、平成17年からは1万1,000人台で推移し、22年は1万1,266人であった。女性では少年比が高く、昭和59年から平成6年までの間は、ほぼ毎年30%を超えていた（平成2年は49.7%）が、その後低下傾向となり、22年は14.4%であった（CD-ROM資料1参照）。

2 人口比

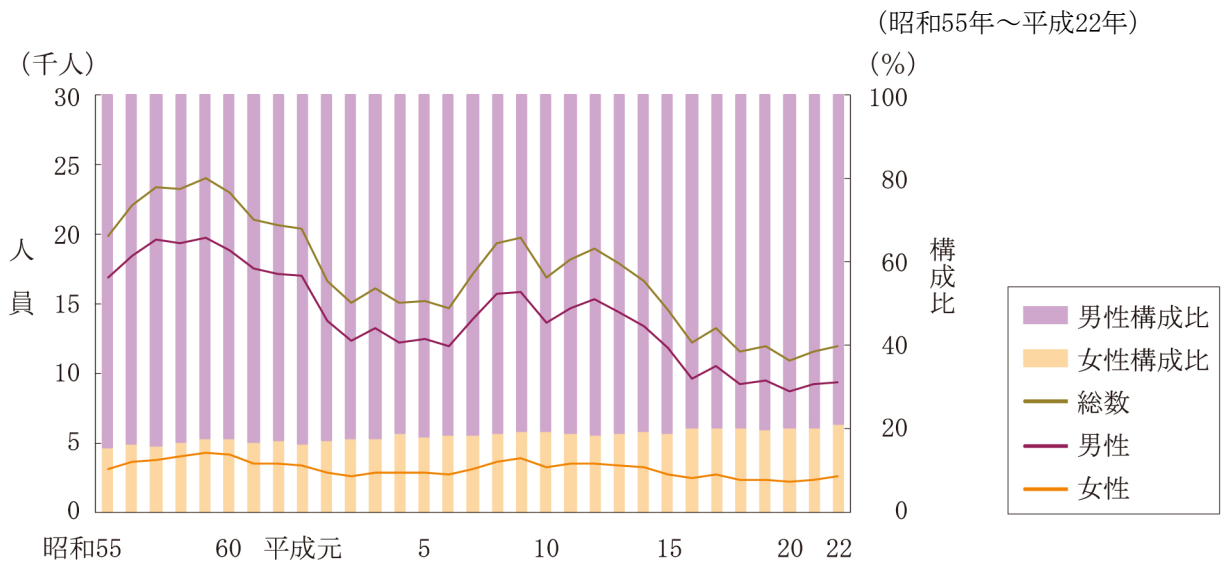
昭和55年以降の特別法犯の人口比を見ると、同年をピーク（175.4）として長期的に低下傾向にある。63年以降は100未満で推移しており、平成22年は69.6であった。同年の人口比を男女別に昭和55年と比較すると、男性は同年の298.4から123.0に、女性は59.1から19.6に低下している。成人・少年別（犯行時の年齢による。）に平成22年の人口比を昭和55年と比較すると、成人は同年の152.0から67.2に、少年は370.8から104.0に低下した。女性は男性より、少年は成人より顕著に人口比が低下したことがわかる。人口比の低下が著しい少年について、男女別に同様の比較をすると、女子少年は昭和55年の116.6から46.2に、男子少年は614.3から159.0に低下しており、男子少年で女子少年よりも大きく低下している。成人男性では昭和55年の258.5から120.3に、成人女性では52.5から17.9に低下しており、成人では女性の方が人口比の低下が大きい（CD-ROM資料1参照）。

第10節 覚せい剤取締法違反

1 送致人員

1-10-1図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反の男女別送致人員及び男女の構成比（女性の構成比部分が女性比である。）を見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-10-1図 覚せい剤取締法違反 送致人員（男女別）・男女構成比の推移



注1 警察庁の統計による。

2 「女性構成比」は、覚せい剤取締法違反による送致人員総数に占める女性の比率（女性比）である。

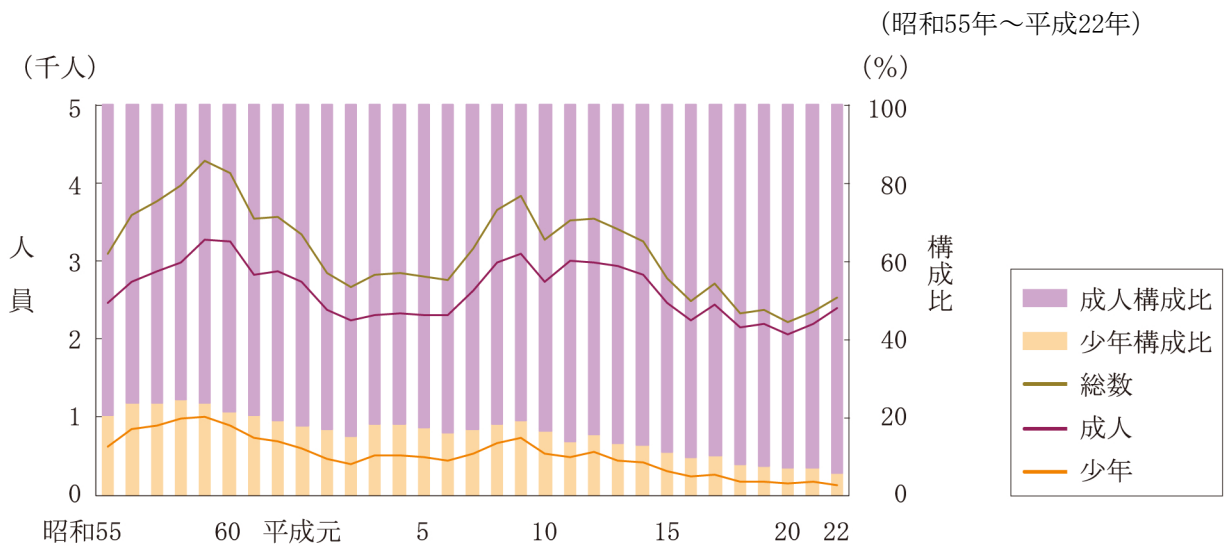
覚せい剤取締法違反の送致人員は、昭和59年の2万4,022人をピークに減少傾向で推移し、平成22年は1万1,884人と、ピーク時から半減している。

女性の送致人員も昭和59年の4,274人をピークに、その後減少傾向にあるものの、成人女性だけを取り出すとほぼ毎年2,000人台で推移している上、女性の送致人員総数は平成22年にも2,543人であり、男性と比較すると減少率が低いことから、女性比は上昇している。同比率は、15年までは10%台であったが、16年以降は20%台で推移し、22年は21.4%であった。特別法犯全体の女性比と比較すると顕著に高く、一般刑法犯検挙人員の女性比とほぼ同水準であり、覚せい剤事犯においても、送致人員の5人に1人以上が女性となっている。成人・少年別に見ても、成人送致人員は男性のみ減少し、女性は横ばいであること、女子少年の送致人員の減少率は男子少年の送致人員の減少率よりも低かったことから成人でも少年でも女性比は上昇しており、同年はそれぞれ20.6%、63.9%であった。同年において、少年では、女子の送致人員（145人）が男子（82人）を上回っている（CD-ROM資料1参照）。

1-10-2図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性送致人員を成人・少年

別に人員と構成比とで見たものである（CD-ROM資料1参照）。

1-10-2図 覚せい剤取締法違反 女性送致人員の推移（成人・少年別）



注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。

覚せい剤取締法違反では、昭和60年以降、毎年送致人員の9割以上が成人である。しかし、男性と比較すると女性では少年比が高く、59年から低下傾向ではあるものの、61年まで20%台、平成17年まで10%台で推移していた。22年の少年比は、男性では昭和57年の9.5%から0.9%に、女子少年では58年の24.8%から5.7%にまで低下した。

覚せい剤取締法違反の送致人員が特別法犯送致人員全体に占める比率は、平成3年まではほぼ毎年10%台後半で推移していたが、4年に20%台となってその後も上昇し、12年には29.3%の高水準となった。その後は低下傾向となり、22年は15.4%であった。しかし、女性の送致人員だけで見ると、12年に37.1%の最高値となり、その後低下傾向にはあるものの、22年も22.6%と高く、女性の特別法犯送致人員の5人に1人以上が覚せい剤事犯者となっている（CD-ROM資料1参照）。

2 人口比

覚せい剤取締法違反の人口比は、男女及び成人・少年を問わず、低下傾向にある。平成22年の人口比を昭和55年と比較すると、女性は同年の6.6から4.4に、男性は38.1から17.4に、成人は22.0から11.2に、少年は20.9から3.2に低下した。低下の著しい少年の人口比について男女別に同様の比較をすると、平成22年には、女子少年は昭和55年の13.4から4.1に、男子少年は28.1から2.2に低下しており、男子少年の人口比がより顕著に低下したことがわかる。なお、覚せい剤取締法違反では、女子少年の人口比が平成2年以降ほぼ毎年

男子少年を上回っているが、その他の犯罪ではいずれも成人・少年とも男性の人口比が女性を上回っているから、覚せい剤取締法違反における女子少年の人口比の高さは同罪独自の特徴である。成人男女について同様の比較をすると、22年には、成人女性は昭和55年の5.9から4.4に、成人男性は39.3から18.5に低下しており、成人でも男性の人口比が女性以上に低下している（CD-ROM資料1 参照）。

第2章 少年検挙人員の動向

この章では、少年（検挙時の年齢による。）の検挙人員について、犯行時の就学・就労状況（学生／有職／無職）及び保護者の状況を男女別、罪名別に見る。

なお、この章で女子比とは、少年検挙人員に占める女子の比率をいう。

第1節 就学・就労状況別検挙人員

この節では、昭和55年以降の少年の検挙人員を犯行時の就学・就労状況別（学生／有職／無職）、男女別及び罪名別に見ることとする。

なお、この節で学生構成比とは少年検挙人員に占める学生の比率、有職構成比とは同人員に占める有職少年の比率、無職構成比とは同人員に占める無職少年の比率をいう。

以下、罪名別、男女別に少年検挙人員の就学・就労状況分布を見る。

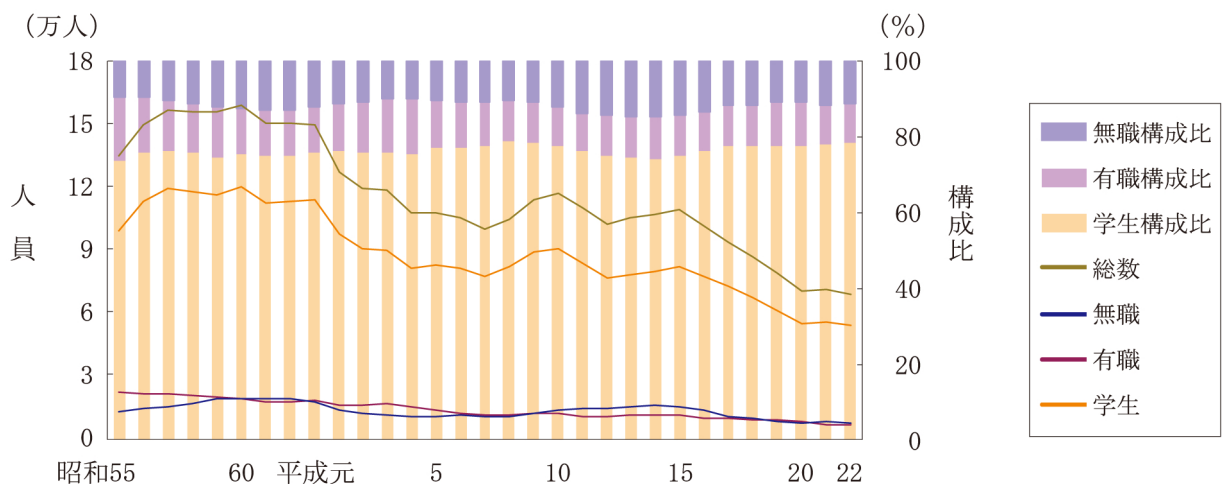
1 一般刑法犯

2-1-1図は、昭和55年以降の一般刑法犯による少年検挙人員を犯行時の就学・就労状況別（学生／有職／無職）に、男女それぞれについて見たものである（CD-ROM資料7参照）。

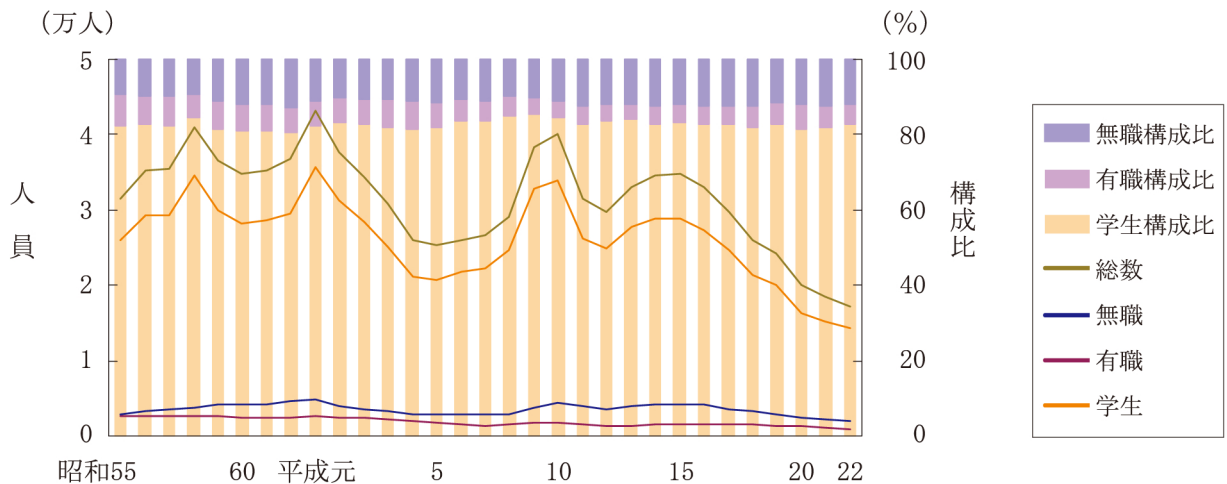
2-1-1図 一般刑法犯 少年検挙人員の推移（就学・就労状況別）

（昭和55年～平成22年）

① 男子



② 女子



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

男女とも、学生構成比が最も高い。男子の学生構成比が緩やかな上昇傾向にあるのに対し、女子の学生構成比は、ほぼ横ばいで推移しているが、毎年男子よりも高く、80%を超えている。

学生の中では、男子は平成2年、女子は昭和55年以降毎年、高校生の比率が最も高い。女子では、ほぼ毎年、同比率が50%を超えている。男子では、平成元年までは、学生の中では中学生の比率が最も高かった。また、学生に占める高校生及び中学生の比率は男子より女子の方が高いが、大学生の比率は男子の方が高い。

無職構成比は、平成11年から16年にかけて、男子において13%を超えていたことを除き、男女とも9%から13%で推移している。

女子比は、就学・就労状況を問わず、平成19年頃まで緩やかな上昇傾向にあったが、その後低下しており、22年は学生で20.9%、無職少年で20.5%、有職少年で12.1%であった(CD-ROM資料7参照)。

2 殺人

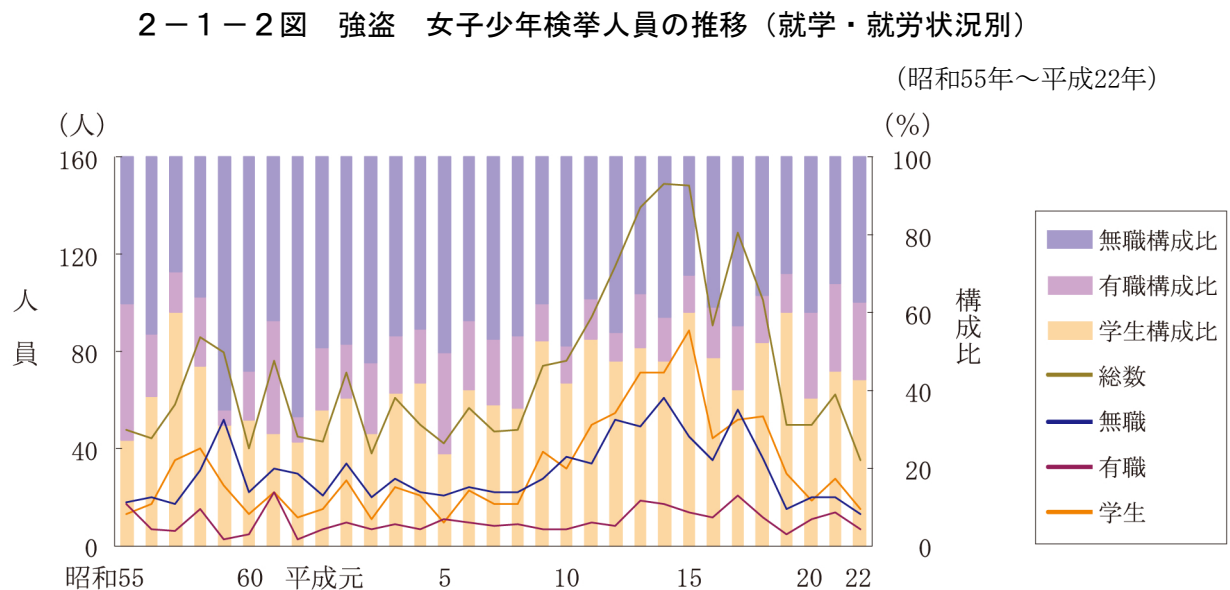
殺人では、学生構成比が男女とも上昇して、最近では最も高くなっているが、それでも男女総数で40%から50%程度であり、一般刑法犯と比較すると相当に低く、有職構成比及び無職構成比も高い。

平成12年頃からは、男女総数の無職構成比が有職構成比を上回る20%台後半から30%台で推移しているが、この傾向は女子でより顕著であり、女子では6年から、ほぼ毎年、無職構成比が有職構成比を上回っている。ただし、殺人による検挙人員は、毎年、おおむね100人以下で推移しているところ、女子の検挙人員は毎年30人以下と少なく、5年以降は

20人未満で推移しているため、その就学・就労状況は年ごとの変動が大きい（CD-ROM資料7参照）。

3 強盗

2-1-2図は、昭和55年以降の強盗による女子少年の検挙人員を犯行時の就学・就労状況別（学生／有職／無職）に見たものである（CD-ROM資料7参照）。



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

強盗では、男女総数では、学生構成比が最も高いが、30％台から40％台であり、一般刑法犯と比較すると顕著に低く、有職構成比及び無職構成比も高い。男女別に見ると、男子では、昭和57年以降毎年学生構成比が最も高いが、女子では、平成10年まではほぼ毎年無職構成比が最も高かった。しかし、女子でも、11年以降は学生構成比が最も高くなっている。

学生の中では、男子は昭和63年以降毎年、女子は平成2年以降ほぼ毎年、高校生の比率が最も高いが、それ以前は中学生の比率が最も高かった。学生に占める中学生の比率は男子よりも女子で高く、高校生の比率は男女同程度、大学生の比率は最近まで女子より男子の方が高かったが、21年以降はほぼ同程度となり、22年は男子で5.1％、女子で6.7％と逆転した。

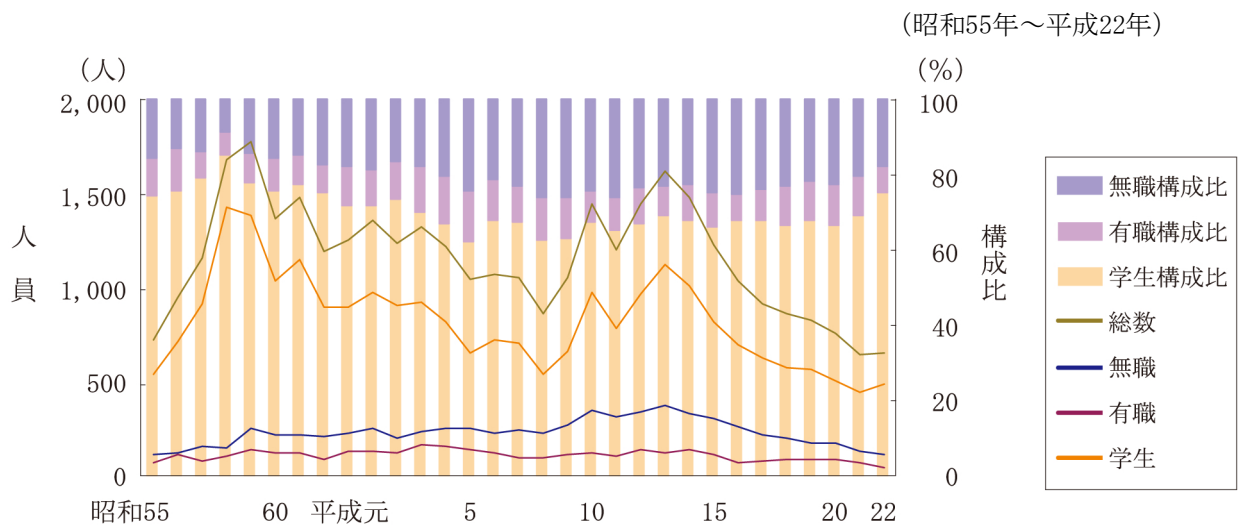
有職構成比は、男女総数で昭和58年以降、ほぼ毎年無職構成比を下回っており、女子では55年以降毎年、無職構成比が有職構成比よりも高い29％以上で推移し、平成22年も37.1％（男子26.4％）であった。有職構成比はほぼ毎年、女子よりも男子の方が高い。

女子の強盗検挙人員は、総数で150人以下と少ないため、その就学・就労状況は年によって変動が大きい（CD-ROM資料7参照）。

4 傷害

2-1-3図は、昭和55年以降の傷害による女子少年の検挙人員を犯行時の就学・就労状況別（学生／有職／無職）に見たものである（CD-ROM資料7参照）。

2-1-3図 傷害 女子少年検挙人員の推移（就学・就労状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

傷害では、男女とも、学生構成比が最も高く、男女総数で60%前後で推移しているが、一般刑法犯よりは低い。学生構成比は、男子よりも女子で高く、女子の学生構成比は平成22年は75.3%の高率であった。

学生の中では、中学生の比率が最も高く、男女総数で学生全体の60%前後であるが、女子でこの傾向がより顕著であり、平成22年は67.6%であった。学生に占める高校生の比率は、男女でほぼ同程度であるが、大学生の比率は男子で女子よりも高い。

女子の有職構成比は、男子より低く、女子では学生構成比及び無職構成比が高い。女子の無職構成比は、毎年女子の有職構成比よりも高いが、男女差は少なく、平成22年においても、男子の14.1%に対し女子では17.9%であった。これに対し、有職構成比は男子の20.2%に対し女子では6.8%と、男女間に顕著な差が認められる。

女子比は、無職者で、男子の検挙人員が減少しているのに女子は横ばいで推移したため、緩やかな上昇傾向にある（CD-ROM資料7参照）。

5 放火

放火では、男女とも、ほぼ毎年、学生構成比が最も高く、男女総数で46.0%から79.5%で推移しているが、女子よりも男子で高い。

学生の中では、男子では中学生の比率が高く、同比率は低下傾向にあるものの、毎年45%以上である。

女子の検挙人員は、毎年30人以下と少ないため、就学・就労状況は年による変動が大きい（CD-ROM資料7参照）。

6 窃盗

（1） 窃盗総数

2-1-4図は、昭和55年以降の窃盗による女子少年の検挙人員を犯行時の就学・就労状況別（学生／有職／無職）に見たものである（CD-ROM資料7参照）。

2-1-4図 窃盗 女子少年検挙人員の推移（就学・就労状況別）



注1 警察庁の統計による。

2 犯行時の就学・就労状況による。

3 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

窃盗では、男女とも、学生構成比が最も高く、特に女子では、昭和55年以降、毎年80%を超えている。

学生の中では、平成2年以降は男女とも、高校生の比率が最も高い。女子では毎年高校生の比率が最も高いが、男子では平成元年までは中学生の比率が最も高かった。もっとも、男子では中学生の比率が同年以降低下傾向にあるのに対し、女子では、9年以降同比率が上昇傾向にあり、19年以降は男子よりも女子の同比率が高くなっている。学生に占める大学生の比率は、13年頃まで男女でほとんど差が無かったが、14年以降男子で上昇し、女子

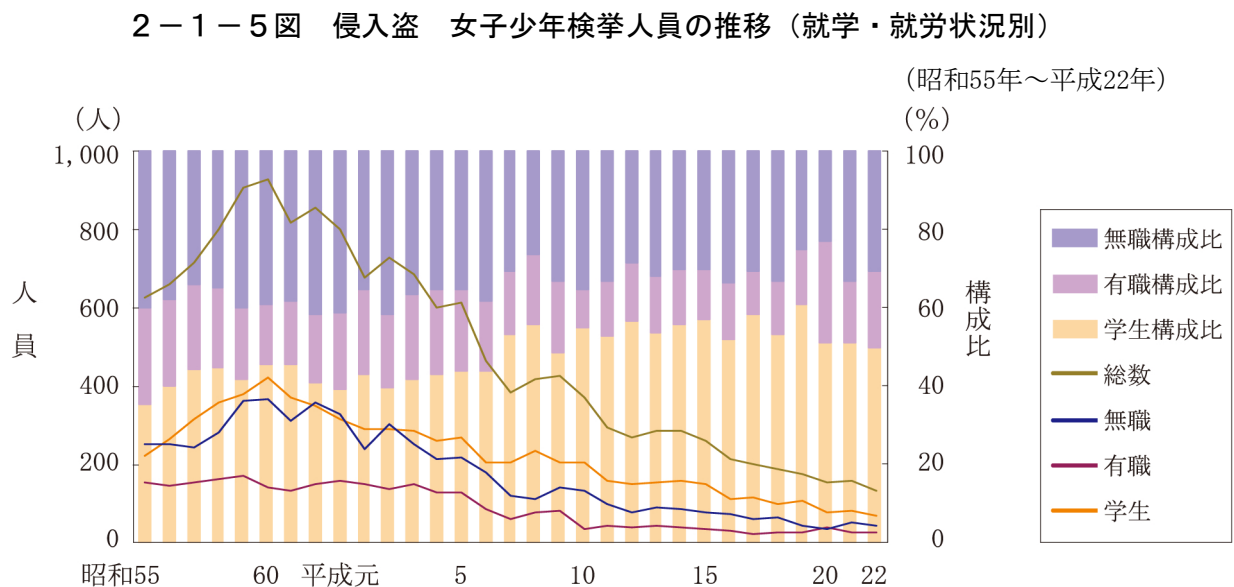
よりも高い水準となっている。

無職構成比は、平成11年から16年頃まで男子で上昇し、女子より高い水準にあったが、17年以降は、男女ともおおむね10%台から12%台で推移しており、男女差は小さい。しかし、有職構成比は、毎年女子の方が3pt程度低く、22年は男子で8.6%、女子で5.1%であった。

また、窃盗では、就学・就労状況を問わず、女子比は昭和55年以降ほとんど変化しておらず、学生及び無職者ではおおむね20%台、有職者ではおおむね13%から16%で推移している（CD-ROM資料7参照）。

（2） 侵入盗

2-1-5図は、昭和55年以降の侵入盗による女子少年の検挙人員を犯行時の就学・就労状況別（学生／有職／無職）に見たものである（CD-ROM資料8参照）。



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

侵入盗では、平成10年以降は、男女とも、学生構成比がおおむね50%から60%と最も高く、窃盗総数とは逆に、男子でその傾向が強い。しかし、窃盗総数と比較すると、学生構成比は男女総数で20pt程度低い。

学生の中では、男子は平成13年まで、女子は8年まで中学生の比率が最も高かったが、その後は、男女ともほぼ毎年、高校生の比率が最も高い。侵入盗では、学生に占める大学生の比率は、男女で差がない。

女子では、平成3年頃から低下傾向にあるものの無職構成比も高く、おおむね30%台で

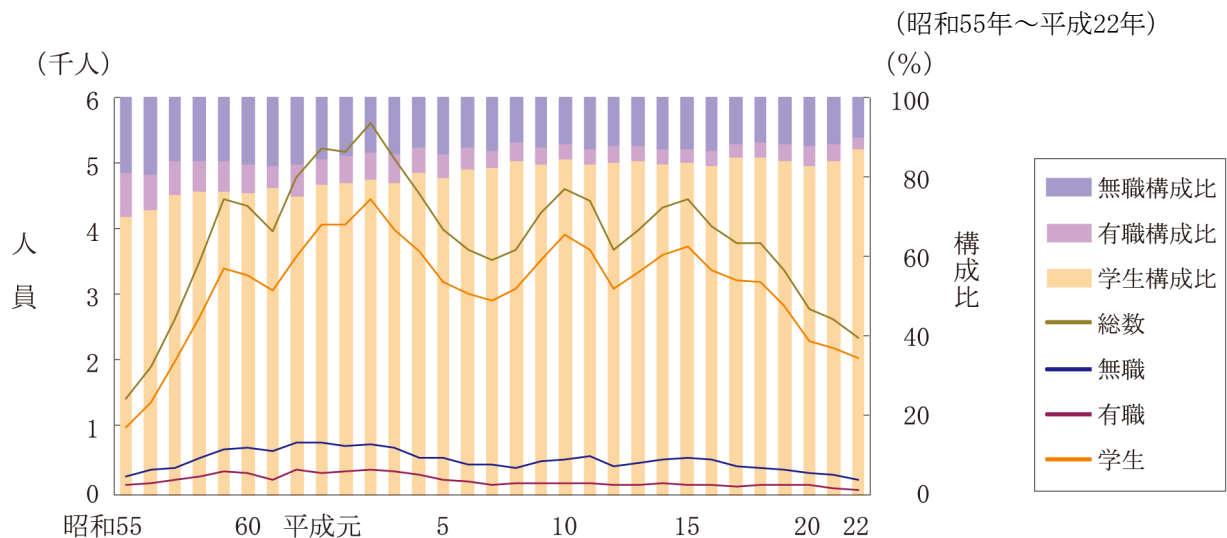
ある。

また、男子学生の検挙人員の減少率が女子学生の検挙人員の減少率を上回ったため、学生に占める女子比は上昇している（CD-ROM資料8参照）。

（３） 乗り物盗

２－１－６図は、昭和55年以降の乗り物盗による女子少年の検挙人員を犯行時の就学・就労状況別（学生／有職／無職）に見たものである（CD-ROM資料8参照）。

２－１－６図 乗り物盗 女子少年検挙人員の推移（就学・就労状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
 注2 犯行時の就学・就労状況による。
 注3 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

乗り物盗では、男女とも、学生構成比が80%前後と高い。女子では、学生構成比が上昇し、平成6年からは、毎年男子を超える水準で推移しており、22年は87.4%であった。

学生の中では、男子では平成元年まで中学生の比率が最も高かったが、その後は、高校生の比率が最も高い。女子では、3年から20年までの間は高校生の比率が最も高かったが、その前後では中学生の比率が最も高い。学生に占める大学生の比率は、ほぼ毎年、男子の方が高く、特に男子の大学生の比率が13年から上昇傾向となってからその差は広がり、22年の男子の同比率が6.8%であったのに対し、女子では1.9%であった。

男子では有職構成比は若干低下し、無職構成比は上昇している。女子の有職構成比は昭和56年以降毎年男子より低く、無職構成比と共に低下している。

就学・就労状況を問わず女子比は上昇しているが、特に学生で顕著である。同比率の上昇は、学生では、男子検挙人数が減少して女子検挙人数が増加したことにより、有職少年・無職少年では、男女とも検挙人数が減少傾向にあるところ、女子の減少率が男子の減少率

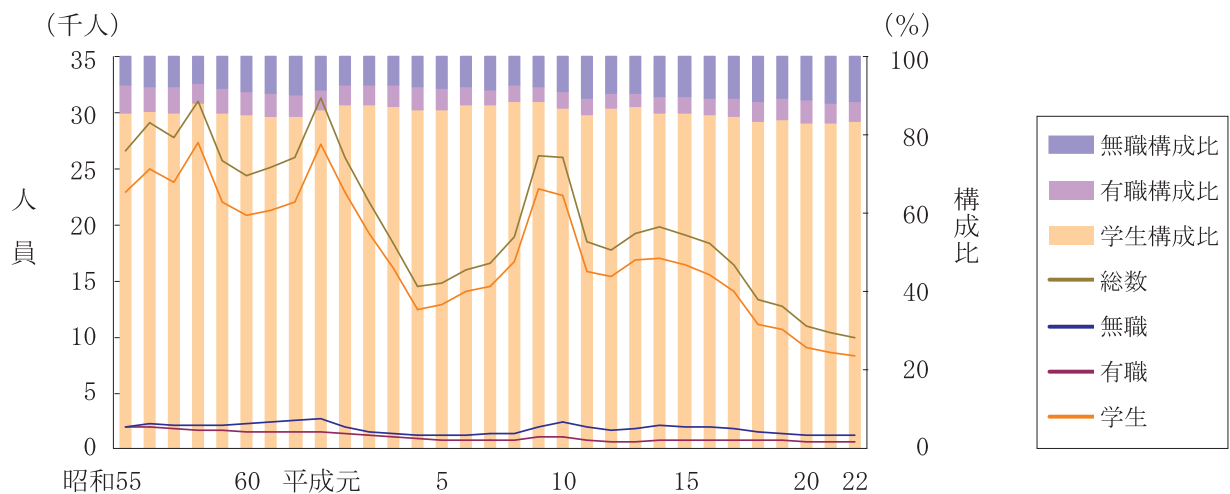
を下回ったことによる（CD-ROM資料8参照）。

（４） 非侵入盗

２－１－７図は、昭和55年以降の非侵入盗による女子少年の検挙人員を犯行時の就学・就労状況別（学生／有職／無職）に見たものである（CD-ROM資料8参照）。

２－１－７図 非侵入盗 女子少年検挙人員の推移（就学・就労状況別）

（昭和55年～平成22年）



- 注1 警察庁の統計による。
 注2 犯行時の就学・就労状況による。
 注3 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

非侵入盗では、男女とも、学生構成比が最も高く、特に女子では、昭和55年以降、毎年80%を超えている。

学生の中では、女子は毎年高校生の比率が最も高いが、男子は、昭和63年までは中学生の比率が最も高かった。学生に占める大学生、高校生及び中学生それぞれの比率は、中学生及び高校生については平成19年頃から、大学生については12年頃から、いずれも男女差がほとんど無い。22年は、学生に占める大学生の比率は男女とも2.7%、高校生の比率は男女とも52.6%、中学生の比率は男子で42.8%、女子では42.3%であった。女子は男子と比べ、無職構成比はより低いかほとんど同じで、同年においては男女ともに11%台であるが、有職構成比は低く、同年も男子の8.5%に対し5.4%であった。

就学・就労状況を問わず、女子比は、窃盗総数、侵入盗及び乗り物盗と比較して相当程度高いが、女子検挙人員の減少率が男子検挙人員の減少率を上回ったことから低下傾向にある（CD-ROM資料8参照）。

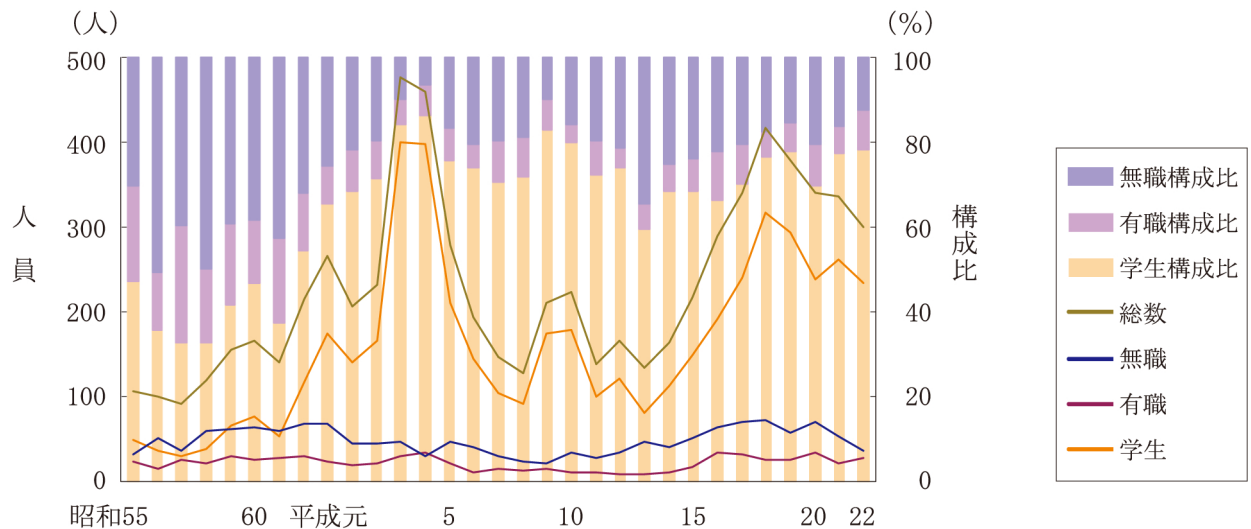
7 詐欺

2-1-8図①は、昭和55年以降の詐欺による女子少年の検挙人員を犯行時の就学・就労状況別（学生／有職／無職）に見たもの、同図②は同人員中の学生について、さらに学校の種類別の人員と構成比を見たものである（CD-ROM資料7参照）。

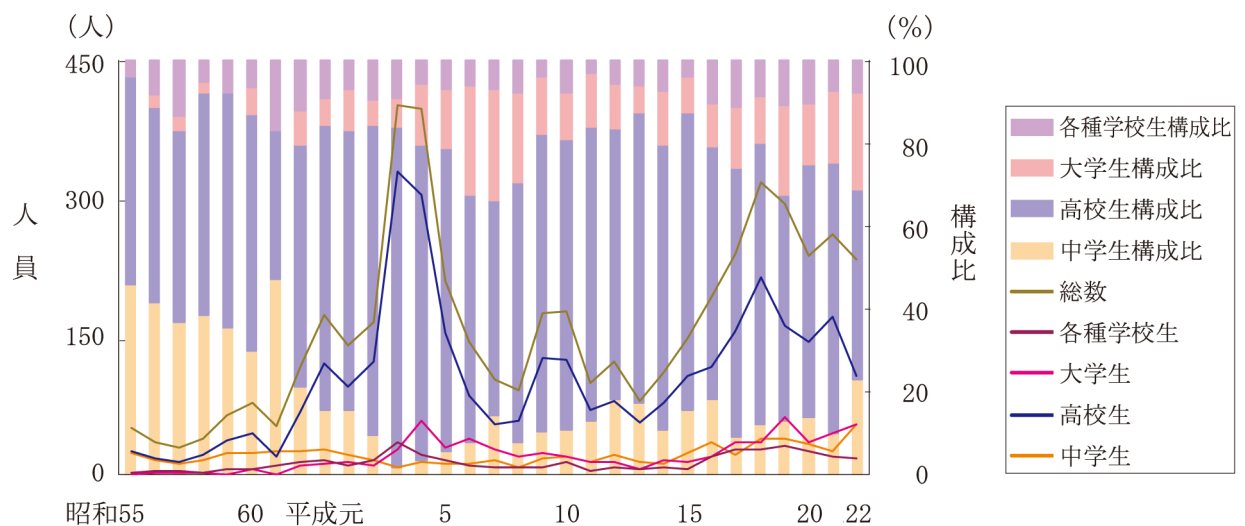
2-1-8図 詐欺 女子少年検挙人員の推移（就学・就労状況別）

（昭和55年～平成22年）

① 総数 就学・就労状況別



② 学生 学校の種類別



- 注1 警察庁の統計による。
 注2 犯行時の就学・就労状況による。
 注3 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

詐欺では、昭和62年以降は男女とも学生構成比が最も高い。男子では、55年以降、毎年、

学生構成比が最も高いが、女子では61年までは学生構成比と無職構成比が拮抗し、いずれも40%程度であった。その後女子では学生構成比が急激に上昇し、63年以降はほぼ毎年60%を超え、平成22年は78.3%となっており、8年以降40%台から50%台で推移している男子と比較しても、顕著に高い。

学生の中では、男女とも、ほぼ毎年高校生の比率が最も高いが、女子の学生に占める大学生の比率は、昭和62年以降、ほぼ毎年、男子より高く、平成22年も男子の21.8%に対し女子では23.5%であった。学生に占める大学生の比率の高さは、他の罪名では見られない詐欺独自の特徴である。

また、詐欺では、男子の無職構成比が、平成14年から毎年女子よりも顕著に高く、22年の同比率は、男子の28.2%に対し、女子では12.4%であった。

一方、詐欺の有職構成比は、男女とも低下傾向にあるが、特に女子でこの傾向が強い。女子の有職構成比は、昭和57年には27.5%と男子(24.1%)よりも高かったが、その後急激に低下して、63年以降は平成16年(11.7%)を除いて一桁で推移し、22年も9.4%(男子は16.5%)であった。

女子比は、女子学生の検挙人員の増加率が男子学生の検挙人員の増加率を上回ったため、学生で上昇した(CD-ROM資料7参照)。

第2節 保護者の状況別検挙人員

この節では、少年検挙人員の犯行時の保護者の状況について、男女別統計が入手可能な平成元年以降の動向を男女別、罪名別に見ることとする。

なお、「両親ありの比率」とは少年検挙人員に占める両親(養父母、継父母を含む。)のいる少年の比率、「母親のみの比率」とは同人員に占める母親のみがいる少年の比率、「父親のみの比率」とは同人員に占める父親のみがいる少年の比率、「片親のみの比率」とは同人員に占める父親又は母親のみがいる少年の比率、「両親なしの比率」とは同人員に占める両親ともいない少年の比率をいう。

1 一般刑法犯

2-2-1図は、平成元年以降の一般刑法犯による少年検挙人員を犯行時の保護者の状況別に、男女それぞれについて見たものである(CD-ROM資料9参照)。

学生構成比が最も高いが、女子では61年までは学生構成比と無職構成比が拮抗し、いずれも40%程度であった。その後女子では学生構成比が急激に上昇し、63年以降はほぼ毎年60%を超え、平成22年は78.3%となっており、8年以降40%台から50%台で推移している男子と比較しても、顕著に高い。

学生の中では、男女とも、ほぼ毎年高校生の比率が最も高いが、女子の学生に占める大学生の比率は、昭和62年以降、ほぼ毎年、男子より高く、平成22年も男子の21.8%に対し女子では23.5%であった。学生に占める大学生の比率の高さは、他の罪名では見られない詐欺独自の特徴である。

また、詐欺では、男子の無職構成比が、平成14年から毎年女子よりも顕著に高く、22年の同比率は、男子の28.2%に対し、女子では12.4%であった。

一方、詐欺の有職構成比は、男女とも低下傾向にあるが、特に女子でこの傾向が強い。女子の有職構成比は、昭和57年には27.5%と男子(24.1%)よりも高かったが、その後急激に低下して、63年以降は平成16年(11.7%)を除いて一桁で推移し、22年も9.4%(男子は16.5%)であった。

女子比は、女子学生の検挙人員の増加率が男子学生の検挙人員の増加率を上回ったため、学生で上昇した(CD-ROM資料7参照)。

第2節 保護者の状況別検挙人員

この節では、少年検挙人員の犯行時の保護者の状況について、男女別統計が入手可能な平成元年以降の動向を男女別、罪名別に見ることとする。

なお、「両親ありの比率」とは少年検挙人員に占める両親(養父母、継父母を含む。)のいる少年の比率、「母親のみの比率」とは同人員に占める母親のみがいる少年の比率、「父親のみの比率」とは同人員に占める父親のみがいる少年の比率、「片親のみの比率」とは同人員に占める父親又は母親のみがいる少年の比率、「両親なしの比率」とは同人員に占める両親ともいない少年の比率をいう。

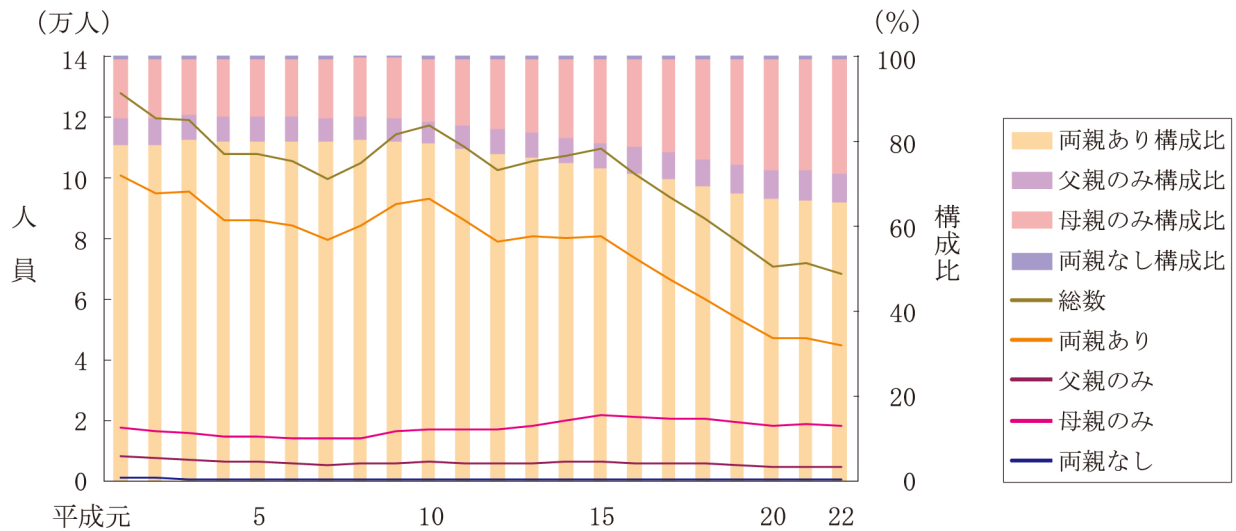
1 一般刑法犯

2-2-1図は、平成元年以降の一般刑法犯による少年検挙人員を犯行時の保護者の状況別に、男女それぞれについて見たものである(CD-ROM資料9参照)。

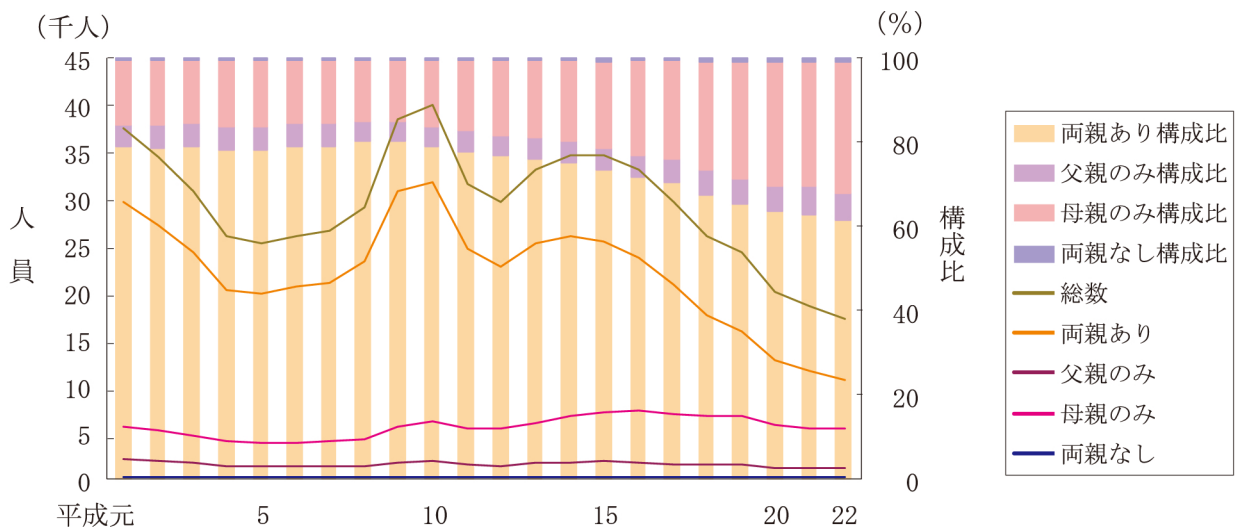
2-2-1 図 一般刑法犯 少年検挙人員の推移（保護者の状況別）

（平成元年～22年）

① 男子



② 女子



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の保護者の状況による。
 3 両親の状態が不明の者を除く。
 4 「親」は、養父母、継父母を含む。
 5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

一般刑法犯では、男女とも、両親ありの比率が毎年最も高く、男女総数で60%を超えている。同比率は平成10年までは毎年80%程度であったが、その後低下しており、22年は64.5%であった。両親のいる少年に占める両親又は片親が継父母である者の比率は、男子は18年以降、女子は19年以降、毎年4%台で推移している。

母親のみの比率は平成9年から毎年上昇し、22年は男女総数で27.9%となった。この特徴は、特に女子で顕著に見られ、同年の女子の両親ありの比率は61.3%、母親のみの比率

は31.2%となっている。

平成22年は、男女とも、少年検挙人員に占める片親のみ又は両親なしの少年の比率が30%を超えたが、女子は男子より同比率が高い（CD-ROM資料9参照）。

2 殺人

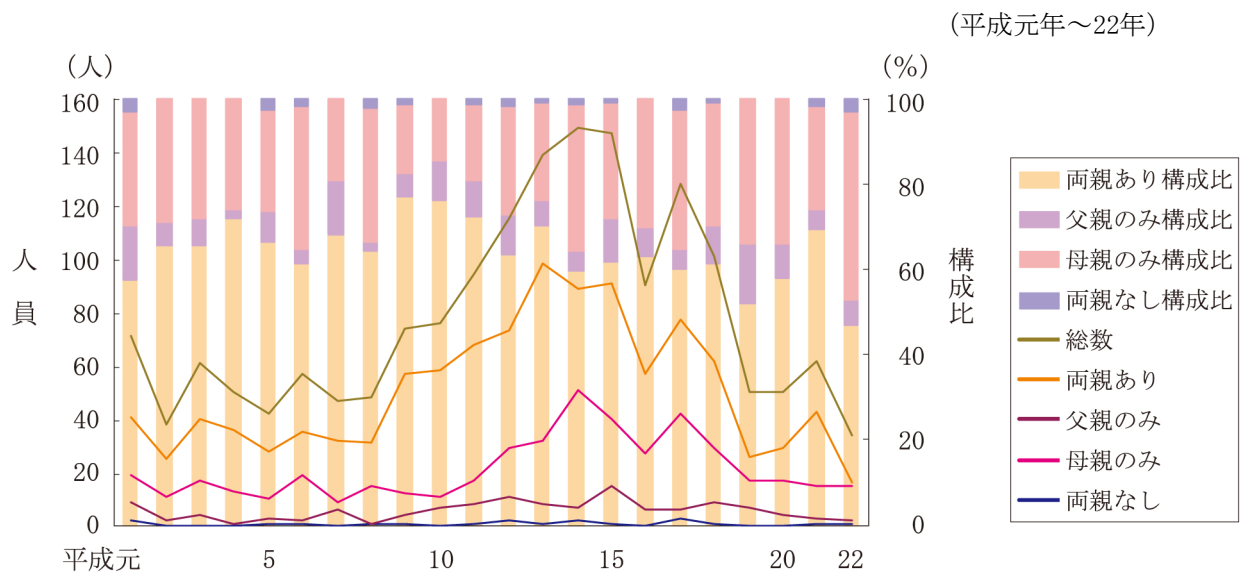
殺人では、男女とも、両親ありの比率が最も高く、若干の低下傾向は見られるが、毎年男女総数で60%を超えており、平成22年は65.1%であった。殺人による女子の検挙人員は、ほぼ毎年20人未満で推移しており、保護者の状況も年により大きく変動している。

平成22年の片親又は両親なしの少年の比率は、男女とも30%を超えており、一般刑法犯の傾向とは逆に、男子の方が女子よりも高い（CD-ROM資料9参照）。

3 強盗

2-2-2図は、平成元年以降の強盗による女子少年の検挙人員を犯行時の保護者の状況別に見たものである（CD-ROM資料9参照）。

2-2-2図 強盗 女子少年検挙人員の推移（保護者の状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の保護者の状況による。
 3 両親の状態が不明の者を除く。
 4 「親」は、養父母、継父母を含む。
 5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

強盗では、男女とも、両親ありの比率が最も高いが、低下傾向にあり、特に女子では平成元年から21年までは同比率が52%以上で推移していたが、22年には47.1%に低下した。男子では、両親ありの比率は同年も62.7%であるが、母親のみの比率及び両親なしの比率

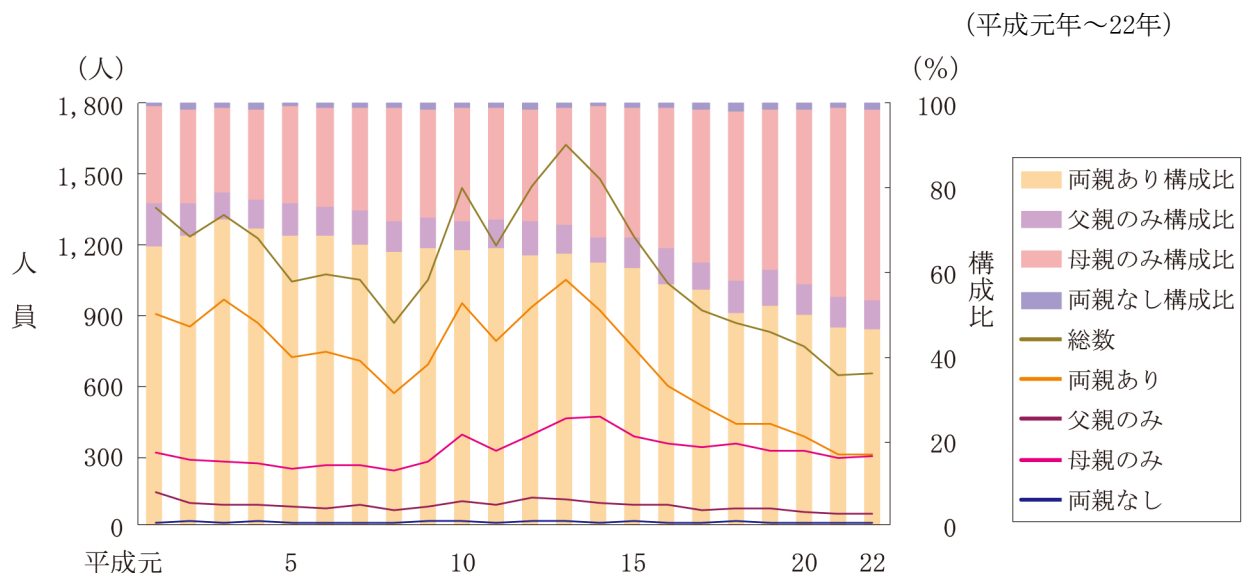
が上昇傾向にあり、同年はそれぞれ26.1%，1.5％であった。女子では、元年から21年まで34.2％以下で推移していた母親のみの比率が、22年は44.1％に上昇した。

以上から、平成22年の片親のみ又は両親なしの比率は、男子では30％以上、女子では50％以上となっており、女子の同比率は、一般刑法犯全体と比較しても顕著に高い（CD-ROM資料9参照）。

4 傷害

2-2-3図は、平成元年以降の傷害による女子少年の検挙人員を犯行時の保護者の状況別に見たものである（CD-ROM資料9参照）。

2-2-3図 傷害 女子少年検挙人員の推移（保護者の状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の保護者の状況による。
 3 両親の状態が不明の者を除く。
 4 「親」は、養父母，継父母を含む。
 5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

傷害では、男女とも、両親ありの比率が最も高いが、男子は平成11年から、女子は20年から毎年低下しており、22年は男女総数で56.3％（男子57.7％，女子46.8％）であった。母親のみの比率は7年から毎年上昇しており、22年は男女総数で35.1％であった。両親なしの比率も上昇傾向にあり、同年は男女総数で1.2％となっている。両親ありの比率の低下と母親のみの比率の上昇は男女共通であるが、男子ではこれに加えて、父親のみの比率及び両親なしの比率にも上昇傾向が見られ、同年はそれぞれ7.5％，1.2％となっている。両親なしの比率には、ほとんど男女差は見られないが、片親のみの少年の比率は、男子における同比率の上昇にもかかわらず、ほぼ毎年女子の方が高い。

平成22年の片親のみ又は両親なしの少年の比率は、男子では40%、女子では50%を上回り、男女とも、一般刑法犯全体と比較して顕著に高い（CD-ROM資料9参照）。

5 放火

放火では、男子では毎年、両親ありの比率が最も高く、平成元年以降58%以上で推移し、22年も59.6%であったが、緩やかな低下傾向にある。また、男子では母親のみの比率が上昇しており、同年は29.8%であった。女子でもほぼ毎年、両親ありの比率が最も高いが、同罪の女子の検挙人員自体が少数にとどまっていることから、年ごとにその保護者の状況の分布も大きく異なる。

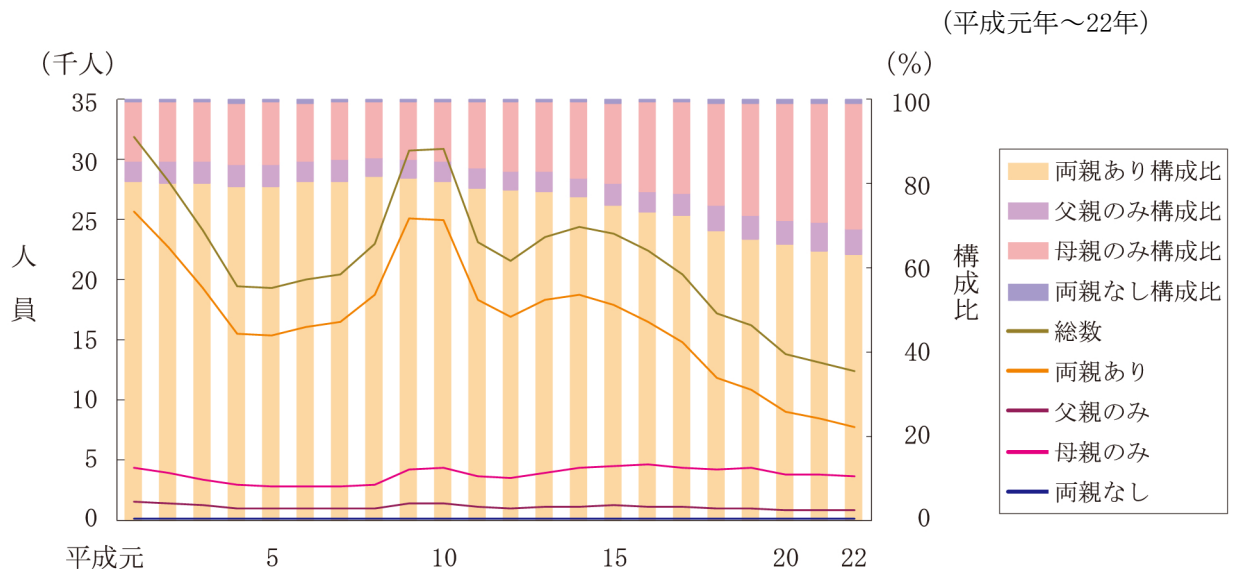
平成22年の片親のみ又は両親なしの少年の比率は、女子では20%台だが、男子では40%を超えており、男子では一般刑法犯全体と比較して顕著に高い（CD-ROM資料9参照）。

6 窃盗

（1） 窃盗総数

2-2-4図は、平成元年以降の窃盗による女子少年の検挙人員を犯行時の保護者の状況別に見たものである（CD-ROM資料9参照）。

2-2-4図 窃盗 女子少年検挙人員の推移（保護者の状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の保護者の状況による。
 3 両親の状態が不明の者を除く。
 4 「親」は、養父母、継父母を含む。
 5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

窃盗では、男女とも、両親ありの比率が最も高く、男女総数で毎年60%を超えているが、

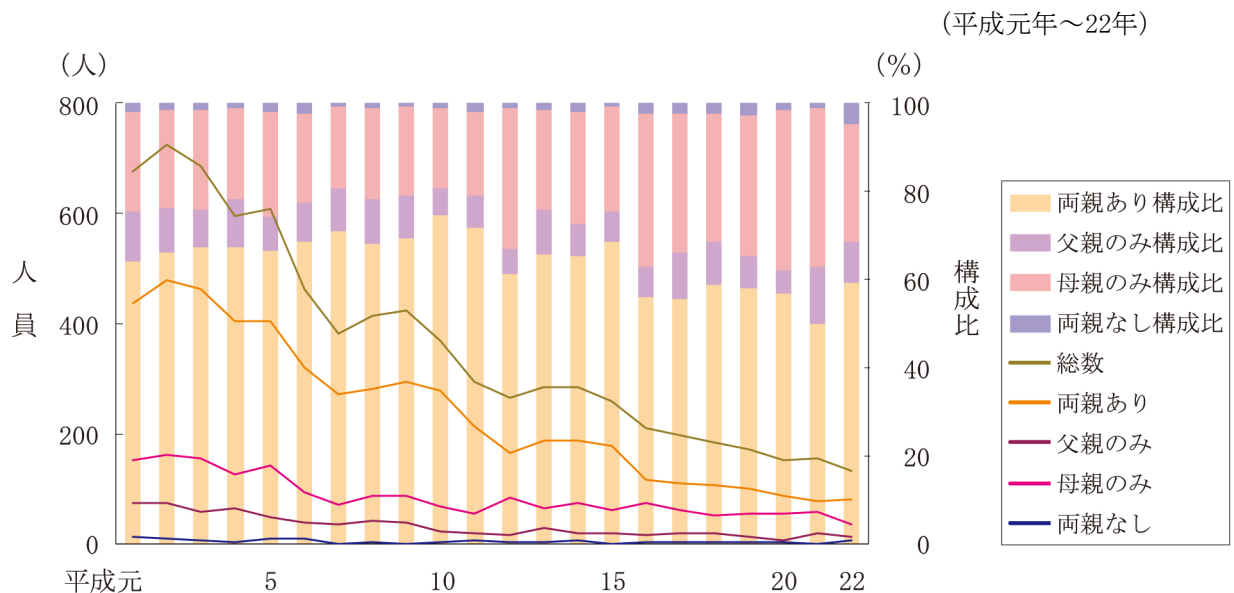
平成9年から毎年低下しており、22年は、男子で65.8%、女子で63.1%であった。両親のいる少年に占める両親又は片親が継父母である者の比率は、男子は15年以降、女子は19年以降、毎年4%台で推移している。男女とも父親のみの比率及び母親のみの比率は上昇しているが、女子ではさらに、両親なしの比率も上昇している。

平成22年の片親のみ又は両親なしの少年の比率は、男女とも30%台であり、一般刑法犯と同水準である（CD-ROM資料9参照）。

（２） 侵入盗

2-2-5図は、平成元年以降の侵入盗による女子少年の検挙人員を犯行時の保護者の状況別に見たものである（CD-ROM資料9参照）。

2-2-5図 侵入盗 女子少年検挙人員の推移（保護者の状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の保護者の状況による。
 3 両親の状態が不明の者を除く。
 4 「親」は、養父母、継父母を含む。
 5 検挙時に20歳以上であった者を含めない。

侵入盗では、男女とも、両親ありの比率が最も高いが、低下傾向にあり、平成22年は男子で59.5%であった。女子では16年から毎年、両親ありの比率が60%を下回っており、22年も59.7%であった。男女とも、母親のみの比率が上昇傾向にあるが、女子では、両親なしの比率も上昇傾向にあり、同年は4.5%であった。

侵入盗だけで見ると、片親のみ又は両親なしの少年の比率は窃盗全体及び一般刑法犯全体よりも顕著に高く、平成22年において男女とも40%を超えている（CD-ROM資料9参照）。

（３） 乗り物盗

乗り物盗では、毎年両親ありの比率が最も高いが、平成9年頃から低下傾向にあり、22年は男子で63.2%、女子で56.6%であった。男子では9年から、女子では11年から、母親のみの比率が上昇傾向にある上、男子では12年から、女子では15年から父親のみの比率も上昇している。

平成22年における片親のみ又は両親なしの比率は、男子で30%以上、女子では40%以上であり、女子の同比率は窃盗全体及び一般刑法犯全体と比較しても顕著に高い（CD-ROM資料9参照）。

（４） 非侵入盗

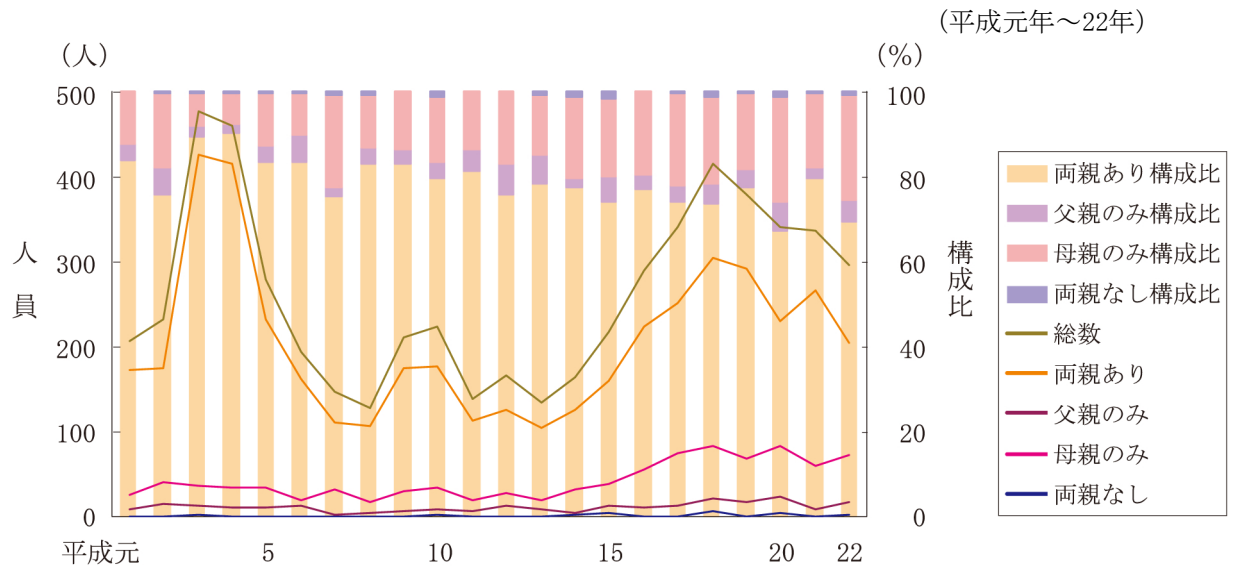
非侵入盗では、男女とも両親ありの比率が最も高いが、男子は平成10年から、女子は9年から低下傾向にあり、22年は男女総数で66.9%（男子67.8%、女子64.7%）であった。男女とも、父親のみの比率及び母親のみの比率が10年頃から上昇しており、両親なしの比率も緩やかな上昇傾向にある。

平成22年における片親又は両親なしの少年の比率は、男女とも30%台で、窃盗全体及び一般刑法犯全体と同水準である（CD-ROM資料9参照）。

7 詐欺

2-2-6図は、平成元年以降の詐欺による女子少年の検挙人員を犯行時の保護者の状況別に見たものである（CD-ROM資料9参照）。

2-2-6図 詐欺 女子少年検挙人員の推移（保護者の状況別）



- 注1 警察庁の統計による。
 注2 犯行時の保護者の状況による。
 注3 両親の状態が不明の者を除く。
 注4 「親」は、養父母、継父母を含む。
 注5 検挙時に20歳以上であった者を含まない。

詐欺では、男女とも、両親ありの比率が最も高く、毎年60%を超えているが、低下傾向にあり、母親のみの比率が上昇している。平成22年の両親ありの比率は男子で64.8%、女子で69.3%であり、母親のみの比率は男子で25.9%、女子で24.7%であった。

平成22年の片親のみ又は両親なしの少年の比率は、男女とも30%台で、一般刑法犯全体と同水準である（CD-ROM資料9参照）。

第3章 検察庁終局処理人員の動向

第1節 検察庁における処分の概況

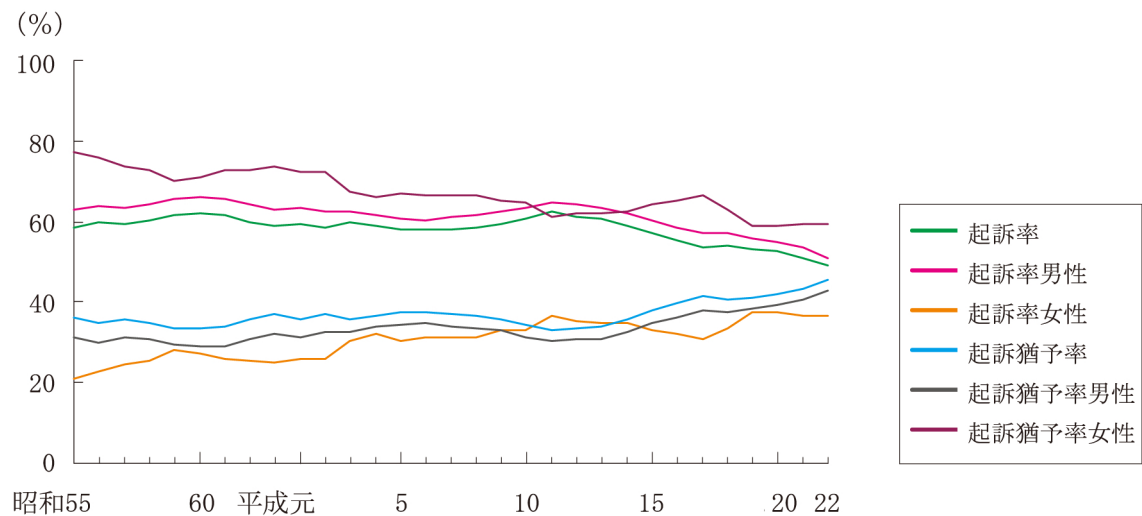
この節では、罪名別に、まず検察庁における起訴率・起訴猶予率を男女別に見る。その後、各罪名による起訴人員及び起訴猶予人員を男女別構成比（各図における女性の構成比部分が女性比である。）と共に見ることとする。

1 一般刑法犯

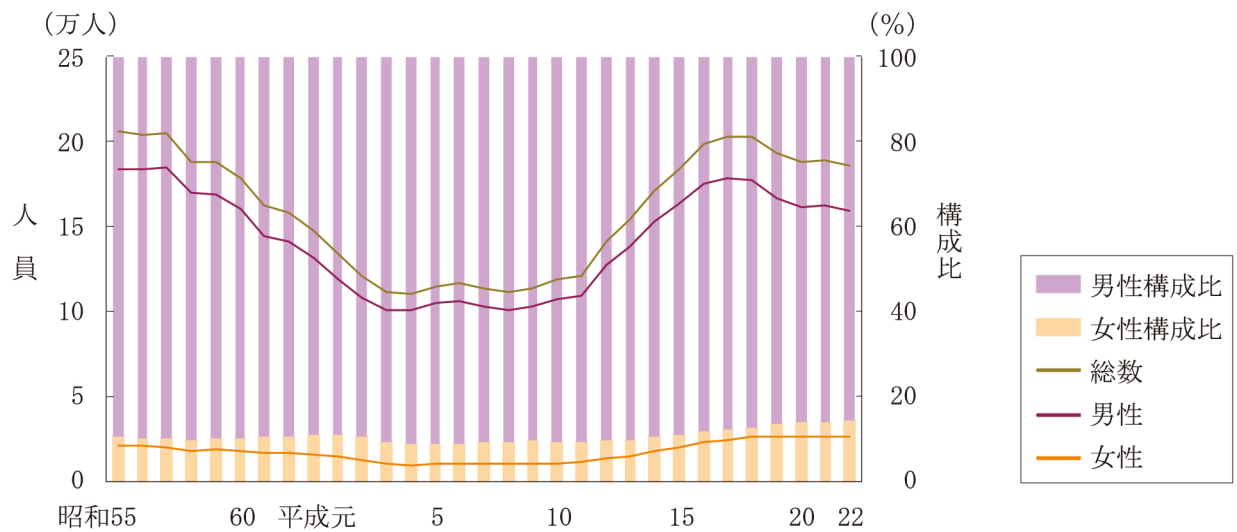
3-1-1図は、昭和55年以降の一般刑法犯の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの（一般刑法犯による検察庁終局処理人員の推移は参考図のとおり）、3-1-2図は、同年以降の一般刑法犯による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-1図 一般刑法犯 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）



(参 考) 一般刑法犯 検察庁終局処理人員の推移 (男女別)



注1 検察統計年報による。

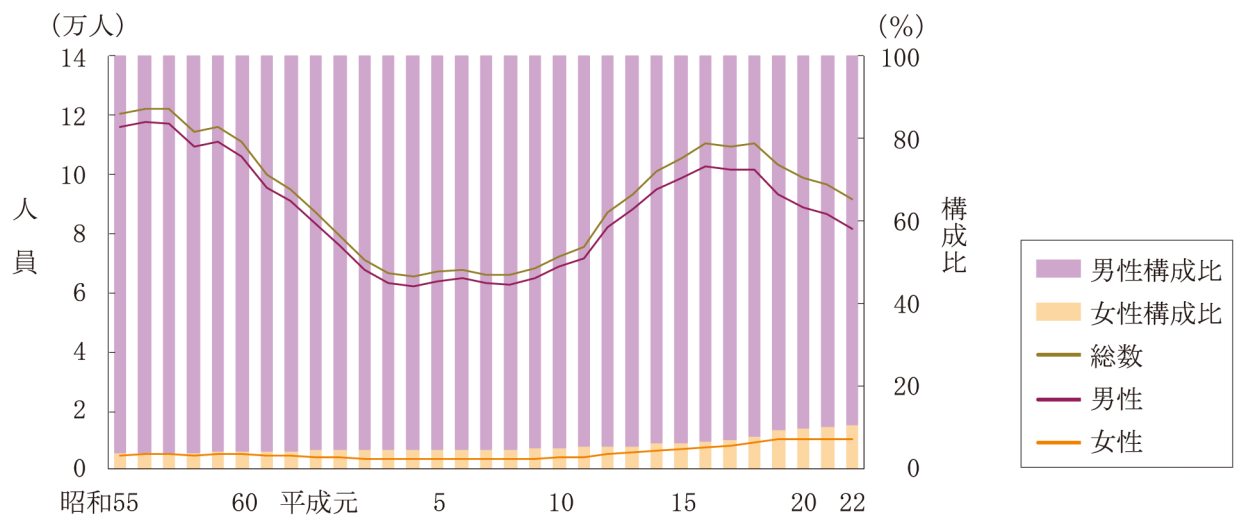
2 法人及び性別不詳の者を除く。

3 (参考) 図の「女性構成比」は、検察庁終局処理人員に占める女性の比率(女性比)である。

3-1-2 図 一般刑法犯 起訴・起訴猶予人員 (男女別)・男女構成比の推移

(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員

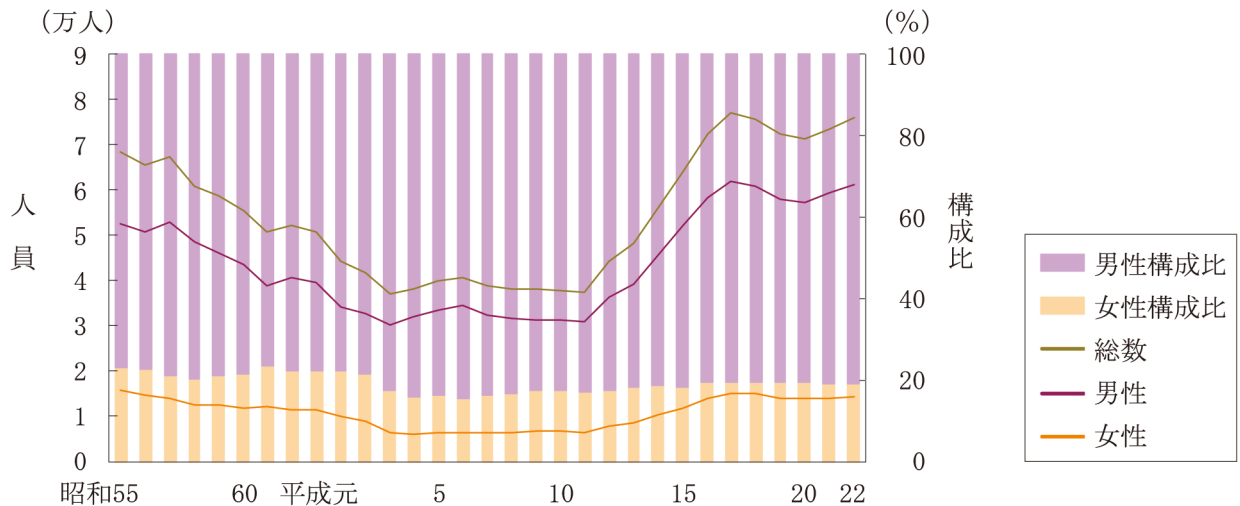


注1 検察統計年報による。

2 法人及び性別不詳の者を除く。

3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率(女性比)である。

② 起訴猶予人員



注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

一般刑法犯による検察庁終局処理人員は、男性では、昭和55年以降平成4年頃にかけて減少していたが、9年から増加に転じ、18年から減少傾向となったものの高水準を維持しており、最近では昭和60年頃と同程度の水準となっている。女性では、55年以降平成4年頃にかけて減少したが、12年頃から大幅に増加し、18年以降は2万6,000人以上の水準で推移している。

女性の起訴人員も、平成12年まではおおむね3,000人台から4,000人台で推移していたが、19年以降9,000人台に増加している。

女性の起訴猶予率は、男性と比較して顕著に高く、起訴率は、顕著に低い。しかし、男性の起訴率は低下傾向、起訴猶予率は上昇傾向にあるのに対し、女性では起訴率が上昇し、起訴猶予率は低下している。検察庁での処分は、具体的事案の情状を勘案して決定される上、責任能力や訴訟条件も考慮されるから、起訴率及び起訴猶予率の推移から直ちに検察庁の処分の方向性を判断することはできないが、これらの比率の男女差は明らかに縮小してきている。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ51.0%及び43.0%、女性ではそれぞれ36.6%及び59.4%であった。

起訴人員に占める女性比は、昭和60年まで10万人を超えて推移していた男性の起訴人員が61年以降ほぼ毎年10万人を下回り、平成20年以降は8万人台で推移しているのに対し、女性の起訴人員は12年まではほぼ毎年5,000人以下で推移していたが、13年以降は毎年5,000人を超え、19年以降9,000人台にまで増加していることから上昇し、22年には10.8%であった。起訴人員の10人に1人以上が女性となっている。起訴猶予人員に占める女性比は、男

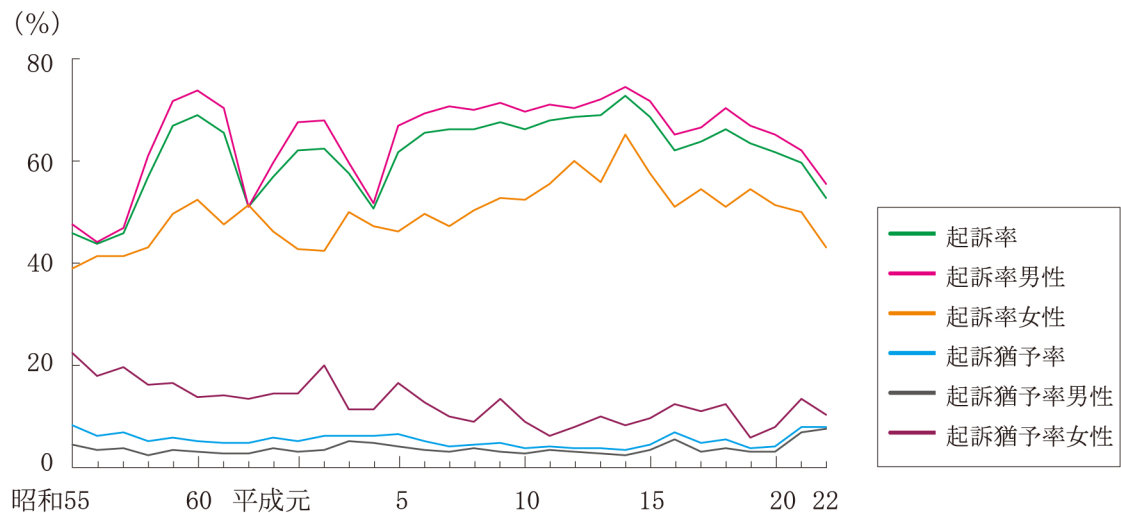
性の起訴猶予人員が昭和57年まで5万人台前半で推移し、その後一旦減少したものの、再び増加し、平成16年以降、昭和57年を上回る水準で推移しているのに対し、女性の起訴猶予人員は平成元年から13年まで1万人を下回って推移し、その前後では1万人から1万6,000人の間で推移しているものの、14年以降も昭和50年代後半の水準を超えていないことから低下し、平成22年は19.0%であった（CD-ROM資料10参照）。

2 殺人

3-1-3図は、昭和55年以降の殺人の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-4図は、同年以降の殺人による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-3図 殺人 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）



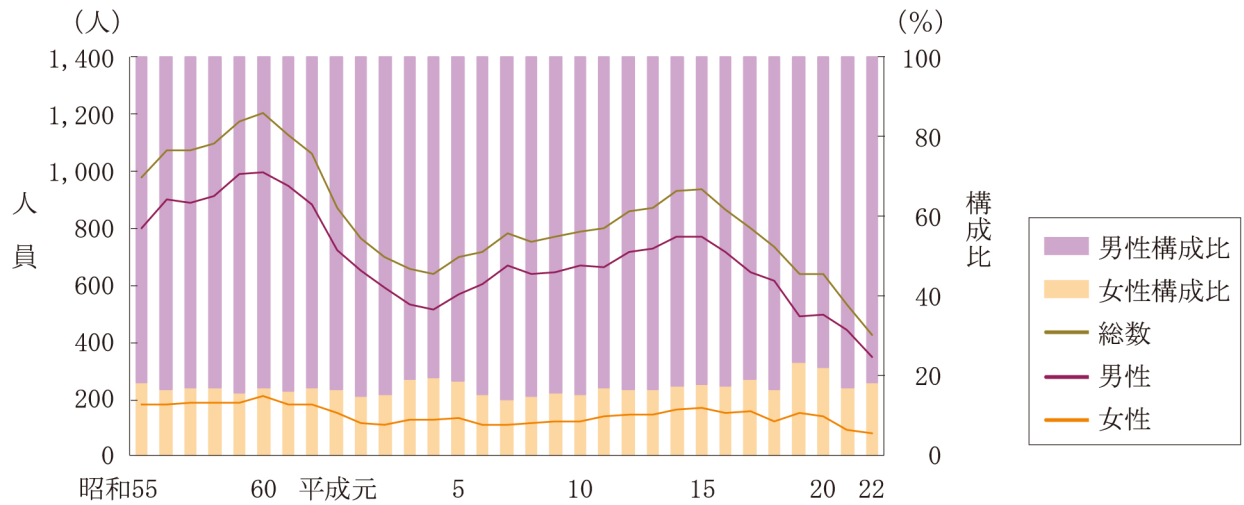
注1 検察統計年報による。

2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-4図 殺人 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員

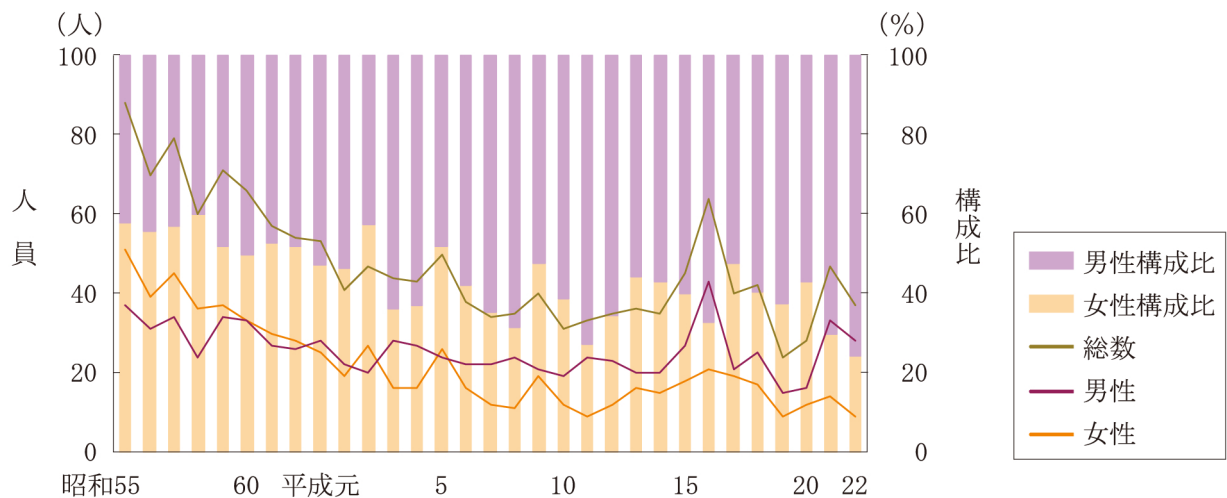


注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

殺人による検察庁終局処理人員は、男女を問わず減少している。女性の起訴率を見ると、一般刑法犯ほど男性との差は小さくなく、ほぼ毎年40%台から50%台で推移している。男性の起訴猶予率は平成20年まではほぼ横ばいで、21年から上昇しているのに対し、女性の同比率は長期的に低下傾向にあると見ることができる。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ55.6%及び7.5%であり、女性ではそれぞれ43.1%及び10.3%であった。殺人という罪質の重大性を反映して、起訴率は男女とも一般刑法犯より顕著に高く、起訴猶予率は顕著に低い。

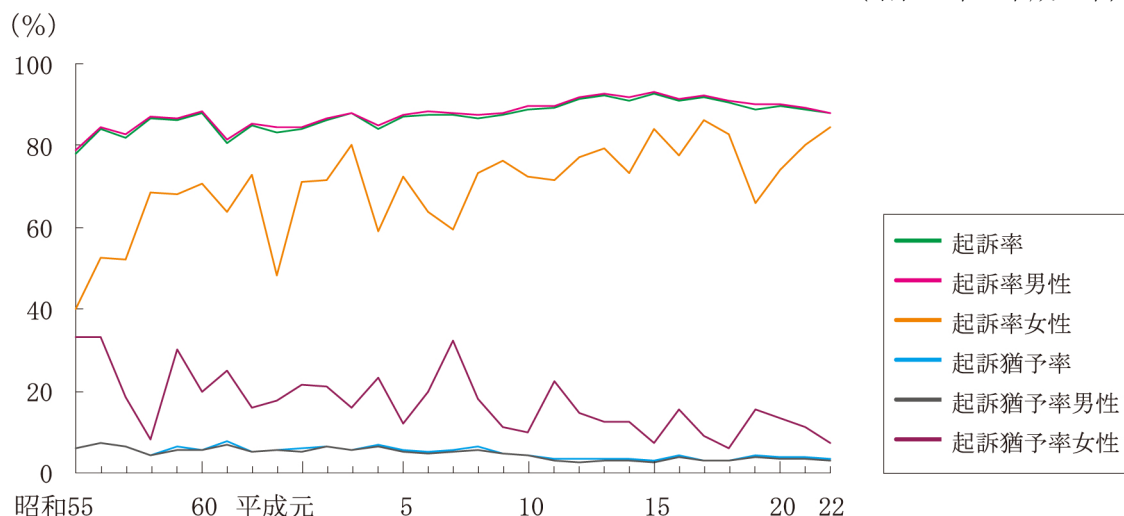
起訴人員に占める女性比は、男性の起訴人員の減少率が女性の起訴人員の減少率を上回ったため上昇して、平成22年には18.4%となっており、一般刑法犯と比較しても顕著に高い。起訴人員のおよそ5人に1人が女性となっている。起訴猶予人員に占める女性比は、男性の起訴猶予人員がほぼ横ばいで推移する中、女性の起訴猶予人員は減少したため低下し、同年は24.3%であったが、一般刑法犯と比較すると高い（CD-ROM資料10参照）。

3 強盗

3-1-5図は、昭和55年以降の強盗の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-6図は、同年以降の強盗による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-5図 強盗 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）



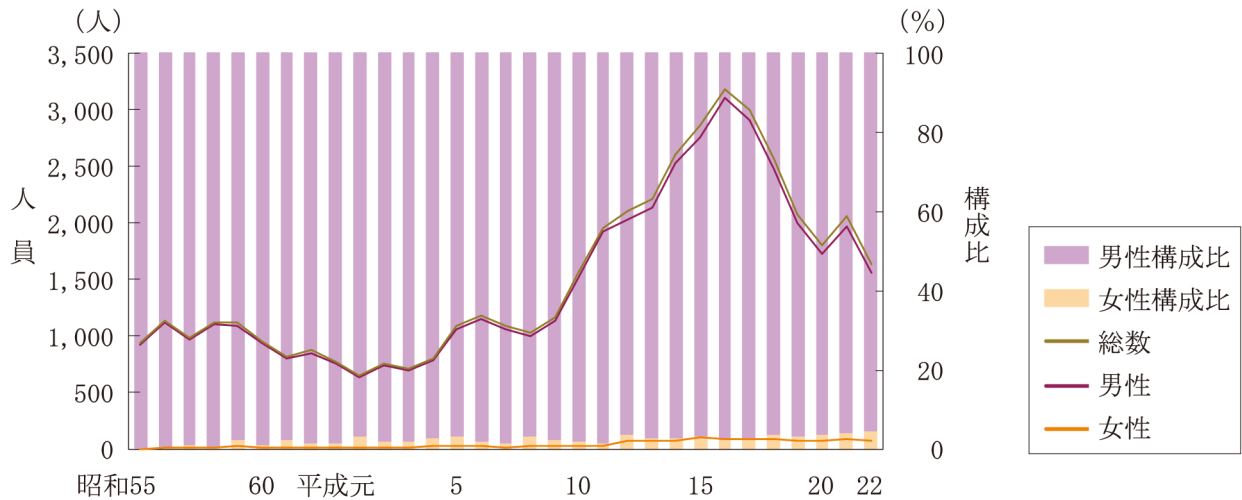
注1 検察統計年報による。

2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-6図 強盗 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員

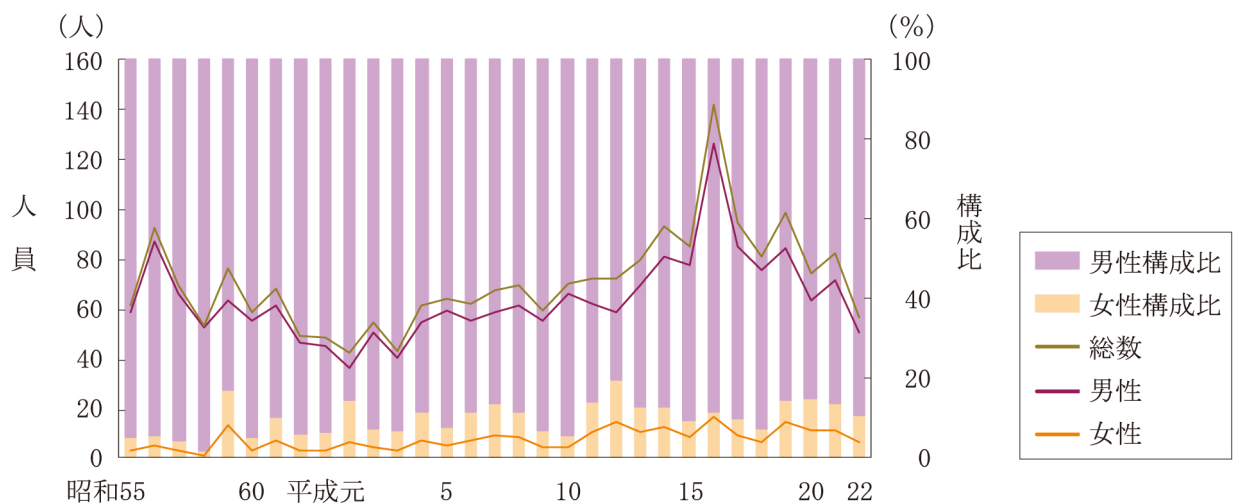


注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

強盗による検察庁終局処理人員は、男性では平成4年頃から16年にかけて増加傾向で推移し、17年以降減少傾向にあるが、昭和55年当時と比較すると高水準にある。女性では平成11年まではほぼ毎年50人以下で推移していたが、12年以降はほぼ毎年100人を上回っている。女性の起訴率は長期的に上昇傾向にあり、21年以降は男性とほとんど差がない高水準にある。女性の起訴猶予率は、いまだ男性より高いものの低下している。

平成22年における起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ87.9%及び3.1%であり、女性ではそれぞれ84.6%及び7.2%であった。男女とも、強盗という罪質の重大性を反映して、起訴率は一般刑法犯と比較して顕著に高く、起訴猶予率は顕著に低い。

起訴人員に占める女性比は、平成11年まで3.5%以下で推移していたが、女性の起訴人員が急激な増加傾向となった12年頃から上昇し、20年以降は4%台で推移し、22年は昭和55年以降最も高い4.7%となった。しかし、いまだ一般刑法犯と比較すると顕著に低い。起訴猶予人員中の女性比は、平成3年までほぼ毎年10%未満であったが、4年以降はほぼ毎年10%を超えて推移するようになり、緩やかな上昇傾向にあると見られるが、強盗による女性の起訴猶予人員は毎年20人以下と極めて少ない。22年における同比率は10.7%であったが、一般刑法犯と比較すると顕著に低い。

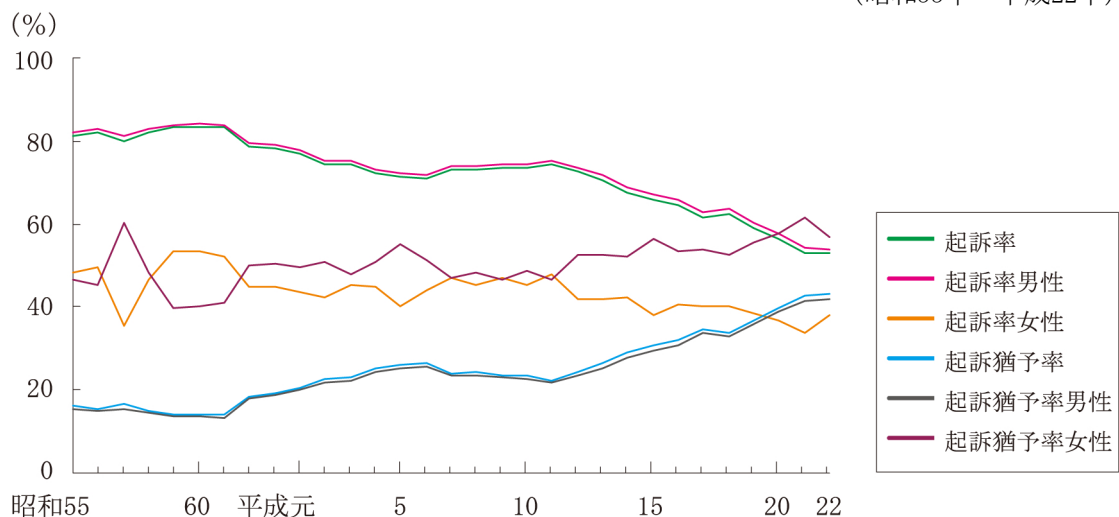
重大事犯である強盗でも、起訴される女性は顕著に増加している（CD-ROM資料10参照）。

4 傷害

3-1-7図は、昭和55年以降の傷害の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-8図は、同年以降の傷害による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-7図 傷害 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）

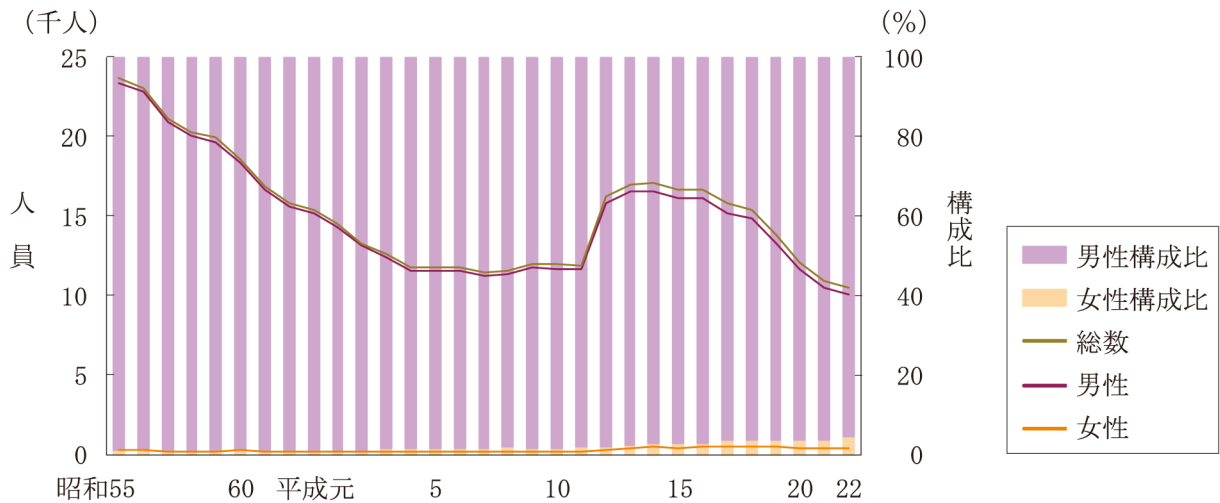


注1 検察統計年報による。
 注2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-8図 傷害 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員

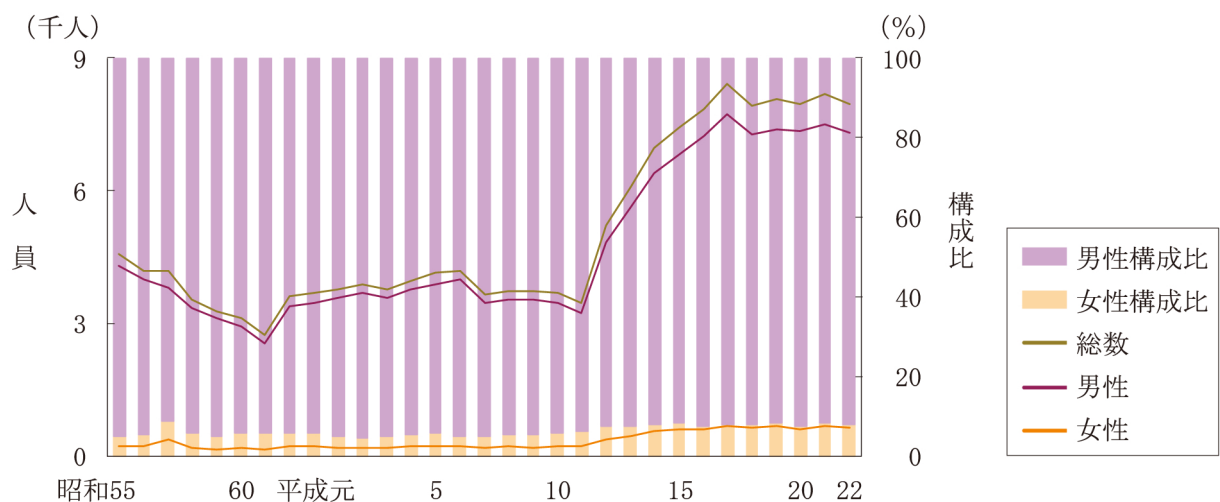


注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

傷害による検察庁終局処理人員は、男女を問わず、平成12年以降急激に増加し、その後男性は17年から、女性は20年から減少傾向となっているが、11年当時と比較すると依然として高水準にある。起訴率は、男女とも、緩やかにではあるが低下傾向、起訴猶予率は上昇傾向にある。同年以降の検察庁終局処理人員増加時にも、女性では、起訴猶予人員が起訴人員以上に増加し、起訴率が低下して起訴猶予率が上昇した。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ53.9%及び42.1%であり、女性ではそれぞれ37.9%及び57.0%であった。男女とも、起訴率は一般刑法犯と比較してやや高く、起訴猶予率はやや低い。

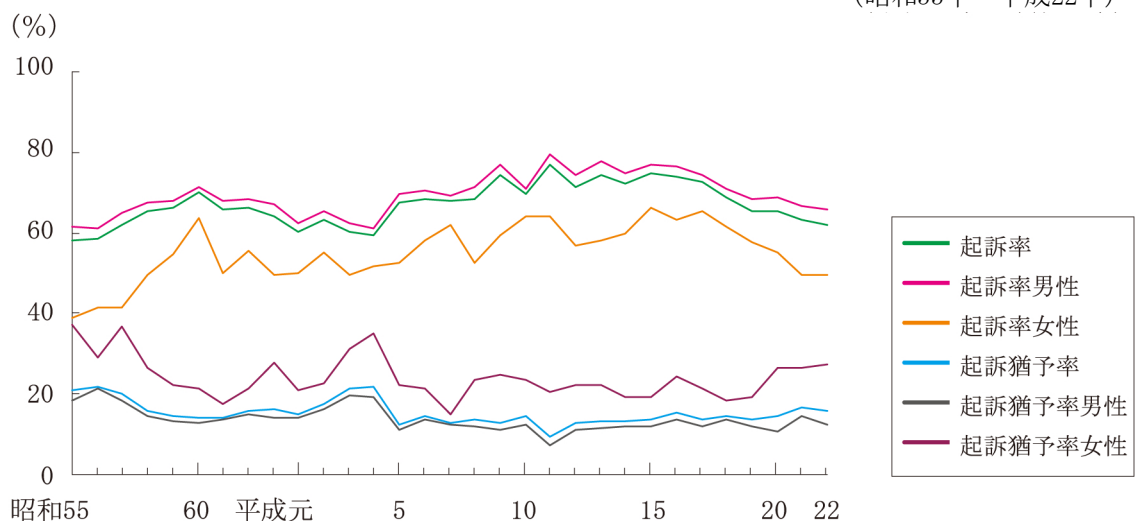
起訴人員に占める女性比は、男性の起訴人員が長期的に減少傾向で推移する中で女性の起訴人員が平成17年には昭和55年との比較で倍増し、その後も高水準にあるため上昇し、平成22年は4.5%と昭和55年以降の最高値となったが、一般刑法犯と比較すると顕著に低い。起訴猶予人員に占める女性比は、女性の起訴猶予人員の増加率が男性の起訴猶予人員の増加率を大幅に上回ったため上昇し、平成22年は7.9%であったが、同比率も一般刑法犯と比較すると顕著に低い。強盗同様、女性検挙人員が少数であった傷害でも、同罪により検察庁で処分を受ける女性は顕著に増加しているが、他の犯罪と比較するといまだ女性が敢行することの少ない犯罪であることが分かる（CD-ROM資料10参照）。

5 放火

3-1-9図は、昭和55年以降の放火の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-10図は、同年以降の放火による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-9図 放火 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）



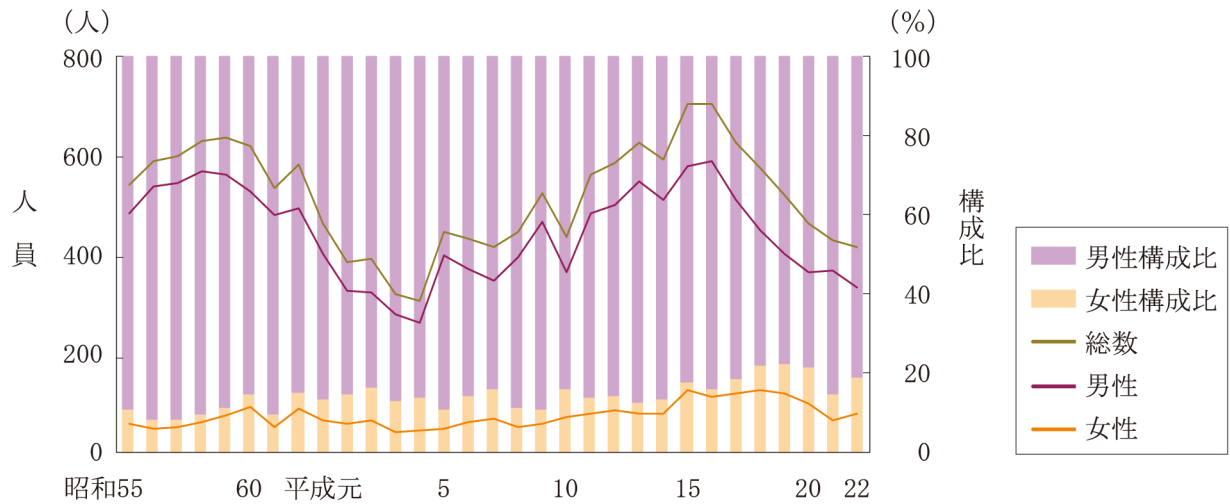
注1 検察統計年報による。

2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-10図 放火 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

（昭和55年～平成22年）

① 起訴人員

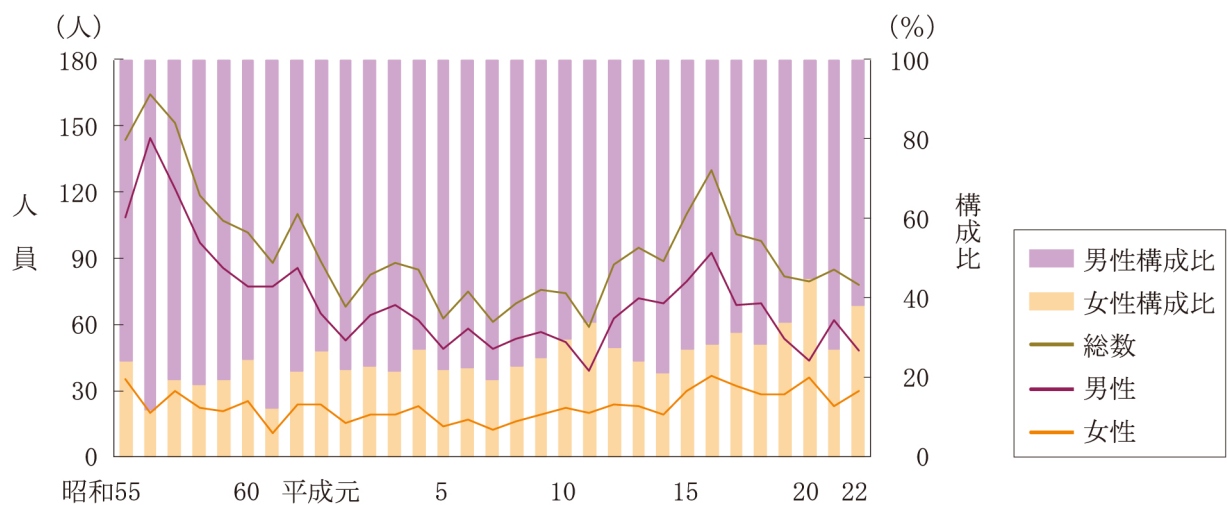


注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

放火による検察庁終局処理人員は、男性では平成5年から増加傾向となり、16年の772人をピークに減少している。女性では10年から急激に増加し、それまでのピークであった昭和62年の158人を大幅に超え、平成18年及び19年には205人にまで増加したが、その後は減少している。男性は16年から、女性は18年から、起訴率は低下傾向にある。

平成22年における起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ65.9%及び12.5%であり、

女性ではそれぞれ49.7%及び27.5%であった。放火という罪質の重大性を反映して、男女とも起訴率は一般刑法犯と比較して高く、起訴猶予率は顕著に低い。

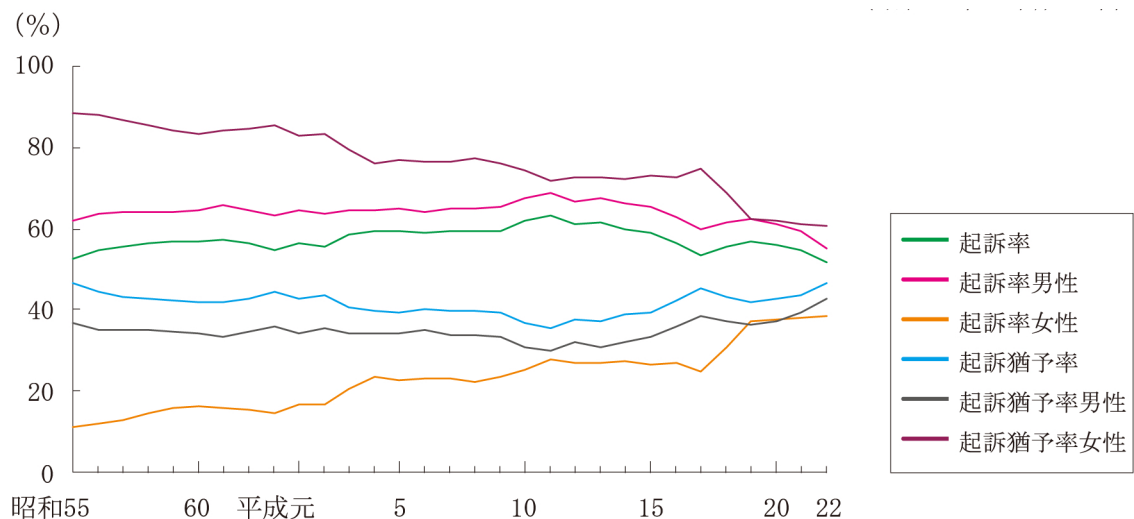
起訴人員に占める女性比は、平成17年まで20%未満で推移していたが、男性の起訴人員が同年以降減少傾向となる中、女性の起訴人員は同年から増加したため上昇し、18年から20年まで20%を超える水準となった。その後女性の起訴人員の減少により低下し、22年は19.1%であったが、一般刑法犯と比較すると顕著に高い。起訴猶予人員に占める女性比は、男性の起訴猶予人員が長期的に減少する中、女性の起訴猶予人員は元年から9年まではほぼ毎年10人台と少なかったものの同時期の前後ではいずれも20人台から30人台で推移していることから、10年以降緩やかな上昇傾向にあると見ることができ、22年は38.5%であった。同比率は、一般刑法犯と比較して顕著に高い。(CD-ROM資料10参照)。

6 窃盗

3-1-11図は、昭和55年以降の窃盗の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-12図は、同年以降の窃盗による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである(CD-ROM資料10参照)。

3-1-11図 窃盗 起訴率・起訴猶予率の推移(男女別)

(昭和55年～平成22年)



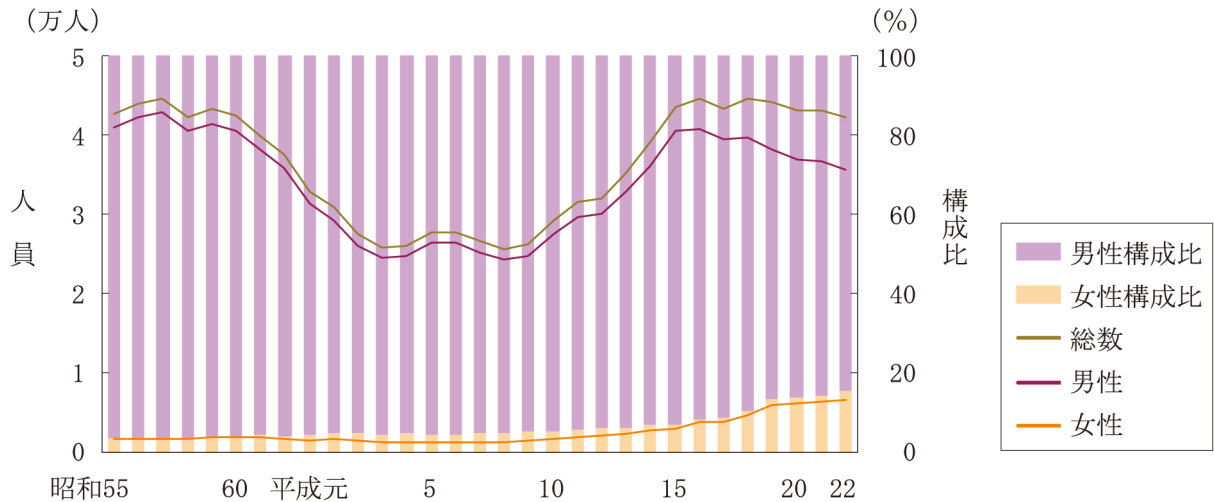
注1 検察統計年報による。

2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-12図 窃盗 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

（昭和55年～平成22年）

① 起訴人員

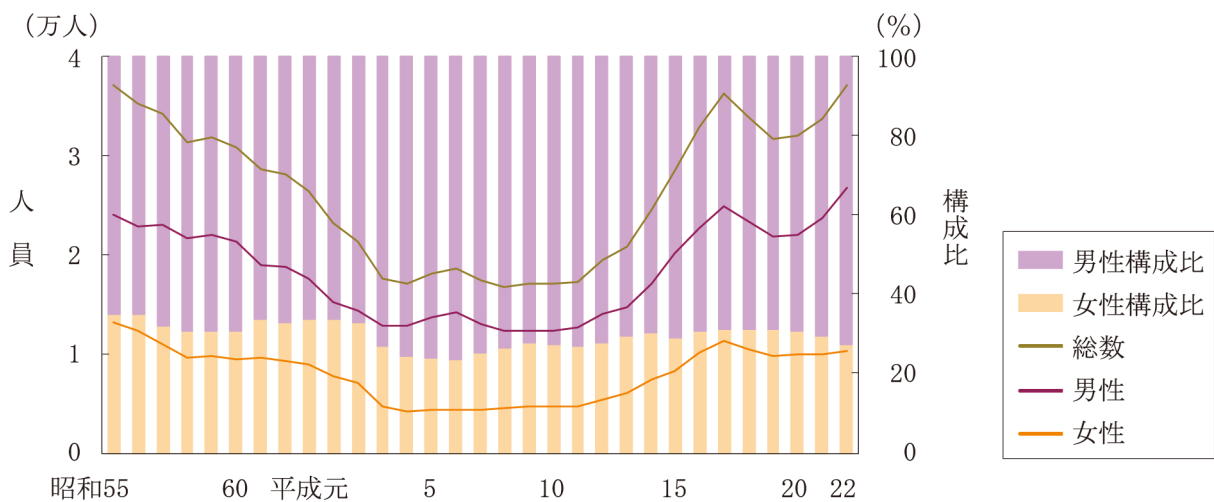


注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

窃盗による検察庁終局処理人員は、男性では、昭和57年の6万7,320人をピークに減少したが、平成9年から増加に転じ、17年には6万6,025人となった。その後はほぼ横ばいで推移している。女性は、昭和55年の1万4,956人を最多として減少していたが、平成5年から増加に転じ、22年には1万7,195人となった。男女とも、検察庁終局処理人員の増加時には起訴人員だけでなく、起訴猶予人員も増加している。しかし、男性の起訴率は低下傾向にあり、起訴猶予率は上昇傾向にあるのに、女性では起訴率は上昇し、起訴猶予率

は低下していることから、窃盗ではこれらの比率の男女差は縮小してきている。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ55.3%及び42.9%であり、女性ではそれぞれ38.6%及び60.8%であった。男女とも、起訴率は一般刑法犯と比較して若干高いが、起訴猶予率は一般刑法犯と同水準である。

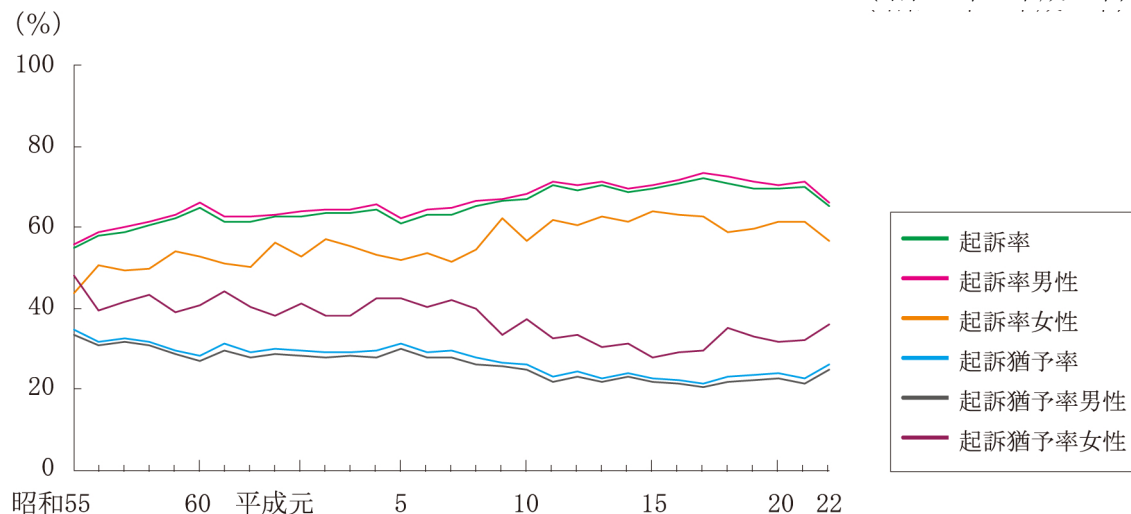
起訴人員に占める女性比は、昭和60年まで4万人台で推移していた男性の起訴人員が、同年から減少して平成14年まで4万人未満で推移し、15年及び16年に4万人を超えたものの、その後再び減少傾向となっているところ、女性の起訴人員は11年まで1,000人台で推移していたが、12年から毎年2,000人を超えて増加し、19年から6,000人台となっていることから、12年頃から顕著に上昇し、22年は15.7%と昭和55年以降の最高値となった。同比率は、一般刑法犯と比較しても高く、窃盗では起訴人員のおよそ6人に1人が女性となっている。起訴猶予人員に占める女性比は、昭和55年（35.4%）に最も高く、その後多少の増減はあるが、20%台から30%台で推移しており、平成22年は27.7%であった。同比率は一般刑法犯と比較すると顕著に高く、窃盗の起訴猶予人員の4人に1人以上が女性となっている（CD-ROM資料10参照）。

7 詐欺

3-1-13図は、昭和55年以降の詐欺の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-14図は、同年以降の詐欺による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-13図 詐欺 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）



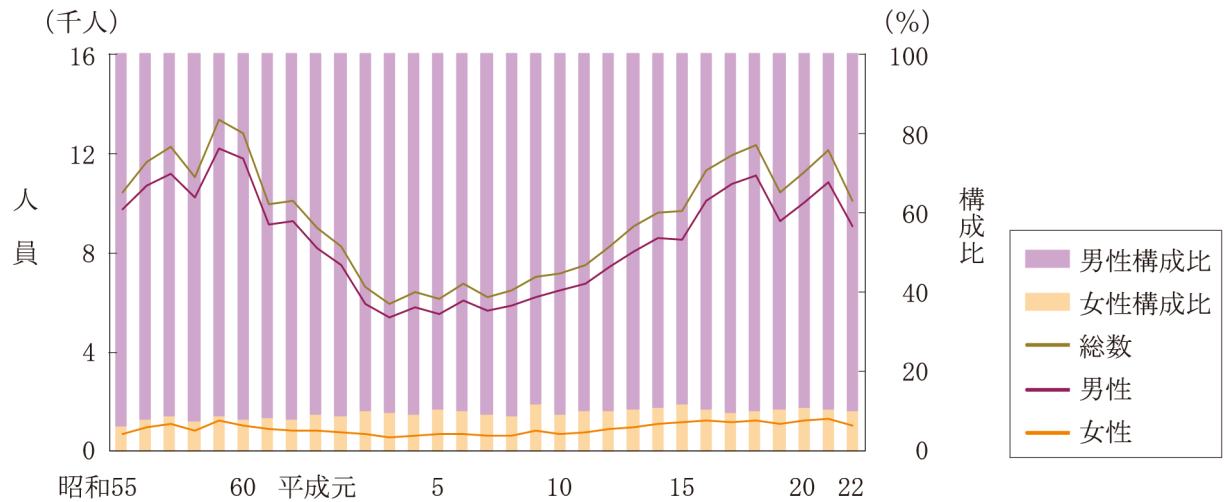
注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-14図 詐欺 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員

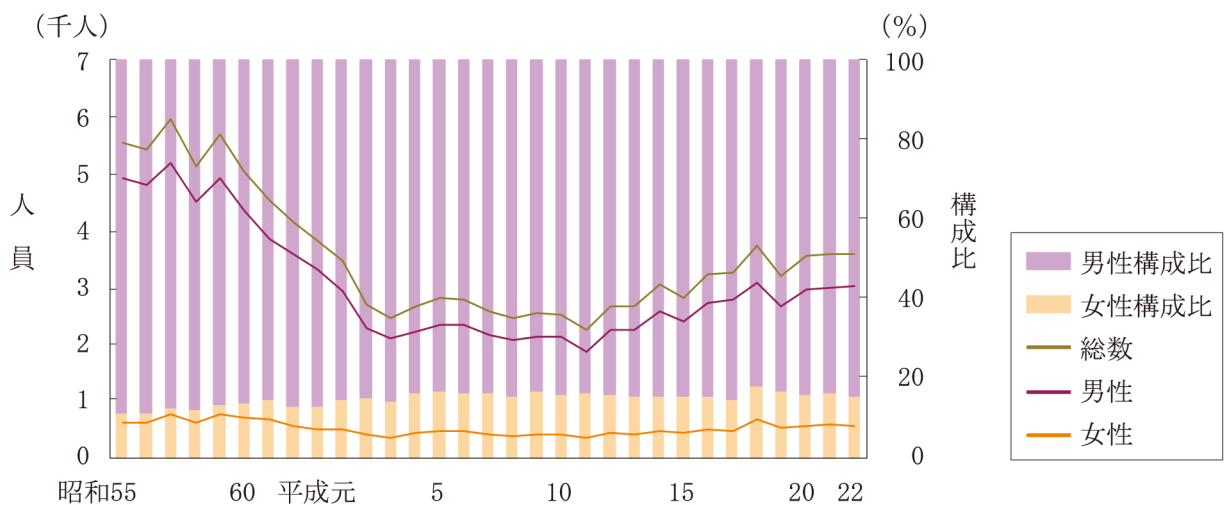


注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

詐欺による検察庁終局処理人員は、男性では昭和59年の1万9,312人をピークに一旦減少し、平成8年から増加傾向に転じたが、昭和59年のピーク時の水準には達しておらず、平成22年は1万3,687人であった。女性では、男性同様、昭和59年をピークに減少していたが、平成11年頃から増加傾向となり、18年には2,000人を超え、昭和59年とほぼ同水準となった。その後も高水準で推移しているが、平成22年は前年から13.3%減少し、1,787人であった。男女とも、検察庁終局処理人員増加時にも、起訴猶予人員に大きな増加はな

く、起訴人員が増加し、起訴率が上昇している。

平成22年における起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ66.2%及び25.1%であり、女性ではそれぞれ56.5%及び36.0%であった。男女とも、起訴率は一般刑法犯と比較しても顕著に高く、起訴猶予率は顕著に低い。

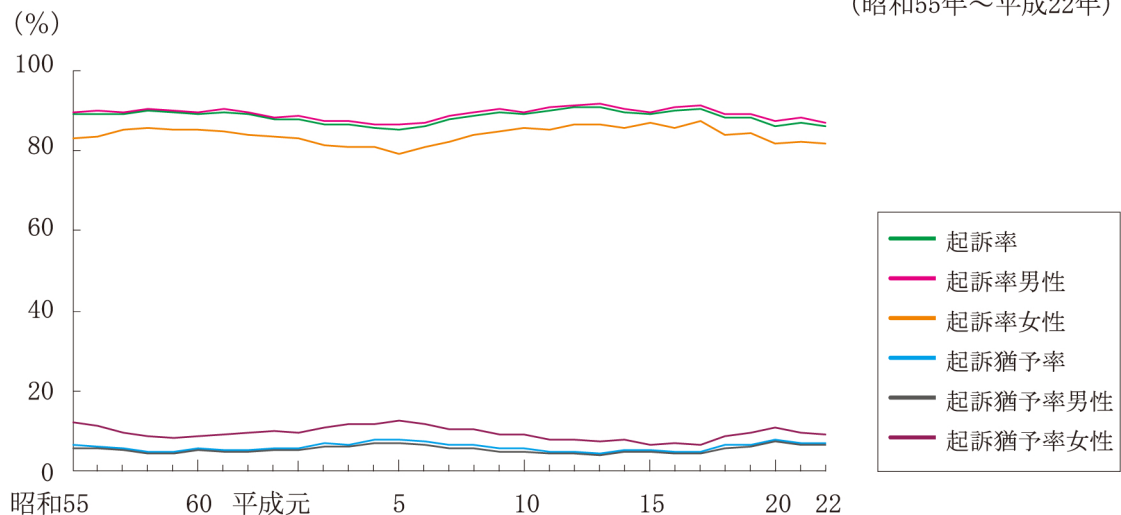
起訴人員に占める女性比は、平成2年以降ほぼ毎年10%前後で推移しており、22年も10.0%と一般刑法犯と同水準であった。起訴猶予人員に占める女性比は、元年までは毎年15%未満で推移していたが、2年以降はほぼ毎年15%を超えて推移している。22年は15.8%であったが、一般刑法犯と比較すると若干低い（CD-ROM資料10参照）。

8 覚せい剤取締法違反

3-1-15図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反の起訴率及び起訴猶予率を男女別に見たもの、3-1-16図は、同年以降の覚せい剤取締法違反による男女別の起訴人員及び起訴猶予人員を各人員の男女別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料10参照）。

3-1-15図 覚せい剤取締法違反 起訴率・起訴猶予率の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）



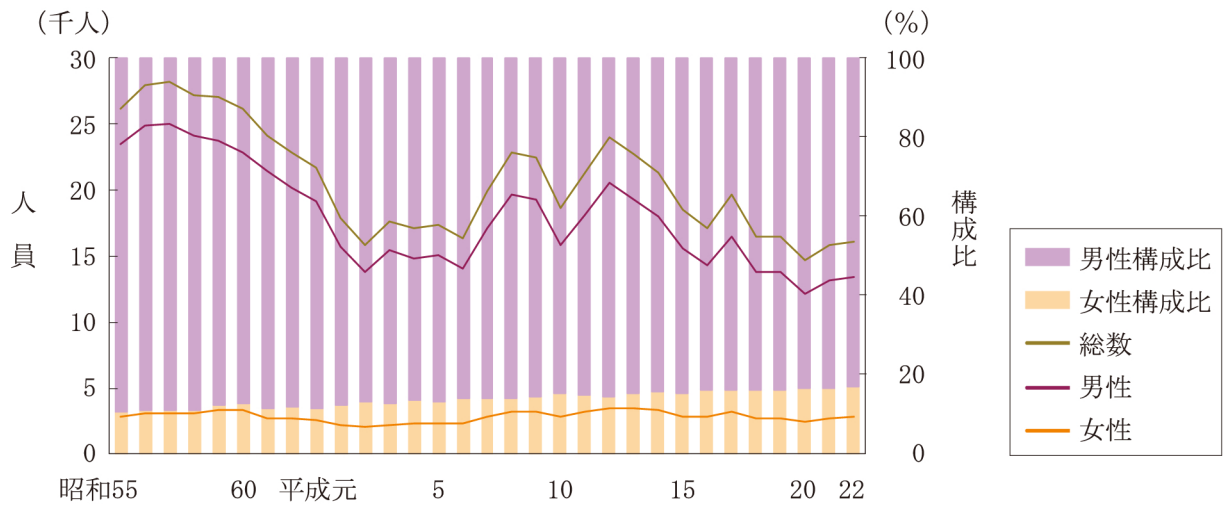
注1 検察統計年報による。

2 法人及び性別不詳の者を除く。

3-1-16図 覚せい剤取締法違反 起訴・起訴猶予人員（男女別）・男女構成比の推移

(昭和55年～平成22年)

① 起訴人員

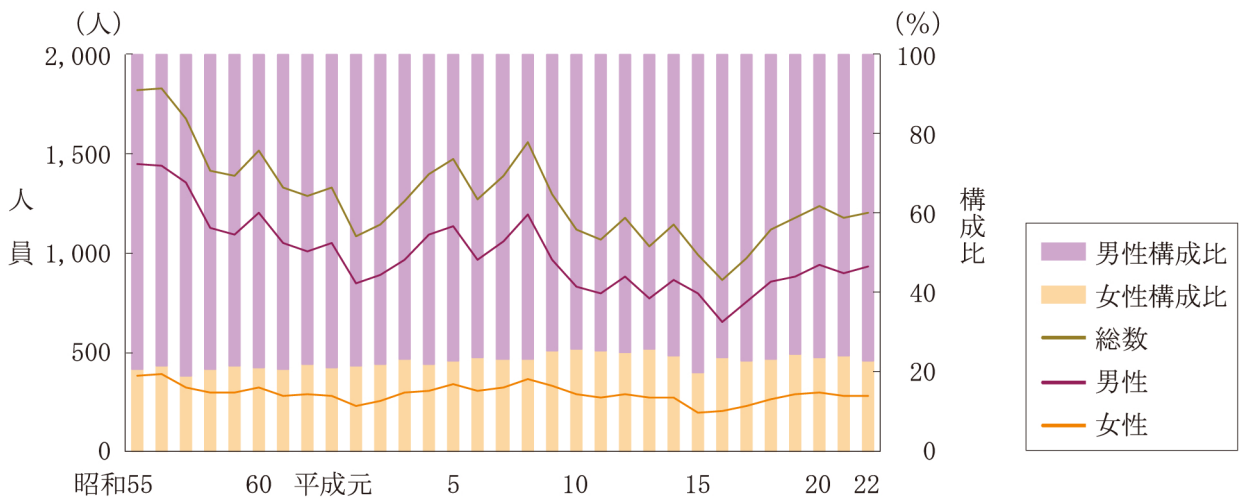


注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴人員に占める女性の比率（女性比）である。

② 起訴猶予人員



注1 検察統計年報による。

注2 法人及び性別不詳の者を除く。

注3 「女性構成比」は、起訴猶予人員に占める女性の比率（女性比）である。

覚せい剤取締法違反による検察庁終局処理人員は、男性では長期的に減少し、女性ではほぼ横ばいである。男女とも、起訴率は一貫して高く、男女差も少ない。また、検察庁終局処理人員の増減があっても起訴率及び起訴猶予率はほぼ一定であることから、同罪については、男女差による処分への影響がほとんどないことに加えて、検察庁における処分の傾向も一定であることがうかがわれる。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ87.1%及び6.5%であり、女性ではそれぞれ81.9%及び9.1%であった。

起訴人員に占める女性比は、男性の起訴人員が減少する中で、女性の起訴人員はほぼ横ばいで推移したため上昇し、平成22年は17.2%であった。起訴猶予人員に占める女性比は、ほぼ毎年20%台で推移しており、22年は23.1%であった（CD-ROM資料10参照）。

第2節 前科の有無別起訴・起訴猶予人員

この節では、起訴人員及び起訴猶予人員を罪名別、男女別及び前科の有無別に見る。

いずれの罪名でも、女性の初犯者率は男性より高いが、起訴人員中の有前科者における女性比は上昇している。

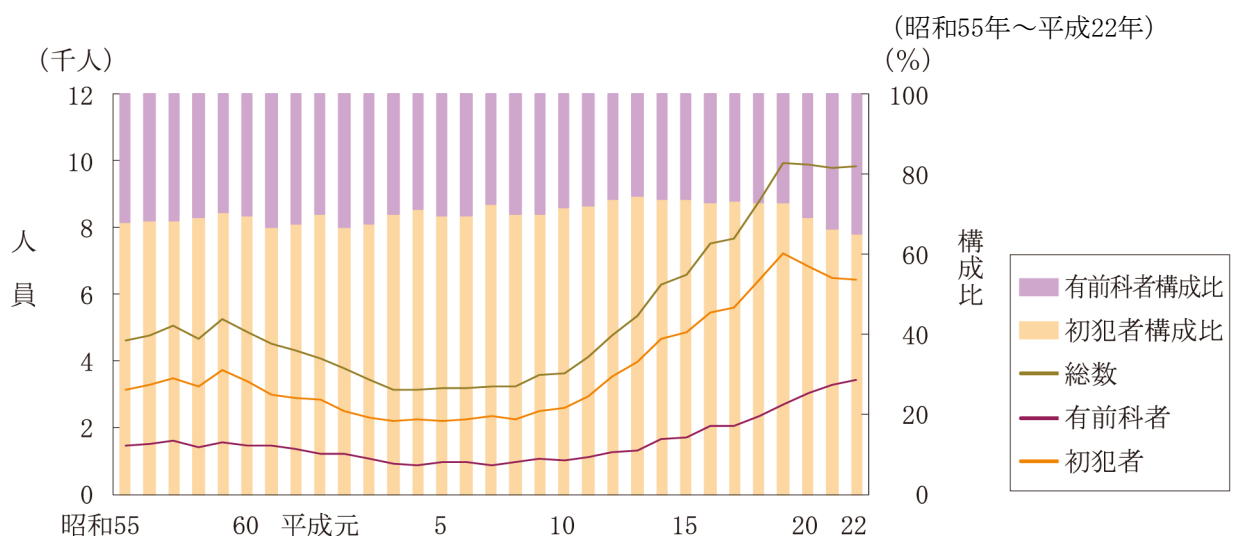
なお、初犯者とは、罰金以上の刑に処せられたことがない者、初犯者率とは、起訴人員、起訴猶予人員又は両人員の合計人員に占める初犯者の比率をいい、有前科者とは、罰金以上の刑に処せられたことがある者、有前科者率とは、これらの人員に占める有前科者の比率をいう（以下この節及び次節において同じ。）。本節及び次節の各図における「初犯者構成比」は「初犯者率」に、「有前科者構成比」は「有前科者率」に相当する。

1 一般刑法犯

(1) 起訴人員

3-2-1図は、昭和55年以降の一般刑法犯による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-1図 一般刑法犯 前科の有無別 女性起訴人員の推移



注1 検察統計年報による。

2 法人を除く。

3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

平成22年の起訴率及び起訴猶予率は、男性ではそれぞれ87.1%及び6.5%であり、女性ではそれぞれ81.9%及び9.1%であった。

起訴人員に占める女性比は、男性の起訴人員が減少する中で、女性の起訴人員はほぼ横ばいで推移したため上昇し、平成22年は17.2%であった。起訴猶予人員に占める女性比は、ほぼ毎年20%台で推移しており、22年は23.1%であった（CD-ROM資料10参照）。

第2節 前科の有無別起訴・起訴猶予人員

この節では、起訴人員及び起訴猶予人員を罪名別、男女別及び前科の有無別に見る。

いずれの罪名でも、女性の初犯者率は男性より高いが、起訴人員中の有前科者における女性比は上昇している。

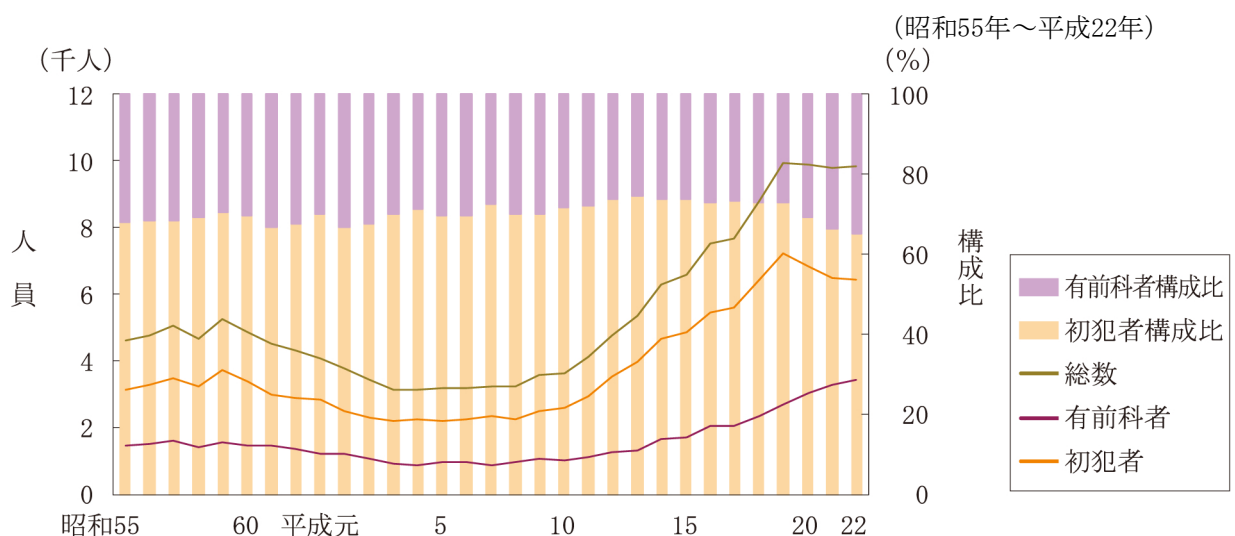
なお、初犯者とは、罰金以上の刑に処せられたことがない者、初犯者率とは、起訴人員、起訴猶予人員又は両人員の合計人員に占める初犯者の比率をいい、有前科者とは、罰金以上の刑に処せられたことがある者、有前科者率とは、これらの人員に占める有前科者の比率をいう（以下この節及び次節において同じ。）。本節及び次節の各図における「初犯者構成比」は「初犯者率」に、「有前科者構成比」は「有前科者率」に相当する。

1 一般刑法犯

(1) 起訴人員

3-2-1図は、昭和55年以降の一般刑法犯による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-1図 一般刑法犯 前科の有無別 女性起訴人員の推移



注1 検察統計年報による。

2 法人を除く。

3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

昭和55年から平成22年にかけての一般刑法犯の起訴人員の推移を概観すると、初犯者以上に有前科者が減少した結果、初犯者率が上昇しており、有前科者率は、男性では、おおむね50%から60%、女性では20%から40%で推移している。

女性では、起訴人員中、初犯者も有前科者も増加しているが、初犯者率は昭和55年以降平成22年まで、毎年60%を超えている。

女性の有前科者では、体刑（懲役又は禁錮）前科のある者も罰金前科のある者も増加している。体刑前科のある者は、平成11年から増加傾向となり、14年には、それまで1,200人未満で推移してきた同人員が1,300人台となり、22年には1,959人にまで増加した。体刑前科のある者の中では、執行猶予付前科のある者の増加がより急激であり、11年以降、女性の体刑前科のある者の60%程度となっている。また、女性の有前科者のうち、罰金前科のある者は、17年から毎年増加しており、特に19年にはそれまで450人以下で推移してきた同人員が787人に増加し、その後さらに倍増して、22年には1,469人となった。

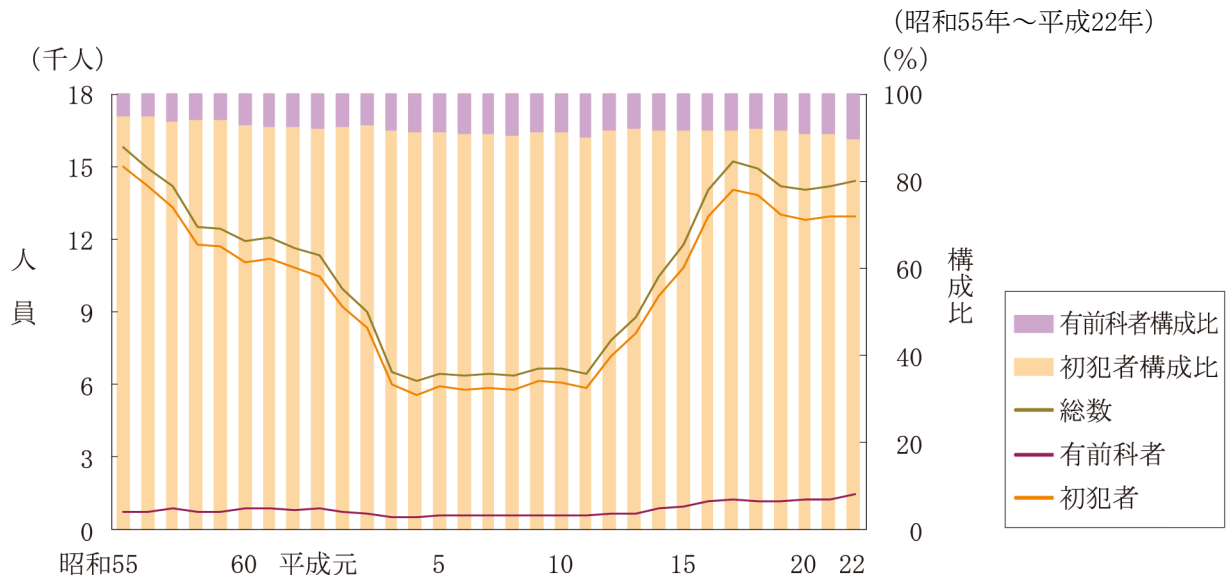
男性では、体刑前科のある者も、そのうち実刑前科のある者も減少している。男性の体刑前科のある者に占める実刑前科のある者の比率は、ほぼ毎年60%台で推移しており、22年は61.0%であった。

起訴人員中の初犯者における女性比は、男性の初犯者が平成4年まで減少傾向で推移した後、5年から16年まで増加し、17年から減少傾向となる中、女性では初犯者が9年から19年まで増加し続け、20年以降も高水準を維持していることから上昇し、22年は14.4%であった。起訴人員中の有前科者における女性比は、男性の有前科者が昭和56年をピークに平成8年まで減少し、9年から18年まで増加して、19年から再び減少傾向となる中、女性の有前科者は昭和58年から平成7年まで減少傾向で推移した後、8年から増加傾向となり、11年以降は毎年増加し続けた結果上昇し、22年は7.4%であった（CD-ROM資料11参照）。

(2) 起訴猶予人員

3-2-2図は、昭和55年以降の一般刑法犯による女性の起訴猶予人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料12参照）。

3-2-2図 一般刑法犯 前科の有無別 女性起訴猶予人員の推移



注1 検察統計年報による。

2 法人を除く。

3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

一般刑法犯の起訴猶予人員を見ると、男性では初犯者率はほぼ横ばいであるが、女性では有前科者が昭和55年との比較で倍増したことから初犯者率は低下している。しかし、それでも女性の初犯者率は男性よりも顕著に高く、男性の初犯者率が同年以降毎年60%台で推移しているのに対し、女性では平成21年まで（22年は89.7%）、90%台を維持していた。

体刑有前科者の中では、男性では、執行猶予付前科のある者が実刑前科のある者以上に増加した結果、実刑前科のある者の比率は低下しているが、依然としてほぼ50%を占めている。

女性では、有前科者のうち、体刑前科のある者以上に罰金前科のある者が増加しており、同人員は昭和55年との比較で平成22年は2倍以上になっている。体刑前科のある者のうち実刑前科のある者の比率はほぼ横ばいで、30%程度である。

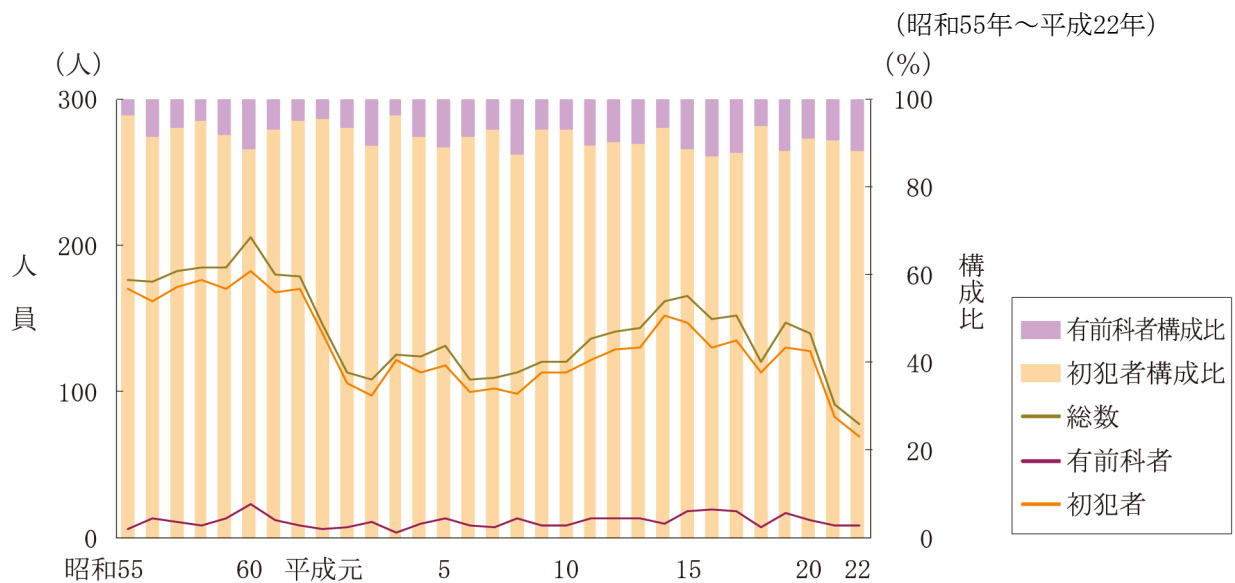
起訴猶予人員中の初犯者における女性比は、ほぼ毎年20%台で推移しており、平成22年は24.6%であった。起訴猶予人員中の有前科者における女性比は、9年まではほぼ毎年5%未満で推移していたが、女性有前科者が、途中増減はあるものの昭和55年と比較すると平成22年にはほぼ倍増しているところ、男性有前科者の増加が同様の比較においてわずかなことから上昇し、10年以降は毎年5%を上回っており、22年は6.4%の最高値となった（CD-ROM資料12参照）。

2 殺人

殺人は重罪であり、殺人を犯して起訴猶予処分を受けることは通常考えられず、起訴猶予は例外的な処分であることから、同罪については、起訴人員についてのみ分析を行う（同罪による前科の有無別起訴猶予人員については、CD-ROM資料12参照）。

3-2-3図は、昭和55年以降の殺人による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-3図 殺人 前科の有無別 女性起訴人員の推移



注1 検察統計年報による。

2 法人を除く。

3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

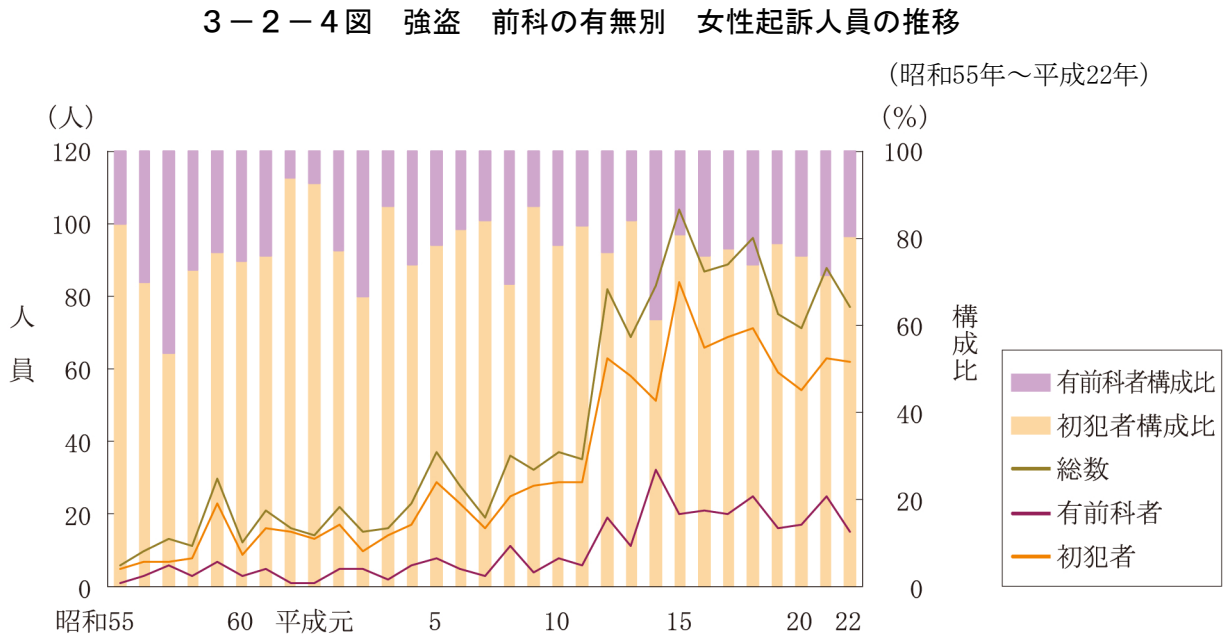
殺人の起訴人員を見ると、男性では、初犯者以上に有前科者が減少した結果初犯者率が上昇し、平成17年から50%を超えている。女性では、有前科者は少ないものの横ばいで推移し、初犯者は減少しているため、初犯者率は低下傾向にあるが、昭和55年以降、毎年80%を超えている。

起訴人員中の初犯者における女性比は、平成5年まではほぼ毎年30%台で推移していたが、6年以降ほぼ毎年20%台で推移しており、22年は25.8%であった。一般刑法犯と比較すると顕著に高い。起訴人員中の有前科者における女性比は、14年まではほぼ毎年4%未満で推移していたが、15年以降上昇して、ほぼ毎年4%を超えて推移しており、22年は5.7%であった。しかし、いまだ一般刑法犯と比較すると低い（CD-ROM資料11参照）。

3 強盗

(1) 起訴人員

3-2-4図は、昭和55年以降の強盗による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。



注1 検察統計年報による。

2 法人を除く。

3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

強盗の起訴人員を見ると、男女とも、初犯者、有前科者の双方が増加している。男性では、初犯者率が上昇しているが、女性では有前科者の増加も大きく、初犯者率はほぼ横ばいである。しかし、男性の初犯者率がおおむね40%から60%で推移しているのに対し、女性ではおおむね70%から90%とより高率で推移している。

女性の有前科者では、罰金前科のある者は少なく、しかも横ばいで推移している。体刑前科のある者も少ないが、罰金前科のある者よりは多く、増加している。

起訴人員中の初犯者・有前科者における女性の初犯者・有前科者はいずれも増加しているものの、初犯者はおおむね80人未満、有前科者は40人未満と極めて少ないことから、上昇傾向は認められるものの依然として低い。平成22年はそれぞれ6.2%、2.4%であり、いずれも、一般刑法犯と比較すると顕著に低い（CD-ROM資料11参照）。

(2) 起訴猶予人員

強盗の起訴猶予人員を見ると、男性では、平成16年のみ126人と突出して多かったものの、うち97人は初犯者であり、有前科者は昭和55年以降ほぼ横ばいで推移している。女性

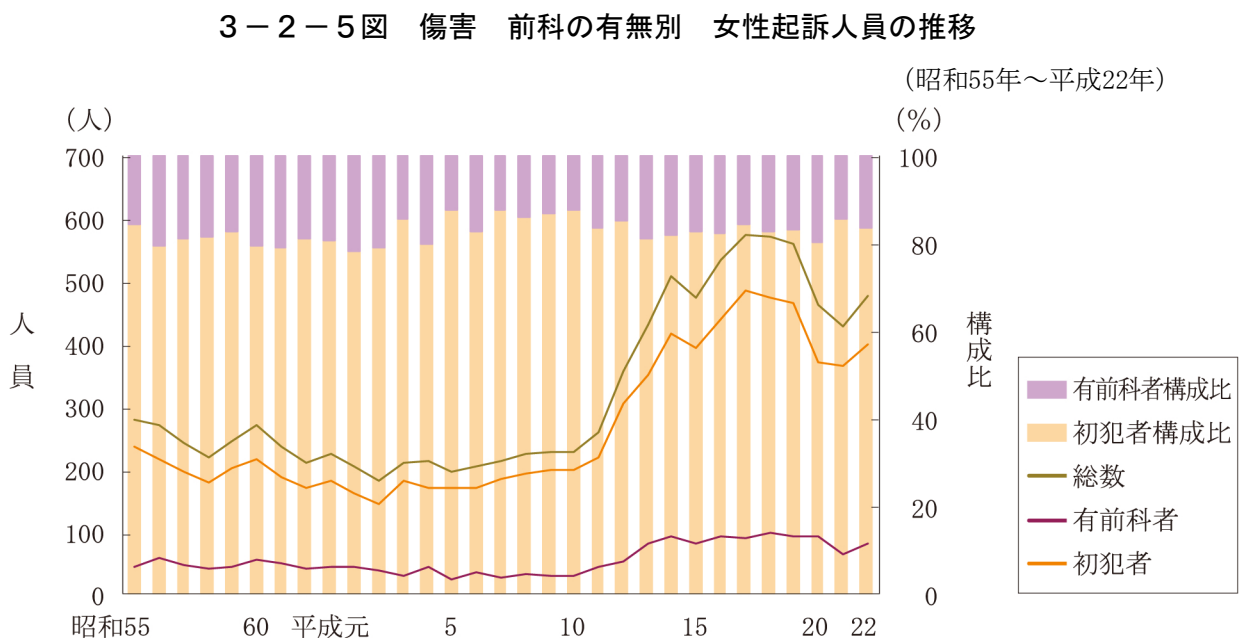
は、起訴猶予人員自体が極めて少なく、毎年20人未満であるが、初犯者も有前科者も増加傾向がうかがわれる。女性の初犯者率は年により変動が大きい。男性では、長期的に見ると、初犯者率が若干の上昇傾向にある。

強盗による女性の起訴猶予人員は極めて少ないため、初犯者でも有前科者でも女性比は年により変動が大きい。平成22年の初犯者における女性比は、13.6%であった。同年の女性の起訴猶予人員には、有前科者はいなかった（CD-ROM資料12参照）。

4 傷害

(1) 起訴人員

3-2-5図は、昭和55年以降の傷害による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

傷害の起訴人員を見ると、男性では有前科者が大幅に減少した結果、初犯者率が上昇し、平成9年以降、毎年50%を超えている。女性では、初犯者も有前科者も増加しているが、元々初犯者が多く、初犯者率は昭和55年以降、ほぼ毎年80%を超えている。

女性では、有前科者のうち、罰金前科のある者はほぼ横ばいで推移しているが、体刑前科のある者が増加している。

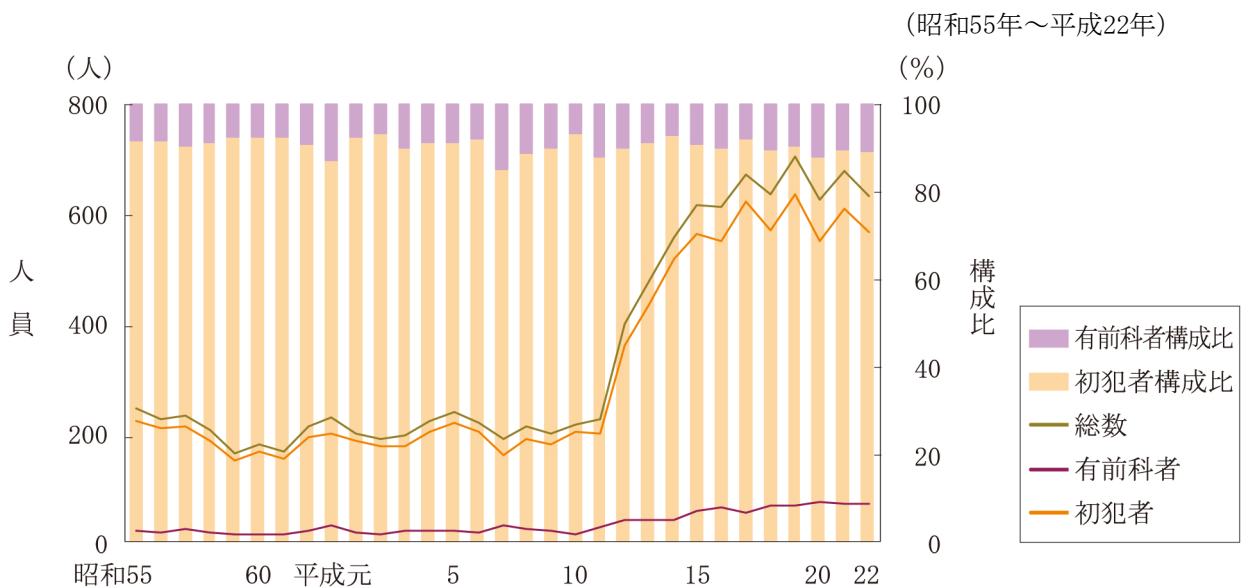
起訴人員中の初犯者における女性比は、平成2年まで2%台で推移していたが、3年以降上昇傾向となり、22年は7.1%であった。起訴人員中の有前科者における女性比は、12

年まで1%未満であったが、13年から緩やかに上昇し、同年以降1%台となっており、22年は1.6%であった。いずれも一般刑法犯と比較すると顕著に低い（CD-ROM資料11参照）。

（２） 起訴猶予人員

3-2-6図は、昭和55年以降の傷害による女性の起訴猶予人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料12参照）。

3-2-6図 傷害 前科の有無別 女性起訴猶予人員の推移



注1 検察統計年報による。

2 法人を除く。

3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

傷害の起訴猶予人員を見ると、男性でも女性でも初犯者及び有前科者の双方が増加している。男性の初犯者率はおおむね60%台、女性の初犯者率は90%前後で推移している。

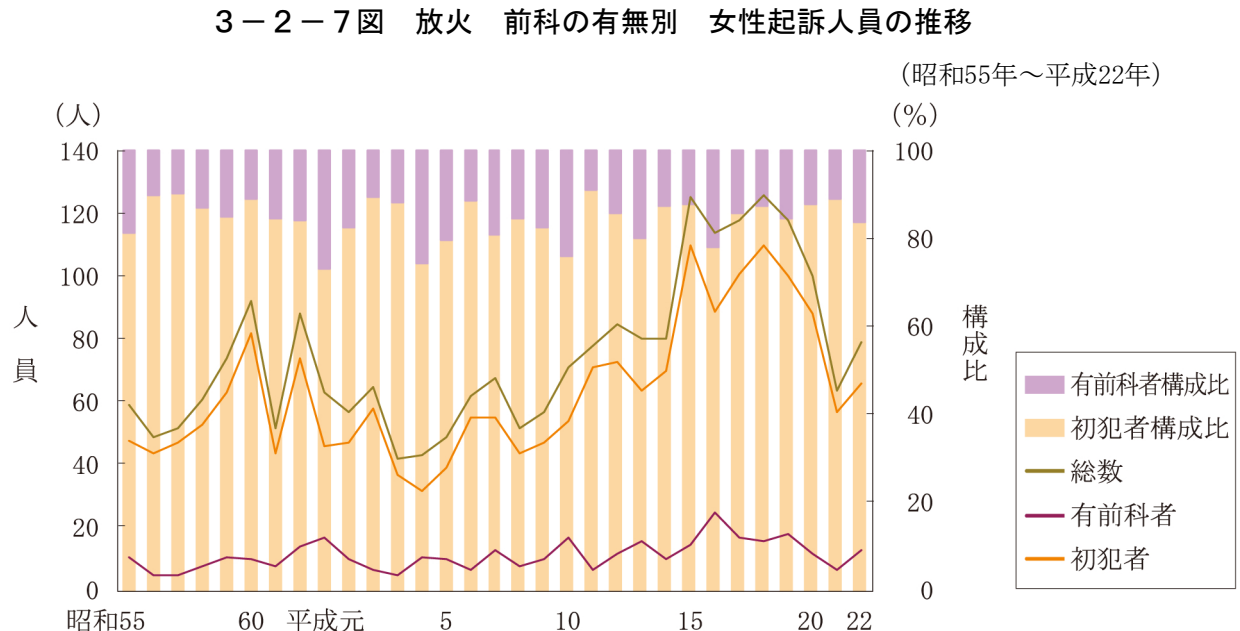
女性では初犯者以上に有前科者が増加しており、有前科者の中では、罰金前科のある者（昭和55年との比較で平成22年には約2倍に増加）以上に体刑前科のある者が増加（同約8.3倍）している。

起訴猶予人員中の初犯者・有前科者における女性比は、いずれも女性の初犯者・有前科者の増加率が男性の初犯者・有前科者の増加率を大幅に上回ったことから上昇し、平成22年はそれぞれ10.6%、2.6%であったが、一般刑法犯と比較すると顕著に低い（CD-ROM資料12参照）。

5 放火

(1) 起訴人員

3-2-7図は、昭和55年以降の放火による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

放火の起訴人員を見ると、男性の初犯者は昭和63年から平成7年までの間200人未満で推移したほかは、ほぼ毎年200人台で推移しており、有前科者は元年から8年までの間200人未満で推移したほかは17年までほぼ毎年200人台で推移していたが、16年からは減少傾向にあり、18年から再び200人未満で推移している。女性の初犯者は、14年まで100人未満で推移していたが、同年から増加し、15年に初めて100人を上回った。18年に110人となってから減少傾向にあり、22年は66人であった。女性の有前科者は、16年に25人となったのが最多で、その他の年は20人未満と少ない。初犯者率は、男性では若干の上昇傾向にあるがおおむね40%から60%であるところ、女性ではほぼ横ばいではあるがおおむね80%台の高率で推移している。

起訴人員中の初犯者における女性比は、昭和55年代後半には10%台であったが、緩やかに上昇し、平成14年以降は毎年20%を超えており、20年には32.0%となった。22年は24.4%であったが、一般刑法犯と比較すると顕著に高い。同年の有前科者における女性比は9.0%であり、一般刑法犯と比較すると顕著に高いが、放火による起訴人員中の女性の有前科者は、毎年25人以下と極めて少なく、年ごとの変動が大きい（CD-ROM資料11参照）。

(2) 起訴猶予人員

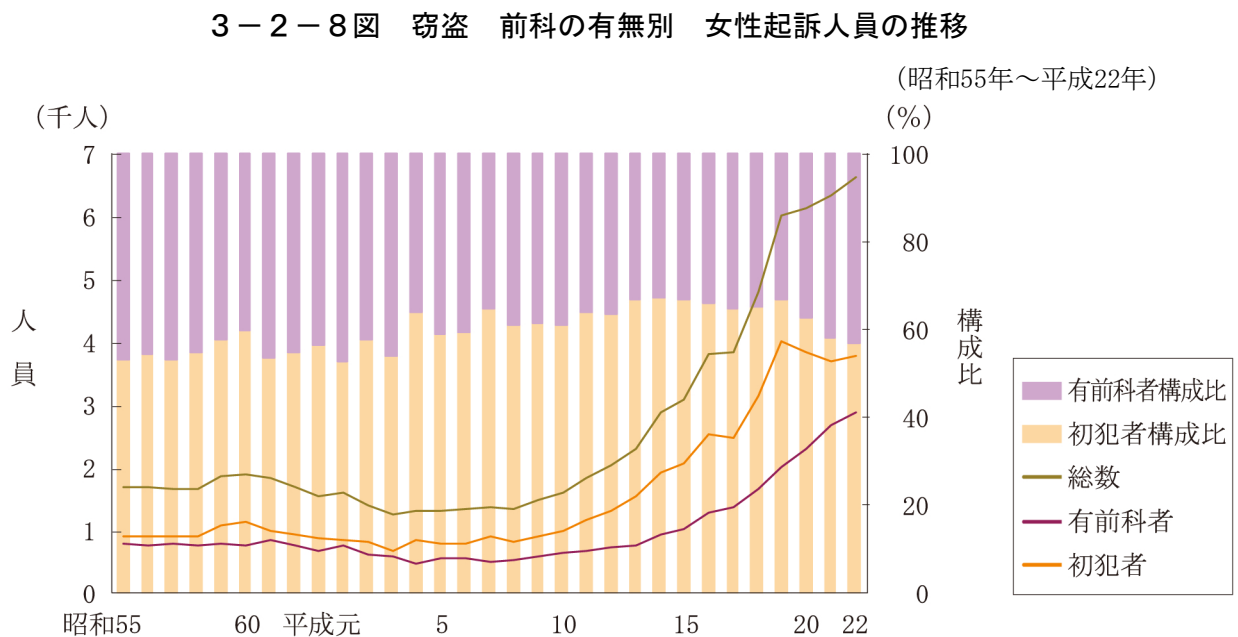
放火の起訴猶予人員を見ると、男性では初犯者も有前科者も減少している。初犯者率はおおむね50%から70%で推移している。女性では、前科の有無を問わず起訴猶予人員自体が少ないが、初犯者率は昭和55年以降、ほぼ毎年80%を超えている。

起訴猶予人員中の初犯者における女性比には、上昇傾向が認められ、平成22年は55.6%であり、一般刑法犯と比較しても顕著に高いが、女性の放火による起訴猶予人員中、初犯者は毎年35人未満と少なく、年ごとの変動が大きい。起訴猶予人員中の女性の有前科者は、毎年10人未満と極めて少なく、22年には女性有前科者はいなかった（CD-ROM資料12参照）。

6 窃盗

(1) 起訴人員

3-2-8図は、昭和55年以降の窃盗による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

窃盗の起訴人員を見ると、男性の初犯者は、途中増減はあるものの、平成21年以降、昭和50年台後半と同水準の1万4,000人台となっており、有前科者は最近の約30年間に緩やかに減少して2万1,000人台となった。

女性の起訴人員は、平成元年まで1,000人台後半で推移していたが、その後減少し、3年には1,238人となったが、4年以降増加傾向となった。特に10年以降増加傾向が顕著と

なり、22年には3年の約5.4倍（6,632人）となった。その内訳を見ると、初犯者も有前科者も顕著に増加しており、22年には初犯者が3,766人と昭和55年の約4.2倍、有前科者は2,866人と同年の約3.6倍となった。

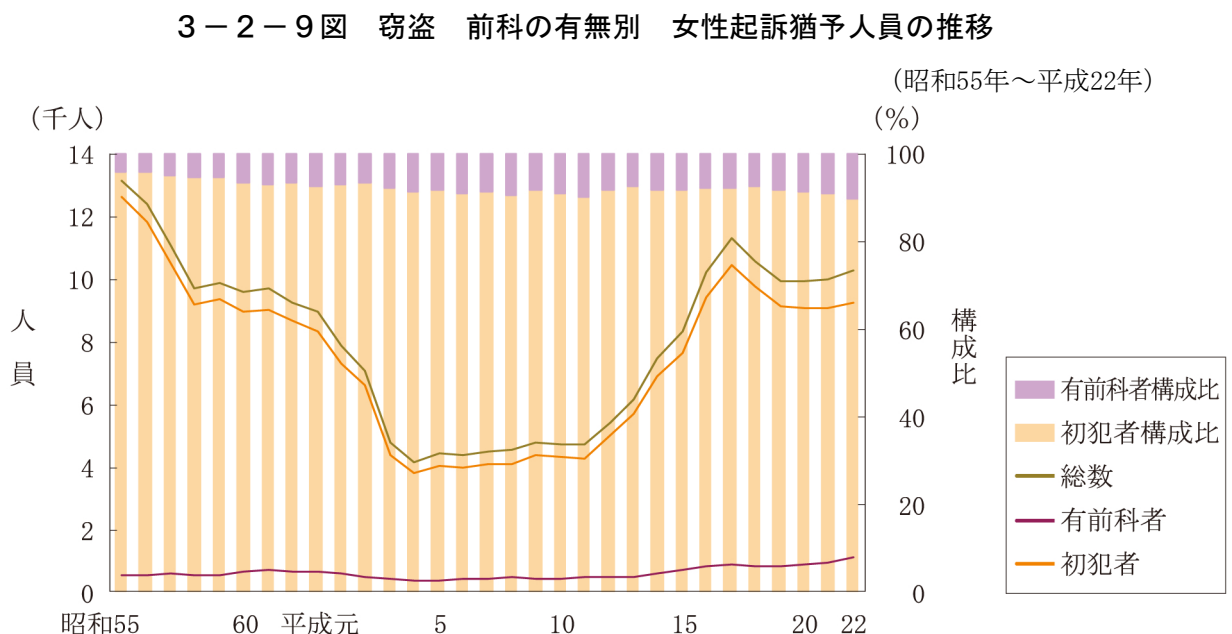
以上から、男性の初犯者率は上昇し、平成10年頃から40%を超えているが、女性の初犯者率の方が高く、しかも緩やかな上昇傾向にあり、7年以降ほぼ毎年60%を超えている。

女性では、有前科者のうち、体刑前科のある者も罰金前科のある者も増加しており、体刑前科のある者の中では執行猶予付前科のある者の比率が上昇し、平成15年以降60%前後で推移している。

起訴人員中の初犯者における女性比は、平成11年から上昇傾向にあったものの、13年までは10%未満で推移していたが、14年以降は毎年10%を超えており、22年には20.6%の最高値となった。起訴人員中の有前科者における女性比は、昭和60年まで2%台であったが、徐々に上昇し、61年から3%台、平成12年から4%台となり、16年以降は毎年5%を超えて推移するとともに、同年以降顕著に上昇し、22年は11.9%であった。いずれも一般刑法犯と比較して顕著に高い（CD-ROM資料11参照）。

（2） 起訴猶予人員

3-2-9図は、昭和55年以降の窃盗による女性の起訴猶予人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料12参照）。



注1 検察統計年報による。

2 法人を除く。

3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

窃盗の起訴猶予人員を見ると、男性は初犯者も有前科者も、平成10年頃まで減少した後増加傾向となり、22年は2万6,823人であった。体刑前科のある者のうち実刑前科のある者の比率は、男性では、おおむね50%から55%で推移していたが、同年は昭和55年以降最も高い56.1%となった。

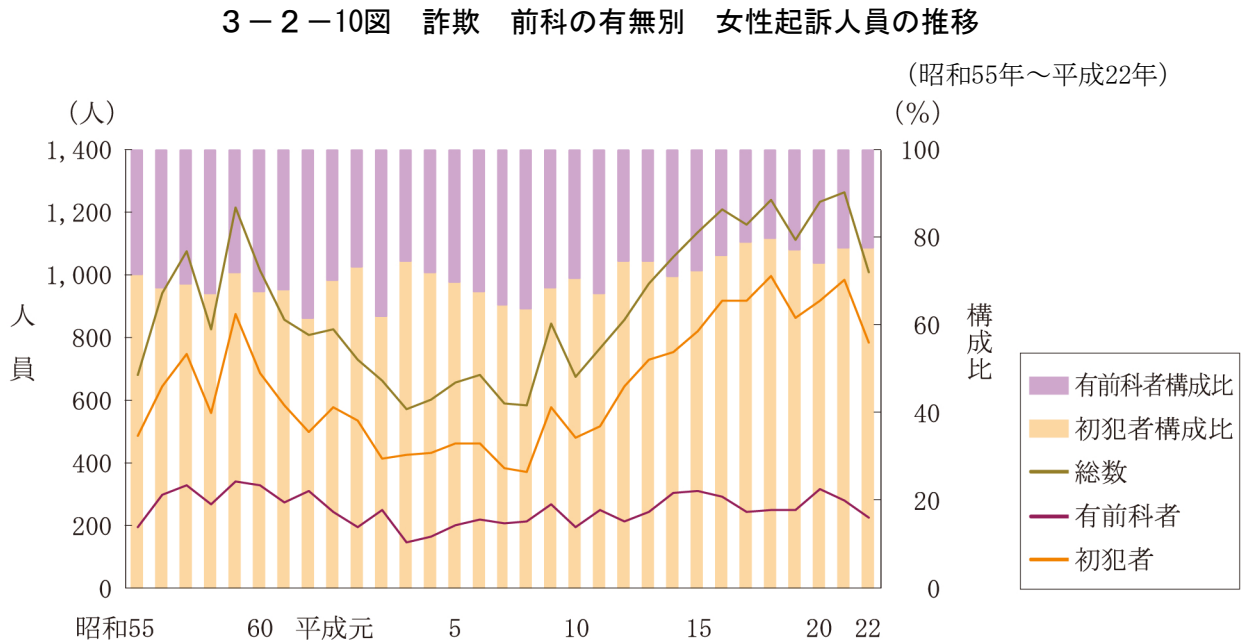
女性では、初犯者が平成11年まで減少傾向にあった後増加している。女性の有前科者は、8年から顕著な増加傾向となったが、初犯者も増加したため初犯者率は横ばいで推移した。昭和55年と比較すると同比率は緩やかに低下しており、平成22年に初めて90%を下回り、89.6%となった。女性では、有前科者のうち、体刑前科のある者も罰金前科のある者も顕著に増加しており、昭和55年との比較で、平成22年は、体刑前科のある者が約1.7倍、罰金前科のある者が約2.8倍となっている。体刑前科のある者の中では、執行猶予付前科のある者の比率が毎年60%を超えている。

起訴猶予人員中の初犯者における女性比は、平成2年まで毎年38%を超える高水準で推移していたが、その後低下し、6年には28.8%となった。7年以降は毎年30%台で推移しており、22年は34.8%であった。起訴猶予人員中の有前科者における女性比は、13年までは多くの年で10%未満で推移していたが、その後上昇し、14年から毎年10%を超えて推移しており、22年は10.0%であった。いずれも一般刑法犯と比較して顕著に高い（CD-ROM資料12参照）。

7 詐欺

(1) 起訴人員

3-2-10図は、昭和55年以降の詐欺による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

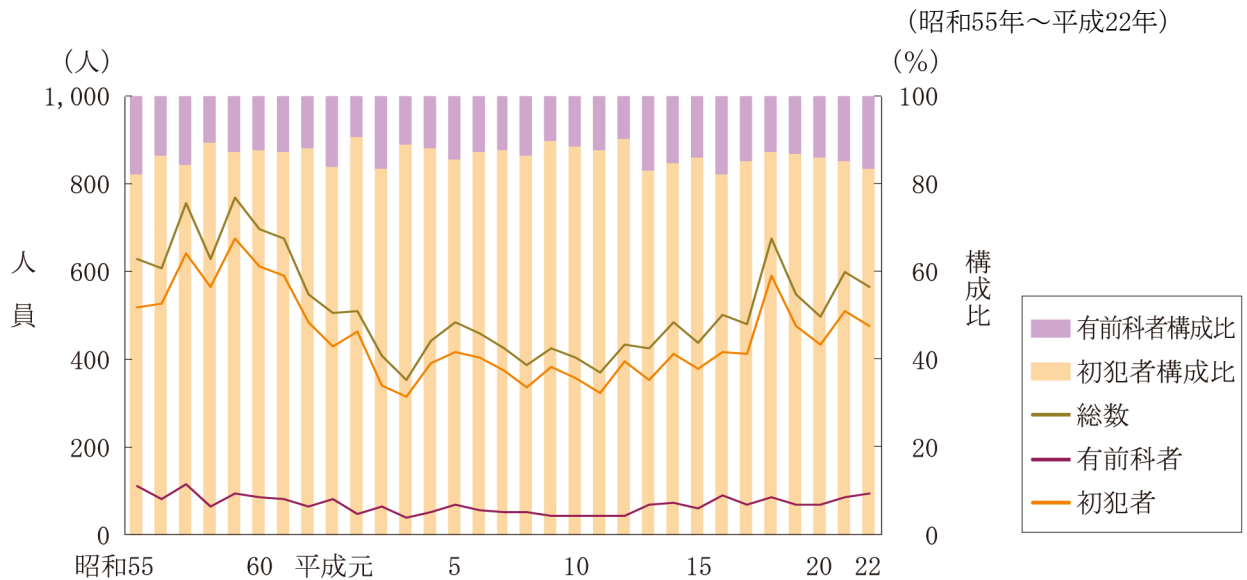
詐欺の起訴人員を見ると、男女とも、初犯者が増加しているが、特に女性では平成11年から急激に増加し、21年には11年からほぼ倍増の988人となった。しかし22年は前年から20.4%減少し、786人となった。男女とも、初犯者率は上昇しており、男性では、16年まで30%台から40%台で推移していたが17年から50%を上回っている。女性では昭和55年以降、ほぼ毎年60%を超えているが、さらに上昇し、平成12年からは毎年70%を超えて推移している。

起訴人員中の初犯者における女性比は、毎年10%台で推移しており、平成22年は14.6%と一般刑法犯と同水準であった。起訴人員中の有前科者における女性比は、3%から7%の間で推移しており、同年は4.8%であった。一般刑法犯と比較すると顕著に低い（CD-ROM資料11参照）。

(2) 起訴猶予人員

3-2-11図は、昭和55年以降の詐欺による女性の起訴猶予人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料12参照）。

3-2-11図 詐欺 前科の有無別 女性起訴猶予人員の推移



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

詐欺の起訴猶予人員を見ると、男性の初犯者は昭和59年の2,531人をピークに減少していたが、平成12年から増加傾向となり、初犯者率も上昇している。女性では初犯者人員及び初犯者率共にほぼ横ばいで推移している。しかし、男性の初犯者率が40%台から50%台で推移しているのに対し、女性では昭和55年以降、毎年80%を超える高水準である。

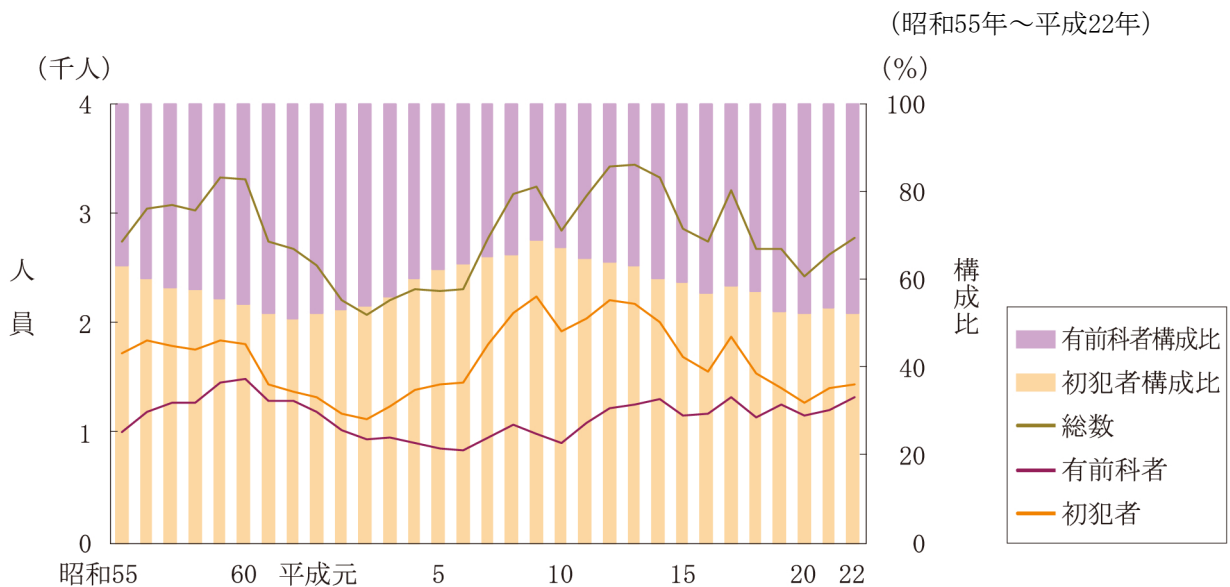
起訴猶予人員中の初犯者における女性比は、昭和57年以降毎年20%台で推移しており、平成22年は22.6%であった。起訴猶予人員中の有前科者における女性比は、12年まではほぼ毎年5%未満で推移していたが、13年以降は毎年5%を超える水準にあり、22年は6.1%であった。いずれも、おおむね一般刑法犯と同水準にある（CD-ROM資料12参照）。

8 覚せい剤取締法違反

(1) 起訴人員

3-2-12図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性の起訴人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料11参照）。

3-2-12図 覚せい剤取締法違反 前科の有無別 女性起訴人員の推移



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

覚せい剤取締法違反の起訴人員を見ると、男性では、初犯者、有前科者とも減少している。女性では、初犯者は平成10年から減少傾向、有前科者は7年から増加傾向にあるため、有前科者率は10年から上昇傾向にある。

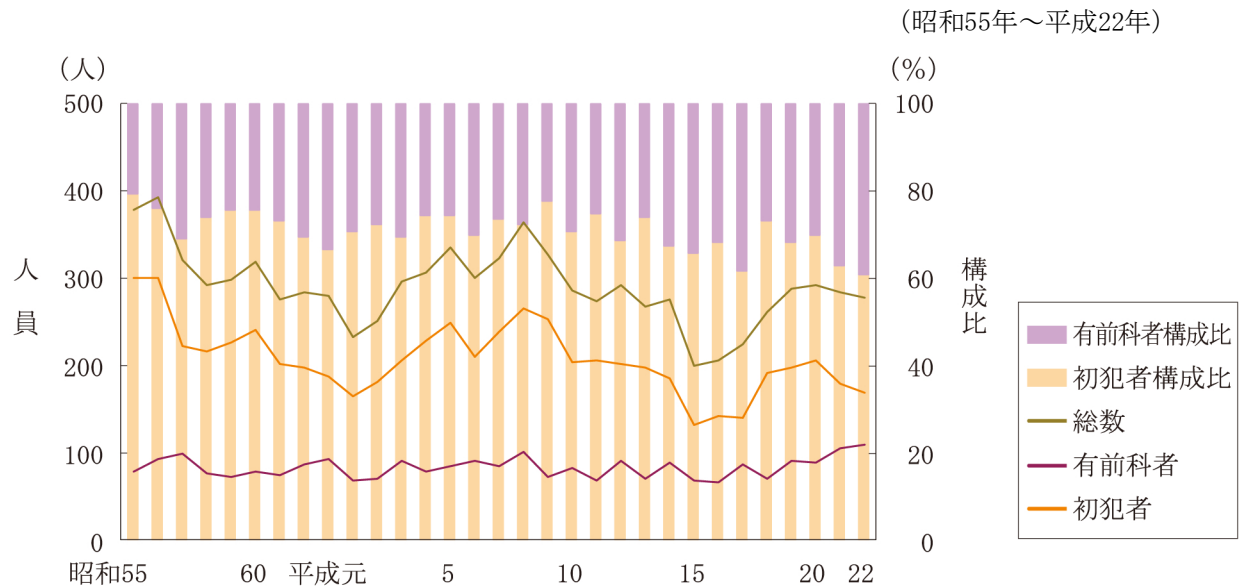
男性の有前科者のうち、体刑前科のある者は平成元年以降1万人前後で推移しているが、そのうち実刑前科のある者の比率が上昇しており、22年は70.1%であった。女性では、7年から体刑前科のある者が増加傾向にあり、22年には1,240人となった。そのうち実刑前科のある者の比率は、昭和59年以降40%を超えており、平成22年は47.3%であった。

起訴人員中の初犯者における女性比は、平成16年まで、毎年20%台で推移していたが、その後若干上昇し、22年は32.0%であった。起訴人員中の有前科者における女性比は、15年まで10%未満で推移していたが、上昇し、16年以降はほぼ毎年10%を超えて推移している。22年は11.4%であった。いずれも、一般刑法犯と比較して顕著に高い（CD-ROM資料11参照）。

(2) 起訴猶予人員

3-2-13図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性の起訴猶予人員を前科の有無別に見たものである（CD-ROM資料12参照）。

3-2-13図 覚せい剤取締法違反 前科の有無別 女性起訴猶予人員の推移



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

覚せい剤取締法違反の起訴猶予人員は、男性では、初犯者、有前科者とも減少している。女性では、初犯者が減少し、有前科者はやや増加しているため、初犯者率が低下し、平成22年は昭和55年以降最も低い60.8%となった。

男性では、体刑前科のある者は減少しているが、女性では増加しており、平成22年は103人と、昭和55年以降初めて100人を超えた。体刑前科のある者の中では、男女とも、実刑前科のある者の比率が上昇しており、平成22年は男性で69.6%、女性で44.7%であった。

女性の有前科者は増加しているが、そのうち罰金前科のある者はむしろ減少しており、体刑前科のある者が増加している。

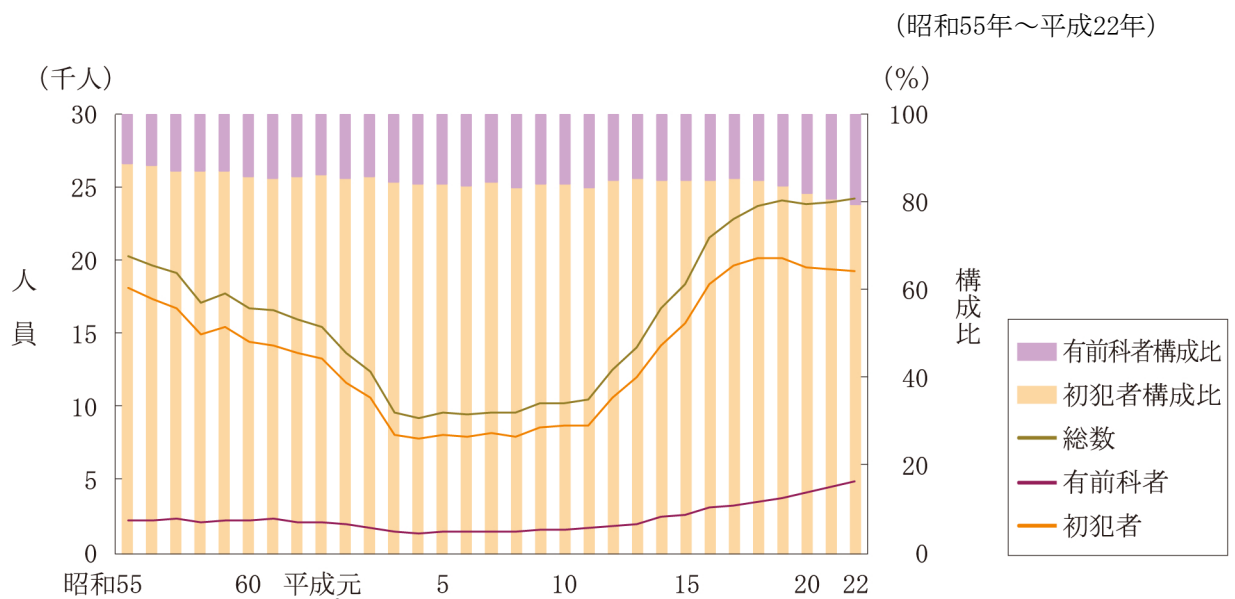
起訴猶予人員中の初犯者における女性比は、ほぼ毎年30%台で推移しており、平成22年は37.4%であった。起訴猶予人員中の有前科者における女性比は、昭和62年以降ほぼ毎年10%台で推移しており、平成22年は14.5%であった。いずれも、一般刑法犯と比較して顕著に高い（CD-ROM資料12参照）。

第3節 初犯者率

この節では、前節で述べた起訴人員・起訴猶予人員中の前科の有無別人員の状況を踏まえ、初犯者率に着目して、罪名別及び男女別に見た特徴について述べる。

3-3-1図ないし3-3-8図は、昭和55年以降の女性の起訴・起訴猶予人員総数（両人員の合計）及び初犯者・有前科者人員の推移を罪名別に、前科の有無別構成比と共に見たものである（CD-ROM資料11、12参照）。

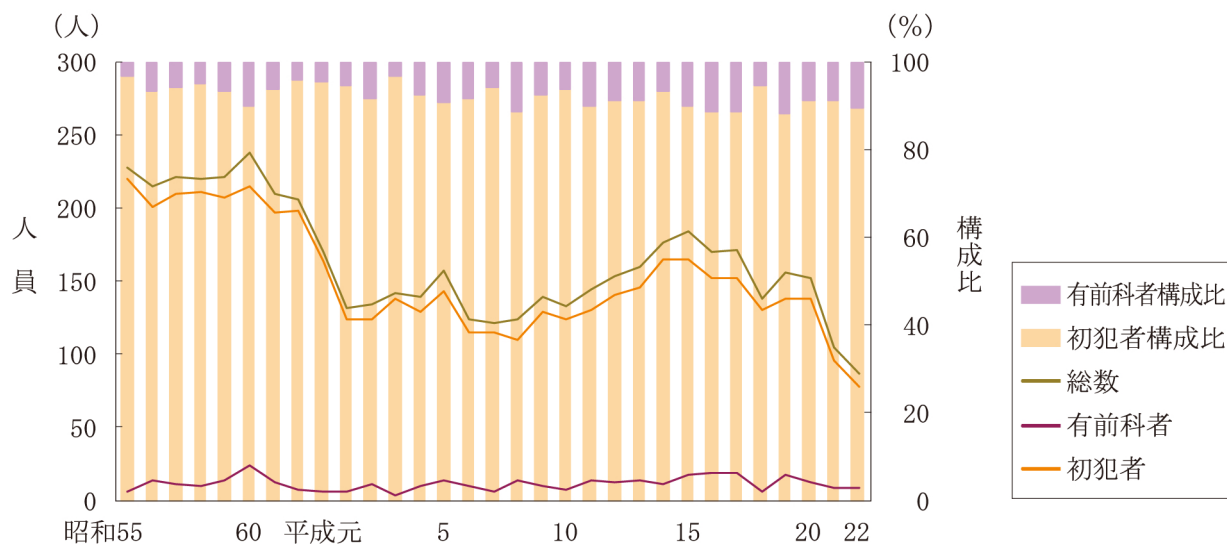
3-3-1図 一般刑法犯 女性起訴・起訴猶予人員総数（初犯者・有前科者別）・
初犯者率の推移



- 注1 検察統計年報による。
 注2 法人を除く。
 注3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-2 図 殺人 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

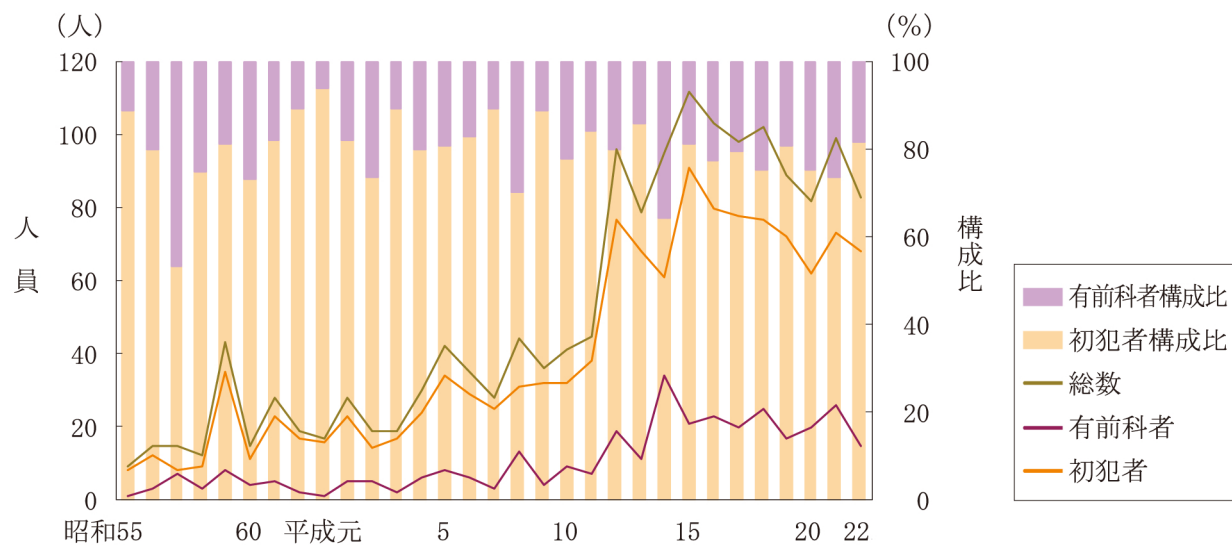
(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-3 図 強盗 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

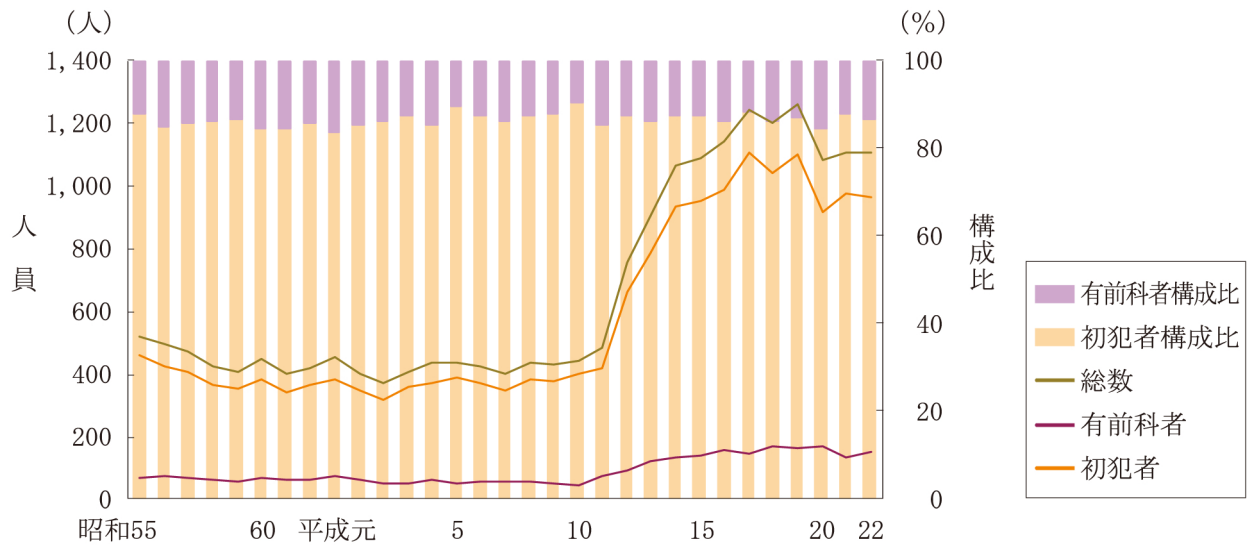
(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-4 図 傷害 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

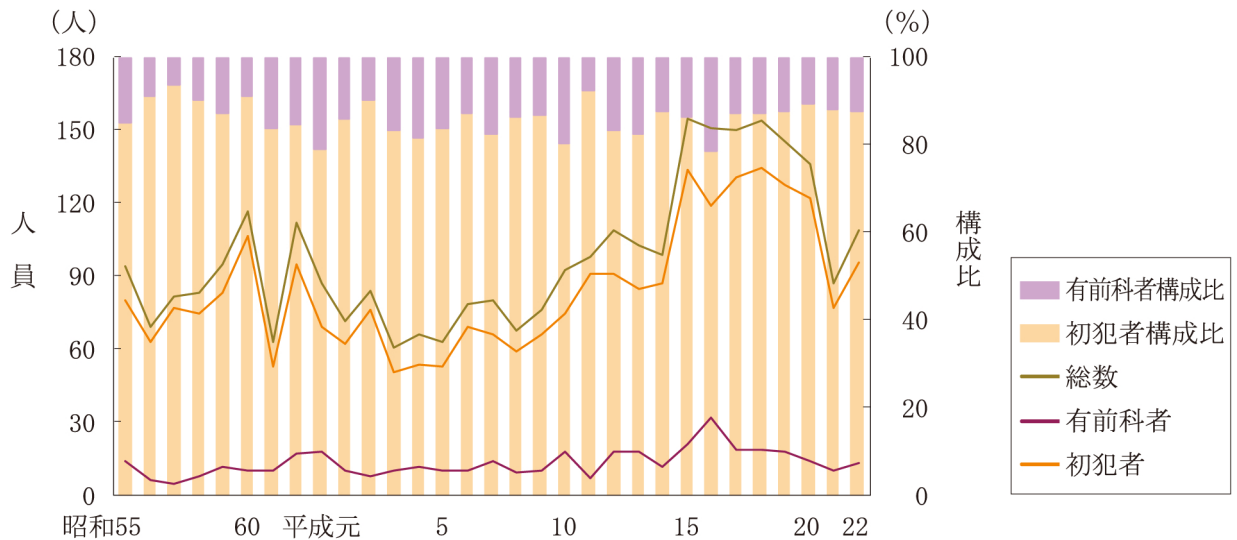
(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-5 図 放火 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

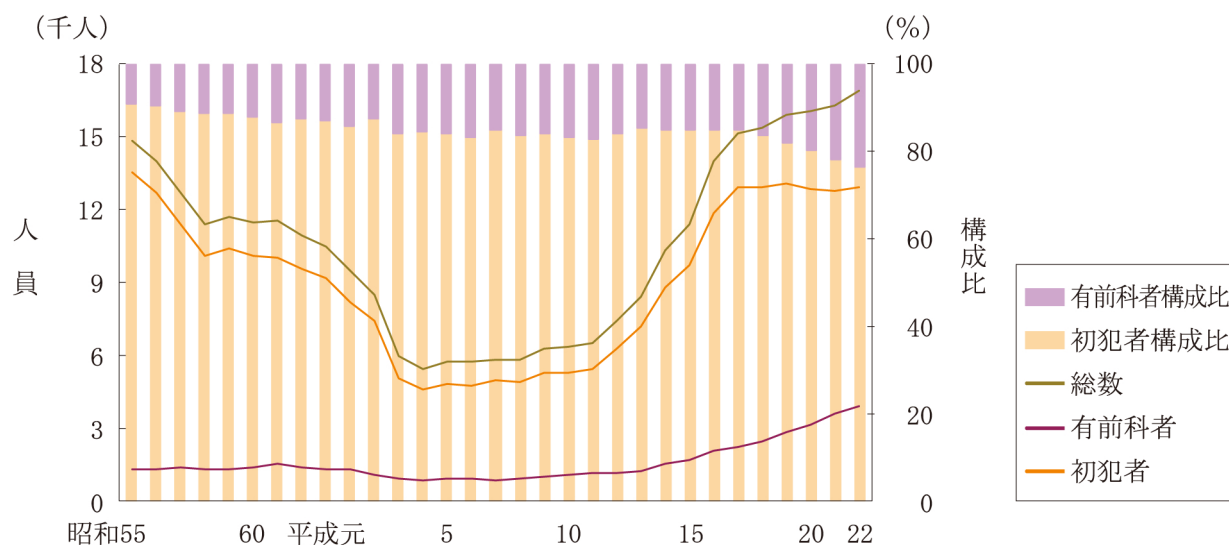
(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-6 図 窃盗 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

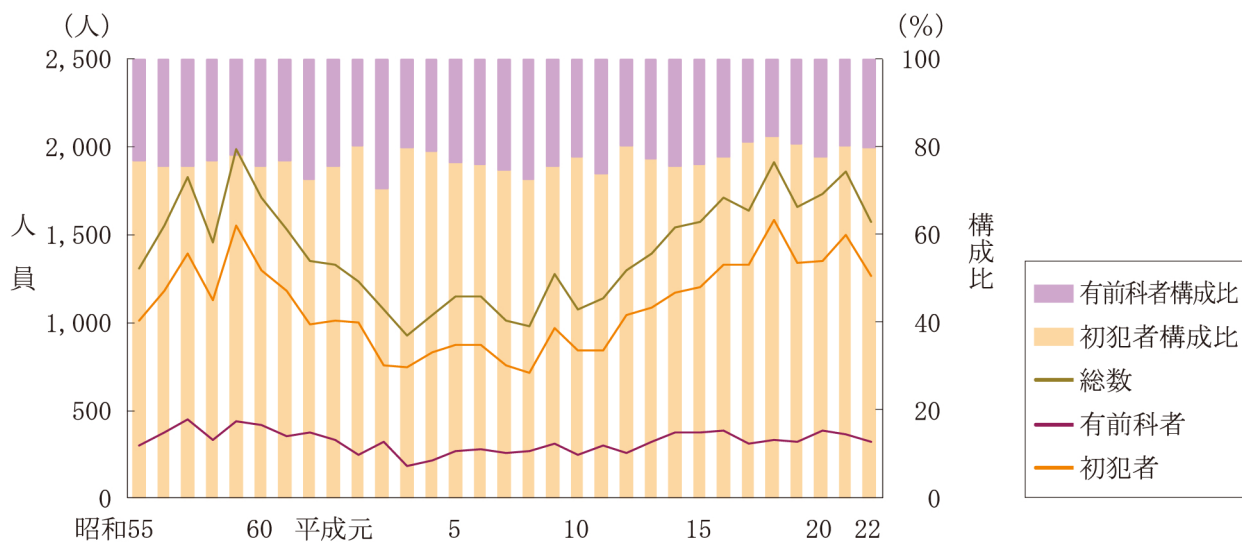
(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

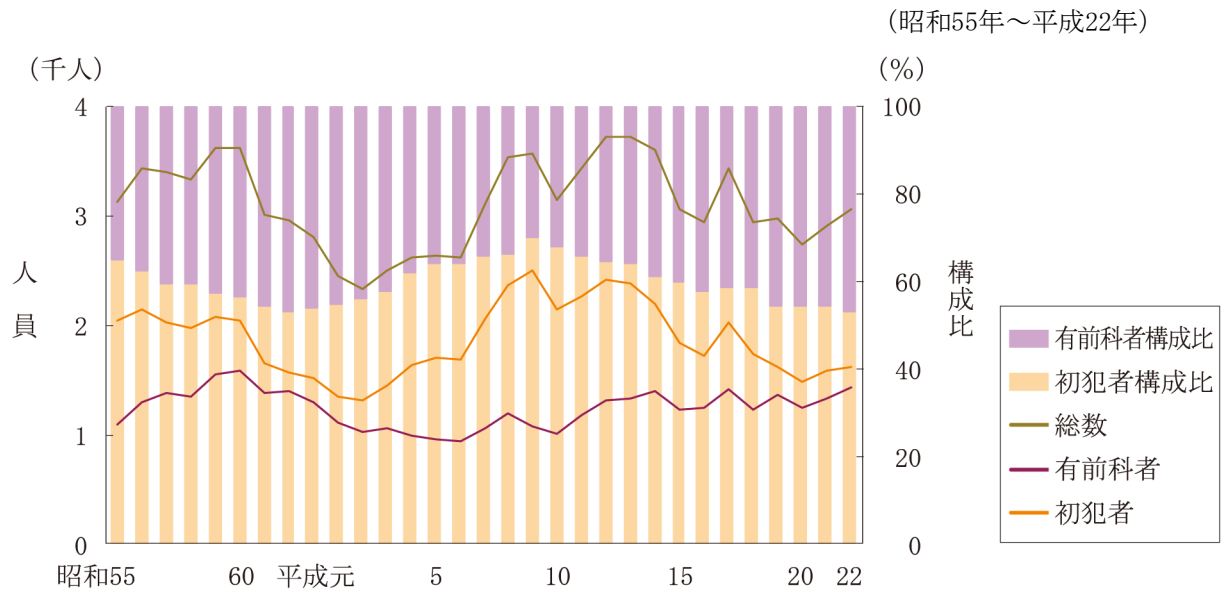
3-3-7 図 詐欺 女性起訴・起訴猶予人員総数(初犯者・有前科者別)・初犯者率の推移

(昭和55年～平成22年)



- 注1 検察統計年報による。
 2 法人を除く。
 3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

3-3-8図 覚せい剤取締法違反 女性起訴・起訴猶予人員総数（初犯者・有前科者別） ・初犯者率の推移



注1 検察統計年報による。

2 法人を除く。

3 前科の有無・内容又は性別が不詳の者を除く。

1 罪名別

罪名別に起訴・起訴猶予人員総数における初犯者及び有前科者を見ると、一般刑法犯、強盗、傷害及び窃盗では女性で有前科者が増加しており、強盗を除き、男性では有前科者が減少している。女性の殺人及び覚せい剤取締法違反では有前科者は横ばいで推移しているが、初犯者は減少し、放火及び詐欺では有前科者はほぼ横ばいで推移しているが、長期的に見ると初犯者は増加している。

これを初犯者率で見ると、傷害、放火及び詐欺を除き、女性では初犯者率が低下しており、覚せい剤取締法違反を除き、男性では初犯者率が上昇している。傷害では女性の初犯者率は横ばいで推移しているが、これは有前科者だけでなく初犯者も増加したことによる。また、覚せい剤取締法違反では男性の初犯者率が横ばいで推移しているが、これは有前科者だけでなく初犯者も減少したことによる（CD-ROM資料11, 12参照）。

2 初犯者率の罪名間比較

ここでは、起訴人員中、起訴猶予人員中及び両人員合計中の初犯者率を一般刑法犯との間で比較した場合の特徴について述べる。

昭和55年以降、初犯者率が、男女とも毎年一般刑法犯全体の初犯者率を下回っているのは、起訴人員では窃盗及び覚せい剤取締法違反、起訴猶予人員では詐欺及び覚せい剤取締法違反だけである。

すなわち、窃盗及び覚せい剤取締法違反では、起訴人員における有前科者率が一般刑法犯と比較して高く、詐欺及び覚せい剤取締法違反では、起訴猶予人員に占める有前科者率が一般刑法犯と比較して高い。

起訴人員及び起訴猶予人員の合計における初犯者率を見ると、昭和55年以降、毎年、男女とも初犯者率が一般刑法犯全体の初犯者率を下回っているのは覚せい剤取締法違反だけであるが、詐欺でも女性の平成22年における初犯者率だけが一般刑法犯をわずかに上回っただけで、男性は毎年、女性も21年までは毎年一般刑法犯を下回っている。

すなわち、詐欺を敢行する者には、他の犯罪と比較して元々有前科者が比較的多いわけだが、起訴人員では平成16年以降初犯者率が一般刑法犯を上回っているのに起訴猶予人員ではほぼ毎年一般刑法犯より初犯者率が低いことからすると、詐欺では処分に当たり考慮される事情の中で、前科の有無の重要性が高くないことがうかがわれる。

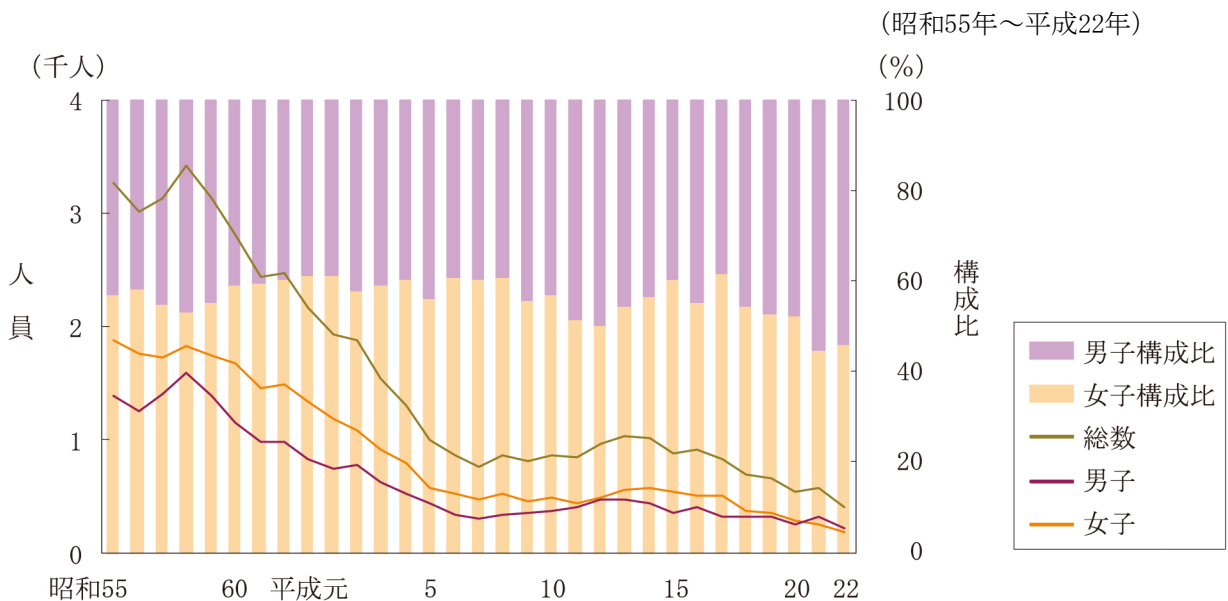
また、覚せい剤取締法違反においては、そもそも起訴人員・起訴猶予人員合計に占める初犯者率が、一般刑法犯及び他のどの罪名よりも低く、覚せい剤取締法違反を敢行する者には元々有前科者が多いのであって、起訴人員でも起訴猶予人員でも一般刑法犯よりも有前科者率が高いのは自然な結果である。

窃盗では、起訴人員における初犯者率は、毎年一般刑法犯を下回っているが、起訴猶予人員における初犯者率は、毎年一般刑法犯を上回っている。窃盗では、処分に当たり、前科の有無が、特に重要な情状事実として考慮されていることがうかがわれる（CD-ROM資料11, 12参照）。

第4章 ぐ犯の態様別家庭裁判所終局人員の動向

4-1図は、昭和55年以降のぐ犯の家庭裁判所終局人員（14歳未満及び20歳以上の者を含む。）を男女別に見たものである（CD-ROM資料13参照）。

4-1図 ぐ犯 家庭裁判所終局人員の推移（男女別）



注1 司法統計年報による。

2 14歳未満及び20歳以上の者を含む。

3 所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。

男女とも、ぐ犯の終局人員は昭和59年から減少し、平成22年は、男女総数で昭和55年の8分の1程度となっている。

平成22年のぐ犯の終局人員を態様別に見ると、不健全娯楽は昭和55年の約48分の1、不純異性交遊は約35分の1、不良交友は21分の1、家出は約19分の1、怠学は15分の1まで、いずれも大幅に減少した。

これを男女別に見ると、男子では、平成22年には、昭和55年と比較して不健全娯楽が88分の1、不純異性交遊が約28分の1、不良交友が約24分の1、家出が約17分の1、怠学が12分の1に減少した。

女子では、不健全娯楽は毎年30人以下と少ない。その他の態様を見ると、平成22年には、昭和55年と比較して不純異性交遊が約37分の1、怠学が約23分の1、家出が約19分の1、不良交友が約18分の1にそれぞれ減少している。

男女とも、「その他」の構成比が大幅に上昇しているが、「その他」には、持出し、怠勤、凶器携帯、盛り場はいかい、飲酒、喫煙、浪費、けんか、浮浪等が含まれている。しかし、「その他」の構成比の上昇は、「その他」以外のぐ犯態様の減少率が「その他」の減少率を

大幅に上回ったことによるものであり、「その他」による終局人員も、平成22年は、昭和55年の半数以下となっている。

ぐ犯の終局人員に占める女子比を見ると、最も高いのは不純異性交遊で、ほぼ毎年80%以上の水準で推移していたが、上記のとおり、同態様による終局人員は男子よりも女子の減少率が高かったため女子比も低下し、平成22年は75.0%であった。家出でも、女子比は高く、毎年60%を超えている（22年も69.6%）。「その他」の態様では、近年、女子比が大幅に上昇しているが、これは男子の終局人員の減少率が女子の減少率を大幅に上回ったことによる（CD-ROM資料13参照）。

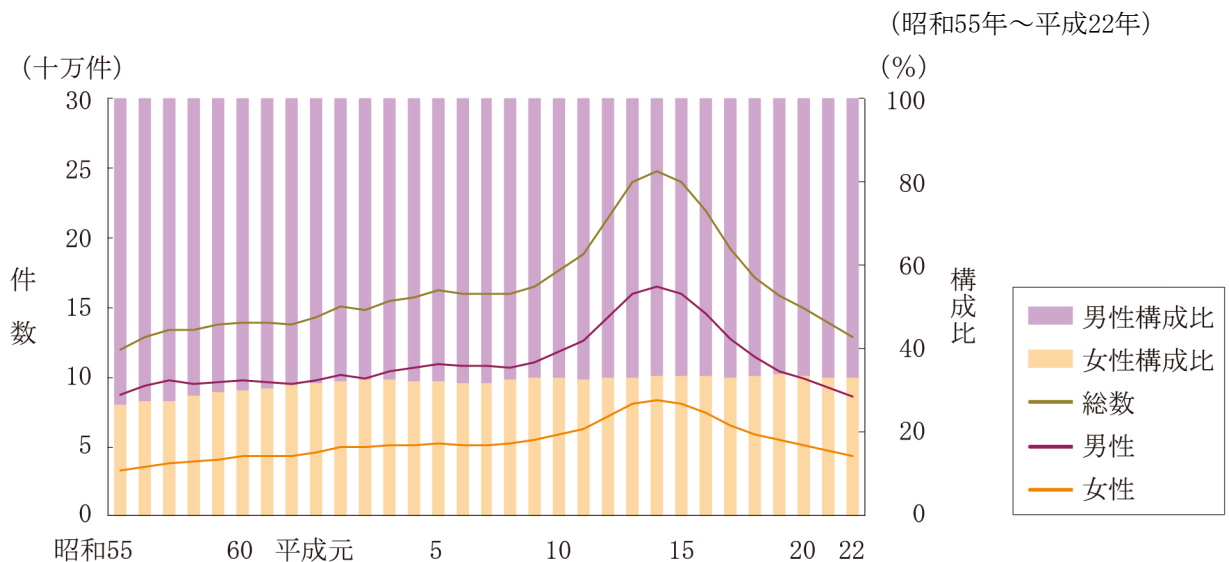
第5章 女性が被害者となった犯罪の動向

この章では、罪名別及び被害者の男女別に、人が被害者となった事件の認知件数を見ることとし、加えて認知件数に占める女性が被害者となった事件の比率（被害女性比）の推移を見る。なお、一つの事件に複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。また、本章の各図における「女性構成比」は、「被害女性比」に相当する。

第1節 一般刑法犯

5-1-1図は、昭和55年以降の一般刑法犯の認知件数を被害者の男女別に見たものである（CD-ROM資料14参照）。

5-1-1図 一般刑法犯 認知件数の推移（被害者の男女別）



注1 警察庁の統計による。

2 人が被害者となった事件に限る。

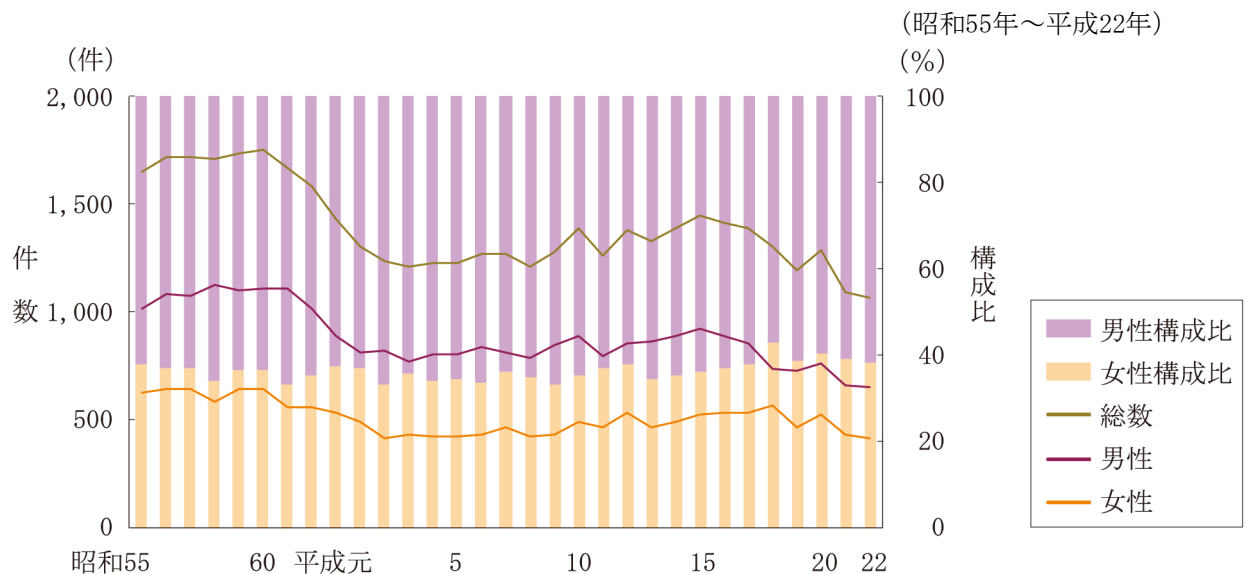
一般刑法犯の認知件数は、平成14年に最多の248万6,055件となり、その後は被害者の男女を問わず、減少傾向にある。

被害女性比は昭和60年以降、30.3%から34.1%の間で推移しており、平成22年は33.2%であった。一般刑法犯全体では、被害者のおよそ3人に1人が女性となっている（CD-ROM資料14参照）。

第2節 殺人

5-2-1 図は、昭和55年以降の殺人の認知件数を被害者の男女別に見たものである（CD-ROM資料14参照）。

5-2-1 図 殺人 認知件数の推移（被害者の男女別）



注 警察庁の統計による。

殺人の認知件数総数は、昭和60年に1,755件と最多となり、その後は増減を繰り返していたが、平成16年以降はおおむね減少傾向にある。

態様別の内訳を見ると、嬰兒殺の認知件数は、平成22年には昭和55年の12分の1以下にまで減少し、殺人（尊属殺、嬰兒殺、自殺関与及び殺人予備を除く殺人をいう。）の認知件数も減少傾向にあるのに対し、自殺関与及び殺人予備は横ばいで推移している。

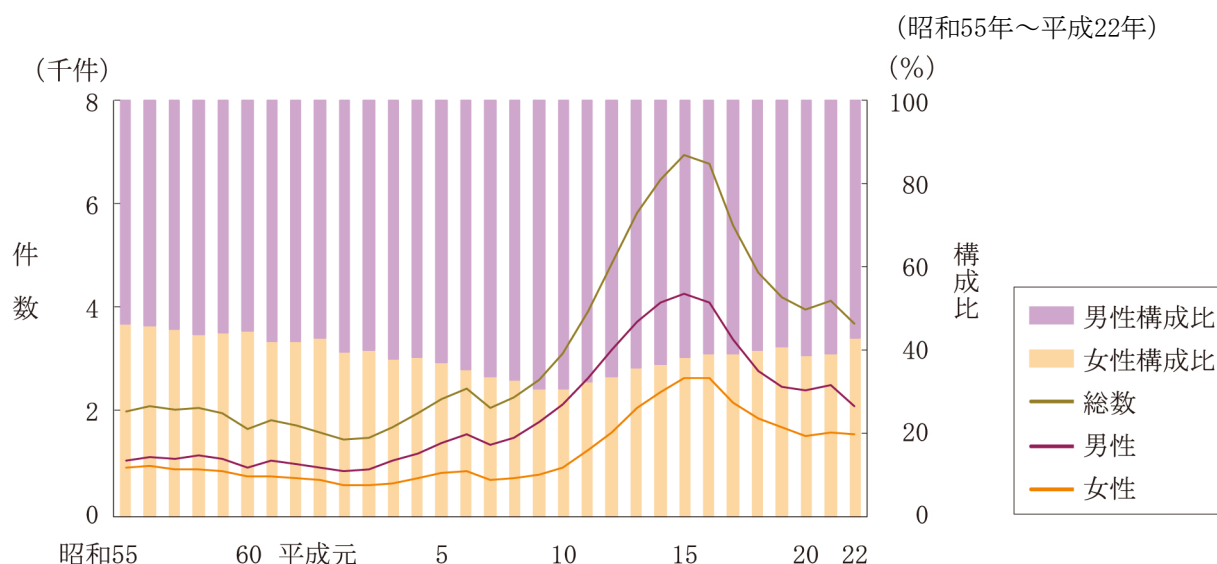
嬰兒殺の認知件数は被害者の男女を問わず減少しているが、尊属殺は、平成4年から同罪の廃止された7年まで被害者の男女を問わず顕著に増加していた。

被害女性比は、平成22年は殺人総数で38.7%と一般刑法犯よりも若干高い（CD-ROM資料14参照）。

第3節 強盗

5-3-1図は、昭和55年以降の強盗の認知件数を被害者の男女別に見たものである（CD-ROM資料14参照）。

5-3-1図 強盗 認知件数の推移（被害者の男女別）



注1 警察庁の統計による。

2 人が被害者となった事件に限る。

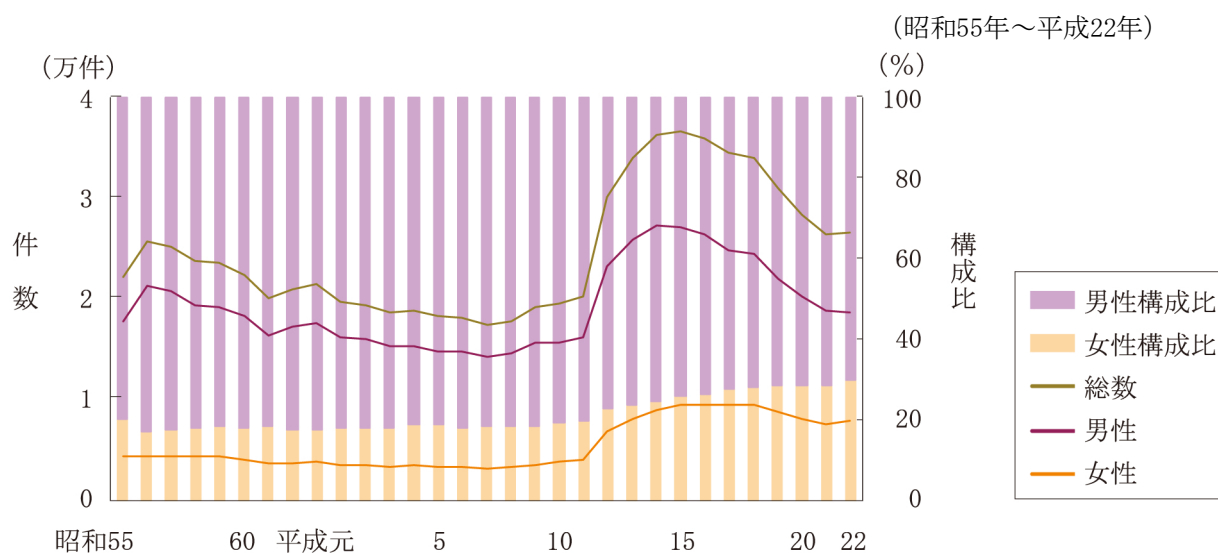
強盗の認知件数は、平成8年から顕著に増加し、15年に6,962件となった後、減少傾向にあり、22年は3,711件であった。

強盗総数の被害女性比は平成11年から上昇傾向にあり、22年は42.8%であった。同年における被害女性比は、強盗致傷では44.0%と一般刑法犯よりも高い水準にあり、強盗殺人では30.6%と一般刑法犯と同水準であった（CD-ROM資料14参照）。

第4節 傷害

5-4-1図は、昭和55年以降の傷害の認知件数を被害者の男女別に見たものである（CD-ROM資料14参照）。

5-4-1図 傷害 認知件数の推移（被害者の男女別）



注 警察庁の統計による。

傷害の認知件数は、平成8年から15年にかけて急増し、同年には昭和55年以降最多の3万6,568件となった。その後は減少しているが、依然2万6,000件を超えている。

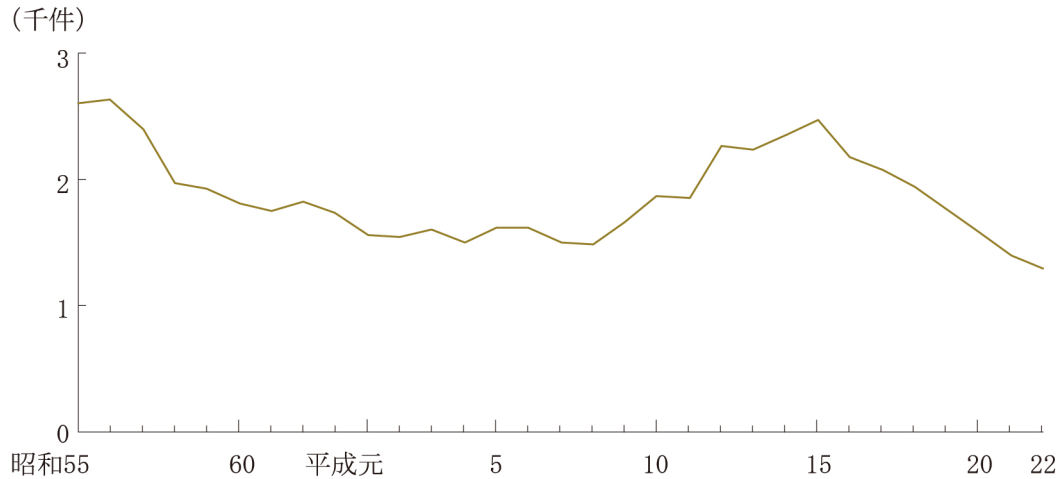
被害女性比は、女性が被害者となった事件の増加率が、男性が被害者となった事件の増加率を大幅に上回ったため上昇しており、平成11年から毎年20%を超え、22年は29.8%であった。しかし、一般刑法犯の被害女性比と比較すると低い（CD-ROM資料14参照）。

第5節 強姦

5-5-1図は、昭和55年以降の強姦の認知件数を見たものである（CD-ROM資料14参照）。

5-5-1図 強姦 認知件数の推移

（昭和55年～平成22年）



注 警察庁の統計による。

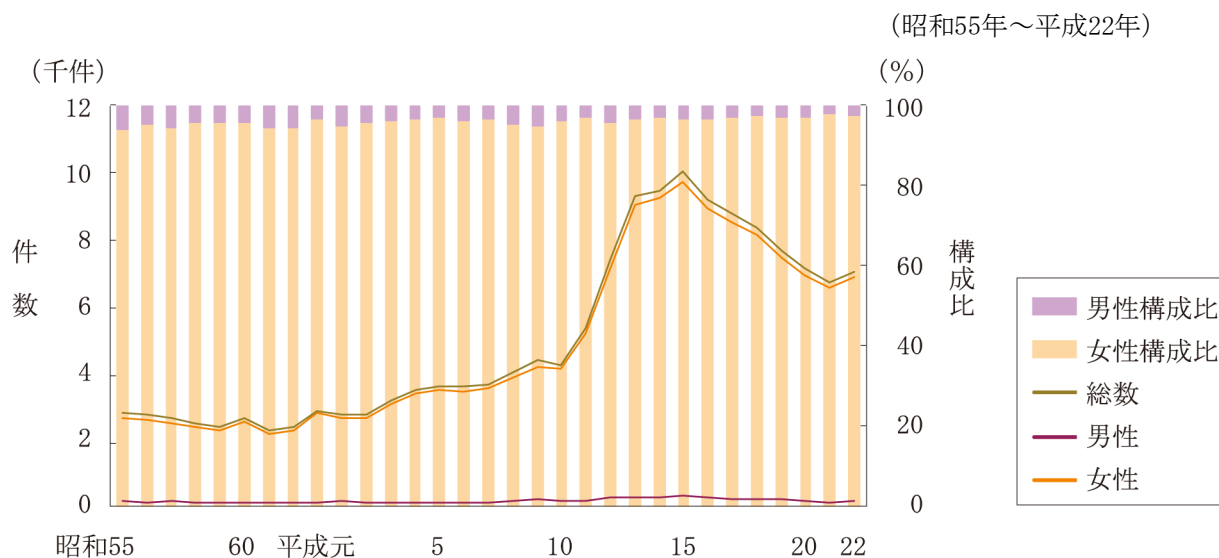
強姦の被害者は法文上「女子」と規定されており、被害女性比は毎年100%である。

認知件数は平成16年以降毎年減少し、22年には昭和55年以降最少の1,289件となった（CD-ROM資料14参照）。

第6節 強制わいせつ

5-6-1図は、昭和55年以降の強制わいせつの認知件数を被害者の男女別に見たものである（CD-ROM資料14参照）。

5-6-1図 強制わいせつ 認知件数の推移（被害者の男女別）



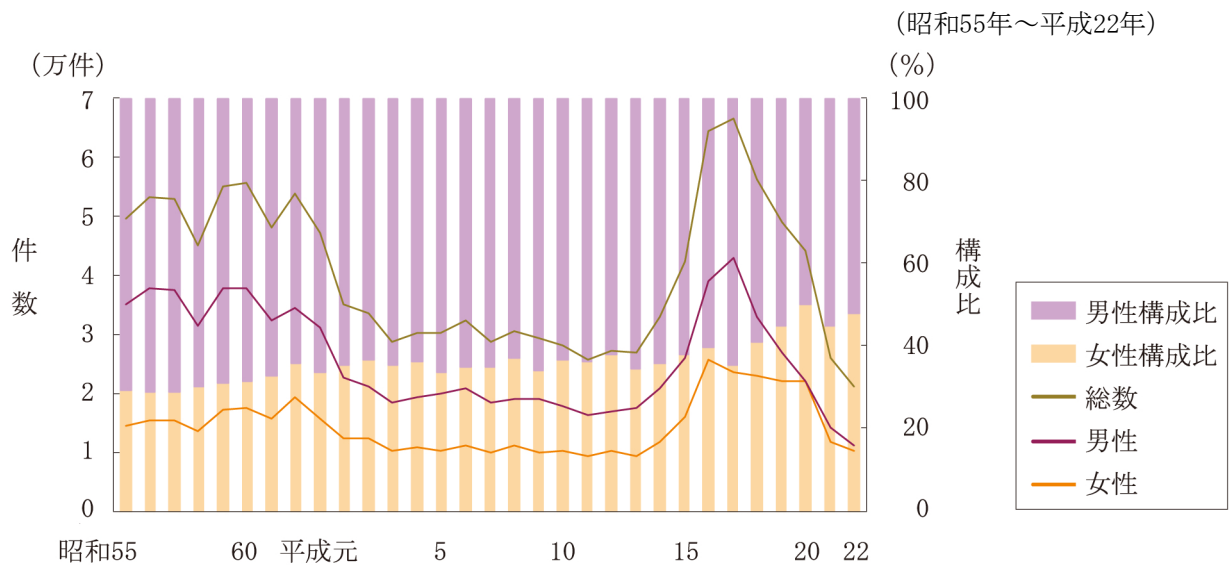
注 警察庁の統計による。

強制わいせつの認知件数は、平成11年以降急激に増加して15年には1万件を超えたが、その後減少している。元々男性が被害者となった事件の認知件数は極めて少なく、昭和55年以降、毎年6%以下である（CD-ROM資料14参照）。

第7節 詐欺

5-7-1図は、昭和55年以降の詐欺の認知件数を被害者の男女別に見たものである（CD-ROM資料14参照）。

5-7-1図 詐欺 認知件数の推移（被害者の男女別）



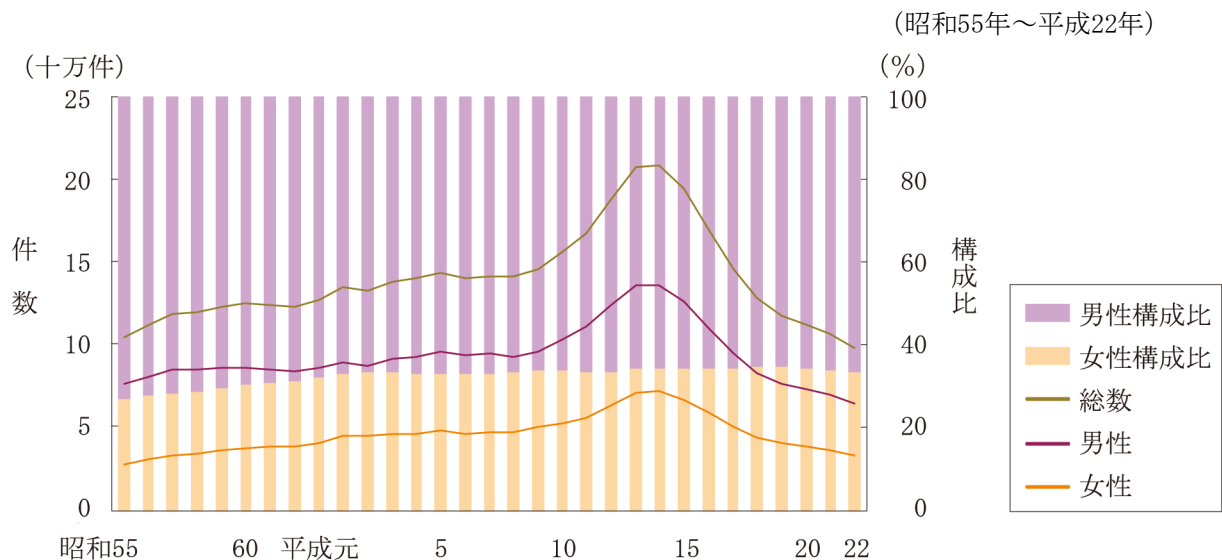
詐欺の認知件数は、平成14年以降急増し、17年に昭和55年以降最多の6万6,597件となったが、その後減少している。

被害女性比は、男性が被害者となった事件の減少率が、女性が被害者となった事件の減少率を大きく上回ったため上昇しており、平成18年から40%を超え、22年は47.9%となり、一般刑法犯と比較しても顕著に高い（CD-ROM資料14参照）。

第8節 窃盗

5－8－1図は、昭和55年以降の窃盗の認知件数を被害者の男女別に見たものである（CD-ROM資料14参照）。

5－8－1図 窃盗 認知件数の推移（被害者の男女別）



窃盗は、人目を避けて敢行されることの多い犯罪で、ひったくり等の態様を除き、被疑者と被害者が対面することは少ない。被害者の性別を意識して犯行を敢行することも比較的少なく、被害者が女性であることは多くの場合は偶然にすぎない。

窃盗の認知件数は、平成14年に昭和55年以降最多の208万7,349件となり、その後は被害者の性別を問わず減少している。

被害女性比は、昭和60年以降、毎年30%を超えて推移しており、平成22年は33.8%と、一般刑法犯よりも高くなった（CD-ROM資料14参照）。

第6章 入所受刑者の動向

本章においては、女性の入所受刑者の動向を、男性の入所受刑者と比較しながら概観する。

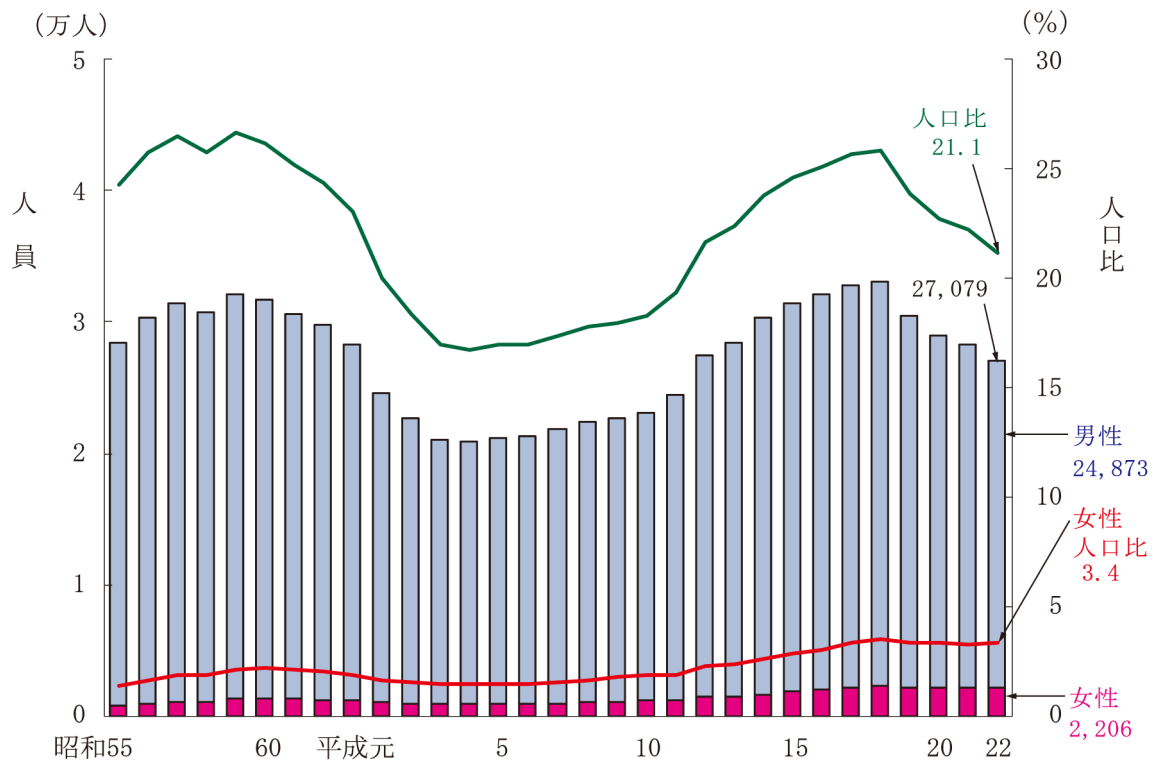
我が国において、女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。）は、札幌刑務支所、福島刑務支所、栃木刑務所、笠松刑務所、和歌山刑務所、岩国刑務所及び麓刑務所の7施設であったが、近年における女性受刑者の増加傾向に鑑み、平成19年4月からPFI手法による美祢社会復帰促進センター（女性受刑者の定員500人、なお、23年10月からは、増設により更に女性受刑者の定員300人を追加）の運営を開始するとともに、23年12月からは、加古川刑務所において増設した収容棟（女性受刑者の定員200人）の運用を開始している。

第1節 全体的な動向

1 総数

昭和55年以降の入所受刑者の人員及び人口比（人口10万人当たりの入所受刑者人員）・女性人口比（女性10万人当たりの女性の入所受刑者人員）の推移を見たのが、**6-1-1-1図**であり、同年以降の女性の入所受刑者の人員及び女性比（入所受刑者人員に占める女性の比率をいう。以下この章において同じ。）の推移を見たのが、**6-1-1-2図**である。

6-1-1-1 図 入所受刑者の人員・人口比の推移（男女別）

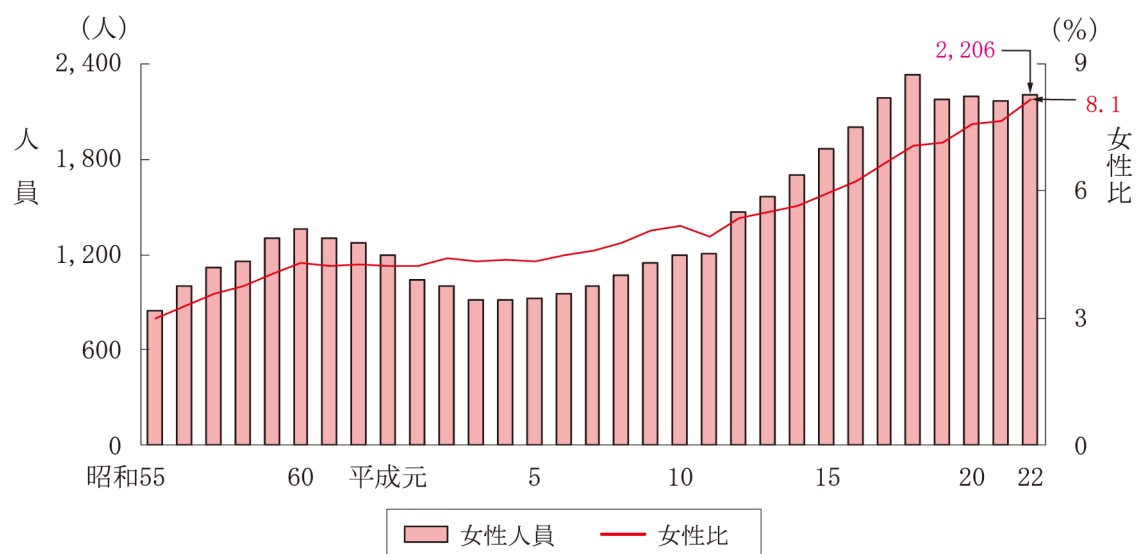


注1 矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。

2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

6-1-1-2 図 女性入所受刑者の人員・女性比の推移

(昭和55年～平成22年)



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、入所受刑者人員に占める女性の比率である。

入所受刑者全体の人員の推移について見ると、昭和59年に3万2,060人と第1のピークを迎えた後、減少を続け、平成4年には戦後最少の2万864人を記録したが、その後は増加を続け、18年には3万3,032人と昭和55年以降で最多を記録した（第2のピーク）。しかし、平成19年からは減少に転じ、22年は2万7,079人（前年比4.3%減）であった。

女性の入所受刑者人員については、昭和60年（1,363人）と平成18年（2,333人、昭和55年以降で最多）にそれぞれピークを迎えているが、両者を比べると、平成18年は昭和60年の約1.7倍に増加しており、平成19年以降もおおむね横ばいで推移している。一方、男性は、全体とほぼ同じ増減傾向を示し、昭和59年（3万762人）と平成18年（3万699人）にピークが見られるが、第1のピークの人員の方が若干多く、19年以降は減少傾向が続いている。

女性比は、昭和55年以降、ほぼ一貫して上昇傾向にあり、平成22年には8.1%（昭和55年（3.0%）の約2.7倍）にまで上昇している（CD-ROM資料15、16参照）。

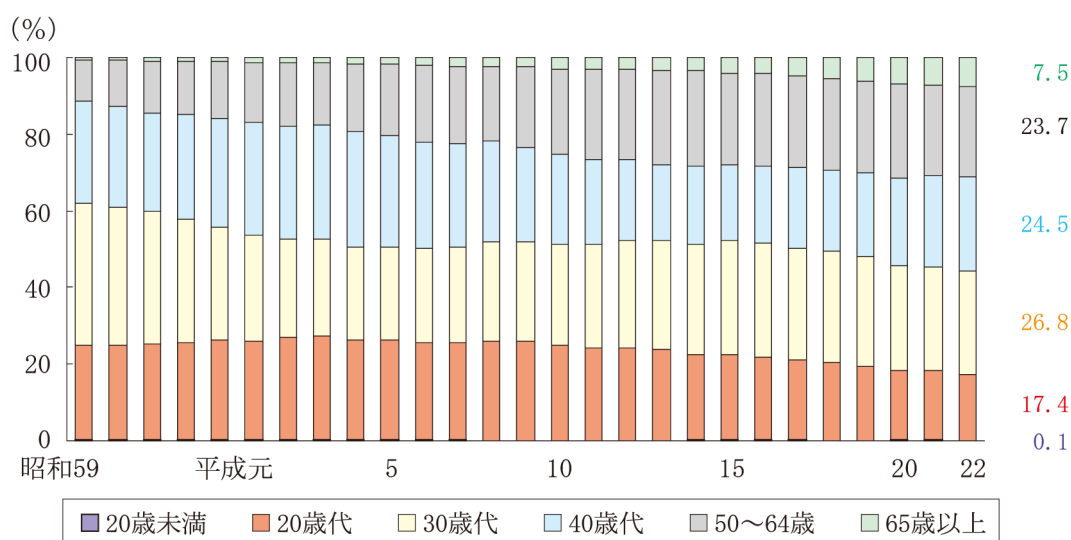
2 年齢層別

昭和59年以降の入所受刑者について、男女別に、年齢層別構成比の推移を見たのが、6-1-2-1図であり、また、近年増加の著しい65歳以上の女性入所受刑者の人員及び女性比について、同年以降の推移を見たのが、6-1-2-2図である。

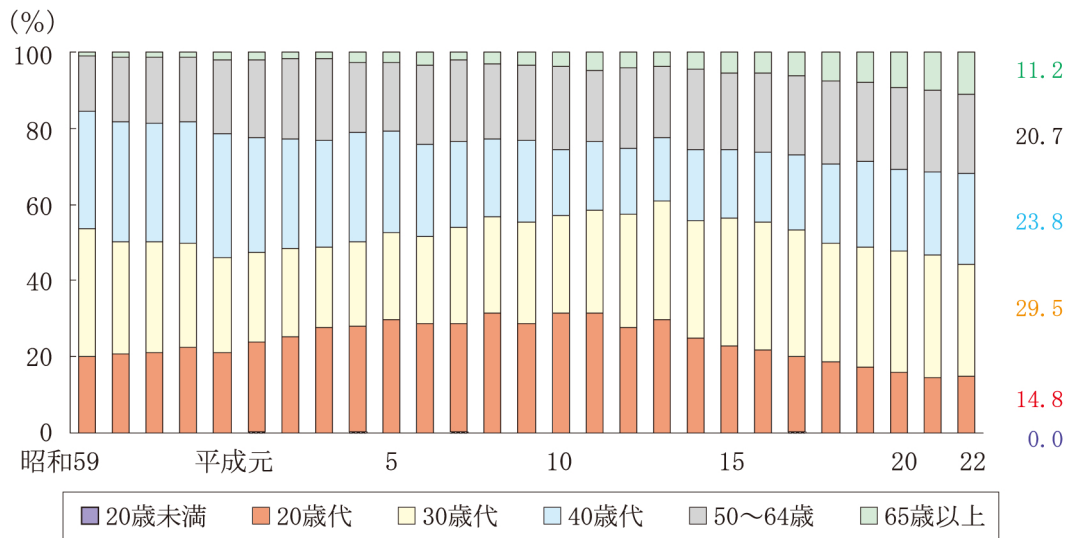
6-1-2-1図 入所受刑者の年齢層別構成比の推移（男女別）

（昭和55年～平成22年）

① 男性

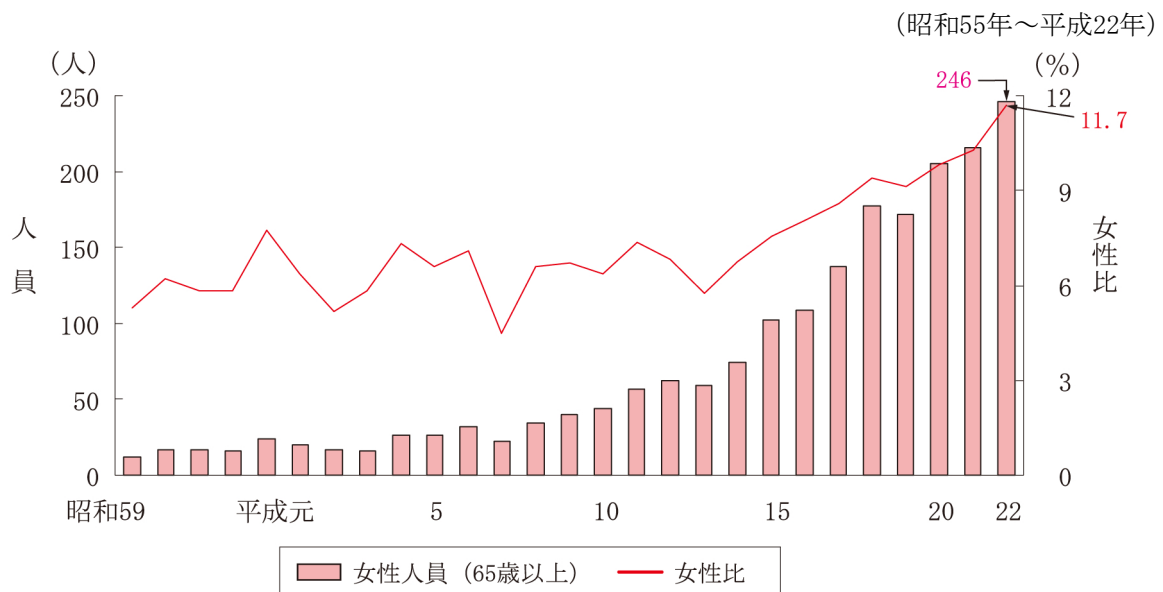


② 女性



注 矯正統計年報による。

6-1-2-2図 女性入所受刑者（65歳以上）の人員・女性比の推移



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、65歳以上の入所受刑者人員に占める女性の比率である。

年齢層別構成比の推移を見ると、男女ともに、ほぼ一貫して65歳以上の割合が上昇している。また、女性の20歳代は、平成10年前後には3割を超え、最も構成比の高い年齢層であったが、その後の低下が著しい。22年の年齢層別構成比は、男女ともに同じ順であり、30歳代が最も高く（女性：29.5%（650人）、男性：26.8%（6,665人））、次いで40歳代（女性：23.8%（526人）、男性：24.5%（6,104人））、50～64歳（女性：20.7%（456人）、男性：23.7%（5,901人））、20歳代（女性：14.8%（327人）、男性：17.4%（4,317人））、

65歳以上（女性：11.2%（246人）、男性：7.5%（1,858人））、20歳未満（女性：0.0%（1人）、男性：0.1%（28人））の順となっている。

女性の65歳以上の人員について見ると、女性入所受刑者全体の人員が平成18年にピークとなった後、他の年齢層がおおむね減少傾向で推移している中（ただし、22年には40歳代が大きく増加して526人と昭和59年以降で最多となった。）、65歳以上は増加が続いている。また、平成22年における65歳以上の人員を、男女別に昭和59年と比較すると、女性は約20.5倍と男性の約8.6倍よりも増加の程度が大きい。

65歳以上の構成比は、女性は平成15年以降、男性は18年以降、それぞれ5%を超え、男女ともにその後も上昇を続け、女性では21年に10%を超え、22年には、前記のとおり11.2%（男性は7.5%）に達している。このように、女性は男性以上に入所受刑者の高齢化が急速に進んでいる。

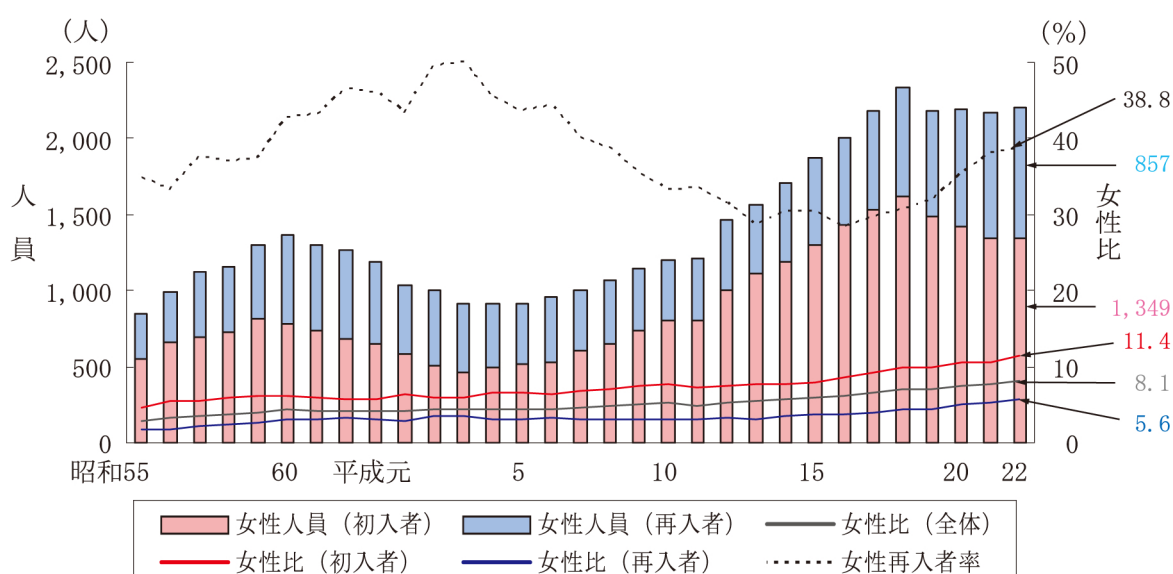
65歳以上の女性比は、昭和59年以降、4%台から7%台の間で上昇、低下を繰り返しながらおおむね横ばいで推移してきたが、平成14年からは、ほぼ一貫して上昇傾向にあり、22年は11.7%であった（CD-ROM資料17、18参照）。

3 初入者・再入者別

昭和55年以降の女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員、再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）及び女性比の推移を見たのが、6-1-3図である。

6-1-3図 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）

（昭和55年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

3 「女性再入者率」は、女性入所受刑者の人員に占める再入者の比率である。

女性の入所受刑者のうち、初入者の人員は、昭和59年に811人と第1のピークとなった後、減少を続け、平成3年に458人で底となって以降は、増加傾向を続け、12年に1,000人を超えてからは顕著な増加傾向を示し、18年に1,619人と第2のピークとなった後は、緩やかな減少傾向にある。また、再入者の人員については、昭和60年代に500人台でピークとなった後、減少し、平成4年から11年までは400人程度の低い水準でほぼ横ばいで推移していたが、12年以降は、増加傾向にある。19年以降、女性の入所受刑者全体の人員は横ばいで推移しているが、初入者・再入者別に見ると、初入者は減少し、再入者は増加しており、22年の初入者及び再入者の人員は、それぞれ1,349人と857人であり、再入者は昭和55年以降で最多となった。

なお、女性の再入者率は、昭和55年以降おおむね上昇傾向が続いていたが、平成3年に約5割に達した後は減少傾向となり、12年からは3割前後の横ばいで推移した後、17年以降は一貫して上昇しており、22年は38.8%であった。ただし、同年の男性の再入者率は、57.7%であり、女性は男性と比べるとかなり低い。

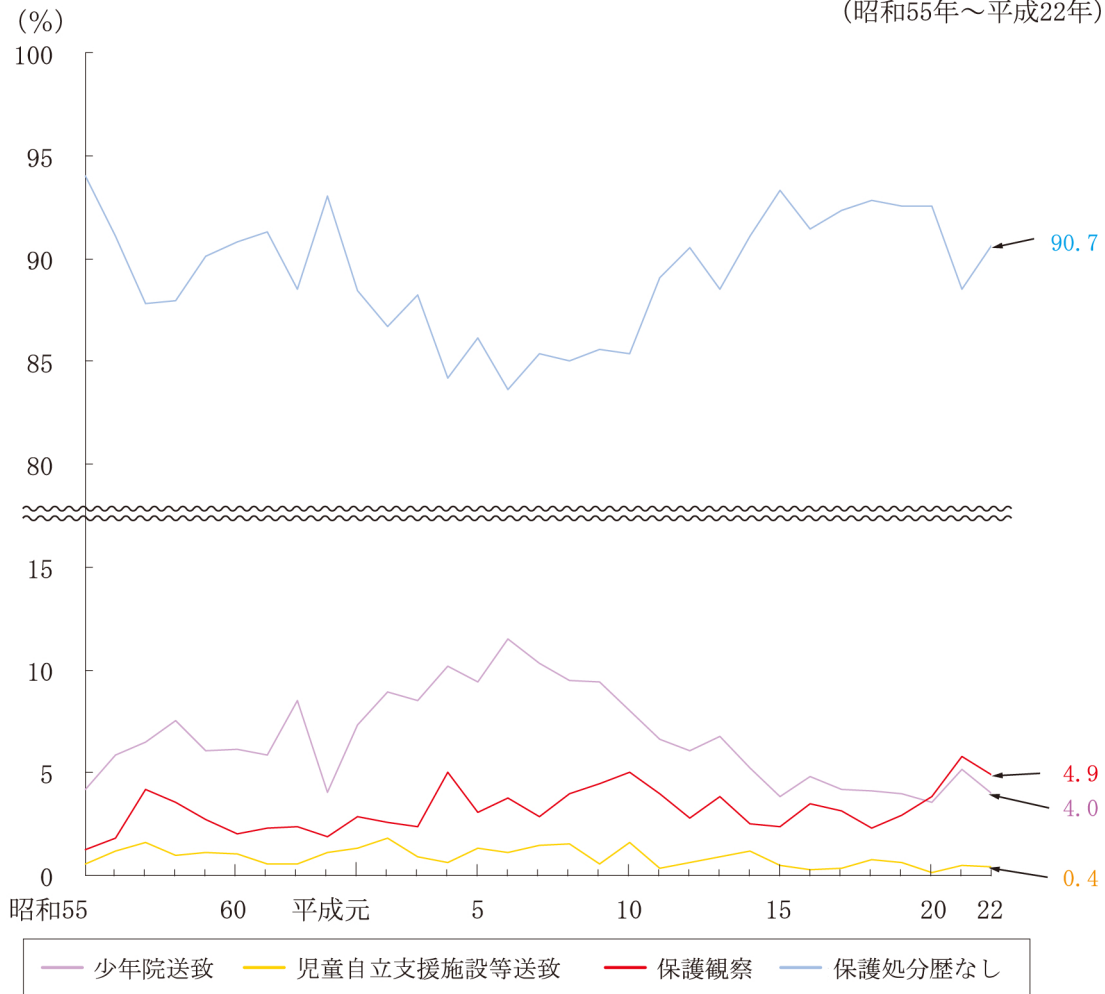
女性比は、初入者、再入者ともに、昭和55年以降おおむね上昇傾向にあり、初入者では平成19年以降10%を、再入者では20年以降5%を超えてそれぞれ推移しており、22年の女性比は、初入者が11.4%、再入者が5.6%と、共に昭和55年以降で最高であった(CD-ROM資料19参照)。

4 初入者の保護処分歴

昭和55年以降の初入の女性入所受刑者について、保護処分歴別構成比の推移を見たのが、**6-1-4 図**である。なお、複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、児童自立支援施設等送致、保護観察の順に、最も先に該当するものに計上している（以下この章において同じ。）。

6-1-4 図 初入女性入所受刑者の保護処分歴別構成比の推移

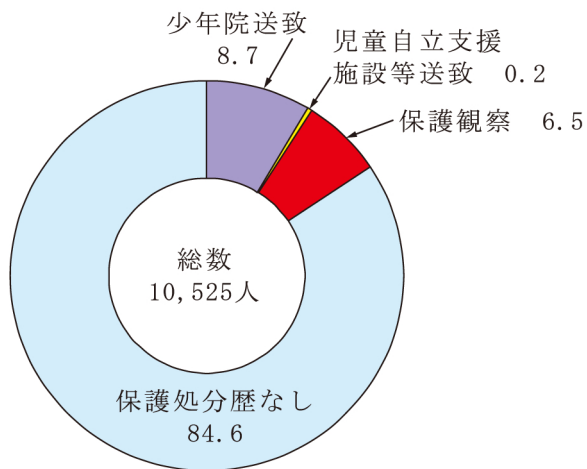
(昭和55年～平成22年)



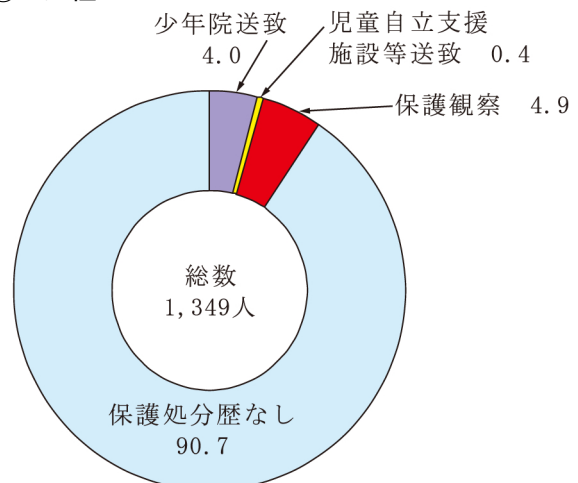
(参考) 初入入所受刑者の保護処分歴別構成比(男女別)

(平成22年)

① 男性



② 女性



注1 矯正統計年報による。

注2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。

注3 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、児童自立支援施設等送致、保護観察の順に、最も先に該当するものに計上している。

保護処分歴については、男女ともに、「保護処分歴なし」の構成比が圧倒的に高く、昭和55年以降、女性では83%台から94%台、男性では77%台から86%台の間で、両者ともにほぼ横ばいであるが、女性の方が男性よりも高い水準で推移している。

保護処分歴のうち、「少年院送致」の構成比について見ると、女性は、昭和55年以降、僅かながら上昇傾向を示していたが、平成6年の11.5%をピークに低下傾向となり、15年以降は4%前後で推移し、22年は4.0%（54人）であった。また、昭和55年以降、保護処分歴の中では、「少年院送致」が最も高かったが、平成20年以降は、「保護観察」の方が若干高くなっている。一方、男性は、保護処分歴のうち、「少年院送致」の構成比がほぼ一貫して最も高く（女性の同構成比よりも若干高い。）、昭和57年から平成11年までは10%を超えていたが、その後はおおむね7%台から8%台で推移し、22年は8.7%（920人）であった。

「保護観察」の構成比は、女性では1%台から5%台、男性では5%台から9%台の間で、それぞれほぼ横ばいで推移しており、「少年院送致」と同様、女性は男性に比べて若干低く、平成22年は、女性が4.9%（66人）、男性が6.5%（685人）であった。

「児童自立支援施設等送致」の構成比は、男女ともに極めて低く、女性では男性に比べて若干高い水準で推移しているものの、昭和55年以降2%を超えたことはなく、男性では同年以降1%未満で推移している。平成22年は、女性が0.4%（6人）、男性が0.2%（21人）であった（CD-ROM資料20参照）。

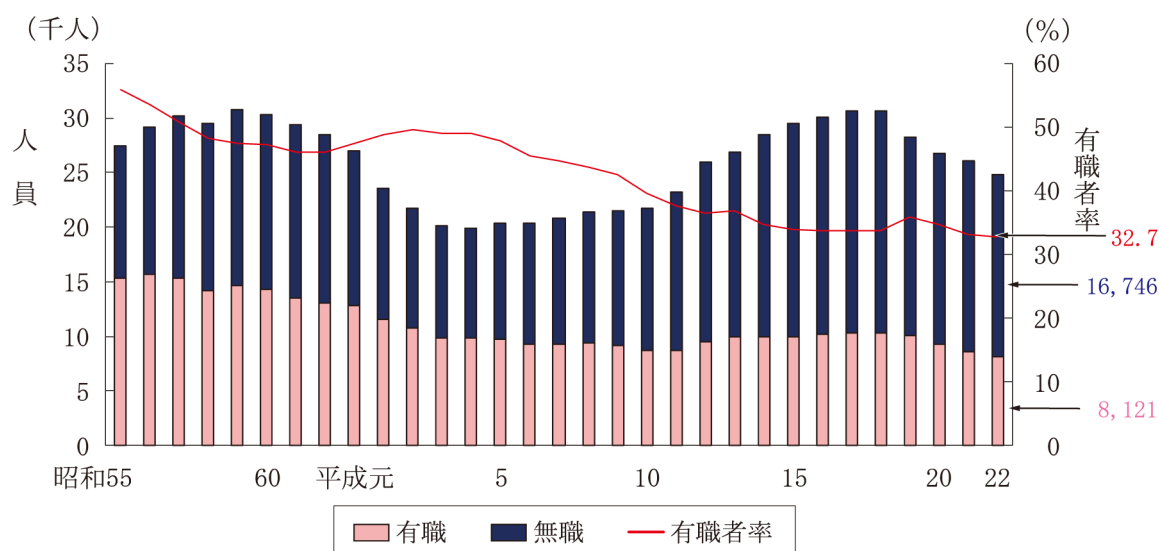
5 就労状況

昭和55年以降の入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率（入所受刑者中の犯行時における有職者と無職者の合計に対する有職者の比率をいう。以下この章において同じ。）の推移を見たのが、6-1-5図である。

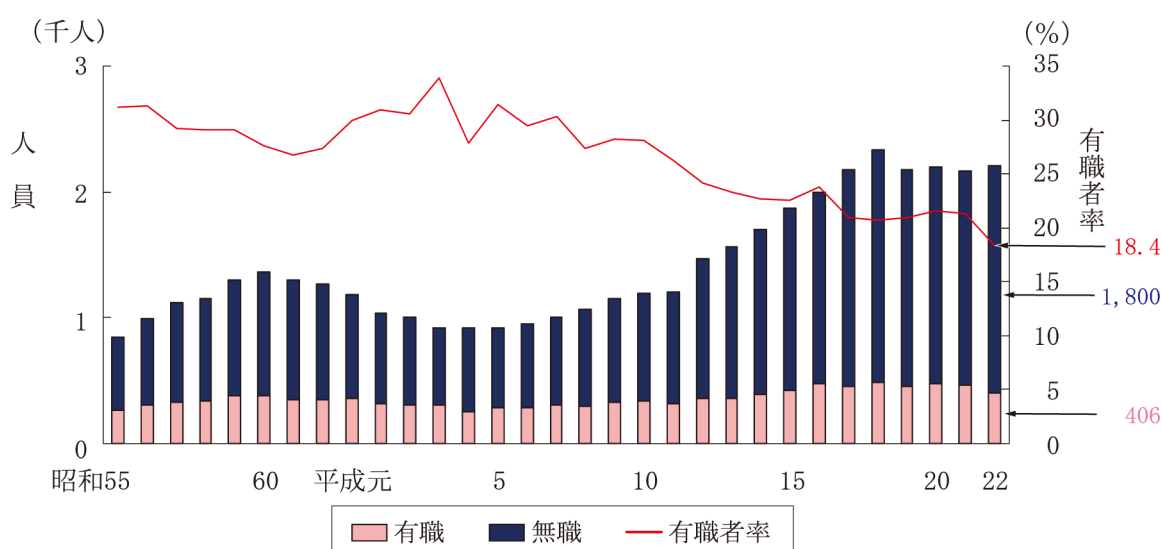
6-1-5図 入所受刑者の就労状況別人員・有職者率の推移

(昭和55年～平成22年)

① 男性



② 女性



注1 矯正統計年報による。

注2 「無職」は、学生・生徒及び家事従事者を含む。

注3 不詳者は除く。

注4 犯罪時の就労状況による。

有職者率は、昭和55年以降、毎年女性の方が男性に比べて明らかに低い水準で推移している。女性の有職者率は、同年以降3割前後で推移していたが、平成11年から低下傾向となった後、17年以降は21%前後で横ばいであったが、22年は20%を割り、18.4%にまで低下している。一方、男性の有職者率は、昭和57年までは5割を超えていたが、次第に低下した後上昇し、平成2年に再び5割近くとなったものの、その後はおおむね低下傾向を続け、14年以降はほぼ30%台前半の横ばいで推移しており、22年は32.7%であった。

有職者率の男女間の差は、平成6年以前はおおむね10pt台後半で推移していたが、7年以降はおおむね10pt台前半で推移しており、その差は縮小してきている。22年の有職者率の男女間の差は、14.3ptであった（CD-ROM資料21参照）。

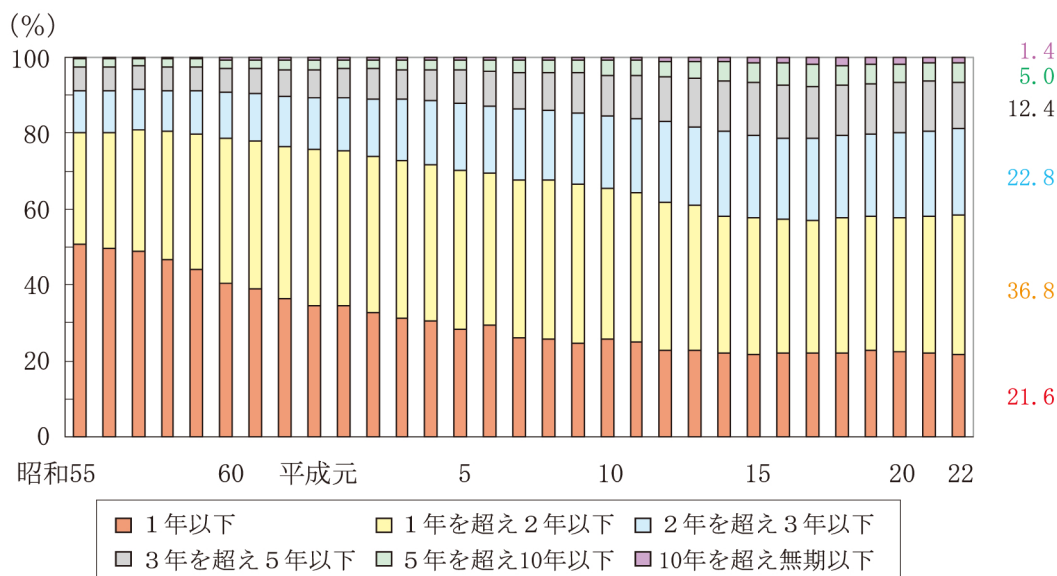
6 刑期

昭和55年以降の入所受刑者（懲役）について、男女別に、刑期別構成比の推移を見たのが、6-1-6図である。

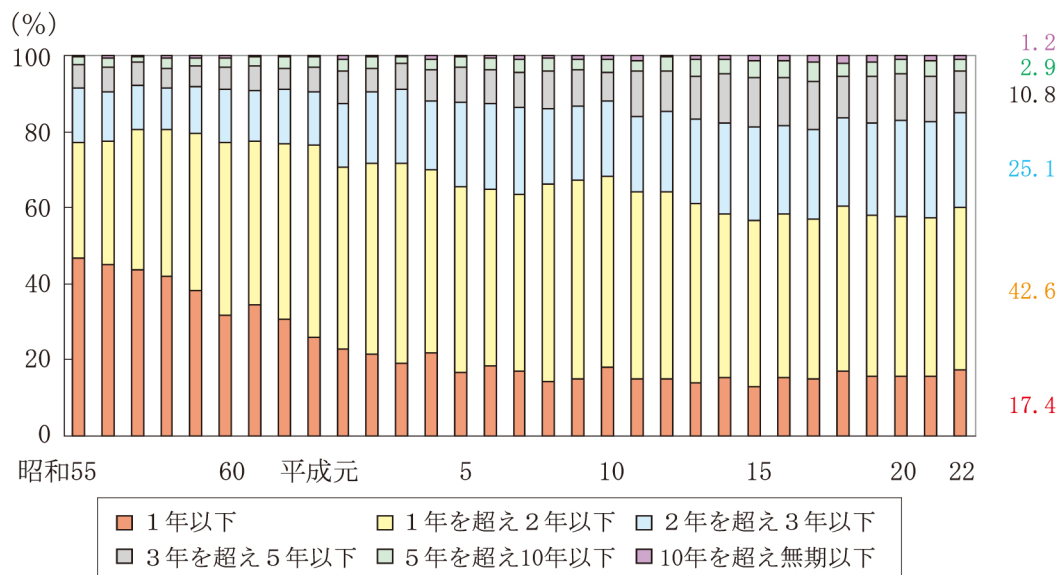
6-1-6図 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比の推移（男女別）

① 男性

（昭和55年～平成22年）



② 女性



注 矯正統計年報による。

以下、懲役刑、禁錮刑、長期刑（10年を超える刑期（無期を除く。）をいう。以下この章において同じ。）別に見ることとする。

（１）懲役刑

懲役刑の人員は、男女ともに入所受刑者人員の大半を占めており、その推移は、全体とほぼ同様である。

懲役刑の刑期別構成比については、女性では昭和58年まで、男性では61年まで、それぞれ刑期が「1年以下」の構成比が最も高かったが、その後は、「1年を超え2年以下」の占める割合が「1年以下」を上回り、他の刑期と比べても顕著に高い割合で推移している。

刑期が「1年以下」の構成比は、昭和55年以降、男女ともに大幅な低下を続けた後、女性では平成5年以降15%前後で、男性では12年以降20%を若干上回った水準で、おおむね横ばいで推移している。また、「2年を超え3年以下」の構成比は、女性では5年以降「1年以下」を上回り、男性では12年以降「1年以下」と同水準で推移している。

平成22年の懲役刑の人員は、女性2,195人、男性2万4,720人であるが、各刑期区分の人員を対昭和55年比で見ると、女性では、「1年以下」が約1.0倍であるほかは、3～4倍台と大幅に増加しており（ただし、「10年を超え無期以下」は13倍（2人から26人に増加））、男性では、「1年以下」が約0.4倍と減少しているほかは、1～2倍台と増加している。なお、男女ともに、おおむね長期の刑期区分になるほど増加の程度が大きい。

平成22年の刑期別構成比は、男女ともに同じ順であり、「1年を超え2年以下」が最も高く、女性では42.6%（935人）、男性では36.8%（9,088人）であり、次いで、「2年を超え3年以下」（女性：25.1%（552人）、男性：22.8%（5,625人））、「1年以下」（女性：17.4%（382人）、男性：21.6%（5,347人））、「3年を超え5年以下」（女性：10.8%（237人）、男性：12.4%（3,062人））、「5年を超え10年以下」（女性：2.9%（63人）、男性：5.0%（1,243人））、「10年を超え無期以下」（女性：1.2%（26人）、男性：1.4%（355人））の順であった。

男女ともに見られる刑の長期化傾向の背景の一つには、犯罪に対する厳罰化傾向や累犯者の増加（本節（３）初入者・再入者別を参照）があると思われる。

（２）禁錮刑

昭和55年以降の禁錮刑の人員の推移について見ると、女性では、人員は少ないものの増加傾向にあり、減少傾向にある男性と対照的である。女性は、平成元年を除いて、昭和55年から平成12年までは毎年10人未満で推移していたが、13年以降はほぼ毎年10人台で推移しており、22年は11人であった。一方、男性は、昭和55年（561人）から平成10年（104人）の底までおおむね減少傾向が続いた後、17年（232人）まで増加傾向にあったが、以降減少し、22年は146人（対昭和55年比約0.3倍）であった。

また、昭和55年以降、女性では、刑期が5年を超える者はおらず、「3年を超え5年以下」の者も、平成21年に2人、22年に1人見られるのみであり、男性でも、刑期が5年を超える者は極めて少数であり、18年に初めて1人を記録し、20年からは1～2名見られるようになった。

（３）長期刑

昭和55年以降の長期刑の人員の推移について見ると、男女ともに、同年以降増加傾向にある。ただし、女性では、平成9年以降、ほぼ毎年10人を超えるようになったものの極めて少なく、9割以上は男性である。

女性の長期刑の人員を刑期区分ごとに見ると、「10年を超え15年以下」は、平成13年まではおおむね一桁台で推移していたが、14年以降は10人台から20人台で推移しており、22年は10人と比較的少なかった。「15年を超え20年以下」は、極めて少ないが、16年以降ほぼ毎年5人以上で推移するようになった。「20年を超える（無期を除く。）」は、昭和63年に1人いたのみであったが、最近では、平成19年1人、21年2人、22年6人と、若干ではあるが見られるようになった。また、無期刑については、13年に初めて5人を超え、16年から19年までの間は10人前後で推移していたが、20、21年は再び5人未満となり、22年は5人であった。

一方、男性は、長期刑の人員が女性に比べて多く、「10年を超え15年以下」は、昭和55年以降100人前後で推移していたが、平成13年に200人を超えてからは増加傾向となり、18年に364人とピークを迎えた後は減少に転じ、22年は177人であった。「15年を超え20年以下」は、12年以降増加傾向にあり、17年に102人と大幅に増加してからは100人前後の水準で推移し、22年は81人であった。「20年を超える（無期を除く。）」は、17年まではほとんどおらず、1人の年が数回あった程度であったが、18年8人、19年39人と急増し、その後は増加傾向にあり、22年は52人であった。また、無期刑については、昭和55年から平成14年までは20人台から60人台の間で推移していたところ、15年から18年までは毎年100人を超えたが、19年以降は減少に転じ、22年は46人と大幅に減少した。

平成16年12月8日の刑法の一部改正により、刑法14条2項において「有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては30年にまで上げることができ」とされ、この改正法は17年1月1日から施行されたが、18年以降、20年を超える有期刑の者が急増した背景の一つには、この改正法の施行があるものと思われる。

なお、死刑の執行人員のほとんどは男性であり、女性は、昭和55年以降では平成9年に1人いたのみである。男性でも、20年の15人のほかは、多い年でも5人前後である。22年は、女性が0人、男性が2人であった（CD-ROM資料22参照）。

第2節 罪名別による動向

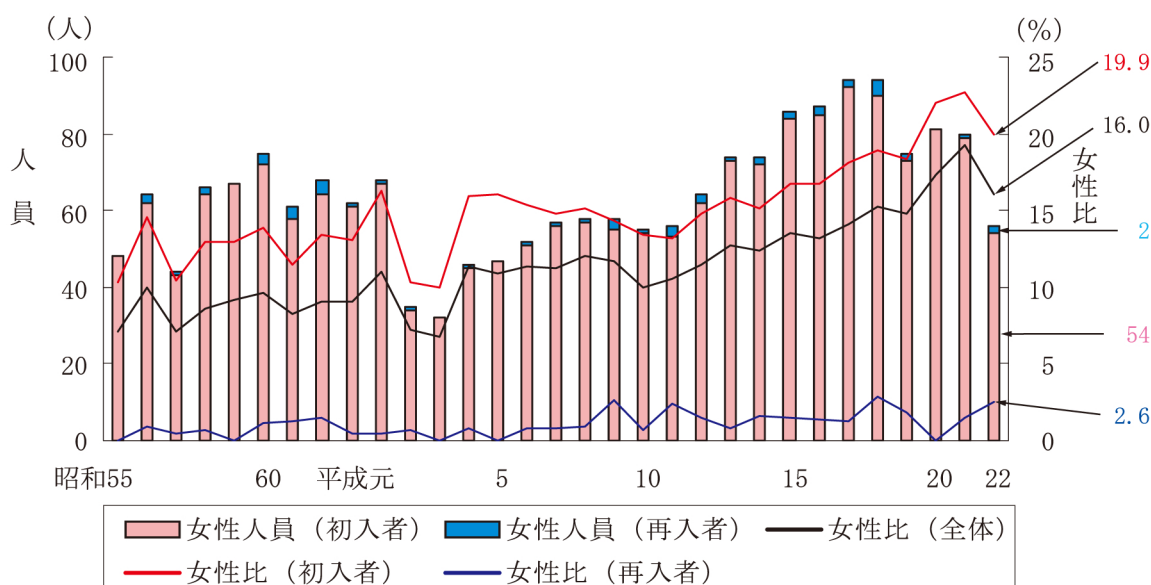
1 殺人

(1) 総数

昭和55年以降の殺人による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-1図である。

6-2-1図 殺人 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）

（昭和55年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

殺人による入所受刑者全体の人員は、昭和60年の774人を第1のピークとして、その後減少傾向にあったが、平成4年の405人を底に増加に転じ、17年に665人と第2のピークとなったが、18年以降は再び減少を続け、22年は349人（前年比15.9%減）であった。

女性の人員については、一番多い年（平成17年及び18年）においても94人と二桁台にとどまり、その後は減少傾向にあり、22年は56人と前年に比べて24人（30.0%）減少した。一方、男性については、全体と類似した増減傾向を示している。

女性比は、昭和55年以降、上昇、低下を繰り返しながらおおむね上昇傾向を続け、平成21年は19.3%と2割に迫ったが、22年は人員が大きく減少したこともあり、16.0%と前年から3.2pt低下した（CD-ROM資料19参照）。

（２）年齢層別

昭和63年以降の殺人による入所受刑者について、年齢層別の人員の推移を見ると、女性では、人員が少ないため明確な傾向は見られないが、同年以降、65歳以上の人員は、おおむね増加傾向にある。一方、男性では、平成17年頃から、20歳未満及び65歳以上を除き、減少傾向となっているが、65歳以上は、昭和63年から平成12年まで上昇傾向を続けた後、13年からは横ばいを継続している。

平成22年における最も人員が多い年齢層は、女性では65歳以上（14人、25.0%）、男性では50～64歳（82人、28.0%）であった。なお、男女ともに、20歳未満を除き、各年齢層間の人員の差は僅かである。

殺人の年齢層別の女性比は、入所受刑者全体と比べておおむね高い。また、平成22年では、65歳以上の女性比が20.9%と他の年齢層と比べ最も高かった（CD-ROM資料24参照）。

（３）初入者・再入者別

昭和55年以降の殺人による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、（１）で掲げた **6－2－1 図** である。

殺人による女性の入所受刑者は、ほとんどが初入者である。女性比は、初入者においては入所受刑者全体と比べて高い水準で推移している。平成22年は、初入者が54人（女性比19.9%）、再入者が2人（同2.6%）であった（CD-ROM資料19参照）。

（４）初入者の保護処分歴

昭和55年以降の殺人による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、女性では、保護処分歴を有する者はほとんどおらず、平成22年は0人であった。一方、男性では、「少年院送致」及び「保護観察」の保護処分歴を有する者が少数ではあるが見られ、同年は、「少年院送致」が9人（4.1%）、「保護観察」が6人（2.8%）であった（CD-ROM資料20参照）。

（５）就労状況

昭和55年以降の殺人による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、男女ともにおおむね低下傾向にあったが、平成16年頃からはおおむね横ばいである。22年の有職者率は、女性が21.4%（有職者12人、無職者44人）、男性が29.4%（有職者86人、無職者207人）であった（CD-ROM資料21参照）。

（６）刑期

昭和55年以降の殺人による入所受刑者について、男女別に、刑期別人員の推移を見ると、殺人は、もともと短期刑（2年以下の刑期をいう。以下この節において同じ。）の者は少

ないが、男女ともに、短期刑が減少し、長期刑が増加傾向にある。2年を超え10年以下の刑期の者については、女性はほぼ横ばい、男性では減少傾向が見られる。長期刑の人員の増加からも、殺人罪に対する量刑の長期化傾向がうかがわれる。

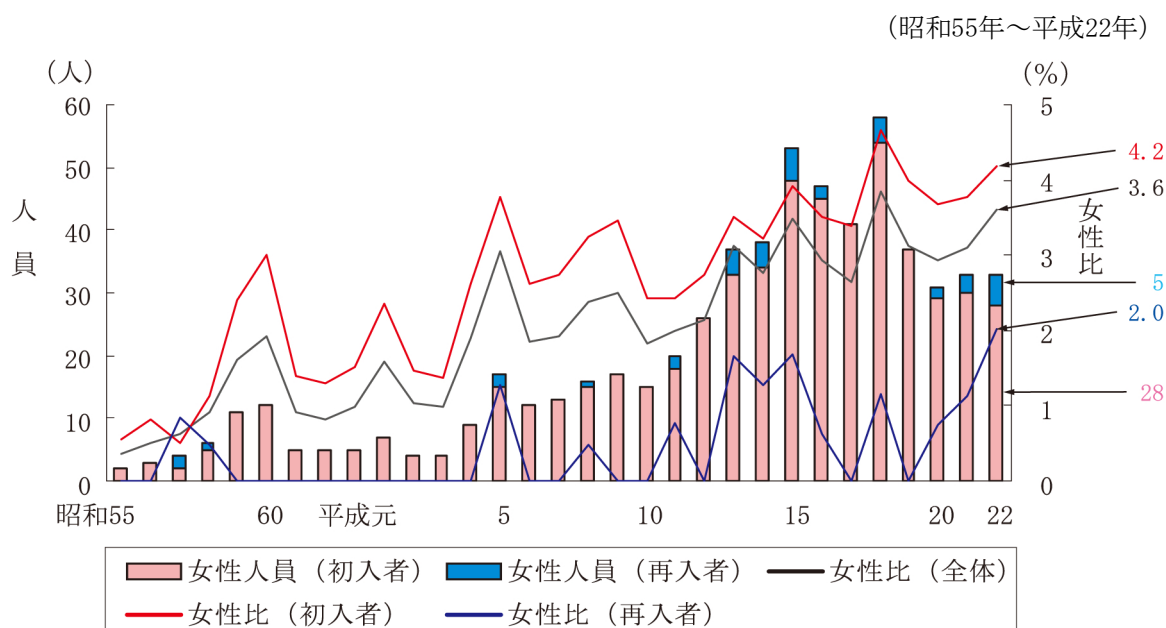
平成22年においては、短期刑は、女性が1人（昭和55年は4人）、男性が5人（同36人）、長期刑は、女性が16人（同1人）、男性が120人（同72人）、無期刑は、女性が2人（同0人）、男性が18人（同20人）であった（CD-ROM資料23参照）。

2 強盗

（1）総数

昭和55年以降の強盗による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-2図である。

6-2-2図 強盗 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

強盗による入所受刑者全体の人員は、平成10年から急増し、16年には1,607人と昭和55年以降で最多となったが、その後は減少に転じ、平成22年は917人（前年比13.7%減）であった。

女性の人員については、昭和55年以降おおむね一桁台で推移していたが、平成2年及び3年の各4人を底として増加傾向となり、5年以降は二桁台となり、18年には58人とピークを迎えたが、19年からは30人台の横ばいで推移し、22年は33人であった。

女性比は、昭和55年の0.4%（2人）から平成22年の3.6%（33人）へと約9倍（人員は

16.5倍)に上昇しているが、強盗による入所受刑者の96%以上を男性が占めており、女性は僅かである(CD-ROM資料19参照)。

(2) 年齢層別

昭和63年以降の強盗による入所受刑者について、年齢層別の人員の推移を見ると、女性では、人員は少ないものの、高齢化の傾向がうかがわれる。女性の50～64歳は、同年以降1人又は数人見られる程度であったが、平成12年以降は5人以上(10人台が2回)で推移しており、また、65歳以上は、5年の1人のみであったところ、11年以降ほぼ毎年1人から数人見られるようになった。年齢層別構成比を見ても、女性では、50歳以上の年齢層の上昇傾向がおおむね継続している。一方、男性では、20歳代及び30歳代の若い年齢層の構成比が一貫して高い。

平成22年は、多い順に、女性では、30歳代が9人(27.3%)、40歳代が8人(24.2%)であり、男性では、20歳代が329人(37.2%)、30歳代が203人(23.0%)であった。また、65歳以上の構成比は、女性が15.2%(5人)、男性が3.4%(30人)であり、女性の方が高い。

年齢層別による女性比は、女性の人員が少ないため、各年齢層ともに、おおむね5%に満たない水準である(ただし、平成22年における65歳以上の女性比は、14.3%を記録した。)(CD-ROM資料25参照)。

(3) 初入者・再入者別

昭和55年以降の強盗による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、(1)で掲げた6-2-2図である。

強盗による女性の入所受刑者は、ほとんどが初入者であるが、平成13年以降は、再入者が4、5人いる年も散見されるようになり、小さな変化ではあるものの、これまでとは異なる特徴的な傾向といえる。22年は、初入者が28人(女性比4.2%)、再入者が5人(同2.0%)であった(CD-ROM資料19参照)。

(4) 初入者の保護処分歴

昭和55年以降の強盗による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、女性では、保護処分歴を有する者はほとんどおらず、平成22年は、「児童自立支援施設等送致」及び「保護観察」がそれぞれ1名いたのみで、このほかは「保護処分歴なし」であった。これに対して、同年の男性では、「少年院送致」が66人(10.3%)、「保護観察」が46人(7.2%)おり、男女間に違いが見られた(CD-ROM資料20参照)。

（５）就労状況

昭和55年以降の強盗による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、男性では、同年以降おおむね低下傾向にあったが、11年以降は横ばいであり、女性では、人員が少ないこともあり変動が大きいですが、おおむね男性を下回った水準で推移している。平成22年の有職者率は、女性が24.2%（有職者8人，無職者25人），男性が31.1%（同275人，609人）であった（CD-ROM資料21参照）。

（６）刑期

昭和55年以降の強盗による入所受刑者について、男女別に、刑期別人員の推移を見ると、女性では、平成8年以降、「3年を超え5年以下」の刑期の者が最も多い。同刑期の者は、4年までは毎年5人未満で推移していたが、その後増加傾向となり、14年以降はほぼ毎年20人前後で推移している。男性でも、昭和55年以降、「3年を超え5年以下」の刑期の者が最も多い状態で推移していたが、平成14年以降は、「5年を超え10年以下」とほぼ同数となり、17年以降は、共に減少傾向を続けている。また、男女ともに、近年、長期刑は増加傾向にある一方、短期刑は極めて少ない。

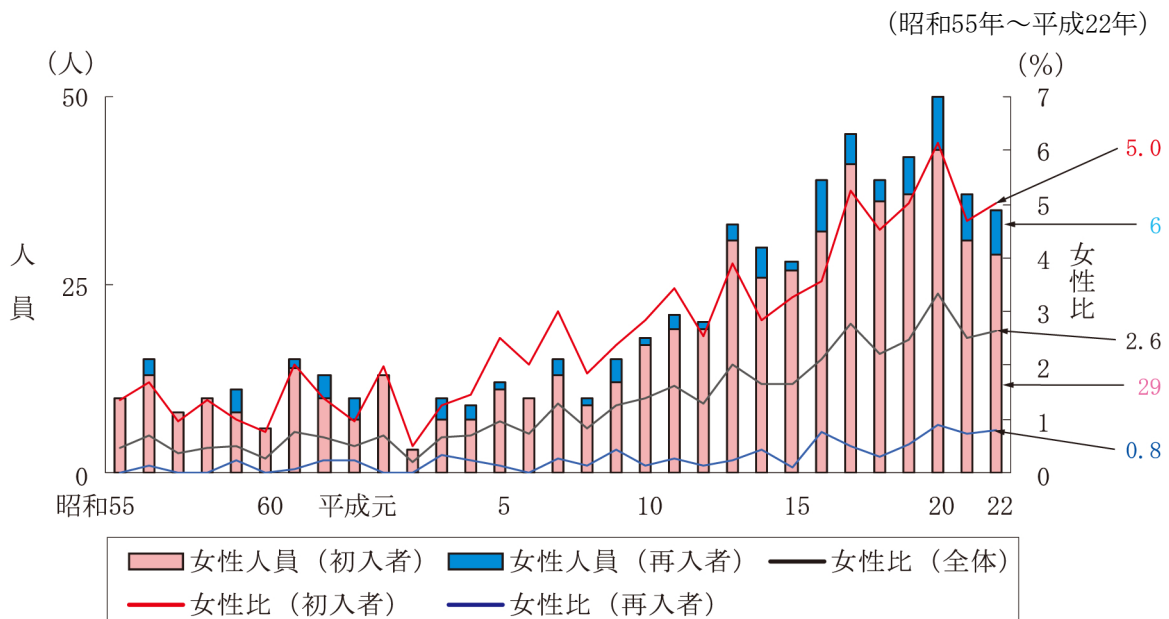
平成22年は、多い順に、女性では、「3年を超え5年以下」（20人，対昭和55年比約20.0倍），「2年を超え3年以下」（5人，同約5.0倍）であり、男性では、「5年を超え10年以下」（331人，同約2.7倍），「3年を超え5年以下」（306人，同約1.1倍）であった。また、平成22年における長期刑は、女性が3人（昭和55年は0人），男性が83人（対昭和55年比約10.4倍），無期刑は，女性が2人（昭和55年は0人），男性が27人（対昭和55年比約1.6倍），死刑は，男性が1人，女性が0人であった（CD-ROM資料23参照）。

3 傷害

(1) 総数

昭和55年以降の傷害による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6－2－3図である。

6－2－3図 傷害 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

傷害による入所受刑者全体の人員は、昭和60年まで2,000人台の横ばいで推移していたが、その後減少傾向となり、平成7年の1,166人を底として上昇傾向に転じたが、16年の1,832人をピークに再び減少傾向となり、22年は1,329人であった。

女性の人員については、男性に比べて圧倒的に少なく、昭和55年から10人前後の横ばいで推移していたが、平成9年以降は増加傾向となり、20年には50人とピークを迎えたが、その後は減少に転じ、22年は35人（前年比5.4%減）であった。

女性比は、おおむね上昇傾向にあるものの、平成20年のピークにおいても3.3%に過ぎず、依然として男性が大半を占めている。22年の女性比は、2.6%であった（CD-ROM資料19参照）。

(2) 年齢層別

昭和63年以降の傷害による入所受刑者について、年齢層別の人員の推移を見ると、女性は、変動の幅が大きいものの、20歳代、30歳代及び40歳代の各年齢層において、おおむね増加傾向にある。また、女性の65歳以上は、同年以降1人もいない状態であったところ、

平成14年以降は、まれに1, 2人見られるようになったものの、極めて少ない。一方、男性は、16年前後から、30歳代以下の若い年齢層が減少傾向にあり、40歳代は横ばい、65歳以上は緩やかな増加傾向にある。

平成22年は、女性では20歳代の12人（34.3%）、男性では30歳代の375人（29.0%）が最も多い年齢層であった。なお、男女ともに、20歳代、30歳代及び40歳代の各年齢層間の人員の差は僅かである。

年齢層別構成比を見ても、女性では、変動が大きく安定はしていないが、50歳以上の構成比は上昇しているとはいえず、高齢化の特徴が見られる他の罪名（この節で掲げる罪名をいう。以下、この節において同じ。）とは異なる傾向を示している。

女性比は、各年齢層とも僅かの値であるが、20歳代、30歳代及び40歳代では、昭和63年以降1%前後で推移していたところ、男性の人員の減少もあり、平成17年以降は3%前後で推移している（CD-ROM資料26参照）。

（３）初入者・再入者別

昭和55年以降の傷害による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、（１）で掲げた**6-2-3図**である。

傷害による女性の入所受刑者は、ほとんどが初入者であるが、再入者についても、平成19年以降、毎年5人以上見られるようになった。22年は、初入者29人（女性比5.0%）、再入者6人（同0.8%）であった（CD-ROM資料19参照）。

（４）初入者の保護処分歴

昭和55年以降の傷害による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、女性では、保護処分歴を有する者は極めて少ない状態で推移しており、平成22年は、「少年院送致」が2人（6.9%）、「保護観察」が3人（10.3%）であり、「保護処分歴なし」が24人（82.8%）であった。一方、同年の男性では、「少年院送致」が77人（14.1%）、「保護観察」が46人（8.4%）、「児童自立支援施設等送致」が3人（0.5%）であった（CD-ROM資料20参照）。

（５）就労状況

昭和55年以降の傷害による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、男女ともに、おおむね低下傾向にある。女性は、変動が大きいですが、おおむね男性を下回った状態で推移している。女性の人員は、平成9年から20年まで、有職者、無職者ともに増加傾向にあったが、無職者の方が増加の程度が大きい。一方、男性は、他の罪名と比べると、有職者率が若干高い水準で推移している。22年の有職者率は、女性が17.1%（有職者6人、無職者29人）、男性が36.6%（有職者474人、

無職者820人）であり，他の罪名と比べて男女間の有職者率の差が最も大きくなっている（CD-ROM資料21参照）。

（6）刑期

昭和55年以降の傷害による入所受刑者について，男女別に，刑期別人員の推移を見ると，女性の人員は，年によって変動の幅が大きいものの，ほとんどの刑期区分でおおむね増加傾向が見られる（ただし，長期刑の者はほとんどいない）。一方，男性は，短期刑のうち「1年以下」の刑期の者の減少及び長期刑の増加傾向が見られる。

平成22年においては，短期刑は，女性が13人（対昭和55年比約2.6倍），男性が816人（同約0.5倍），長期刑は，女性が0人，男性が9人（男女ともに昭和55年は0人）であった（CD-ROM資料23参照）。

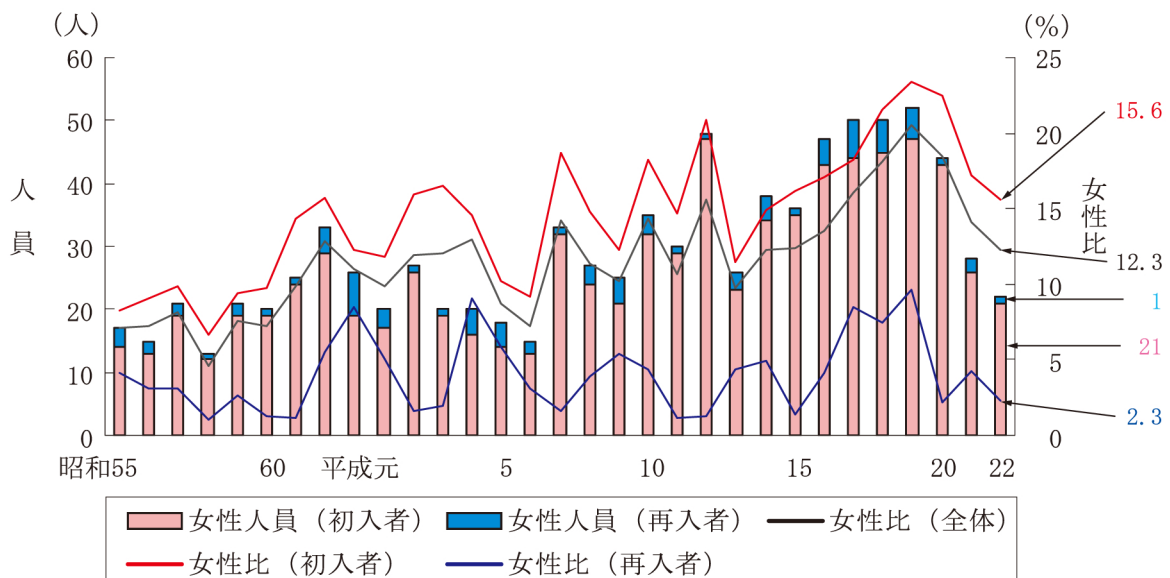
4 放火

（1）総数

昭和55年以降の放火による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが，6－2－4図である。

6－2－4図 放火 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）

（昭和55年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は，全体，初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

放火による入所受刑者全体の人員は，昭和58年に281人と第1のピークとなった後，減少傾向となり，平成4年の154人を底として上昇傾向に転じたが，16年の347人を第2のピー

クとして再び減少傾向となり、22年は179人にまで減少している。

女性については、人員が極めて少ないため明確な傾向は見られないが、昭和55年から平成6年までおおむね横ばいを続けた後、上昇傾向となり、16年から19年まで50人前後と高水準で推移した後、減少を続け、22年は22人（前年比21.4%減）であった。

女性比は、昭和55年以降、上昇、低下を繰り返しながら推移していたが、平成14年からは上昇し続け、19年には20.6%（昭和55年以降で最多の52人）と初めて2割を超えたが、その後は低下し、平成22年は12.3%であった（CD-ROM資料19参照）。

（２）年齢層別

昭和63年以降の放火による入所受刑者について、年齢層別人員の推移を見ると、人員が少ないため明確な傾向は見られないが、平成22年は、女性では50～64歳の7人（31.8%）、男性では40歳代の40人（25.3%）が最も多い年齢層であり、また、65歳以上は、女性が3人（13.6%）、男性が16人（10.2%）であった。

なお、各年齢層における女性比についても、明確な傾向は見られなかった（CD-ROM資料27参照）。

（３）初入者・再入者別

昭和55年以降の放火による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、（１）で掲げた6-2-4図である。

放火による女性の入所受刑者は、ほとんどが初入者であり、再入者はほぼ毎年5人未満である。初入者の女性比は、ほぼ毎年10%を超えた水準で推移し、年によっては20%を超えるなど、他の罪名と比べて高い方である。平成22年は、初入者が21人（女性比15.6%）、再入者が1人（同2.3%）であった（CD-ROM資料19参照）。

（４）初入者の保護処分歴

昭和55年以降の放火による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、保護処分歴を有する者は、女性では、0人から2人までの年がほとんどであり（最も多い年が平成14年の5人）、極めて少なく、男性でも、他の罪名に比べて少ない。22年における保護処分歴を有する者は、男性が8人、女性が0人であった（CD-ROM資料20参照）。

（５）就労状況

昭和55年以降の放火による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、変動が大きいですが、男女ともに、おおむね低下傾向にある。平成22年の有職者率は、女性が9.1%（有職者2人、無職者20人）、男性が20.4

%（有職者32人，無職者125人）と，他の罪名と比べて低い（CD-ROM資料21参照）。

（６）刑期

昭和55年以降の放火による入所受刑者について，男女別に，刑期別人員の推移を見ると，昭和55年以降，安定はしていないが，男女ともに，おおむね「3年を超え5年以下」が最も多く，次いで，「2年を超え3年以下」，「5年を超え10年以下」の順となっている。また，女性の短期刑及び長期刑は，極めて少ない。

平成22年は，男女ともに，「3年を超え5年以下」（女性10人，男性52人），「2年を超え3年以下」（同8人，45人），「5年を超え10年以下」（同2人，39人）の順に多く，また，女性の短期刑が1人，長期刑が1人，男性の短期刑が10人（対昭和55年比約0.3倍），長期刑が11人（同約3.7倍）であった（CD-ROM資料23参照）。

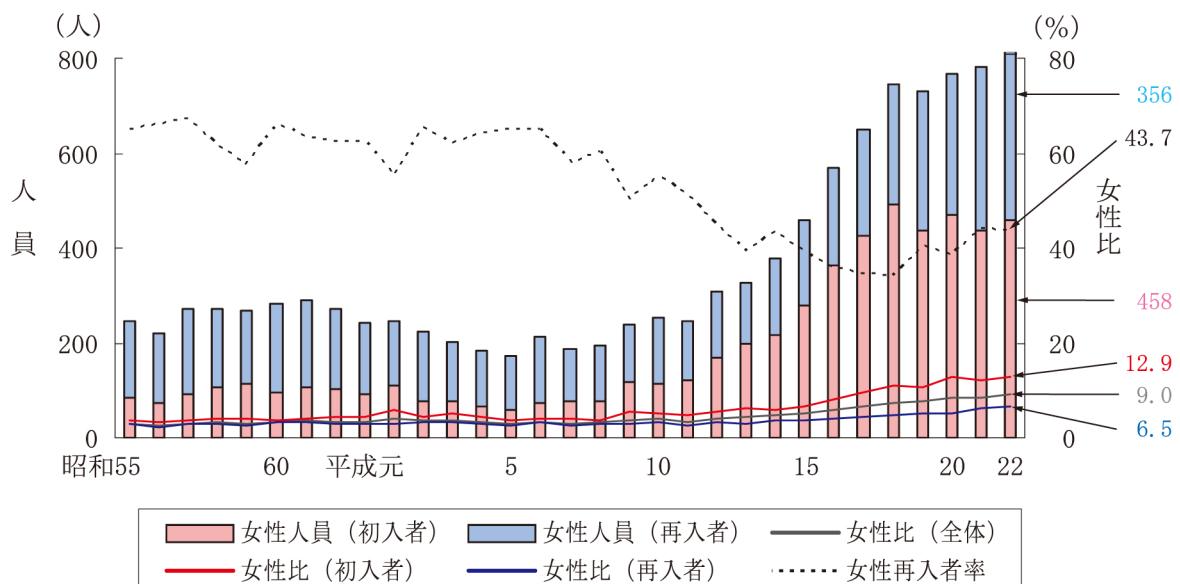
5 窃盗

（１）総数

昭和55年以降の窃盗による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが，6－2－5－1図である。

6－2－5－1図 窃盗 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）

（昭和55年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は，全体，初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

3 「女性再入者率」は，女性入所受刑者の人員に占める再入者の比率である。

窃盗による入所受刑者全体の人員は，昭和56年から60年まで8,500人前後で推移した第

1のピーク以降、次第に減少し、平成3年には5,431人と底を突いたが、その後増加に転じ、18年に9,948人（昭和55年以降で最多）と第2のピークを迎えて以降、緩やかに減少し、平成22年は、9,023人であった。昭和55年以降を通して、入所受刑者のうち窃盗の人員が占める割合は最も高く、平成22年では、おおむね3分の1に及んでおり、窃盗が全体の推移に大きく影響している。

女性の人員については、昭和55年以降を通して、他の罪名と比べて、覚せい剤取締法違反に次いで2番目に多く、その推移を見ると、平成5年の172人を底におおむね右肩上がりの増加を続け、22年は814人と昭和55年以降で最多となっている。一方、男性は、全体とほぼ同様の傾向で推移している。

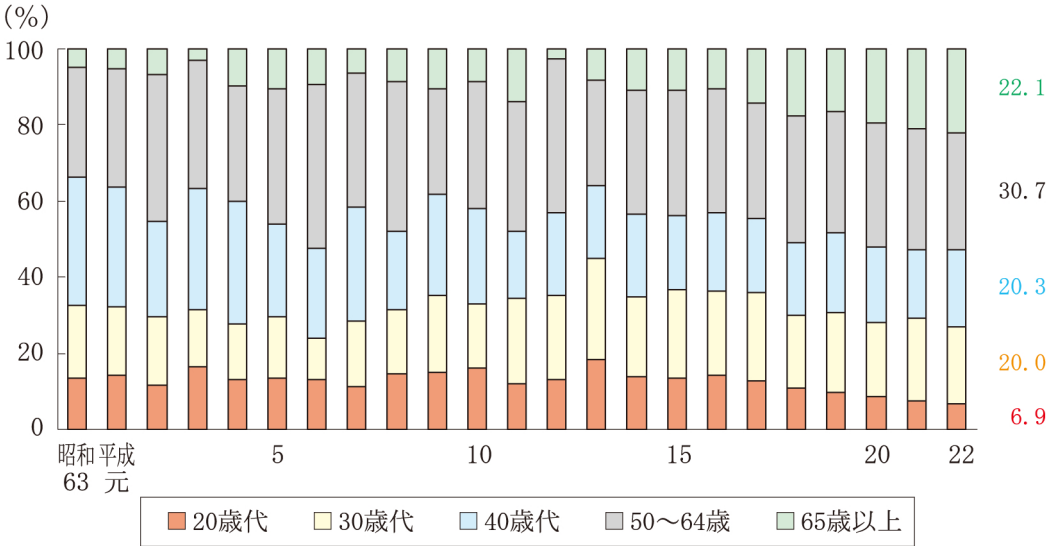
女性比は、おおむね3%台の横ばいで推移していたが、平成12年に4%台となって以降は上昇を続け、22年には9.0%と、昭和55年の約3倍の水準となっている（CD-ROM資料19参照）。

（2）年齢層別

昭和63年以降の窃盗による女性の入所受刑者について、年齢層別構成比の推移を見たのが、6-2-5-2図であり、65歳以上の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-5-3図である。

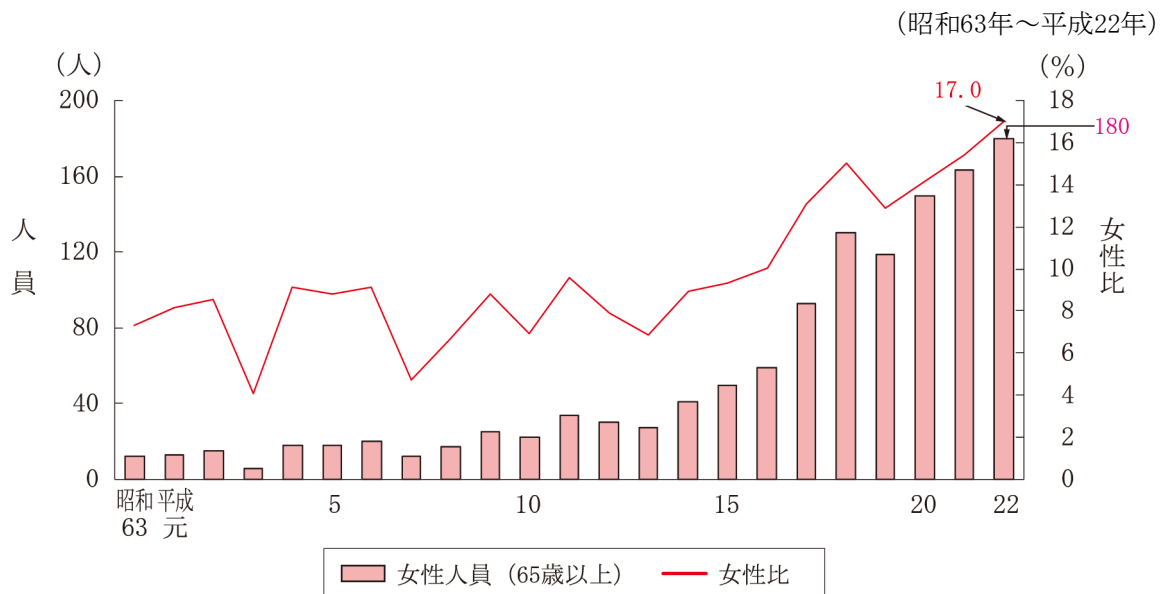
6-2-5-2図 窃盗 女性入所受刑者人員の年齢層別構成比の推移

（昭和63年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。
2 20歳未満の者はいない。

6-2-5-3 図 窃盗 女性入所受刑者（65歳以上）の人員・女性比の推移



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、65歳以上の入所受刑者人員に占める女性の比率である。

年齢層別構成比の推移を見ると、昭和63年以降、男女ともに、50歳以上の者でおおむね上昇傾向が見られるが、特に、女性では、65歳以上でその傾向が著しく、女性は男性以上に高齢化が進んでいる。

年齢層別人員については、女性は、昭和63年以降、横ばい傾向が続いた後、平成13年から20歳未満を除き各年齢層で増加傾向が見られ（ただし、20歳代は19年以降減少）、特に、13年以降は、50歳以上の者の増加の程度が著しい。一方、男性は、4年以降、50～64歳及び65歳以上の増加傾向が続いていたが、50～64歳は19年から、65歳以上は21年から減少傾向にある。平成22年は、多い順に、女性では、50～64歳が250人（30.7%）、65歳以上が180人（22.1%）、男性では、50～64歳が2,314人（28.2%）、30歳代が1,885人（23.0%）であった。

また、平成22年と昭和63年の各年齢層の人員を比較すると、女性では、30歳代が約3.5倍、40歳代が約2.0倍、50～64歳が約3.6倍、65歳以上が約15.0倍に増加し、男性では、20歳代から40歳代が0.8～1.0倍の減少ないし横ばい、50～64歳及び65歳以上がそれぞれ約1.8倍と約5.8倍に増加している。

女性比は、全年齢層で上昇しており、特に65歳以上では上昇傾向が著しく、平成16年以降、毎年10%を超えて推移しており、他の年齢層と比べて高くなっている。22年の女性比は、20歳代が3.8%、30歳代が8.0%、40歳代が8.8%、50～64歳が9.8%、65歳以上が17.0%であり、年齢層が高くなるほど女性比が高くなっている（CD-ROM資料28参照）。

（３）初入者・再入者別

昭和55年以降の窃盗による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、（１）で掲げた 6-2-5-1 図である。

窃盗による女性の入所受刑者は、他の罪名と比べて、覚せい剤取締法違反に次いで、再入者率が高い。

初入者については、昭和55年から平成11年まで100人前後のほぼ横ばいで推移していたが、12年以降増加傾向にあり、18年に490人とピークになって以降も、かなり高い水準の横ばいで推移し、22年は458人であった。

再入者については、昭和55年から増減しつつも100人台で推移していたが、平成14年以降は毎年増加し続け、22年は356人と昭和55年以降で最多となり、再入者率は43.7%であった。

女性比は、初入者、再入者ともに近年上昇傾向にあり、初入者の女性比は、平成18年以降10%を超えた水準で推移している。22年は、対昭和55年比で、初入者では約3.5倍（昭和55年3.7%、平成22年12.9%（昭和55年以降で最高））、再入者では約2.3倍（同2.8%、6.5%（昭和55年以降で最高））であった（CD-ROM資料19参照）。

（４）初入者の保護処分歴

昭和55年以降の窃盗による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、女性では、「少年院送致」及び「保護観察」の保護処分歴を有する者が二桁台になる年も見られる（特に平成15,16年以降）が、その構成比は低く、22年は、それぞれ9人（2.0%）と18人（3.9%）であった。一方、男性では、覚せい剤取締法違反とともに、各罪名の中では保護処分歴を有する者が比較的多いが、その構成比は高くはなく、22年は、「少年院送致」が312人（10.1%）、「保護観察」が171人（5.5%）であった（CD-ROM資料20参照）。

（５）就労状況

昭和55年以降の窃盗による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、男女ともに、平成2年をピークに一時上昇したものの、おおむね低下傾向にあったが、女性は15年以降、男性は10年以降、おおむね横ばいである。22年の有職者率は、女性では15.7%（有職者128人、無職者686人）、男性では21.3%（有職者1,747人、無職者6,462人）であった。

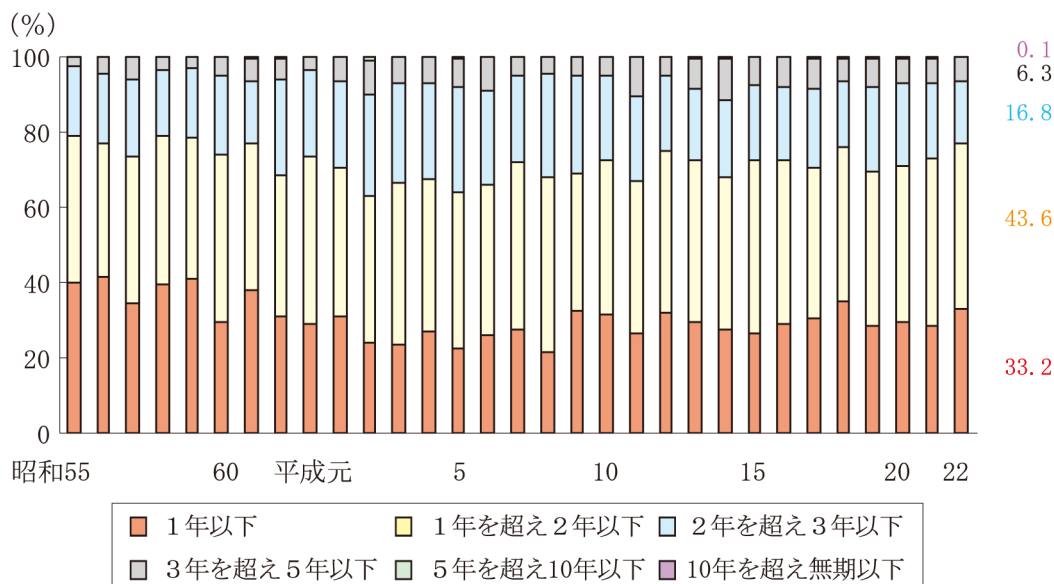
無職者について、平成22年と昭和55年の人員を比較すると、女性が約3.9倍、男性が約1.4倍と、女性の方が男性よりも増加の程度が大きい。平成22年の女性の無職者は、昭和55年以降で最多となった（男性の無職者は、平成17年の7,298人が最多）（CD-ROM資料21参照）。

（６）刑期

昭和55年以降の窃盗による女性の入所受刑者について、刑期別構成比の推移を見たのが、**6-2-5-4図**である。

6-2-5-4図 窃盗 女性入所受刑者の刑期別構成比の推移

（昭和55年～平成22年）



注 矯正統計年報による。

刑期別構成比の推移を見ると、昭和55年以降、男女ともに、おおむね、「1年を超え2年以下」の刑期の者が最も高い状態で推移している。女性では、次いで、おおむね、「1年以下」、「2年を超え3年以下」、「3年を超え5年以下」の順であり、5年以上の刑期の者は僅かである。一方、男性では、「1年以下」の刑期の者は、昭和50年代後半まで「1年を超え2年以下」の刑期の者と同程度であったが、60年以降低下し、平成3年に1,330人と底を突いた頃から「2年を超え3年以下」とほぼ同程度となり、その後横ばいで推移していたが、12年以降は、同刑期を若干下回った状態で推移している。

平成22年における刑期別人員は、女性では、多い順に、「1年を超え2年以下」が355人（対昭和55年比約3.7倍）、「1年以下」が251人（同約3.1倍）、「2年を超え3年以下」が137人（同約3.0倍）、「3年を超え5年以下」が51人（同約8.5倍）であり、「5年を超え10年以下」は1人であった。また、平成22年の男性では、多い順に、「1年を超え2年以下」が3,326人（同約1.2倍）、「2年を超え3年以下」が1,965人（同約1.4倍）、「1年以下」が1,829人（同約0.7倍）であり、「5年を超え10年以下」は90人（同約3.1倍）であった。

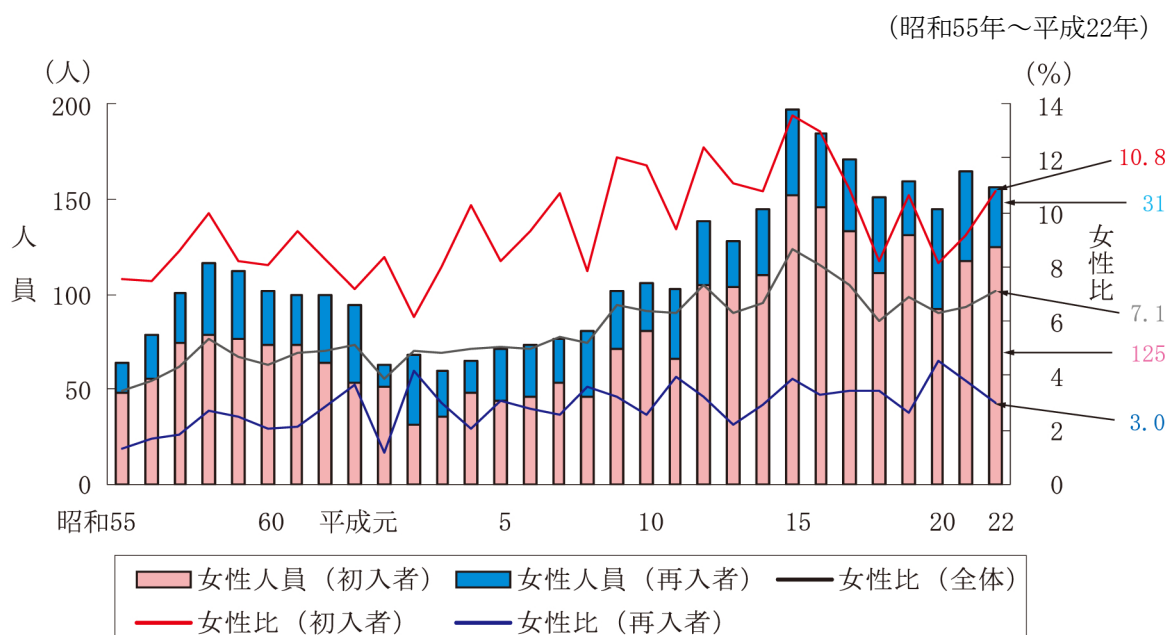
なお、窃盗においては、長期刑は極めて少なく、女性では、昭和55年以降全くおらず、男性でも、0人の年が多かったが、平成14年以降5人前後見られるようになったものの、22年は1人であった（CD-ROM資料23参照）。

6 詐欺

(1) 総数

昭和55年以降の詐欺による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-6図である。

6-2-6図 詐欺 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

詐欺による入所受刑者全体の人員は、昭和56年から62年にかけて2,000人を超える水準で推移した第1のピーク以降減少し、平成3年に1,243人と底を突いた後は増加に転じ、13年には2,000人を超え、15年以降は第1のピークを若干上回る水準で第2のピークを形成し、21年には昭和55年以降で最多となる2,518人を記録したが、平成22年は2,196人（前年比12.8%減）と減少した。

女性の人員については、昭和58年に116人と第1のピークとなった後、減少傾向となり、平成3年の60人を底として増加傾向に転じ、15年は197人と第1ピークを大きく上回る第2のピークを記録したが、その後再び減少傾向となり、22年は156人（前年比4.9%減）であった。一方、男性は、全体とほぼ同様の傾向で推移している。

女性比は、昭和55年の3.4%からおおむね上昇傾向を続け、平成15年には8.7%と昭和55年以降で最高となったが、その後はおおむね低下傾向となり、22年は7.1%であった。詐欺では、男性が一貫して9割以上を占めている（CD-ROM資料19参照）。

（２）年齢層別

昭和63年以降の詐欺による入所受刑者について、年齢層別の人員の推移を見ると、男女ともに、ほとんどの年齢層において、平成3年頃まで減少傾向にあった後、増加ないし横ばい傾向となっている（ただし、50～64歳は16年以降減少傾向）。

平成22年は、多い順に、女性では、50～64歳が42人（26.9%）、40歳代が37人（23.7%）、30歳代が36人（23.1%）、男性では、50～64歳が519人（25.4%）、30歳代が499人（24.5%）、40歳代が472人（23.1%）であった。なお、男女ともに、緩やかながら65歳以上の構成比の上昇傾向が見られ、22年は、女性が13.5%、男性が8.5%であった。

女性比は、各年齢層ともほぼ一桁台で推移しているが、平成22年の65歳以上では10.8%を記録した（CD-ROM資料29参照）。

（３）初入者・再入者別

昭和55年以降の詐欺による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、（１）で掲げた **6－2－6図** である。

詐欺による女性の入所受刑者は、覚せい剤取締法違反や窃盗には遠く及ばないものの、比較的再入者率が高い。平成22年は、初入者125人（女性比10.8%）、再入者31人（同3.0%）、再入者率は19.9%であった（CD-ROM資料19参照）。

（４）初入者の保護処分歴

昭和55年以降の詐欺による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、女性では、保護処分歴を有する者はほとんどおらず、平成22年は、「少年院送致」及び「保護観察」が各2人（1.6%）であった。これに対して、同年の男性では、「少年院送致」が77人（7.4%）、「保護観察」が72人（7.0%）おり、男女間に違いが見られた（CD-ROM資料20参照）。

（５）就労状況

昭和55年以降の詐欺による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、有職者率は、昭和55年から平成9年まで、女性では、変動が大きいため明確な傾向は見られず、男性では、おおむね低下又は横ばい傾向にあったが、10年以降は、男女ともにおおむね横ばい傾向にあり、男性の方が若干上回っているものの、男女差は僅かである。22年の有職者率は、女性が23.7%（有職者37人、無職者119人）、男性が26.6%（有職者543人、無職者1,495人）であった（CD-ROM資料21参照）。

（6）刑期

昭和55年以降の詐欺による入所受刑者について、男女別に、刑期別人員の推移を見ると、同年以降、女性は、「1年を超え2年以下」の刑期の者が最も多い状態でおおむね推移していたが、平成18年以降は、「2年を超え3年以下」が「1年を超え2年以下」を上回る年も見られる。また、「1年以下」は、昭和63年以降、おおむね10人台で推移しており、「5年を超え10年以下」は、平成13年以降、毎年5人前後見られるようになった。なお、女性の長期刑は、11年に1人いたのみである。一方、男性は、「1年を超え2年以下」が昭和59年以降最も多いが、平成17年以降は若干減少傾向にある。また、男性の長期刑については、同年以降、毎年5人前後見られるようになった。

平成22年は、女性では、多い順に、「2年を超え3年以下」（58人、対昭和55年比約5.3倍）、「1年を超え2年以下」（51人、同約2.1倍）、「3年を超え5年以下」（32人、同約5.3倍）であった。また、平成22年の男性では、多い順に、「1年を超え2年以下」（818人、対昭和55年比約1.4倍）、「2年を超え3年以下」（508人、同約2.8倍）、「3年を超え5年以下」（345人、同約4.9倍）であった。

昭和55年以降の刑期別構成比の推移を見ると、男女ともに、「1年以下」が低下している一方、2年を超える刑期の者の構成比が上昇傾向にあり、刑の長期化傾向が見られる（CD-ROM資料23参照）。

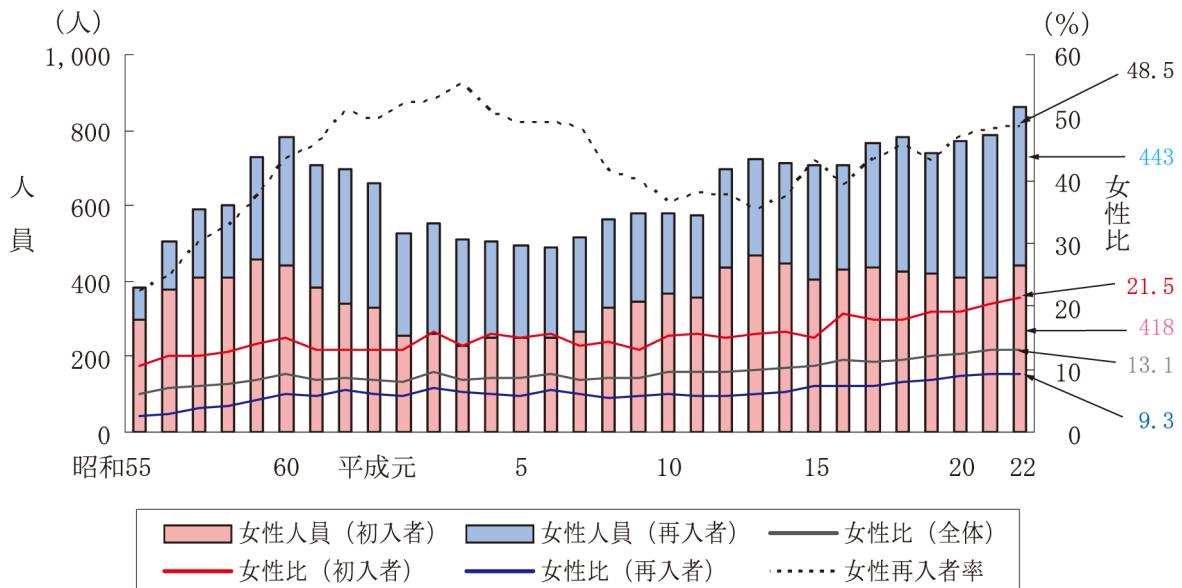
7 覚せい剤取締法違反

(1) 総数

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性の入所受刑者の人員及び女性比の推移を見たのが、6-2-7-1図である。

6-2-7-1図 覚せい剤取締法違反 女性入所受刑者の人員・女性比の推移（初入・再入別）

（昭和55年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。

2 「女性比」は、全体、初入者及び再入者の人員それぞれに占める女性の比率である。

3 「女性再入者率」は、女性入所受刑者の人員に占める再入者の比率である。

覚せい剤取締法違反による入所受刑者全体の人員は、昭和59年から61年にかけて8,500人を上回る第1のピークを形成して以降、減少傾向となり、平成6年に5,243人で底となった後は、おおむね増加傾向となったが、12年に7,375人と第2のピークとなって以降は、若干増減はあるものの緩やかな減少傾向となり、22年は6,569人と、昭和59年（55年以降で最多の8,646人）と比べて約24%低い水準にある。

女性の人員については、昭和55年以降を通して、他の罪名と比べて最も多く、その推移を見ると、昭和60年に784人と第1のピークとなって以降、減少傾向となり、平成6年に490人で底となった後は、若干増減を繰り返しながら、増加傾向となり、22年は、昭和55年以降で最多の861人（前年比9.1%増）を記録した。22年の人員は、第1のピークとなった昭和60年比で9.8%増となっており、女性の覚せい剤取締法違反の人員が高水準にあることが分かる。女性犯罪において、覚せい剤取締法違反は、窃盗と合わせるとその大半を占めており、この2罪名が女性入所受刑者全体の増減に大きく影響している。

一方、男性については、全体とほぼ同様の傾向で推移しており、平成22年は5,708人で

あり、昭和59年（55年以降で最多の7,919人）と比べて27.9%減となり、女性とは対照的であった。

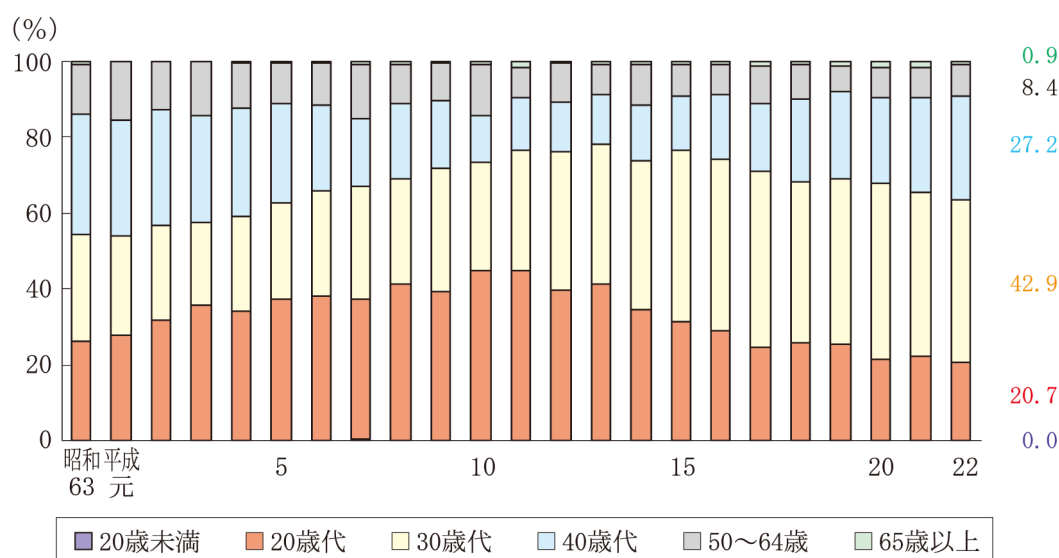
女性比は、昭和55年の6.1%から、ほぼ一貫した上昇傾向にあり、平成22年は13.1%と、昭和55年以降で最高となった（CD-ROM資料19参照）。

（２）年齢層別

昭和63年以降の覚せい剤取締法違反による女性の入所受刑者について、年齢層別構成比の推移を見たのが、6-2-7-2図である。

6-2-7-2図 覚せい剤取締法違反 女性入所受刑者人員の年齢層別構成比の推移

（昭和63年～平成22年）



注 矯正統計年報による。

女性の年齢層別の構成比の推移を見ると、平成2年から13年までは20歳代の占める割合が最も高かったが、14年以降は、30歳代の割合が最も高く、次いで20歳代となり、さらに、20年以降は、30歳代、40歳代、20歳代の順となっている。

年齢層別人員については、女性では、30歳代が平成3年を、40歳代が10年をそれぞれ底として、その後おおむね増加傾向が続いており、20歳代は13年のピーク以降、減少ないし横ばい傾向となっている。一方、男性では、昭和63年以降、20歳代の減少傾向が続いている。

平成22年は、女性では、30歳代が369人（42.9%）と他の年齢層に比べて顕著に多く、次いで、40歳代234人（27.2%）、20歳代178人（20.7%）の順であり、男性では、30歳代1,955人（34.3%）、40歳代1,868人（32.7%）50～64歳1,096人（19.2%）の順であった。

平成22年の各年齢層の人員を対昭和63年比で見ると、女性では、30歳代及び65歳以上で

約2倍の増加が見られ、他の年齢層ではほぼ同数であり、男性では、20歳代で約0.3倍、30歳代及び40歳代でそれぞれ約0.9倍、約0.8倍と減少している一方、50～64歳で約1.2倍、65歳以上で約15.4倍と増加している。65歳以上は、男女ともに増加しているが、女性に比べて男性の方が増加の程度が大きい。

また、平成22年の女性比を対昭和63年比で見ると、20歳代（21.9%）で約2.7倍、30歳代（15.9%）で約2.1倍、40歳代（11.1%）で約1.3倍、50～64歳（6.2%）で約0.7倍、65歳以上（4.9%）で約0.2倍となっており、低い年齢層ほど女性比の上昇の程度が大きく、高齢化が見られる他の罪名とは異なった傾向を示している（CD-ROM資料30参照）。

（３）初入者・再入者別

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性の入所受刑者について、初入者・再入者別の人員及び女性比の推移を見たのが、（１）で掲げた **6-2-7-1図** である。

覚せい剤取締法違反による女性の入所受刑者は、平成15年以降、他の罪名に比べて、再入者率が最も高くなっている。

初入者については、昭和59年に455人と第1のピークとなって以降、減少傾向となり、平成3年に229人で底となった後は増加に転じ、13年に468人と第2のピークとなった後、14年以降は、おおむね横ばいで推移している。再入者については、昭和62年に356人でピークとなって以降、減少傾向となり、平成10年に210人と底を突いた後は上昇傾向を継続しており、14年以降22年までの増加率は、初入者を大きく上回っている（初入者0.9%減、再入者57.1%増）。

平成22年は、初入者が443人、再入者が418人であり、再入者率は48.5%に達した。

女性比は、初入者、再入者ともに、昭和55年から60年まで上昇した後、おおむね横ばいで推移していたが、平成9、10年頃からはおおむね上昇傾向を継続しており、22年は、初入者では21.5%、再入者では9.3%であった。

なお、平成22年における女性の再入者857人（初入者1,349人）のうち、覚せい剤取締法違反が418人（48.8%、初入者は443人で32.8%）、窃盗が356人（41.5%、初入者は458人で34.0%）であり、この2罪名で再入者の90.3%（初入者では66.8%）を占めている。このように、女性の入所受刑者については、初入者の罪名は、再入者に比べて多岐にわたるのに対し、再入者では、覚せい剤取締法違反及び窃盗の2罪名に集中している。犯罪の中でも、覚せい剤取締法違反及び窃盗は累犯性が高く、犯罪の初期の段階で再犯防止に向けた手厚い処遇を施していくことが、女性犯罪全体を減らしていく上で重要であると考えられる（CD-ROM資料19参照）。

（４）初入者の保護処分歴

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による初入の入所受刑者について、男女別に、保護処分歴別人員の推移を見ると、男女ともに「少年院送致」及び「保護観察」の保護処分歴を有する者の割合は、他の罪名と比べて高い方である。

平成22年においては、女性は、「少年院送致」が37人（8.4%）、「保護観察」が33人（7.4%）と、男性（それぞれ169人（10.4%）、152人（9.4%））に比べると若干低いですが、同年の女性入所受刑者全体での「少年院送致」及び「保護観察」の保護処分歴を有する者の割合は、それぞれ4.0%、4.9%であり、覚せい剤取締法違反の方がかなり高い。

また、平成22年における女性の保護処分歴を有する者全体に占める覚せい剤取締法違反者の割合は、「少年院送致」が68.5%、「保護観察」が50.0%であり、男性（同18.4%、22.2%）に比べて顕著に高い（CD-ROM資料20参照）。

（５）就労状況

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による入所受刑者について、男女別に、犯行時の就労状況別人員及び有職者率の推移を見ると、同年から平成10年までは、女性の約4人に1人、男性の約2人に1人が職を有しており、比較的有職者率は高かったが、女性では5年以降、男性では11年以降、女性は無職者の増加により、男性は有職者の減少と無職者の増加等により、それぞれ有職者率が低下傾向にある。22年の有職者率は、女性が17.2%（有職者148人、無職者713人）、男性が37.5%（有職者2,138人、無職者3,569人）であり、男女で20pt以上の開きがある。

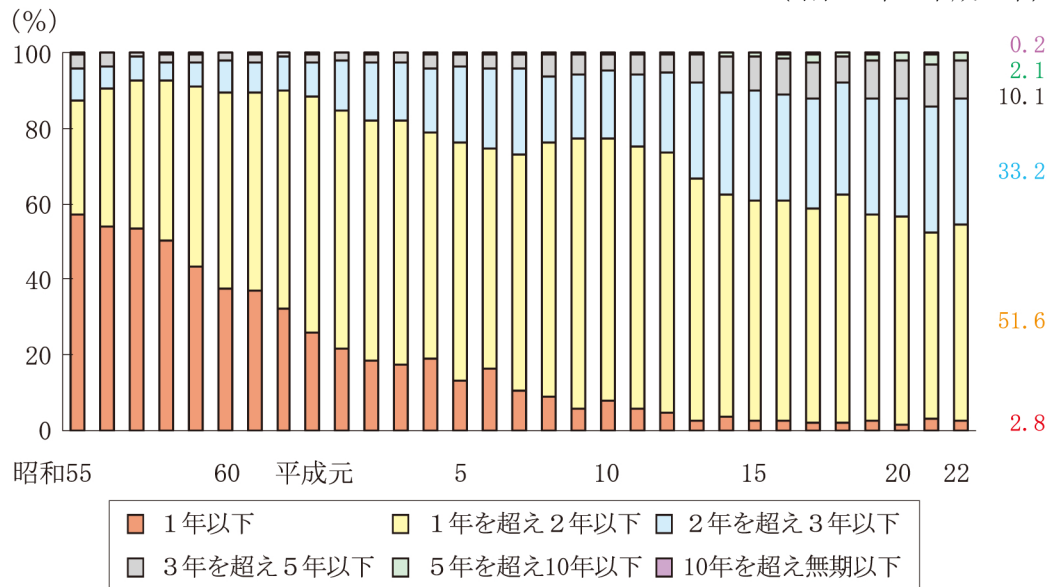
無職者について、平成22年と昭和55年の人員を比較すると、女性は約2.6倍、男性は約1.3倍に増加している。女性の無職者の増加の程度は男性に比べて大きく、平成22年の女性の無職者は713人と昭和55年以降で最多となった（男性の無職者は昭和61年の4,008人が最多）（CD-ROM資料21参照）。

（６）刑期

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女性の入所受刑者について、刑期別構成比の推移を見たのが、6-2-7-3図である。

6-2-7-3 図 覚せい剤取締法違反 女性入所受刑者の刑期別構成比の推移

(昭和55年～平成22年)



注 矯正統計年報による。

昭和55年以降の刑期別構成比の推移を見ると、男女ともに、2年を超える刑期の者の構成比がおおむね上昇傾向にある（ただし、男性は近年では横ばい）。一方、「1年以下」の低下が著しい。

同年以降の刑期別人員については、男女ともに、昭和50年代後半から、「1年を超え2年以下」の刑期の者が最も多く、女性では、59年に300人を超えた後は、ほぼ300人台から400人台で推移しており、男性では、60年代のピーク時から減少傾向にあるものの、なお2,500人前後の人員を維持したまま推移している。次いで、男女ともに多いのが、「2年を超え3年以下」であり、55年以降、女性では、おおむね上昇傾向を継続しており、男性では、上昇傾向を続けた後、平成12年以降はおおむね横ばいで推移している。

平成22年は、男女とも、多い順に、「1年を超え2年以下」（女性444人、対昭和55年比約3.8倍、男性2,713人、同約1.3倍、）、「2年を超え3年以下」（女性286人、同約8.9倍、男性1,933人、同約4.4倍）、「3年を超え5年以下」（女性87人、同約6.7倍、男性729人、同約3.8倍）であり、また、「1年以下」は、女性が24人（同約0.1倍）、男性が140人（同約0.05倍）と激減し、「5年を超え10年以下」は、女性が18人（同約6.0倍）、男性が172人（同約3.4倍）と共に増加している。また、平成22年の長期刑は、女性1人、男性21人（昭和55年は女性0人、男性1人）、無期刑は、女性が1人、男性が0人（同年は共に0人）であった。

このように、女性については、刑の長期化傾向が見られるが、その背景には、覚せい剤取締法違反に対する量刑の長期化傾向や、同種再犯による累犯加重も影響しているものと思われる（CD-ROM資料23参照）。

第7章 出所受刑者の動向

本章では、女性の出所受刑者の動向について、男性の出所受刑者と比較しながら概観する。

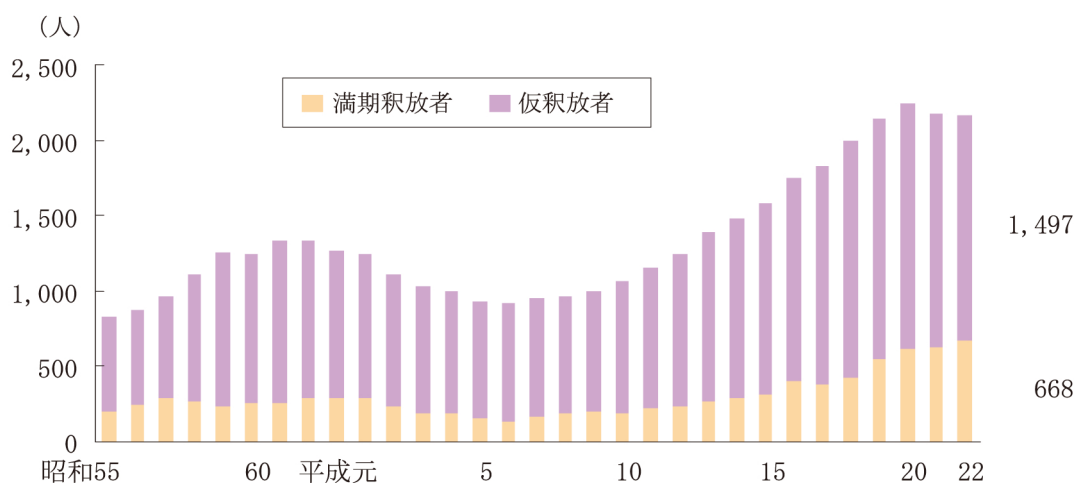
第1節 出所受刑者

7-1-1図①は、昭和55年以降の女性の出所受刑者の人員の推移を出所事由別に見たものである。

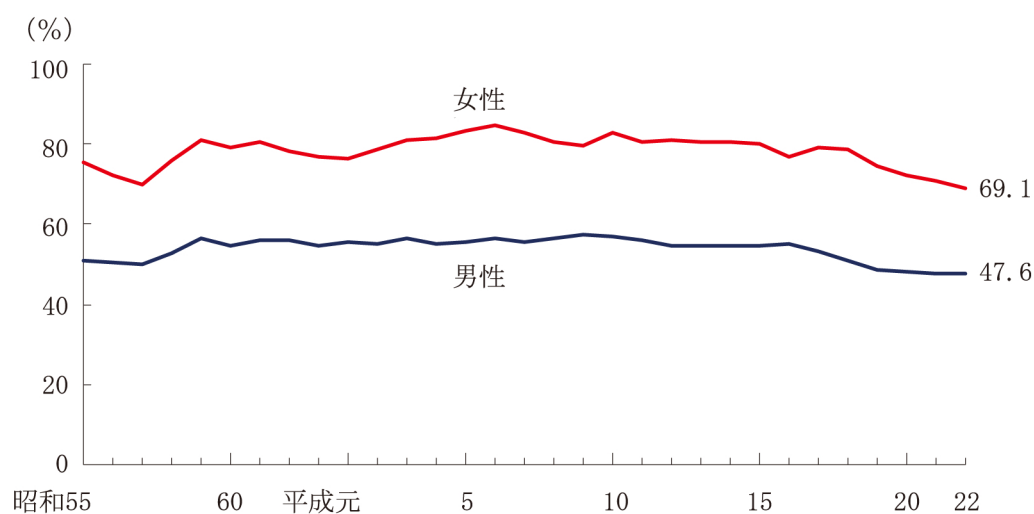
7-1-1図 出所女性受刑者人員・仮釈放率の推移

(昭和55年～平成22年)

① 出所女性受刑者人員



② 仮釈放率



注 矯正統計年報による。

1 総数

女性の出所受刑者の人員は、昭和55年（827人）から徐々に増加し、61年及び62年には1,329人まで達したが、以後減少に転じ、平成6年には918人となった。その後、再び増加傾向となり、20年には2,244人とピークを迎え、翌21年からは微減傾向にあるものの2,000人以上の高水準を維持している。22年は、2,165人（前年比0.6%減）であった。

男性の出所受刑者の人員は、昭和50年代後半から63年にかけて毎年3万人前後で推移していたものの、60年から減少が続き、平成8年に2万410人となった。その後、増加に転じ、20年には2万9,388人となったが、21年から再び減少し、22年において、2万7,281人であった。

このように、女性と男性の出所受刑者の人員の増減傾向は似たような経過をたどるものの、平成6年から8年にかけての増加傾向への転換後において、女性の人員の増加率が、男性を上回ったことから、出所受刑者の女性比は、昭和50年代後半は3%前後であったものが、徐々に上昇し、平成12年には5%を超え、22年は7.4%（前年比0.1pt増）であった（CD-ROM資料31参照）。

2 出所事由及び仮釈放率

（1）満期釈放者

女性の出所受刑者のうち、刑期の満了により出所した者（満期釈放者）の人員は、昭和55年（202人）から徐々に増加し、63年に294人に達した後に減少傾向に転じ、平成6年には140人にまで減少した。その後、増加傾向に転じ、22年は668人（前年比5.5%増）と昭和55年以降において最多となった。

満期釈放者における女性比は、昭和55年から平成14年の間は、1.4%から2.4%の間で推移していたが、15年に2.5%を超え、22年は4.5%（前年比0.3pt増）と昭和55年以降において最高となった。こうした女性比の上昇傾向は、女性の満期釈放者の人員の増加率が男性を上回ったことによるものであり、平成22年の満期釈放者の人員を、男女別に、対昭和55年及び対平成15年で見ると、女性では約3.3倍及び約2.1倍であるのに対し、男性では約1.0倍及び約1.2倍にとどまっている（CD-ROM資料31参照）。

（2）仮釈放者

女性の出所受刑者のうち、仮釈放により出所した者（仮釈放者）は、昭和55年から57年までの間は600人台であったが、59年から62年までは1,000人前後で推移し、その後減少傾向に転じ、平成5年から9年までの間は700人台であった。10年以降は増加傾向を示し、20年には1,625人と昭和55年以降において最多となった。なお、平成22年は1,497人（前年比3.2%減）であった（CD-ROM資料31参照）。

（３）仮釈放率

７－１－１図②は、昭和55年以降の仮釈放率の推移を、男女別に見たものである。

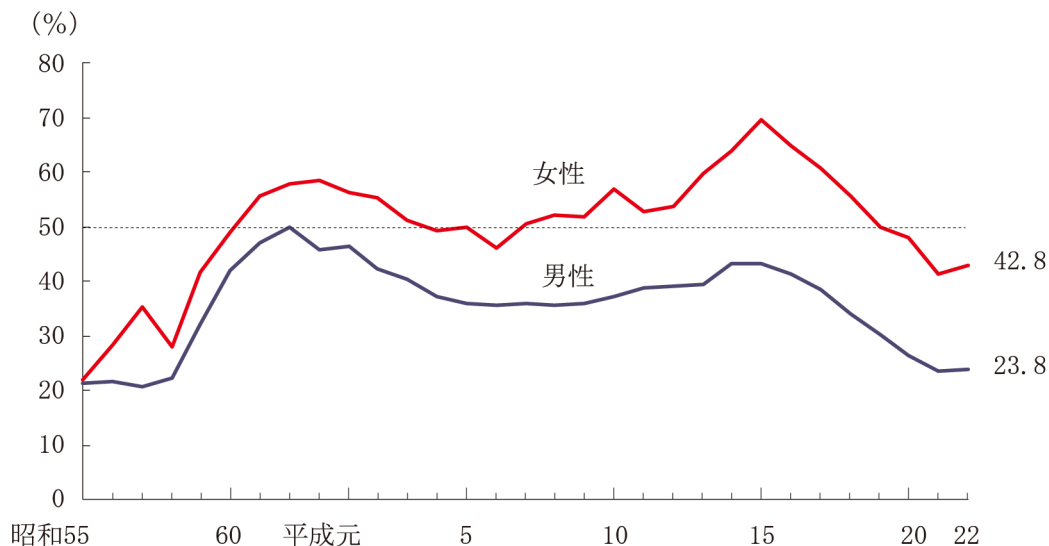
女性の仮釈放率は、昭和55年（75.6％）から平成6年（84.7％）にかけて緩やかに上昇し、その後は80％前後で推移したが、18年以降は低下傾向となり、22年は69.1％と、昭和55年以降において最低であった。なお、女性の仮釈放率は、いずれの年においても、男性の同比率（47.5％から57.3％。なお、平成10年（57.0％）以降低下傾向を示している。）よりも高い（CD-ROM資料31参照）。

３ 有期刑仮釈放者の刑の執行率

７－１－２図は、有期刑の仮釈放者のうち、刑の執行率が80％未満の者の比率について、昭和55年以降の推移を男女別に見たものである。

７－１－２図 有期刑仮釈放者のうち刑の執行率が80％未満の者の比率の推移

（昭和55年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。

2 「執行率」は、 $\frac{\text{現に執行された刑期}}{\text{執行すべき刑期}} \times 100$ の計算式で得られた比率である。

3 執行すべき刑期は、未決勾留等の通算日数を除いたものである。

4 不定期刑の刑期は、上限の刑期による。

5 仮釈放取消刑の執行を受けた者（仮釈放取消刑に併せて新たな刑の執行を受けた者を含む。）を除く。

6 拘留による仮出場者を除く。

女性の有期刑の仮釈放者のうち、刑の執行率が80%未満の者の比率は、昭和55年（21.8%）から上昇傾向にあり、63年に58.3%となった後、緩やかな低下と、その後の緩やかな上昇が見られ、平成15年に69.5%となった。その後、低下傾向に転じ、22年は42.8%であった。

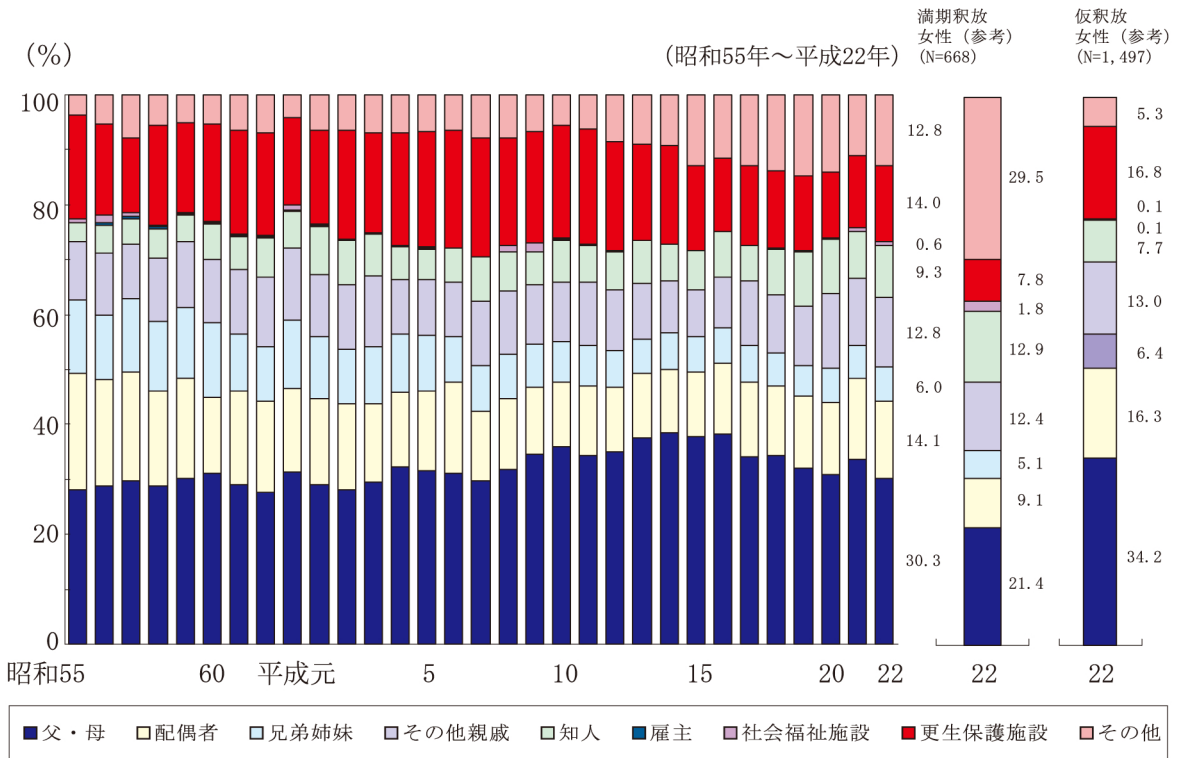
男性の同比率を見ると、その上昇・低下の傾向は、女性と似た傾向を示し、具体的には、昭和55年（21.1%）から上昇傾向にあり、62年に49.7%となった後、緩やかな低下とそれに続き緩やかな上昇が見られ、平成15年（43.2%）以降低下傾向となっている。なお、女性の同比率は、男性よりも初入者の構成比が高いこともあり、毎年男性より高く、比率の差を見ると、昭和55年にはほぼ同水準（女性：21.8%、男性：21.1%）であったが、63年から平成12年にかけては、元年を除き、その差が10pt台となり、13年以降は、ほぼ毎年20pt以上の差と拡大した（CD - ROM資料32参照）。

第2節 出所後の帰住先

前節で述べた仮釈放率に影響する要因の1つとして、受刑者の出所後の帰住先の確保の有無が考えられる。ここでは、出所受刑者の帰住先を見ることとする。

7-2-1図は、昭和55年以降の女性の出所受刑者の帰住先別構成比の推移及び平成22年における仮釈放者・満期釈放者別の帰住先別構成比を見たものである。

7-2-1図 女性出所受刑者の帰住先



注1 矯正統計年報による。
2 帰住先は、刑事施設を出所後に住む場所である。
3 満期釈放者・仮釈放者を含む。

1 帰住先の動向

女性の出所受刑者の帰住先を構成比で見ると、昭和55年以降一貫して「父・母」が最も高く、27.7%から38.4%の間で推移している。次に高いものは、58年以降ほぼ毎年「更生保護施設」であり、同構成比は、55年（18.7%）から上昇傾向を示し、平成7年に21.6%に達したが、その後緩やかに低下し、22年は14.0%であった。「配偶者」は、昭和55年において、構成比が21.0%と、「父・母」に次いで高く、続く56年及び57年においても「父・母」に次ぐ高さであったが、比率自体は低下傾向を示し、平成12年に11.6%と昭和55年以降において最低となり、平成22年において14.1%であった。「兄弟姉妹」についても、55

年は13.5%と比較的高い構成比を示していたが、以後低下傾向を示し、平成22年は6.0%となっている。このように、「更生保護施設」、「配偶者」及び「兄弟姉妹」が緩やかながらも低下傾向を示しているのに対し、「知人」及び「その他」は上昇傾向を示しており、「知人」については、昭和55年に3.4%であった構成比が、平成22年において9.3%に、「その他」については、同様に3.7%から12.8%に上昇している。女性では、「父・母」及び「更生保護施設」が主要な帰住先であり、「父・母」以外の親族等のもとへの帰住は難しい現状がうかがわれる。なお、「雇主」及び「社会福祉施設」の構成比はほとんどの年で1%以下であった。

男性の出所受刑者の帰住先を構成比で見ると、女性同様に、昭和55年以降一貫して「父・母」が最も高く、26.4%から32.1%の間で推移している。「父・母」に次いで構成比が高い帰住先は、昭和55年から平成4年までは「配偶者」であり、5年から13年は「更生保護施設」であり、14年以降は「その他」である。「配偶者」について見ると、昭和57年（25.6%）以降、低下傾向を示し、平成22年には、11.0%にまで低下している。「更生保護施設」は、女性同様に、昭和55年（18.4%）から緩やかな上昇傾向を示し、平成7年に22.7%に達したが、以後低下傾向にあり、22年において、13.2%であった。「その他」について見ると、昭和55年（7.2%）から一貫して上昇傾向にあり、平成14年に「父・母」（32.1%）に次いで高い構成比（18.7%）を示し、22年においては27.7%となっている（CD-ROM資料33参照）。

2 仮釈放者・満期釈放者

平成22年における女性の出所受刑者の帰住先の動向を、出所事由別に見ると、仮釈放者において構成比が高いものは、「父・母」34.2%（512人）、「更生保護施設」16.8%（252人）、「配偶者」16.3%（244人）の順である。一方、満期釈放者においては、「その他」の構成比が最も高く（29.5%）、次いで、「父・母」21.4%（143人）、「知人」12.9%（86人）、「その他親戚」12.4%（83人）の順であった。主な帰住先について、仮釈放者と満期釈放者の構成比の差を見ると、「父・母」においては12.8pt、「更生保護施設」においては9.1pt、「配偶者」においては7.2ptの差があり（いずれも、仮釈放者の方が高い。）、身近な家族あるいは更生保護施設といった適切な帰住先の確保の有無が、釈放事由に影響していることがうかがわれる（CD-ROM資料33参照）。

第3節 職業訓練

1 人員

各年の女性の出所受刑者において、職業訓練修了者の人員は、昭和55年は130人であり、58年に215人まで増加した後に減少に転じ、63年から平成9年の10年間は30人から60人程度の間で推移した。その後、10年から19年にかけて、100人から140人程度の間で推移していたが、20年に183人、21年に360人と、大幅な増加傾向を示し、22年は394人であった。なお、男性における同人員は、昭和50年代後半は1,400人前後であり、平成18年（1,032人）にかけて緩やかな減少傾向を示したが、女性と同様、20年から22年にかけて大幅な増加傾向を示し、22年において、1,906人であった。

2 種目

平成22年の女性の出所受刑者のうち職業訓練修了者(394人)について、職業訓練の種目別の人員の多いものを見ると、「販売サービス」(65人)、「ホームヘルパー」(50人)、「フォークリフト運転」(47人)の順となっている。過去の職業訓練修了人員の多い種目を見ると、昭和55年（職業訓練修了者130人）においては、「調理」(61人)、「家事サービス」(21人)、「美容」(18人)の順であるほか、「洋裁」、「和裁」、「編物」が続いている。55年から63年において最も職業訓練修了者が多かった58年（215人）においても、「調理」が129人と過半数を占めていた。職業訓練修了者が、55年以降最も少なかった平成5年（33人）を見ると、「家事サービス」(13人)、「美容」(12人)、「洋裁」(7人)で全体のほとんどを占めている。

男性の出所受刑者における、職業訓練修了者の種目を見ると、平成22年(職業訓練修了者1,906人)においては、「ビル設備管理」(187人)、「溶接」(180人)、「情報処理」(142人)が多く、昭和55年（同1,341人）においては、「溶接」(222人)、「左官」(102人)、「建築」(95人)が多かった。

男女ともに職業訓練修了者が増加しており、また、その主な種目も、変化している。近年において矯正施設入所者等に対する就労支援が充実強化されており、時代の要請に応じた職業訓練がなされていることがうかがわれる。

第4節 出所時の保護状況

女性の出所受刑者のうち、出所時に旅費、衣類の給与に関する保護を受けた者について、平成13年から22年までの累計人員を見ると、「旅費給与」は2,683人、「衣類給与」は129人、「旅費及び衣類給与」は61人で、総計2,873人（女性の出所受刑者総数の15.3%）であった。同時期の男性の出所受刑者のうち、これらの保護を受けた者（3万2,598人）は、男性の出所受刑者総数の11.8%であり、女性において保護を受けた者の構成比が比較的高いのは、前記のとおり、女性の受刑者を収容する施設数が少なく、女性は、男性以上に帰住地が施設から遠い場合が少なくないことなどにより、出所時に必要な保護措置が講じられていることによる。

第8章 少年鑑別所被収容者の動向

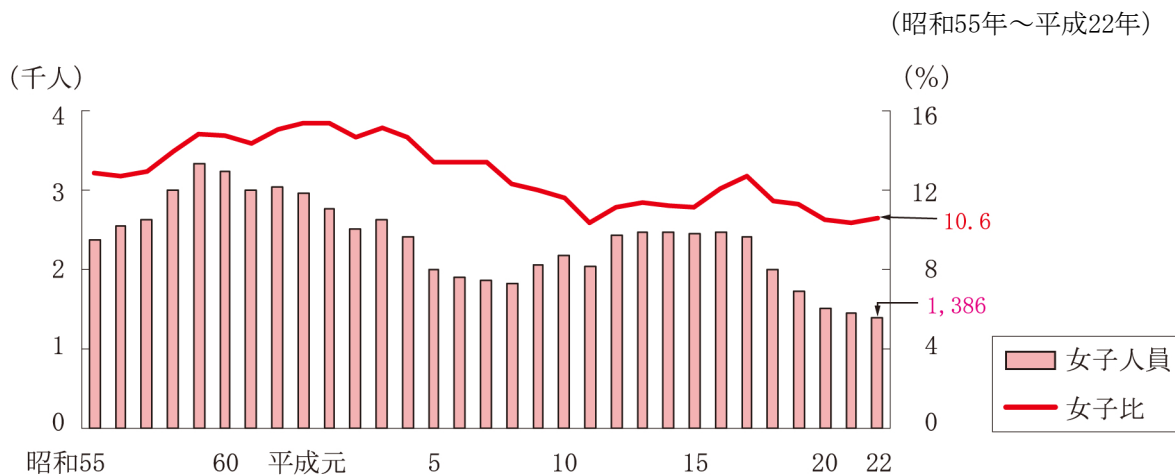
本章では、女子の少年鑑別所被収容者（少年鑑別所送致の決定により少年鑑別所に入所した者（当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者に限る。）をいう。）の動向について、男子と比較しながら概観する。

第1節 入所状況

1 人員・女子比

昭和55年以降の女子の少年鑑別所被収容者の人員・女子比の推移を見ると、8-1-1図のとおりである。

8-1-1図 少年鑑別所被収容者 女子人員・女子比の推移



注1 矯正統計年報による。

2 「被収容者」は、少年鑑別所送致の決定により入所した者（当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者に限る。）をいう。

3 「女子比」は、少年鑑別所被収容者に占める女子の比率である。

少年鑑別所被収容者は、平成15年に昭和60年以降最多（2万2,024人）に達した後、7年連続で減少し、平成22年は昭和55年以降で最少となった（1万3,085人であり、平成15年に比べ40.6%減）。これに対し、女子の少年鑑別所被収容者は、59年に55年以降で最多（3,325人）となった後、平成8年までおおむね減少を続け、その後、13年まで増加傾向にあったが、17年からは減少を続け、22年は最少となった（1,386人であり、昭和59年に比べ58.3%減）。

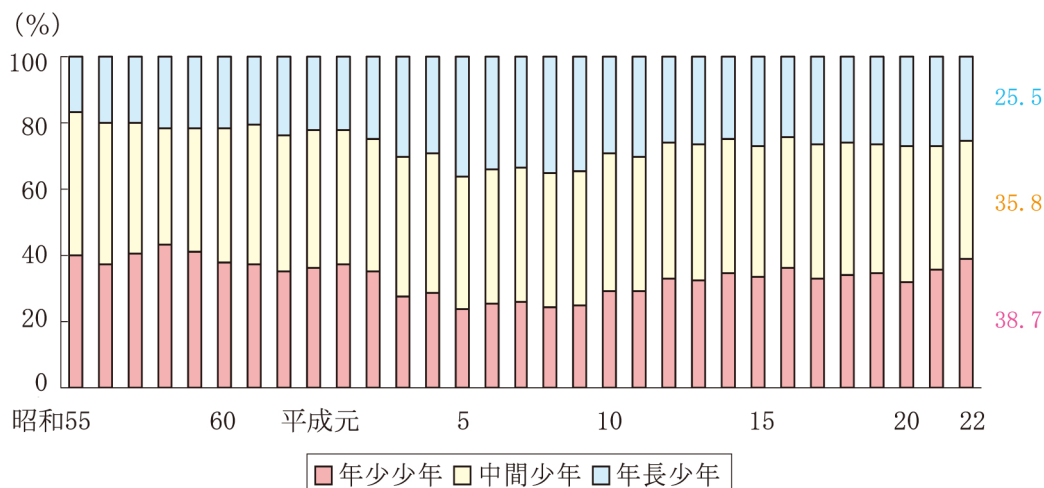
女子比は、昭和55年の12.8%から徐々に上昇して63年に15.4%となったが、平成4年からは次第に低下傾向を示し、20年に10.5%となって以降、3年連続で10%台となり、22年は10.6%であった（CD-ROM資料34参照）。

2 被收容者の特徴

8-1-2図は、昭和55年以降の女子の少年鑑別所被收容者の年齢層別構成比の推移を見たものである。

8-1-2図 少年鑑別所被收容者 女子の年齢層別構成比の推移

(昭和55年～平成22年)



注1 矯正統計年報による。

2 「被收容者」は、少年鑑別所送致の決定により入所した者（当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者に限る。）をいう。

3 少年鑑別所退所時の年齢による。

4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳以上の者を含む。

昭和55年の年齢層別構成比は、中間少年、年少少年、年長少年の順に高かったが、年少少年と中間少年の構成比の差は小さく、年長少年の構成比が低かった。その後、57年から59年までの間を除き、平成21年までは中間少年の構成比が最も高かった。さらに、3年から11年までは、年長少年の構成比がこれに次ぎ、年少少年の構成比が最も低くなった。12年以降は、年少少年の構成比が再度高くなり、22年は、年少少年の構成比が最も高く、さらに中間少年、年長少年の順となったが、最も高いものと最も低いものの構成比の差は昭和55年に比べると小さい。

女子における各年齢層の構成比を男子と比較すると、年少少年の構成比は、男子に比べて女子の方が昭和55年以降一貫して高いが、平成22年の男女間の年少少年の構成比の差は昭和55年に比べ小さくなってきている（昭和55年は28.5pt差であり、平成22年は12.6pt差である。）。中間少年の構成比は、昭和55年以降、男女においてあまり差がない。年長少年の構成比は、男子に比べ女子の構成比が同年以降一貫して低い、平成22年の男女間の構成比の差は昭和55年に比べ小さくなっている（CD-ROM資料35参照）。

第2節 非行名別の動向

主な非行名別に、昭和55年以降の女子の少年鑑別所被収容者人員の動向を見るとともに、昭和57年以降の年齢層別の動向を見る（昭和56年以前については非行名別・年齢層別の人員の資料がない。）。

1 殺人

殺人による少年鑑別所被収容者の人員は、昭和55年以降、毎年、男女を合わせても100人に満たないが、特に女子の人員は少なく（最多で平成16年の16人。）、昭和55年以降の累計の女子比は17.4%である（CD-ROM資料34参照）。

年齢層別で見ると、女子においても、男子と同様に、昭和57年以降の累計で年長少年の比率が高いが、総数が少ないため年により変動が大きい（CD-ROM資料35参照）。

2 強盗

強盗による女子の少年鑑別所被収容者の人員は、平成9年に57人（前年比約2.7倍）と急増し、15年（106人）をピークに高い水準を維持していたが、18年から大幅に減少し、22年は19人（前年比48.6%減）であった。強盗では、男子に比べて女子の人員が顕著に少なく、昭和55年以降の累計の女子比は6.4%である（CD-ROM資料34参照）。

年齢層別では、女子では、男子に比べて、年長少年の比率が低い（昭和57年以降の累計で、男子における比率は40.7%であり、女子における比率は27.1%である。CD-ROM資料35参照）。

3 傷害

傷害による女子の少年鑑別所被収容者の人員は、男子に比べて少なく、昭和55年以降の累計で女子比は9.9%である。女子の人員は、平成9年から急激に増加（同年は前年比39.4%増）し、13年に432人とピークを迎え、以降、緩やかな減少傾向にあるが、22年は、昭和55年と比べ男子では約1.5倍であるのに対し、女子では約4.3倍である（CD-ROM資料34参照）。

年齢層別では、男子に比べ、女子では年長少年の比率が低く、年少少年の比率が高い。女子の年少少年の比率は、平成7年以降上昇傾向にあり、20年以降は、最も高い比率を占めている（CD-ROM資料35参照）。

4 窃盗

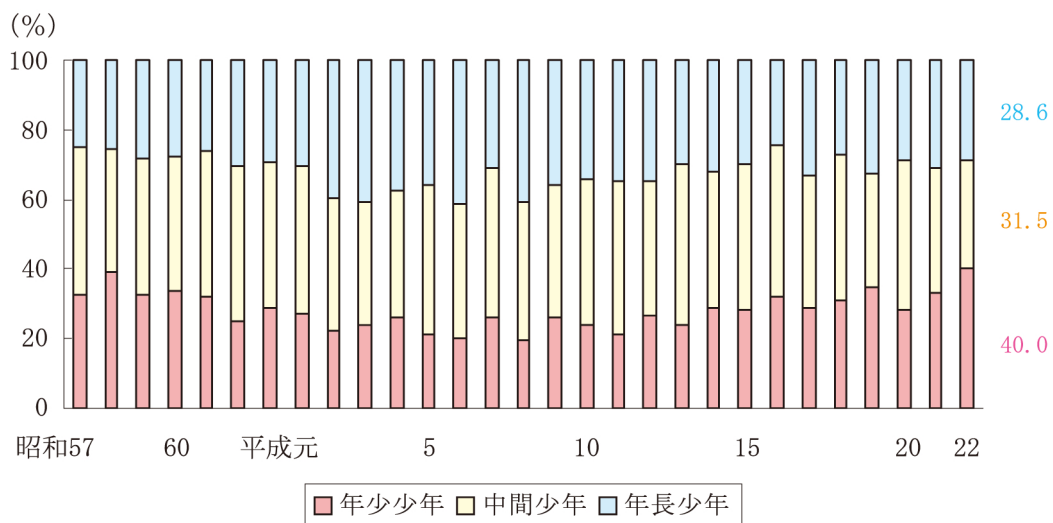
昭和55年以降の窃盗による少年鑑別所被収容者の人員は、全罪名の中で最も多い。女子の少年鑑別所被収容者における窃盗による者の占める比率は、同年は12.1%であったが、

平成22年には29.8%に上昇した。女子の人員は、平成13年以降増加し、16年（535人）にピークとなった後、減少したが、22年においても413人（前年比13.5%増）と、なお高い水準を維持している（CD-ROM資料34参照）。

昭和57年以降の窃盗による女子の少年鑑別所被収容者の年齢層別構成比の推移を見ると、8-2-1図のとおりである。女子は、男子に比べ、年長少年の構成比が低く、年少少年の比率が高い。同年以降、ほとんどの年で中間少年の比率が最も高かったが、平成22年は年少少年の比率が最も高かった（40.0%。CD-ROM資料35参照）。

8-2-1図 窃盗 少年鑑別所被収容者 女子の年齢層別構成比の推移

（昭和57年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。

2 「被収容者」は、少年鑑別所送致の決定により入所した者（当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者に限る。）をいう。

3 少年鑑別所退所時の年齢による。

4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳以上の者を含む。

5 詐欺

詐欺による女子の少年鑑別所被収容者の人員は、平成15年までは多くても20人台であったが、16年に44人と急増して以降増加傾向となり、20年に60人とピークを迎えて以降は減少傾向にあり、22年は女子37人（前年比37.0%増）であった（CD-ROM資料34参照）。

年齢層別では、年長少年の比率が高く、年少少年の比率が最も低い傾向にあるが、女子は総人員が少ないため、年によって変動が大きい（CD-ROM資料35参照）。

6 恐喝

恐喝による女子の少年鑑別所被収容者の人員は、昭和55年から平成8年までほぼ横ばいであったが、9年から増加傾向を示し、12年（260人）にピークを迎えた後、減少傾向にあり、22年は43人（前年比17.3%減）であり、昭和55年以降で最少であった（CD-ROM資料

34参照)。

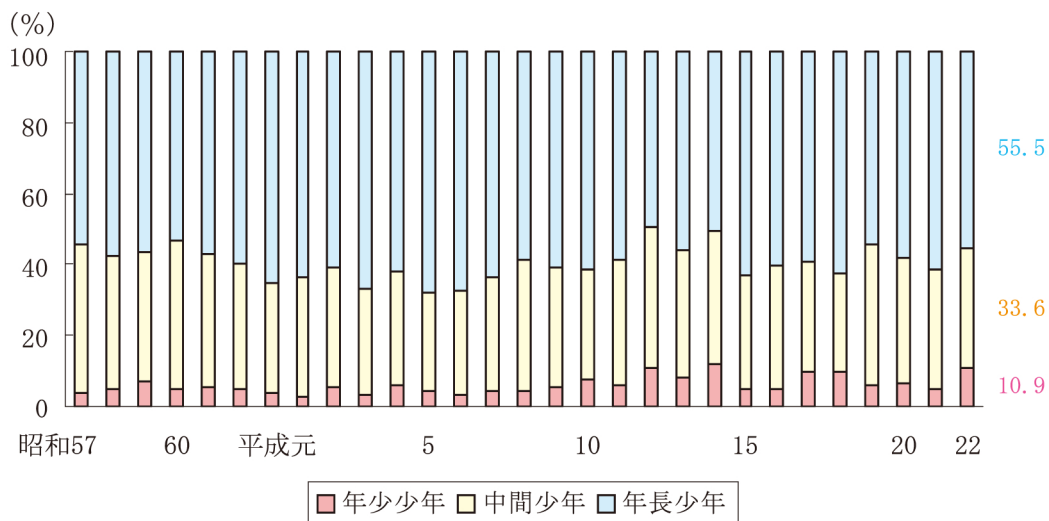
年齢層別では、ほぼ毎年、中間少年の比率が最も高い(CD-ROM資料35参照)。

7 覚せい剤取締法違反

昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女子の少年鑑別所被収容者人員は、59年をピークに減少傾向にあったが、平成3年から増加に転じ、9年には過去最多の615人を記録した。その後は減少傾向にあるが、減少の程度は男子よりも緩やかである。そのため、昭和55年は男子の人員が女子の人員の3倍を超えていたが、徐々に女子比が上昇し、平成14年以降は毎年、女子の人員が男子の人員を上回っている(CD-ROM資料34参照)。

昭和57年以降の覚せい剤取締法違反による女子の少年鑑別所被収容者の年齢層別構成比の推移を見ると、8-2-2図のとおりである。年長少年の構成比は、少年鑑別所被収容者総数と比べて顕著に高いが、男子に比べると低い(CD-ROM資料35参照)。

8-2-2図 覚せい剤取締法違反 少年鑑別所被収容者 女子の年齢層別構成比の推移
(昭和57年～平成22年)



注1 矯正統計年報による。

2 「被収容者」は、少年鑑別所送致の決定により入所した者（当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者に限る。）をいう。

3 少年鑑別所退所時の年齢による。

4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳以上の者を含む。

8 毒劇法違反

毒劇法違反による女子の少年鑑別所被収容者の人員は、昭和55年以降徐々に増加し、平成3年には433人とピークに達したが、それ以後は緩やかな減少傾向を示し、18年以降毎年100人未満で推移し、22年は、27人（前年比41.3%減）と昭和55年以降で最少となった(CD-ROM資料34参照)。

これを年齢層別に見ると、女子では中間少年の比率が最も高く、年長少年の比率は緩や

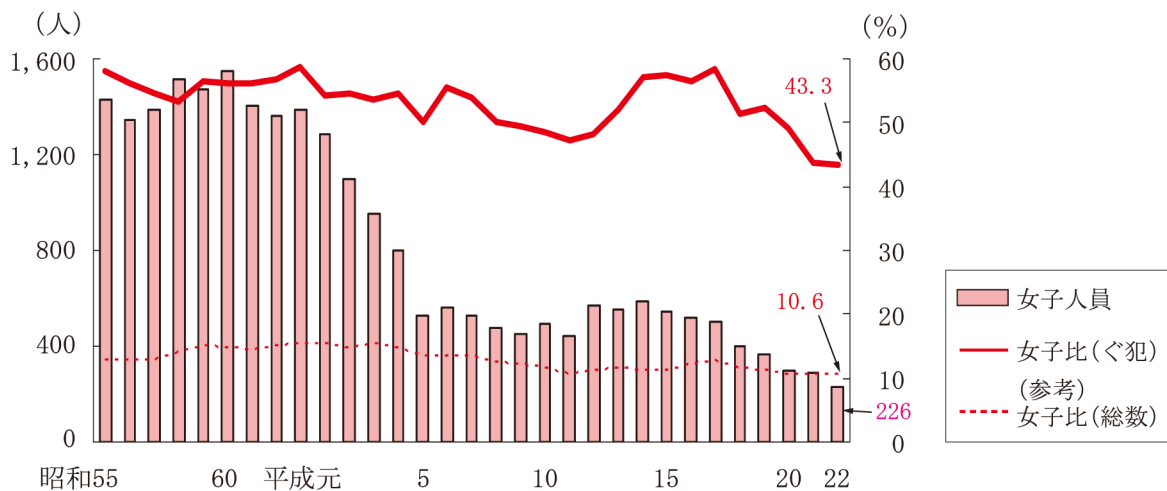
かな上昇傾向、年少少年の比率は緩やかな低下傾向にある（CD-ROM資料35参照）。

9 め犯

昭和55年以降のめ犯による女子の少年鑑別所被収容者人員の推移を見ると、8-2-3図のとおりである。昭和50年代後半から平成2年までは、ほぼ毎年1,000人を超えていたが、その後、減少傾向となり、18年以降は400人未満である。女子の人員は、昭和55年以降、ほとんどの年において、男子よりも多く、女子比が50%を超えていたが、平成20年以降、女子比は40%台であり、22年は43.3%であった（CD-ROM資料34参照）。

8-2-3図 め犯 少年鑑別所被収容者 女子人員・女子比の推移

（昭和55年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。

2 「被収容者」は、少年鑑別所送致の決定により入所した者（当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者に限る。）をいう。

3 「女子比」は、め犯による少年鑑別所被収容者又は少年鑑別所被収容者総数のそれぞれに占める女子の比率である。

昭和57年以降のめ犯による女子の少年鑑別所被収容者人員を年齢層別に見ると、年少少年、中間少年、年長少年の順で比率が高くなっており、年少少年の比率は、同年以降50%台から60%台で推移している。女子は、男子に比べて、年長少年の比率が低い（CD-ROM資料35参照）。

第9章 少年院入院者の動向

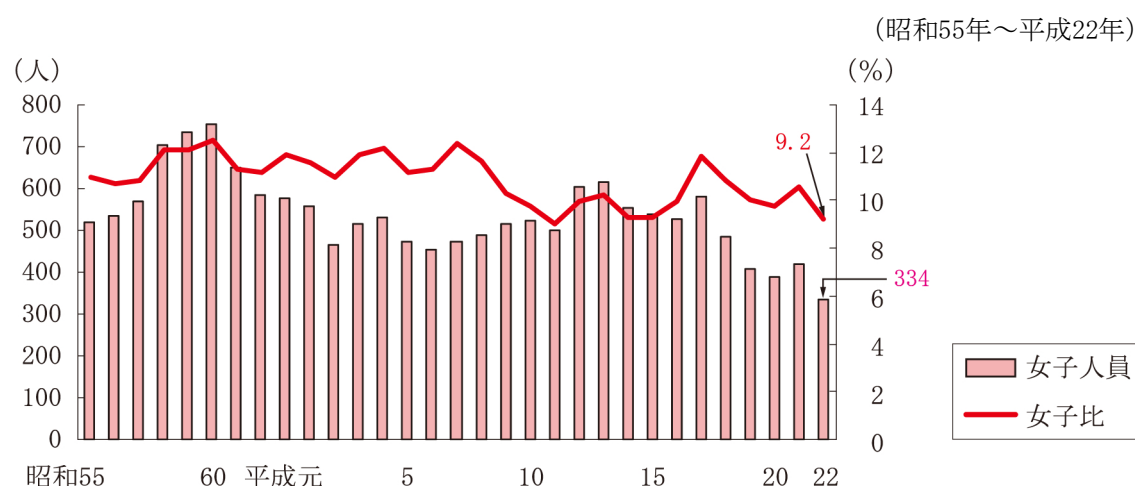
本章では、女子の少年院入院者の動向について、男子と比較しながら概観する。

第1節 入院状況

1 人員・女子比

昭和55年以降の女子の少年院入院者の人員・女子比の推移を見ると、9-1-1図のとおりである。

9-1-1図 少年院入院者 女子人員・女子比の推移



注1 矯正統計年報による。

2 「女子比」は、少年院入院者に占める女子の比率である。

女子の少年院入院者人員は、昭和55年以降増加し、60年に753人（なお、男子は5,276人であり、女子比は12.5%であった。）となった後、減少傾向に転じたが、平成6年を底として緩やかな増加傾向となり、13年に615人となった後は、再び減少傾向となり、22年は334人（前年比20.1%減）であり、昭和55年以降で最少であった。

女子比は、昭和55年から平成9年の間は10%台から12%台の間で推移していたが、10年以降は、ほぼ毎年9%台から10%台の間で推移し、22年は9.2%であった（CD-ROM資料36参照）。

2 入院者の特徴

9-1-2図は、昭和55年以降の女子の少年院入院者の年齢層別構成比の推移を見たものである。

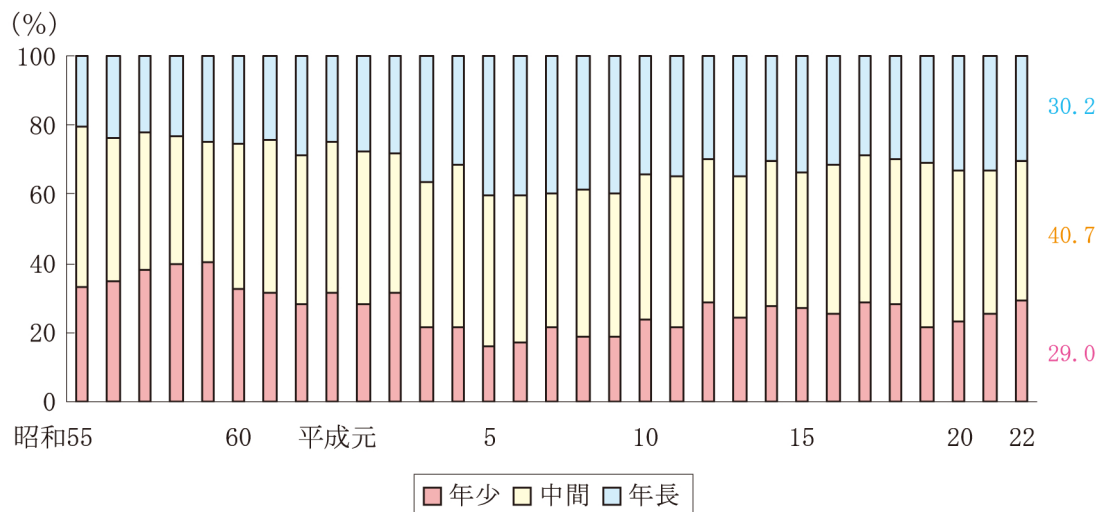
女子の少年院入院者では、中間少年の構成比が30%台から40%台とほぼ毎年最も高いが、

年長少年の構成比は平成2年までの20%台から3年以降はほぼ毎年30%を超える水準となり、逆に、年少少年の構成比は昭和63年まではほぼ毎年30%を超えていたが、平成元年以降20%台まで低下している。平成22年は、年少少年29.0%（97人）、中間少年40.7%（136人）、年長少年30.2%（101人）であった。

昭和55年以降一貫して、年長少年の比率は女子が男子よりも低く、年少少年の比率は女子が男子よりも高い（CD-ROM資料37参照）。

9-1-2図 少年院入院者 女子の年齢層別構成比の推移

（昭和55年～平成22年）



注1 矯正統計年報による。

注2 入院時の年齢による。

注3 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、入院時に20歳以上の者を含む。

昭和55年以降の女子の少年院入院者の不良集団関係別構成比（入院時）の推移を見ると、9-1-3図のとおりである。

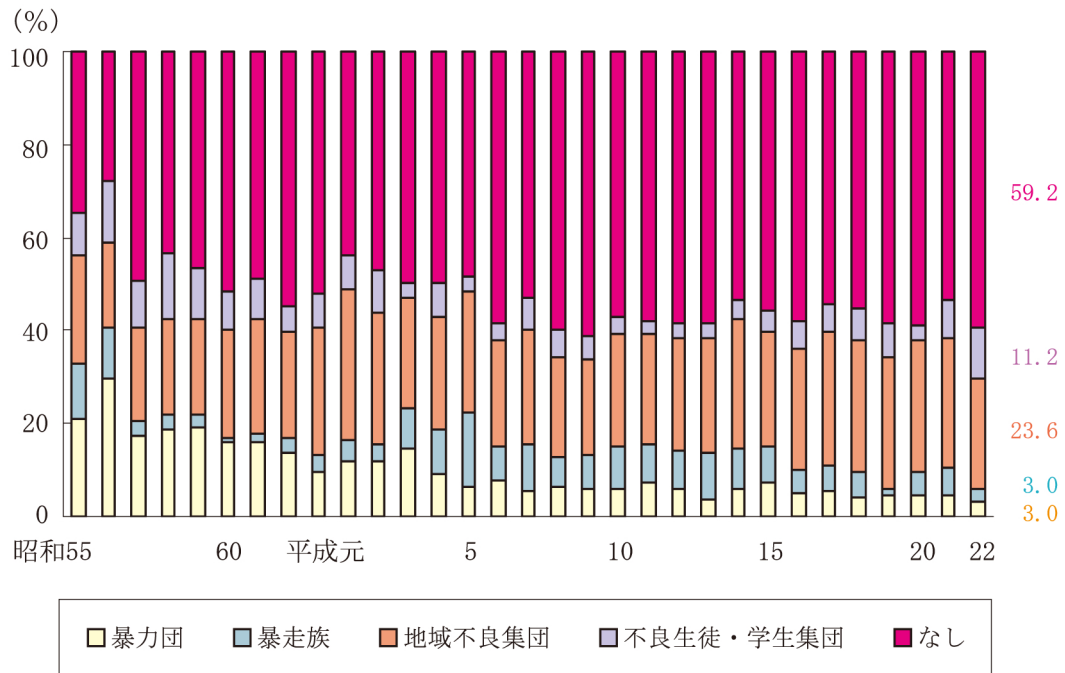
「不良集団関係なし」の構成比が最も高く、昭和55年からおおむね上昇傾向にあり、平成22年は59.2%（196人）であった。

不良集団との交友関係がある者について見ると、平成22年においては、「地域不良集団」との交友がある者（23.6%、78人）が多く、続いて「不良生徒・学生集団」との交友がある者（11.2%、37人）であり、「暴力団」、「暴走族」との交友が認められる者（それぞれ3%、10人）の構成比は小さい。「暴力団」、「暴走族」との交友がある者の構成比は、昭和55年においては高かったが、その後低下傾向にある。

男子と比べ、女子においては、不良集団との交友関係がない者の構成比が高い（CD-ROM資料38参照）。

9-1-3 図 少年院入院者 女子の不良集団関係別構成比の推移

(昭和55年～平成22年)



- 注1 矯正統計年報による。
 2 不良集団関係が不詳の者を除く。
 3 不良集団関係の有無・内容は、非行時による。

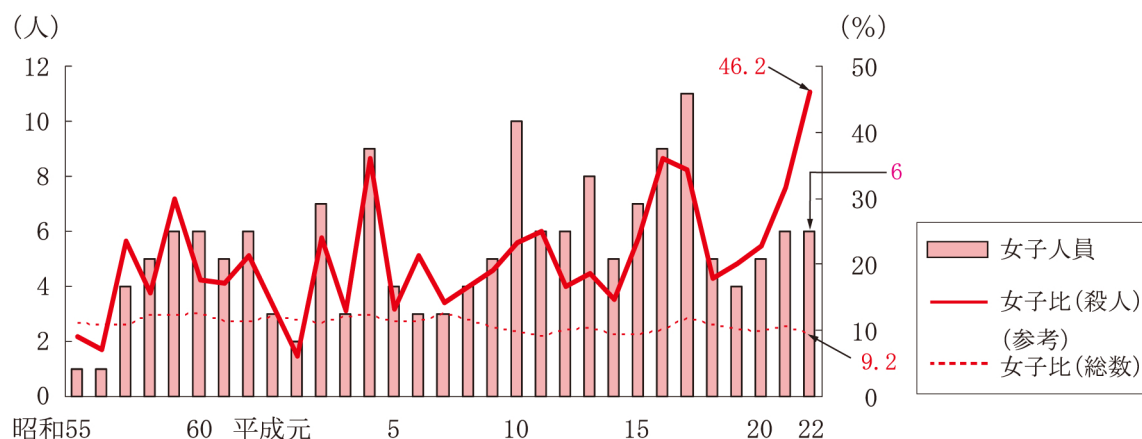
第2節 非行名別の動向

1 殺人

9-2-1 図は、昭和55年以降の殺人による女子の少年院入院者人員の推移を見たものである。その人員は少なく、1人から11人の間で推移している。

9-2-1 図 殺人 少年院入院者 女子人員・女子比の推移

(昭和55年～平成22年)



注1 矯正統計年報による。

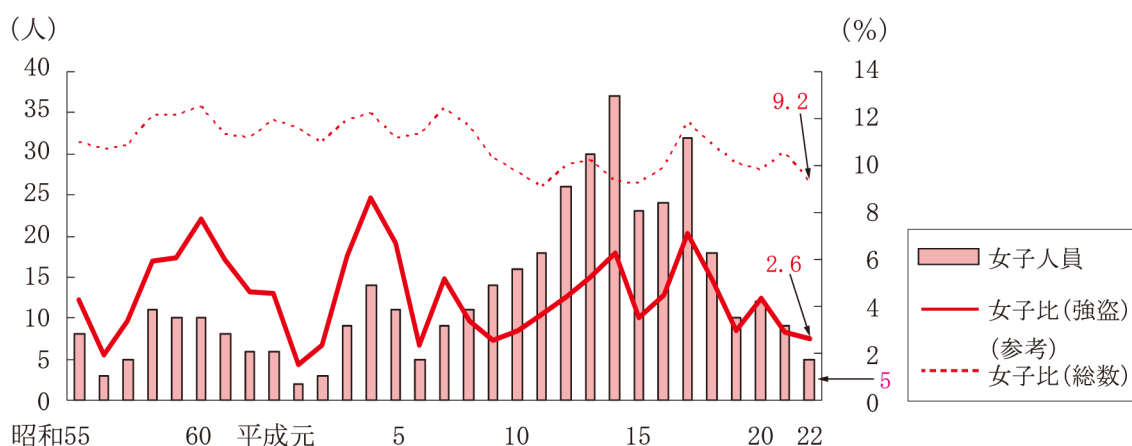
2 「女子比」は、殺人による少年院入院者又は少年院入院者総数のそれぞれに占める女子の比率である。

2 強盗

9-2-2 図は、昭和55年以降の強盗による女子の少年院入院者人員の推移を見たものである。女子の強盗による少年院入院者は男子に比べて少なく、昭和55年以降の累計で見た女子比は、4.4%である。その人員は、昭和55年以降15人以下で推移した後、平成12年以降20人台となり、14年に37人に達したが、18年に顕著に減少して、20人未満となり、その後、減少傾向で推移し、22年は5人であった(CD-ROM資料36参照)。

9-2-2 図 強盗 少年院入院者 女子人員・女子比の推移

(昭和55年～平成22年)



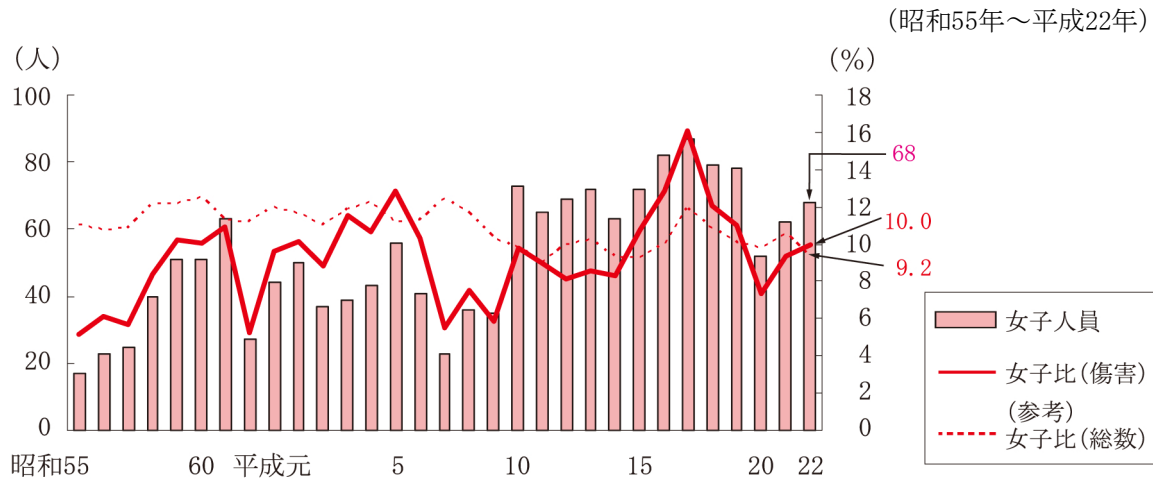
注1 矯正統計年報による。

2 「女子比」は、強盗による少年院入院者又は少年院入院者総数のそれぞれに占める女子の比率である。

3 傷害

9-2-3図は、昭和55年以降の傷害による女子の少年院入院者人員の推移を見たものである。同年は17人であったが、平成10年以降概ね60～80人前後で推移しており、女子の少年院入院者総数に占める傷害による者の比率は、昭和55年の3.3%から上昇し、平成22年は20.4%であった（CD-ROM資料36参照）。

9-2-3図 傷害 少年院入院者 女子人員・女子比の推移



注1 矯正統計年報による。

2 「女子比」は、傷害による少年院入院者又は少年院入院者総数に占める女子の比率である。

4 放火

9-2-4図は、昭和55年以降の放火による女子の少年院入院者人員の推移を見たものである。その人員は少なく、1人から6人の間で推移しており、女性比も、年による変動が大きい。

9-2-4図 放火 少年院入院者 女子人員・女子比の推移



注1 矯正統計年報による。

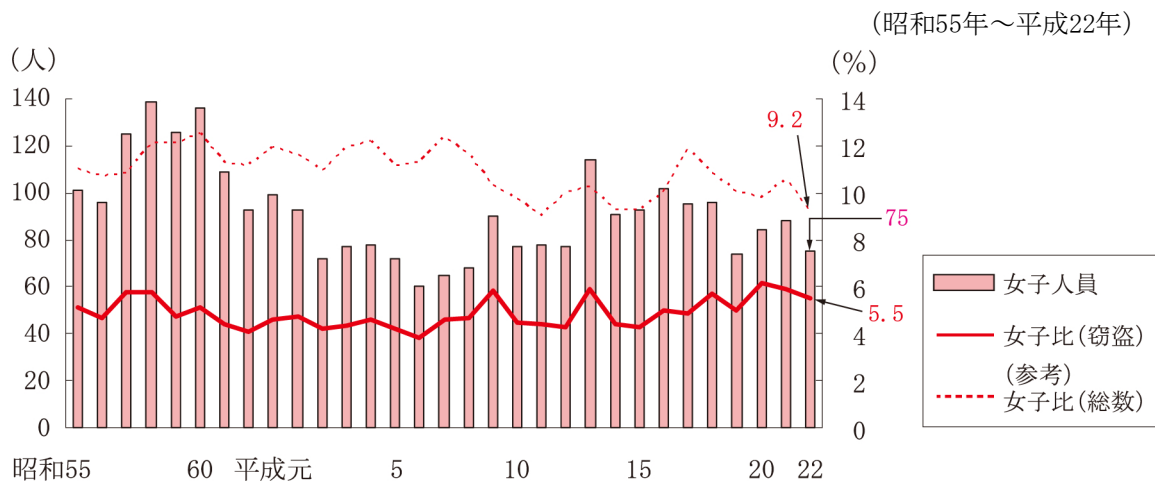
2 「女子比」は、放火による少年院入院者又は少年院入院者総数のそれぞれに占める女子の比率である。

5 窃盗

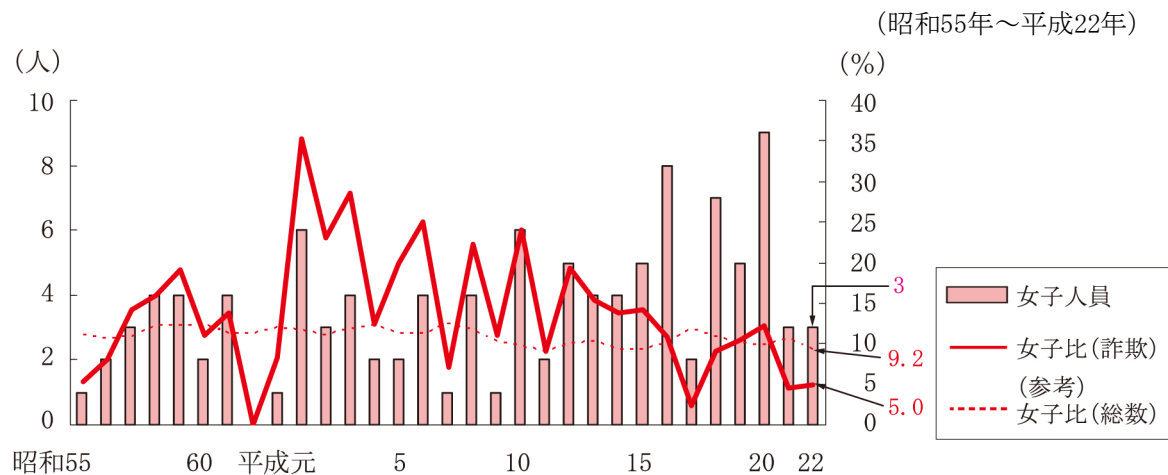
9-2-5図は、昭和55年以降の窃盗による女子の少年院入院者人員の推移を見たものである。

窃盗による女子の少年院入院者人員は、62年以降、平成13年及び16年を除き、100人を下回っている。女子の少年院入院者人員に占める窃盗の比率は、平成18年以降20%前後（平成22年は22.5%）であり、入院非行名としては高順位であるものの、男子（平成15年以降40%前後で、22年は39.2%）と比べ、その比率は低い。窃盗における女子比は5%前後で推移している（CD-ROM資料36参照）。

9-2-5図 窃盗 少年院入院者 女子人員・女子比の推移



9-2-6図 詐欺 少年院入院者 女子人員・女子比の推移



注1 矯正統計年報による。

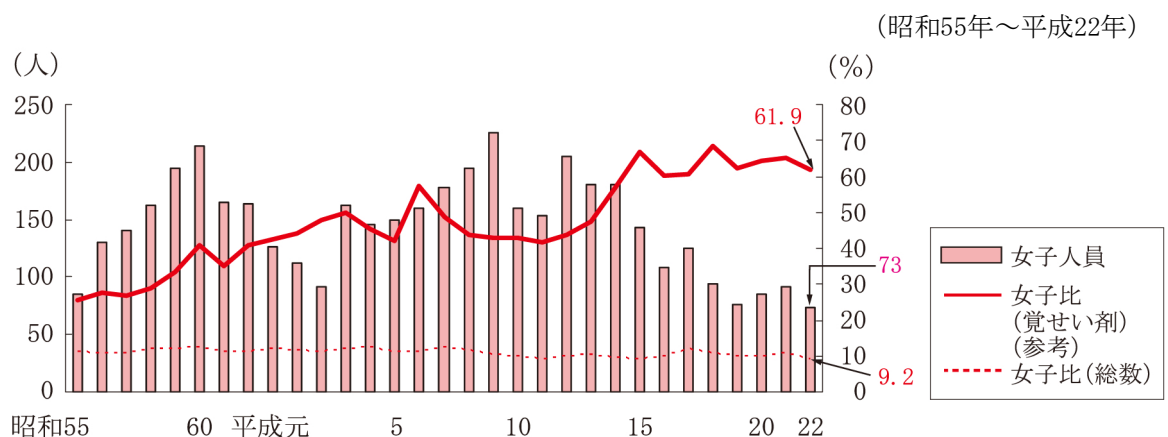
2 「女子比」は、詐欺による少年院入院者又は少年院入院者総数のそれぞれに占める女子の比率である。

7 覚せい剤取締法違反

9-2-7図は、昭和55年以降の覚せい剤取締法違反による女子の少年院入院者人員の推移を見たものである。

同人員は、56年から平成17年まではほぼ毎年100人を超えていたが（9年に最多の225人）、18年からは100人未満で推移し、22年は73人であった。覚せい剤取締法違反は、女子の少年院入院者の非行名として高順位にあり、女子の少年院入院者人員に占める覚せい剤取締法違反の比率は、9年には43.8%を占め、その後、低下したものの、ほぼ毎年20%前後の水準を維持している。また、14年以降、女子の覚せい剤取締法違反による少年院入院者の数は男子の同法違反による少年院入院者の数を上回っており、22年の女子比は61.9%であった(CD-ROM資料36参照)。

9-2-7図 覚せい剤取締法違反 少年院入院者 女子人員・女子比の推移



注1 矯正統計年報による。

2 「女子比」は、覚せい剤取締法違反による少年院入院者又は少年院入院者総数のそれぞれに占める女子の比率である。

第10章 保護観察対象者の動向

本章では、女性の保護観察対象者の動向について、男性と比較しながら概観する。

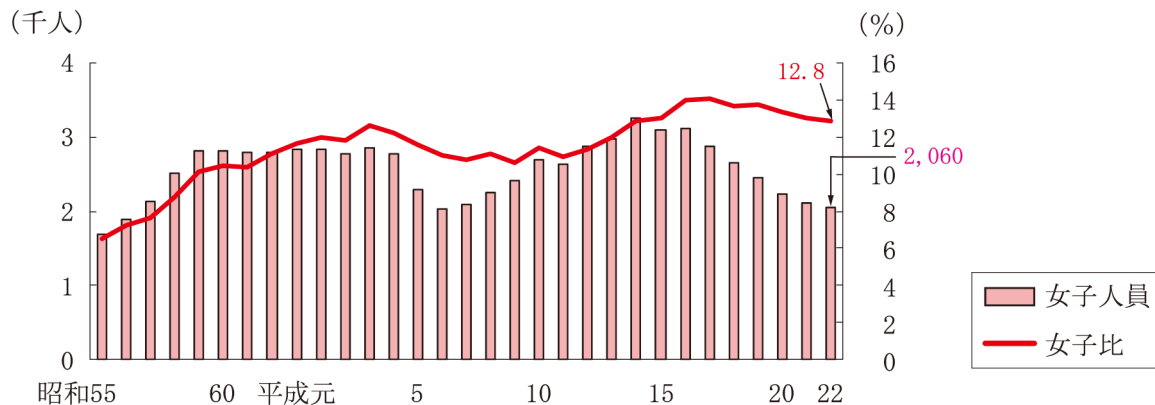
第1節 保護観察処分少年

1 保護観察開始状況

女子の保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付された者をいい、交通短期保護観察の対象者を除く。）について、昭和55年以降の保護観察開始人員及び女子比の推移を見ると、10－1－1図のとおりである。

10－1－1図 保護観察処分少年 保護観察開始時の女子人員・女子比の推移

（昭和55年～平成22年）



2 非行名別の動向

(1) 殺人及び放火

殺人及び放火による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、人数が極めて少なく、年によって変動が大きい。平成22年の殺人及び放火による同人員は、それぞれ0人、3人であった(CD-ROM資料39参照)。

(2) 強盗

強盗による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、平成9年から15年にかけて大幅に増加し、15年に77人に達したが、その後は減少し、19年以降は20人前後の低い水準で推移し、22年は、12人(女子比8.6%)であった(CD-ROM資料39参照)。

(3) 傷害

傷害による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、昭和55年は49人であったが、その後徐々に増加傾向を示し、平成14年に553人に達した。その後、減少に転じているが、22年においても281人と以前に比べると高い水準にある。女子比は、昭和55年は3.8%と低かったが、59年に10%を超えてからほぼ毎年10%から15%の間で推移し(最高は平成14年の16.3%)、平成22年は12.8%であった(CD-ROM資料39参照)。

(4) 窃盗

窃盗による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、昭和55年から平成9年まで400人から600人前後で推移していたが、14年から800人を越える水準で推移し、22年は880人(前年比1.1%増)であった。

女子比は、昭和55年以降緩やかな上昇傾向にあり、平成19年以降は毎年13%前後で推移し、22年は13.0%であった(CD-ROM資料39参照)。

(5) 詐欺

詐欺による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、昭和55年から平成12年までほぼ毎年20人未満で推移していたが、16年から30人を越える水準で推移し、22年は40人(前年比5.3%増)であった。しかし、男子の人員が14年から増加していることを受けて、女子比は、目立った上昇傾向はなく、13年以降おおむね20%から30%前後で推移している(CD-ROM資料39参照)。

(6) 覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反による女子の保護観察処分少年の保護観察開始人員は、昭和59年の377人と平成9年の357人をピークとして増減を繰り返したが、同年以降おおむね減少傾向にあり、18年からは毎年100人を下回り、22年は43人であった。しかし、男子の減少の程度が大きいため、女子比は上昇し、8年以降毎年50%を超え、22年は71.7%であった(CD-ROM資料39参照)。

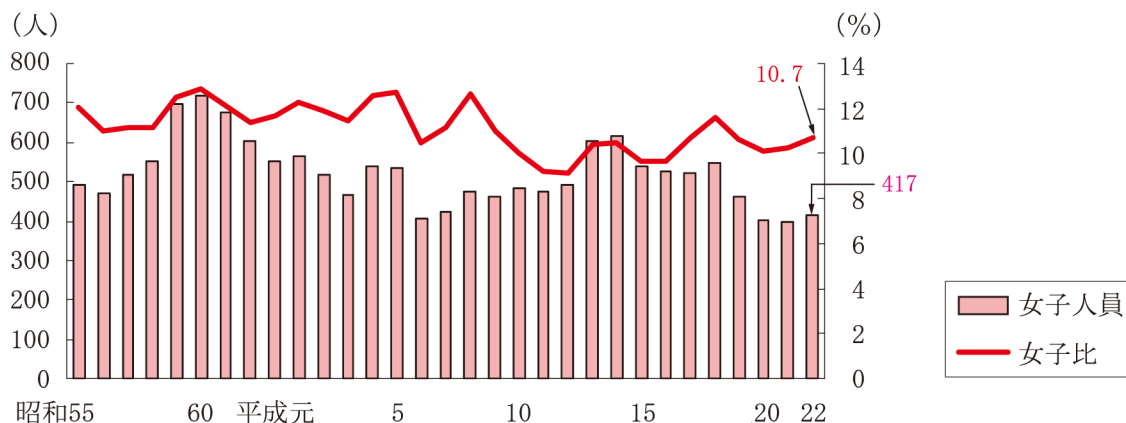
第2節 少年院仮退院者

1 保護観察開始状況

女子の少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者をいう。）について、昭和55年以降の保護観察開始人員及び女子比の推移を見ると、10-2-1図のとおりである。

10-2-1図 少年院仮退院者 保護観察開始時の女子人員・女子比の推移

（昭和55年～平成22年）



注1 保護統計年報による。

2 「女子比」は、少年院仮退院者に占める女子の比率である。

女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、昭和55年以降、400人前後から700人前後の間で推移している。少年院仮退院者も、保護観察処分少年と同じく、平成19年以降は比較的低い水準で推移し、22年は417人（前年比5.3%増）であった。

女子比は、9%から13%の間で推移し、平成22年は10.7%（前年比0.5pt上昇）であった。

2 非行名別の動向

（1）殺人及び放火

昭和55年以降、殺人による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、おおむね10人以下であり、放火による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、10人未満で推移しており、いずれも少ない（CD-ROM資料40参照）。

（2）強盗

強盗による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は、平成9年から15年の間に急増したが、18年以降は減少傾向にある。22年は、12人であり、女子比3.9%であった（CD-ROM資料40参照）。

（３）詐欺

詐欺による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は，昭和55年以降，10人未満で推移しており，少ない。一方，男子は，平成17年以降大きく増加しており，女子比は，それ以前に比べて，総じて低くなっている（CD-ROM資料40参照）。

（４）傷害

傷害による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は，昭和55年以降おおむね増加傾向にあったが，平成16年の90人をピークに減少傾向を示し，19年以降は，50人から60人の間で推移し，22年は53人（前年比5.4%減）であった。また，女子比は，14年以降10%前後で推移し，22年は8.6%であった。昭和55年においては，女子の少年院仮退院者総数に占める傷害による者の比率は，2.6%であったが，その後，上昇傾向にあり，平成11年以降10%を超えている（CD-ROM資料40参照）。

（５）窃盗

窃盗による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は，昭和60年の144人をピークに，その後緩やかな減少傾向を示し，平成14年から再び増加傾向となった。17年以降，100人前後の水準で推移し，22年は，95人（前年比2.2%増）であった。

女子比は一貫して4%前後から7%の間で推移し，また，女子の少年院仮退院者総数に占める窃盗による者の比率は，一時期を除き，おおむね20%前後で推移しており，大きな変動がない（CD-ROM資料40参照）。

（６）覚せい剤取締法違反

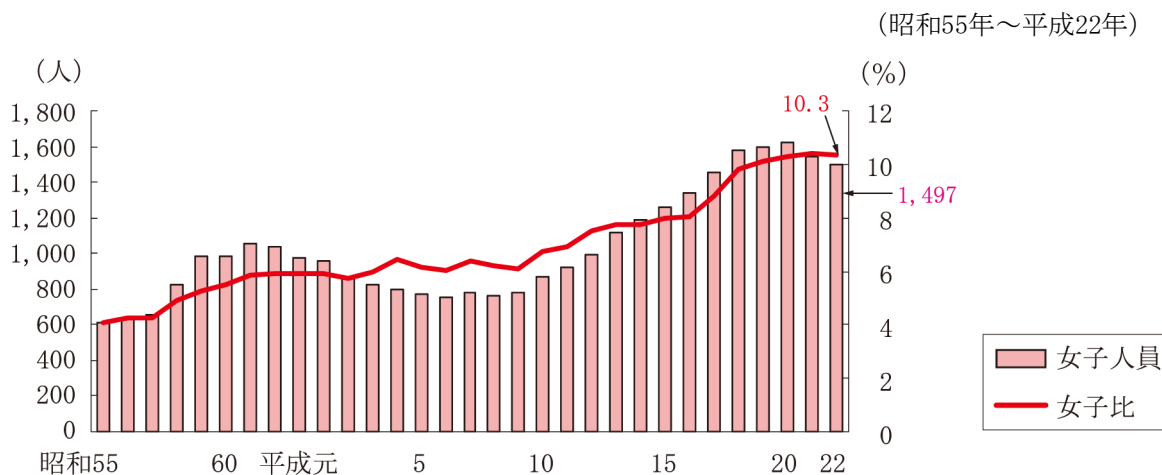
覚せい剤取締法違反による女子の少年院仮退院者の保護観察開始人員は，緩やかな増減を繰り返した後，平成14年以降減少傾向となり，19年からは100人を下回り，22年は，88人（前年比6.0%増）であった。昭和55年における女子比は32.5%であったが，平成13年以降50%を超えており，22年は65.2%であった。女子の少年院仮退院者総数に占める覚せい剤取締法違反による者の比率は，9年に42.2%を占めるに至ったが，その後，低下し，22年は21.2%であった（CD-ROM資料40参照）。

第3節 仮釈放者

1 保護観察開始状況

女性の仮釈放者（仮釈放を許されて保護観察に付されている者をいう。）について、昭和55年以降の保護観察開始人員及び女性比の推移を見ると、10-3-1図のとおりである。

10-3-1図 仮釈放者 保護観察開始時の女性人員・女性比の推移



注1 保護統計年報による。

2 「女性比」は、仮釈放者に占める女性の比率である。

女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、昭和55年以降おおむね増加傾向にあり、平成20年（1,625人）をピークに若干の減少に転じたが、以後も高い水準で推移しており、22年は1,497人（前年比3.2%減）であった。その増加により、女性比は、昭和55年以降、緩やかな上昇傾向にあり、平成22年は10.3%（昭和55年（4.1%）に比べ6.3pt上昇）であった。

2 罪名別の動向

（1）殺人

殺人による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、昭和55年以降、50人前後と横ばい状態で推移し、平成22年は55人であった。女性比は、昭和55年から60年ころまでは10%前後で推移していたが、その後、上昇傾向を示し、平成22年は20.1%であり、放火と並んで女性比が高い（CD-ROM資料41参照）。

（2）強盗

強盗による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、平成7年（15人）を除き、毎年10人以下で推移していたが、12年（17人）に10人を超えて以降は、増加傾向にあり、特に18年以降は毎年30人前後と比較的高水準にあり、22年は27人（前年比18.2%減）であった。

女性比は、平成11年までほぼ毎年2%未満であったが、14年以降は3%を超えて推移し、

22年は3.6%（前年比0.5pt低下）であった（CD-ROM資料41参照）。

（３）傷害

傷害による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、全体の人員が少ないが、平成12年以降おおむね増加傾向にあり、15年以降ほぼ毎年20人を超えている。22年は、18人（前年比43.8%減）であった。

女性比は、昭和55年から平成8年までおおむね2%未満で推移していたが、18年以降は3%を越えて推移し、21年は5.1%にまで上昇した。22年の女性比は3.2%であった（CD-ROM資料41参照）。

（４）放火

放火による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、少ないながらも増加傾向が見られ、平成12年以降はほぼ毎年20人以上で推移しており、22年は、30人（前年比14.3%減）であった。女性比は、元年まではほぼ毎年10%未満であったが、その後上昇し、20年以降は20%を超え、22年は23.4%（同7.3pt低下）であった（CD-ROM資料41参照）。

（５）窃盗

窃盗による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、昭和55年以降100人から300人までの間で推移していたが、平成15年に300人を超え、19年以降は毎年500人を超えて、高水準で推移している。22年は529人（前年比2.4%減）となり、対昭和55年比でみると約3倍と増加傾向が明らかである。

女性比は上昇傾向にあり、昭和55年から平成12年までの間は5%未満で推移していたが、19年以降は10%前後で推移し、22年は10.5%であった（CD-ROM資料41参照）。

（６）詐欺

詐欺による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、平成11年以降、おおむね増加を続けて15年に100人を超えた後、ほぼ毎年100人前後で推移している。22年は119人（前年比35.2%増）であった。

女性比は、昭和55年の5.7%から長期的には上昇し、平成11年以降10%前後で推移しており、22年は9.7%（前年比1.6pt上昇）であった（CD-ROM資料41参照）。

（７）覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反による女性の仮釈放者の保護観察開始人員は、昭和55年は266人であったが、徐々に増加し、59年以降、500人台から600人台で推移した後、平成元年から緩やかに減少した。その後、10年から増加傾向となり、13年から500人を超える高水準で推移し、22年は533人（前年比1.3%減）であり、昭和55年の約2倍である。

女性比は、昭和55年の10.2%から緩やかに上昇し、平成22年は17.0%（前年比0.1pt上昇）であった（CD-ROM資料41参照）。

3 罪名別構成比

昭和55年から平成22年までの5年間隔で、仮釈放者の保護観察開始人員の罪名別構成比の上位5罪名を男女別に見ると、10-3-2表のとおりである。

10-3-2表 仮釈放者の罪名別構成比（男女別）

（昭和55年，60年，平成2年，7年，12年，17年，22年）

① 女性

年次	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
昭和55年	覚せい剤	(43.2)	窃盗	(28.6)	詐欺	(10.1)	殺人	(8.4)	放火	(1.9)
60	覚せい剤	(58.1)	窃盗	(19.6)	詐欺	(8.6)	殺人	(5.2)	横領	(1.8)
平成2	覚せい剤	(52.2)	窃盗	(20.9)	詐欺	(7.1)	殺人	(6.6)	放火	(2.7)
7	覚せい剤	(50.9)	窃盗	(18.7)	詐欺	(7.6)	殺人	(5.8)	業過 道交法	(2.4)
12	覚せい剤	(49.4)	窃盗	(18.7)	詐欺	(8.7)	殺人	(6.8)	放火	(2.4)
17	覚せい剤	(36.8)	窃盗	(30.6)	詐欺	(9.3)	殺人	(3.4)	入管法	(2.5)
22	覚せい剤	(35.6)	窃盗	(35.3)	詐欺	(7.9)	殺人	(3.7)	放火	(2.0)

② 男性

年次	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
昭和55年	窃盗	(33.6)	覚せい剤	(16.0)	業過	(8.7)	詐欺	(7.0)	道交法	(5.6)
60	窃盗	(31.7)	覚せい剤	(26.4)	業過	(7.3)	詐欺	(7.1)	道交法	(4.5)
平成2	窃盗	(30.9)	覚せい剤	(28.0)	業過	(6.6)	詐欺	(6.3)	道交法	(4.3)
7	窃盗	(32.2)	覚せい剤	(26.7)	詐欺	(6.2)	業過	(5.4)	道交法	(4.3)
12	窃盗	(32.1)	覚せい剤	(26.5)	詐欺	(5.8)	業過	(4.4)	道交法	(4.3)
17	窃盗	(34.5)	覚せい剤	(20.6)	詐欺	(6.4)	業過	(4.9)	道交法	(4.7)
22	窃盗	(34.7)	覚せい剤	(20.0)	詐欺	(8.5)	強盗	(5.6)	傷害	(4.2)

注1 保護統計年報による。

2 () 内は，男女それぞれの仮釈放者に占める罪名別人員の比率である。

3 「横領」は，遺失物等横領及び背任を含む。

4 「業過」は，業務上過失致死傷及び重過失致死傷である。

5 同率の罪名がある場合には，基本的には5罪名目までを掲載し，6罪名目からは，5罪名目と同率で並んでいる場合のみ掲載している。

全ての年次において，男性も女性も覚せい剤取締法違反と窃盗の構成比が高いが，男性では窃盗が最も高いのに対し，女性では覚せい剤取締法違反が最も高く，これら2罪の順位が男女で逆である。女性では窃盗及び覚せい剤取締法違反の2罪名による仮釈放者が全女性仮釈放者の約7割を占め，男性（5割から6割の間）と比べると，この2罪名に集中している傾向がうかがわれる。また，平成22年の覚せい剤取締法違反及び窃盗の構成比を見ると，女性では，それぞれ35.6%，35.3%であって，その差は0.3ptであり，男性（14.7pt差）と比べ，この2罪名の比率の差が小さい。

また，3位以降を見ると，女性では，詐欺，殺人の順となっており，男性のように業務上過失致死傷が上位5罪名にない一方で，殺人の構成比が高い（CD-ROM資料43参照）。

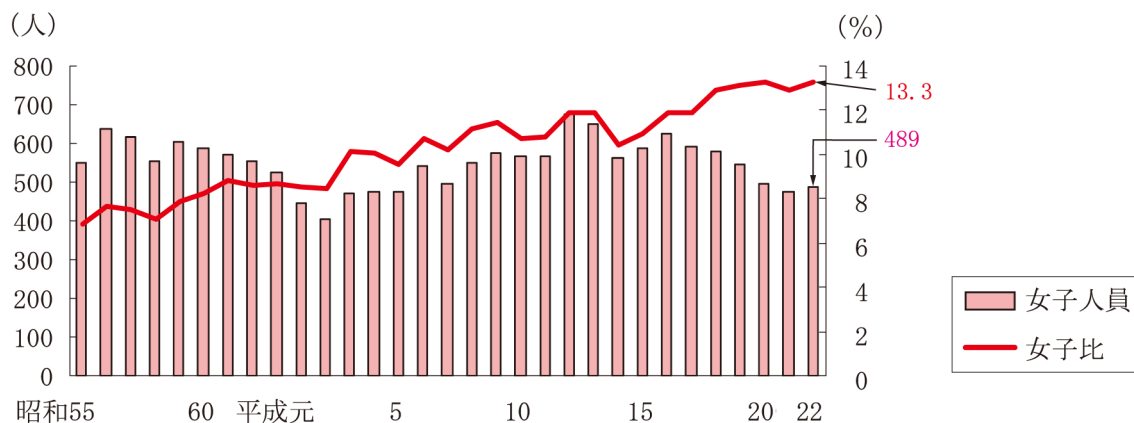
第4節 保護観察付執行猶予者

1 総数

女性の保護観察付執行猶予者（刑の執行を猶予されて保護観察に付された者をいう。）について、昭和55年以降の保護観察開始人員及び女性比の推移を見ると、10-4-1図のとおりである。

10-4-1図 保護観察付執行猶予者 保護観察開始時の女性人員・女性比の推移

（昭和55年～平成22年）



注1 保護統計年報による。

2 「女性比」は、保護観察付執行猶予者に占める女性の比率である。

女性の保護観察付執行猶予者について見ると、昭和55年以降400人台から600人台の間で推移し、平成22年は489人（前年比2.9%増）であった。男性の保護観察付執行猶予者が昭和55年から平成22年の間に42.5%に減少しているのに比べ、女性においては比較的増減が少ない。

女性比は、仮釈放者と同様に、昭和55年（6.8%）以降上昇傾向にあり、平成22年は13.3%であった。

2 罪名別

（1）殺人及び放火

殺人による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員はほぼ毎年20人未満で推移しており、少ない。女性比は、ほぼ毎年30%以上で推移しており、同年の検挙人員における女性比よりもおおむね高い比率で推移している。

放火による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は平成14年まではおおむね15人未満で推移していたが、15年からはほぼ毎年20人を超えており、若干の増加傾向がうかがわれる。女性比も、昭和55年から平成10年までの累計で18.9%であったのに対し、11

年から22年までの累計では30.1%であり、上昇傾向がうかがわれる(CD-ROM資料42参照)。

(2) 強盗

強盗による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、平成18年までは5人以下であったが、19年以降は毎年5人以上となり、若干の増加傾向にあることがうかがえる(CD-ROM資料42参照)。

(3) 傷害

傷害による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、人数が少ないながらも増加傾向がみられ、平成3年までの間は10人未満で推移していたが、16年以降はほぼ毎年20人以上で推移しており、22年は20人(前年比25.9%減)であった。

女性比は、長期的に上昇傾向にあり、平成15年まで4%未満で推移していたが、16年以降はほぼ毎年5%前後以上で推移し、22年は6.4%であった(CD-ROM資料42参照)。

(4) 窃盗

窃盗による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、平成13年まで100人台で推移していたが、14年以降はほとんどの年で200人を超えており、22年は211人(前年比11.1%増)であった。同年の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員を昭和55年と比較すると、男性では約半分(52.1%)であるのに対し、女性では136.1%である。

女性比は上昇傾向にあり、平成13年までの間は10%未満で推移していたが、14年以降はほぼ毎年10%を超えており、22年は15.4%であった(CD-ROM資料42参照)。

(5) 詐欺

詐欺による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、昭和55年以降、おおむね20人台から30人台で推移しており、女性比もおおむね10%前後で推移している(CD-ROM資料42参照)。

(6) 覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反による女性の保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員は、昭和60年までほぼ毎年300人台で推移していたが、平成15年以降は200人を下回っており、22年は152人(前年比10.9%増)であった。男女間の人員の差は経年とともに小さくなってきている。

女性比は、男性の人員が女性に比べて大きく減少していることから、上昇しており、昭和59年までは20%未満であったが、平成15年以降はほぼ毎年30%を超えている(CD-ROM資料42参照)。

3 罪名別構成比

昭和55年から平成22年までの5年間隔で、保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員の罪名別構成比の上位5罪名を男女別に見ると、10-4-2表のとおりである。

10-4-2表 保護観察付執行猶予者の罪名別構成比（男女別）

（昭和55年，60年，平成2年，7年，12年，17年，22年）

① 女性

年次	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
昭和55年	覚せい剤	(50.4)	窃盗	(28.2)	売防法	(5.8)	詐欺	(4.7)	殺人	(2.9)
60	覚せい剤	(56.0)	窃盗	(25.0)	詐欺	(4.8)	殺人	(3.1)	業過	(2.2)
平成2	覚せい剤	(47.5)	窃盗	(29.5)	詐欺	(4.5)	業過	(2.5)		
7	覚せい剤	(52.8)	窃盗	(22.4)	道交法	(6.0)	売防法	(3.8)	殺人	(2.8)
12	覚せい剤	(50.1)	窃盗	(24.0)	詐欺	(5.2)	道交法	(4.0)	傷害	(2.2)
17	窃盗	(42.5)	覚せい剤	(27.0)	詐欺	(4.9)	放火 傷害	(3.9)		
22	窃盗	(43.1)	覚せい剤	(31.1)	傷害 詐欺 放火	(4.1)				

② 男性

年次	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
昭和55年	窃盗	(29.7)	覚せい剤	(19.4)	道交法	(15.3)	業過	(8.9)	傷害	(5.4)
60	窃盗	(32.1)	覚せい剤	(18.7)	道交法	(12.3)	業過	(9.2)	傷害	(5.2)
平成2	窃盗	(34.0)	覚せい剤	(13.9)	道交法	(13.2)	業過	(8.8)	傷害	(7.5)
7	窃盗	(36.2)	覚せい剤	(19.2)	道交法	(11.0)	傷害	(6.0)	業過	(5.0)
12	窃盗	(33.1)	覚せい剤	(17.2)	道交法	(8.9)	傷害	(8.3)	恐喝	(5.6)
17	窃盗	(39.5)	覚せい剤	(8.8)	傷害	(8.2)	道交法	(7.8)	詐欺	(5.7)
22	窃盗	(36.4)	覚せい剤	(10.0)	傷害	(9.2)	道交法	(6.0)	詐欺	(5.8)

注1 保護統計年報による。

2 () 内は，男女それぞれの保護観察付執行猶予者に占める罪名別人員の比率である。

3 「業過」は，業務上過失致死傷及び重過失致死傷である。

4 同率の罪名がある場合には，基本的には5罪名目までを掲載し，6罪名目からは，5罪名目と同率で並んでいる場合のみ掲載している。

男女のいずれでも窃盗及び覚せい剤取締法違反の構成比が高い。男性では，いずれの年次においても窃盗の比率が最も高く，次いで覚せい剤取締法違反である。女性では，平成12年までは覚せい剤取締法違反が5割前後と顕著に高い構成比を占めていたが，17年以降は窃盗が4割以上と最も高い構成比を占めるようになり，覚せい剤取締法違反は3割程度まで低下してきている。保護観察付執行猶予者において，この2罪名の比率を合計すると，いずれの年次でも，女性では，約7割以上であり，男性（約5割）に比べて高く，女性においては，窃盗及び覚せい剤取締法違反の2罪名に対する集中度が高い。

それ以外の罪名については，男性では，道交法違反，業過（業務上過失致死傷及び重過失致死傷），傷害等が上位5罪名に上がるのに対し，女性では，殺人，放火，売春防止法違反が上位5罪名に入っている（CD-ROM資料43参照）。

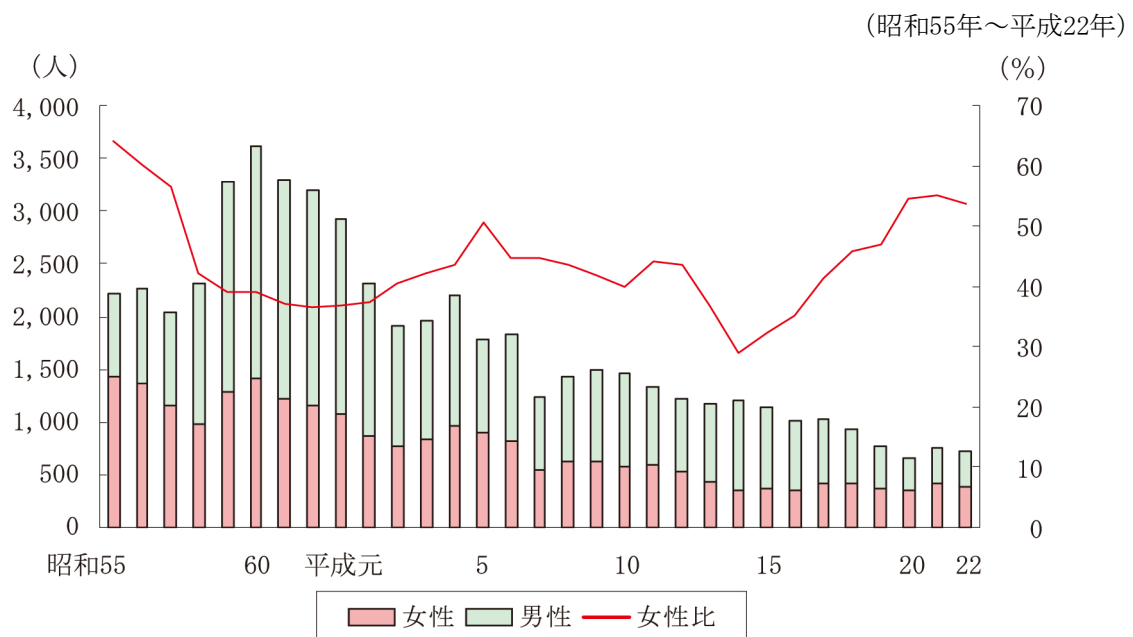
第11章 婦人補導院等の動向

本章では、女性の犯罪に特有な問題として位置付けられる売春等の動向を見る。

昭和55年以降の売春防止法違反の送致人員等の推移を見ると、11－1図のとおりである。

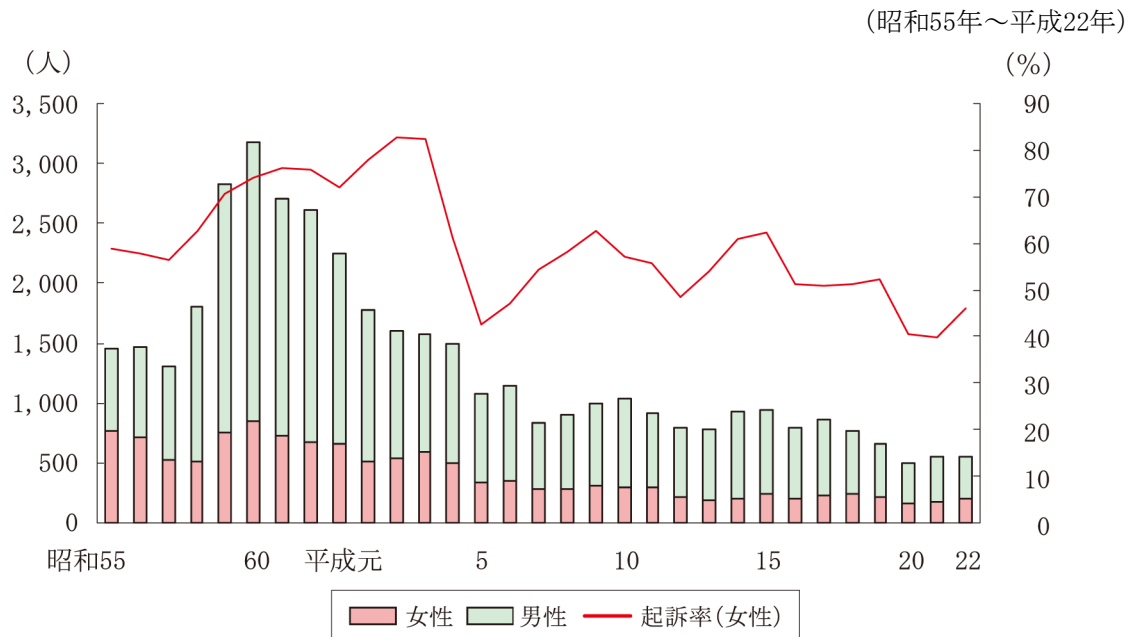
売春防止法違反の送致人員は、同法の罰則が施行された翌年の昭和34年に19,600人（人員は検挙人員による。）と最も多かったが、その後、次第に減少をたどり、57年に2,034人となった後、増加に転じ、60年に3,617人となったが、その後、再度減少傾向となり、平成20年以降は700人前後で推移している。そのうち、女性の送致人員は、昭和55年には1,425人（女性比64.2%）であったが、その後、おおむね減少を続け、平成14年に347人（同28.9%）と昭和55年以降の最少を記録した。その後、女性の同法違反の送致人員は、おおむね400人前後の横ばいで推移している（女性比は上昇傾向）。

11－1図 売春防止法違反の送致人員等の推移



昭和55年以降の売春防止法違反による起訴人員等の推移を見ると、11－2図のとおりである。女性の売春防止法違反による起訴人員は、昭和55年には766人であったが、61年から平成5年まで明らかな減少傾向にあった後、その後、ゆるやかな減少または横ばいで推移している。女性の起訴率は、昭和59年から平成3年までは70%又は80%を超えていたが、5年以降は、ほとんどの年で60%を下回っている。

11－2図 売春防止法違反の起訴人員等の推移



売春防止法5条違反の罪（売春をする目的で、公衆の目に触れるような方法で勧誘又は客待をしたり、勧誘するため公共の場所につきまとうなどの罪）を犯した成人の女性について、裁判所が懲役刑の執行を猶予する場合には、併せて補導処分に付することができる。婦人補導院は、補導処分に付された者を収容し、更生に必要な補導を行うことを目的とする施設であり、現在、東京に1庁設置されている。婦人補導院を仮退院した者は、補導処分の残期間中、保護観察に付される。

昭和55年以降の婦人補導院の入出院状況を見ると、11－3表のとおりである。昭和55年及び56年に、それぞれ新収容人員が20人であったが、57年から平成3年までは10人未満で推移し（ただし、昭和61年は0人）、4年以降は、7年及び17年にそれぞれ1人の新収容があったのを除き、0人であった。出院については、そのほとんどが退院により出院しており、昭和55年に3人、58年に1人が仮退院により保護観察が開始されたのみである。

11－3表 婦人補導院入出院状況

(昭和55年～平成22年)

年次	入院			出院			
	総数	新収容	その他	総数	退院	仮退院	その他
昭和55年	20	20	－	25	22	3	－
56	20	20	－	20	20	－	－
57	5	5	－	12	12	－	－
58	5	5	－	9	8	1	－
59	5	5	－	2	2	－	－
60	4	4	－	6	6	－	－
61	－	－	－	1	1	－	－
62	3	3	－	1	1	－	－
63	7	7	－	7	7	－	－
平成元	4	4	－	5	5	－	－
2	3	3	－	3	3	－	－
3	2	2	－	1	1	－	－
4	－	－	－	2	2	－	－
5	－	－	－	－	－	－	－
6	－	－	－	－	－	－	－
7	1	1	－	1	1	－	－
8	－	－	－	－	－	－	－
9	－	－	－	－	－	－	－
10	－	－	－	－	－	－	－
11	－	－	－	－	－	－	－
12	－	－	－	－	－	－	－
13	－	－	－	－	－	－	－
14	－	－	－	－	－	－	－
15	－	－	－	－	－	－	－
16	－	－	－	－	－	－	－
17	1	1	－	－	－	－	－
18	－	－	－	1	1	－	－
19	－	－	－	－	－	－	－
20	－	－	－	－	－	－	－
21	－	－	－	－	－	－	－
22	－	－	－	－	－	－	－

注 矯正統計年報による。

平成 24 年 11 月 印 刷

平成 24 年 11 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 株式会社アライ印刷
